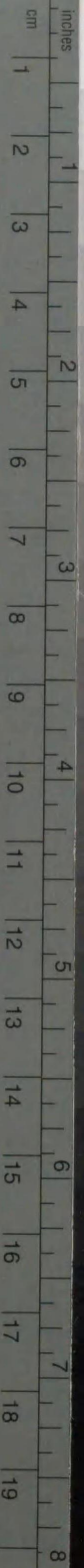


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



594
16

594-16
1200501526926



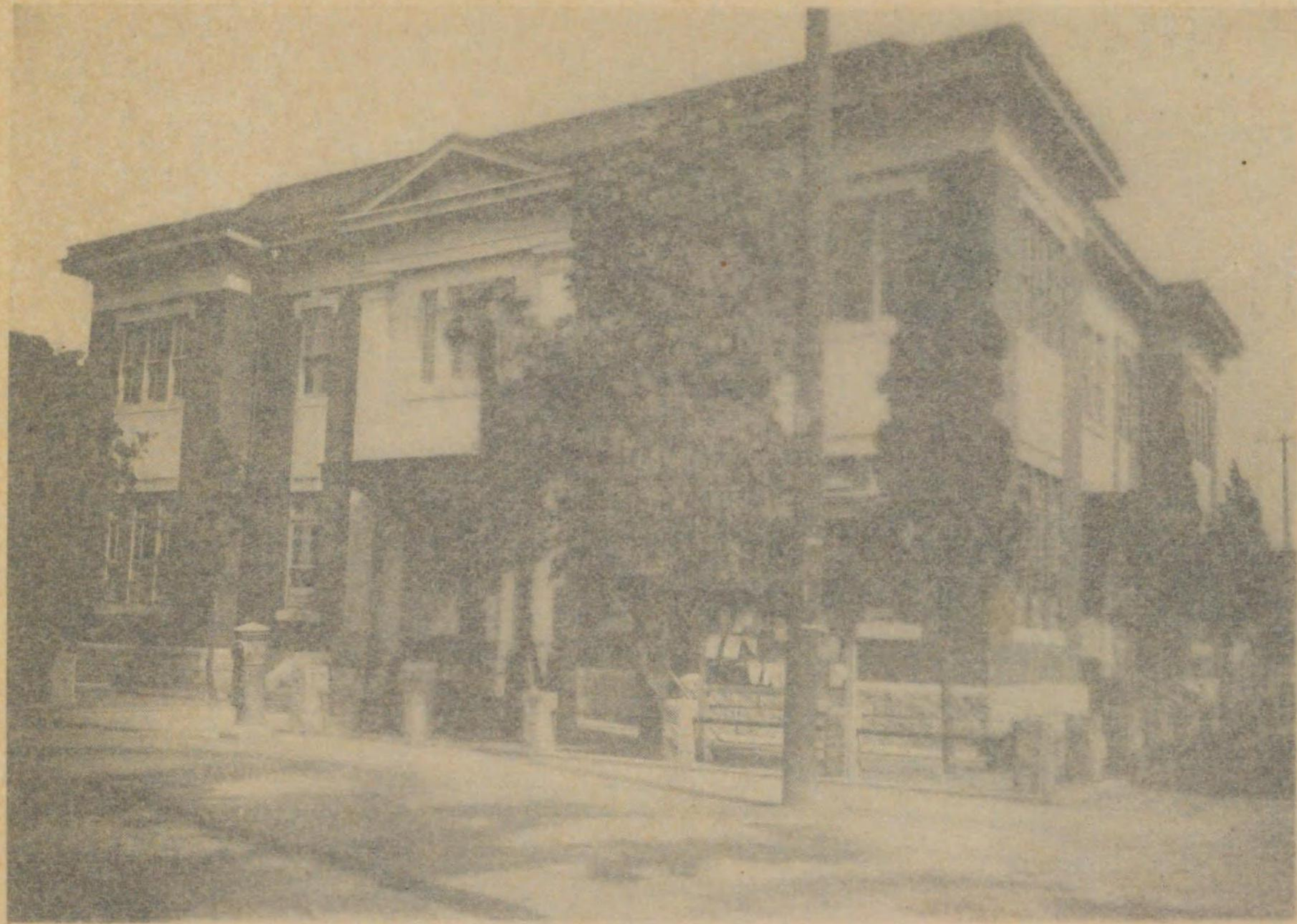


KIDL-19



御禮記念京都府伏見町誌





伏見町現廳舎



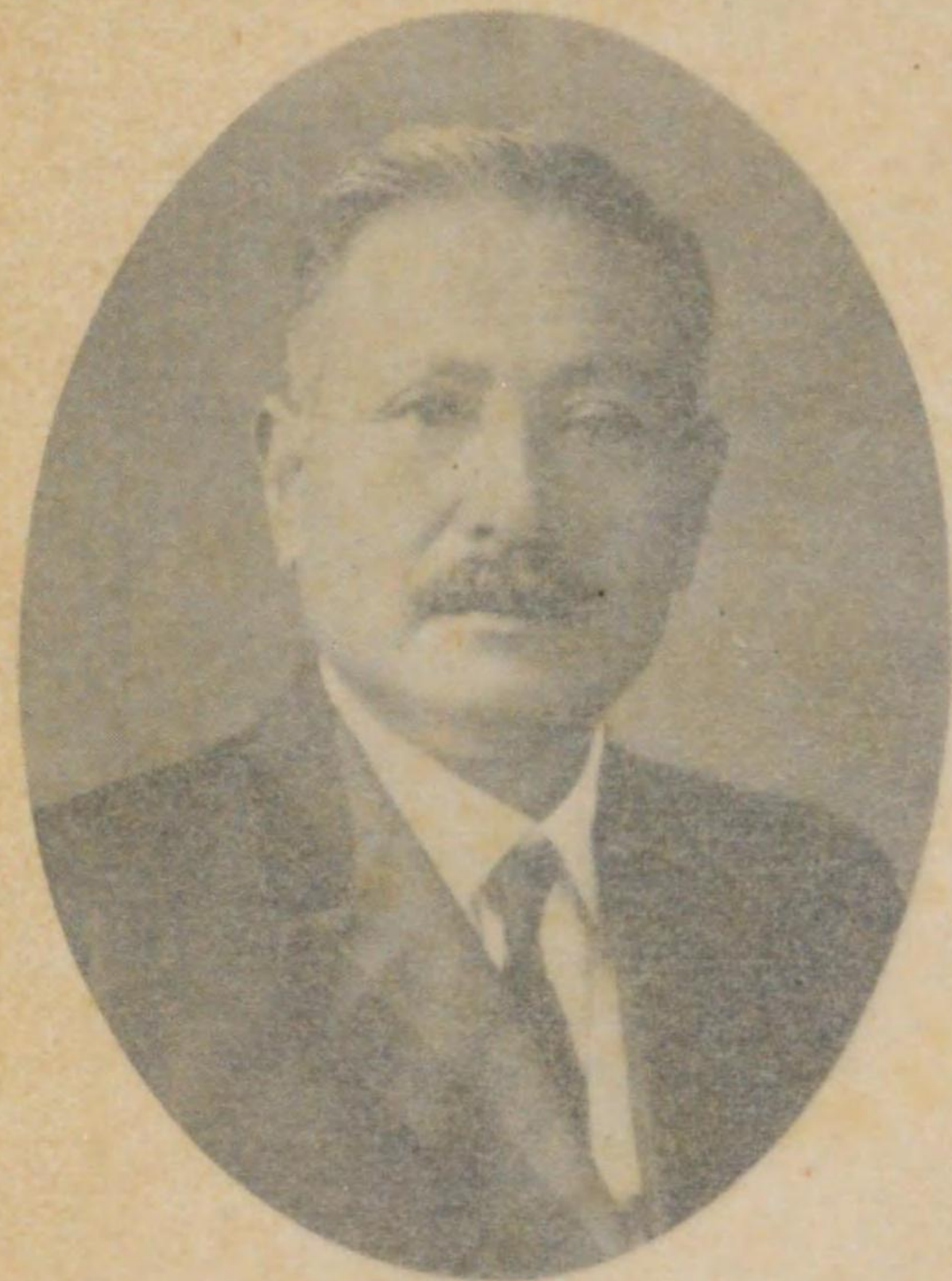
伏見町舊廳舎



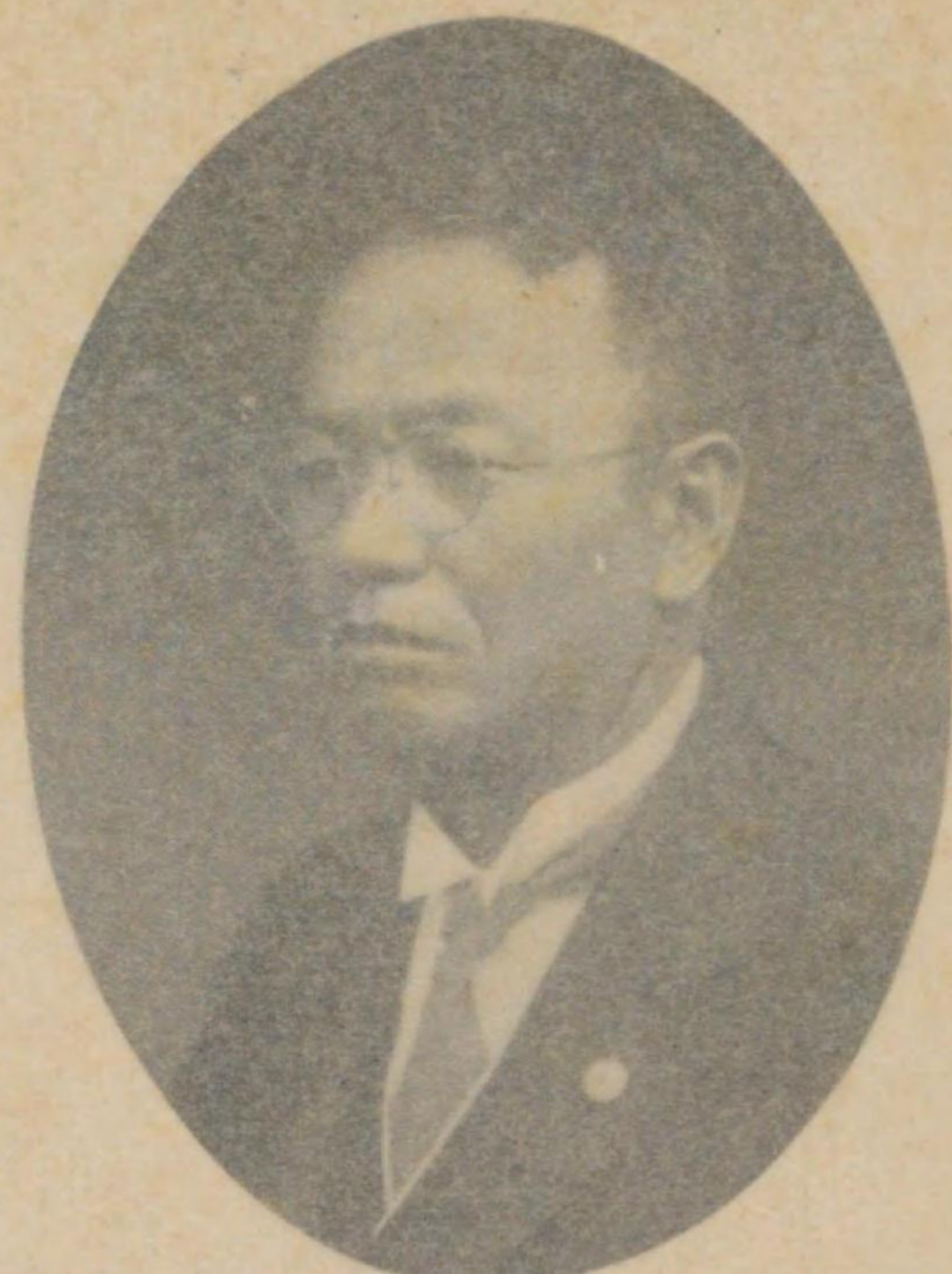
伏見町現廳舎



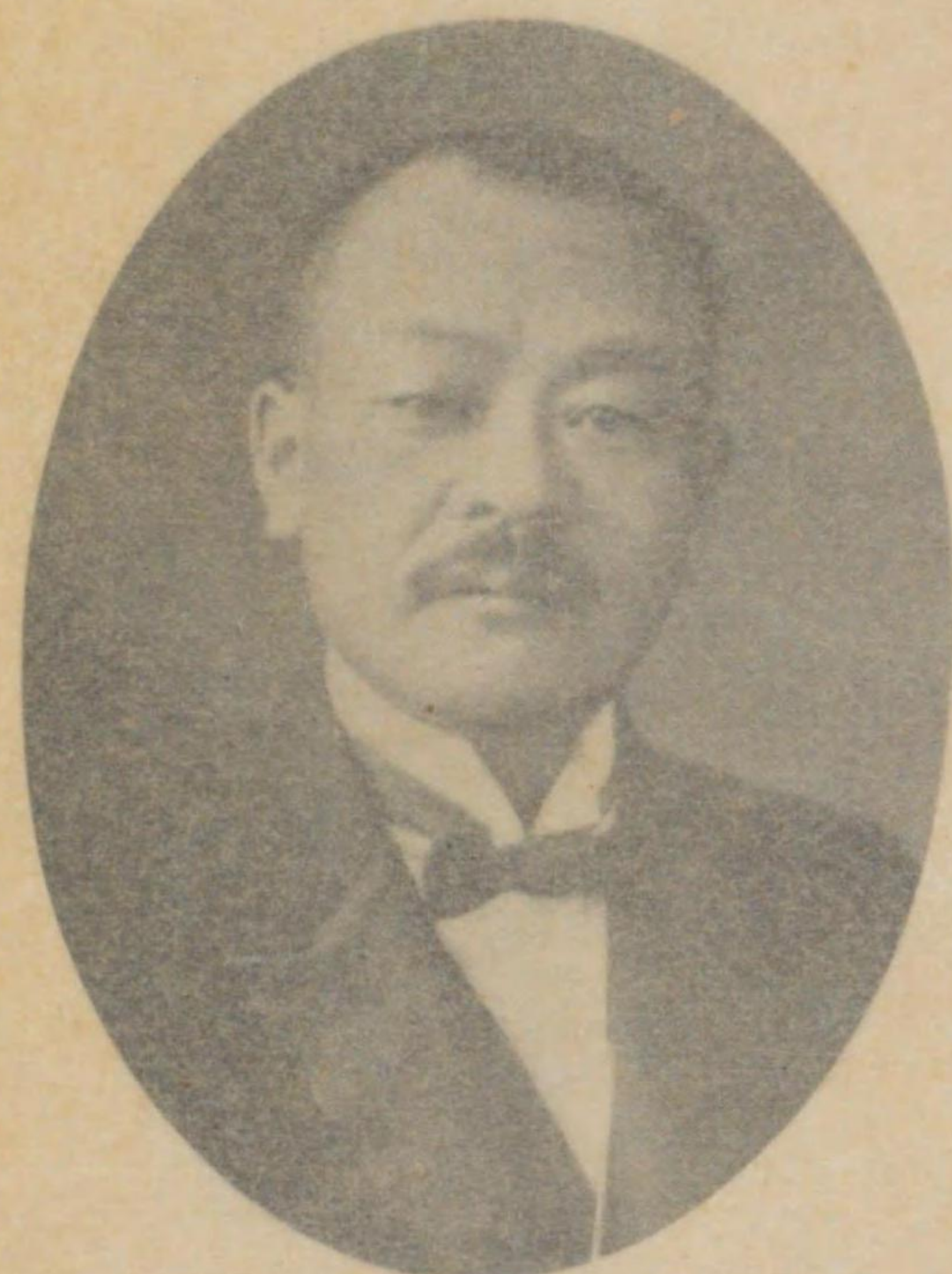
伏見町舊廳舎



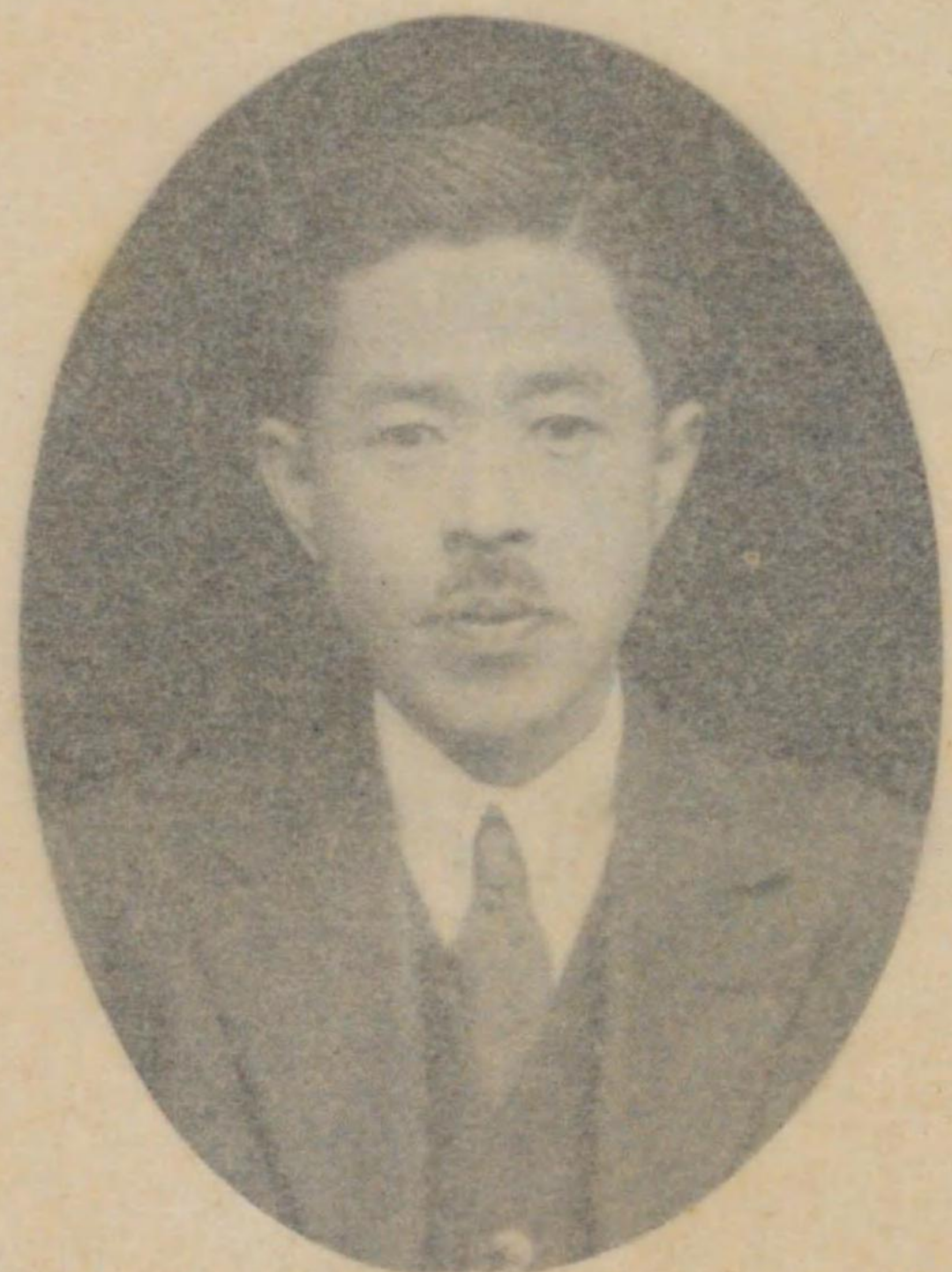
日四廿月六年二和略自
長部二第役助任現
雄 忠 部 間



日三月八年五十正大自
長 町 任 現
郎 一 種 野 中



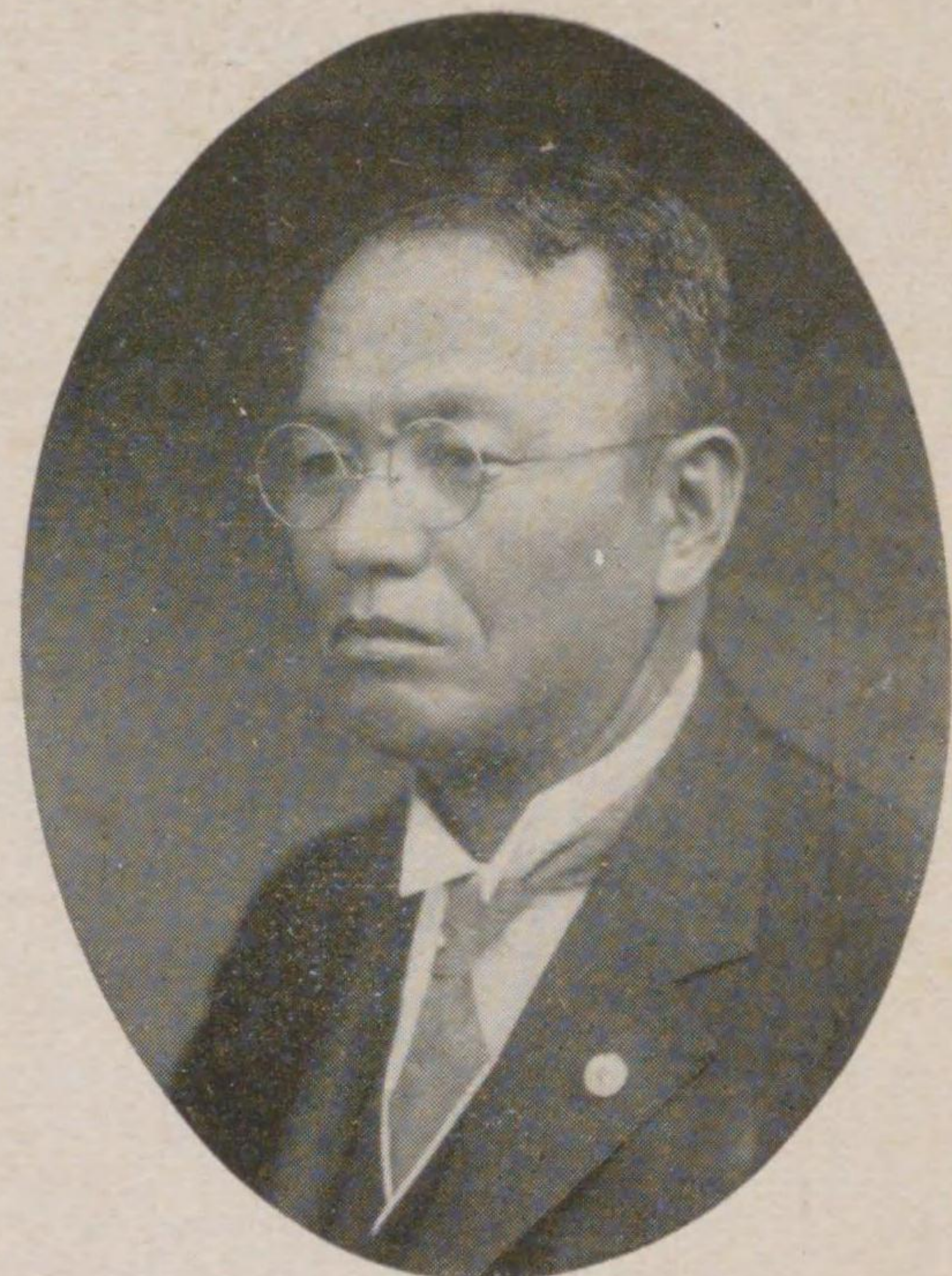
日五十月七年八世治明自
長部一第事主任現
義 正 川 古



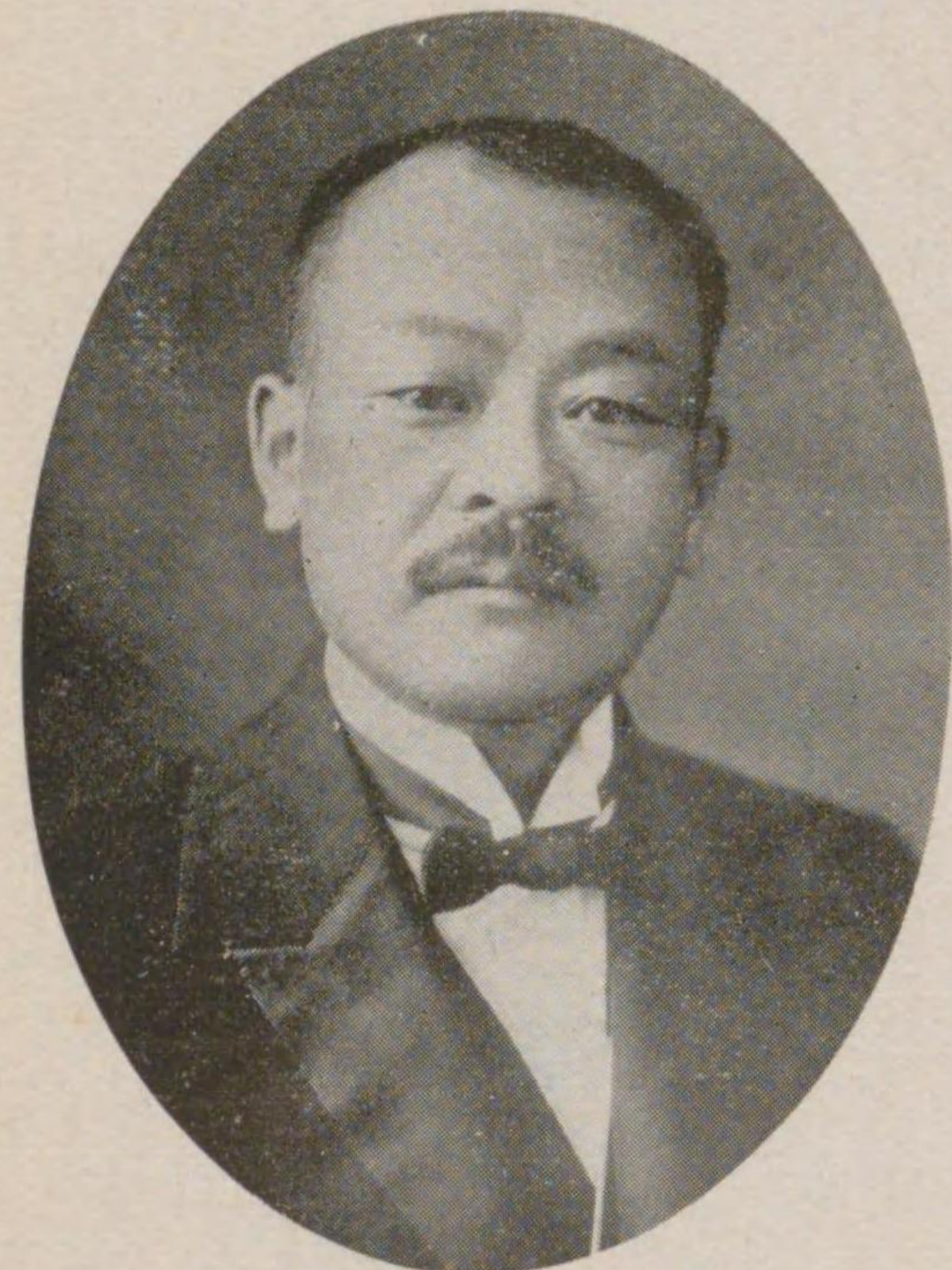
日九月八年三十正大自
役 入 收 任 現
吉 宗 田 西



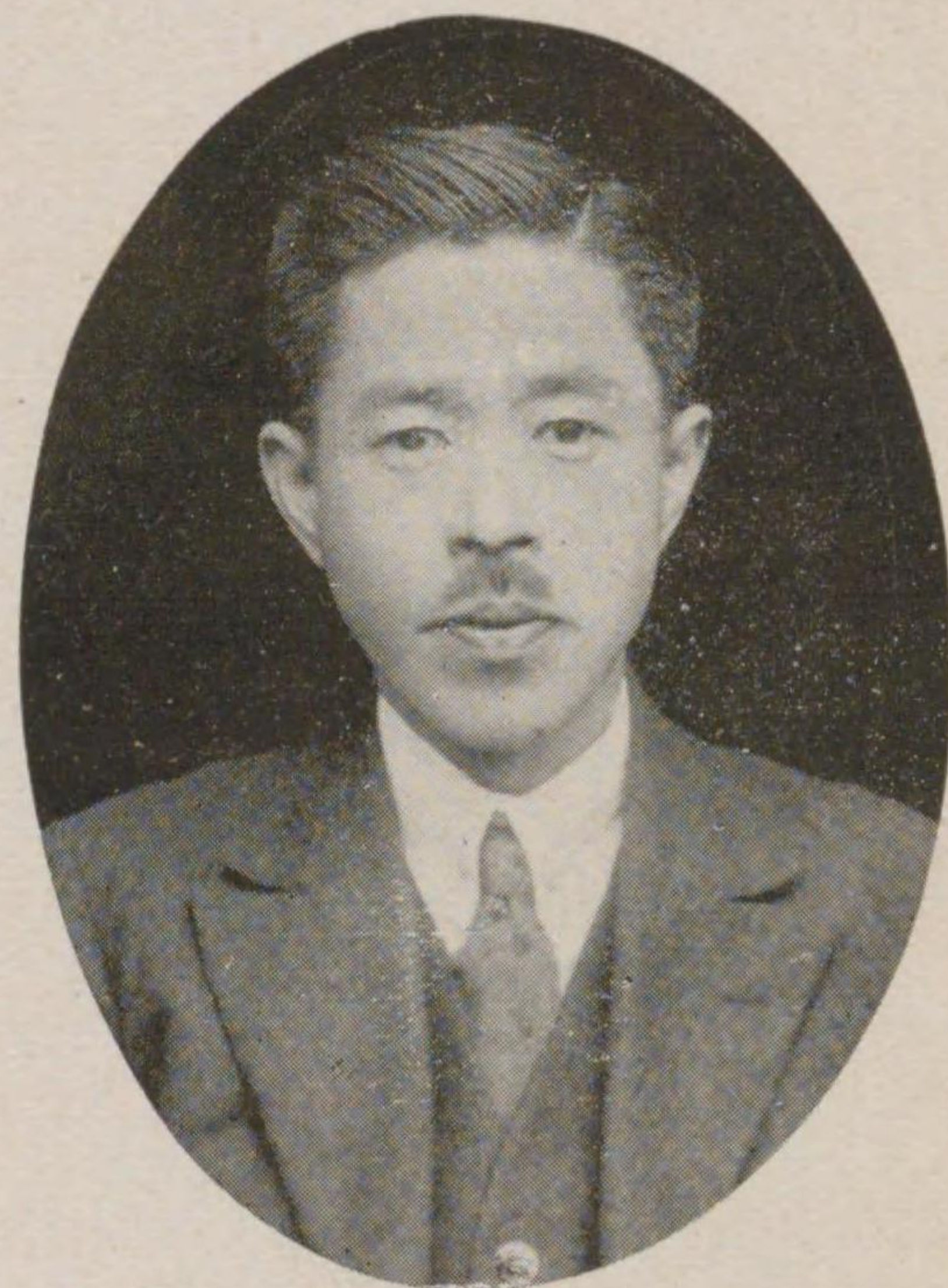
自昭和二
年六月廿四日
現任助役第二部長
間部忠雄



自大正十五年
八月三日
現任町長
中野種一郎

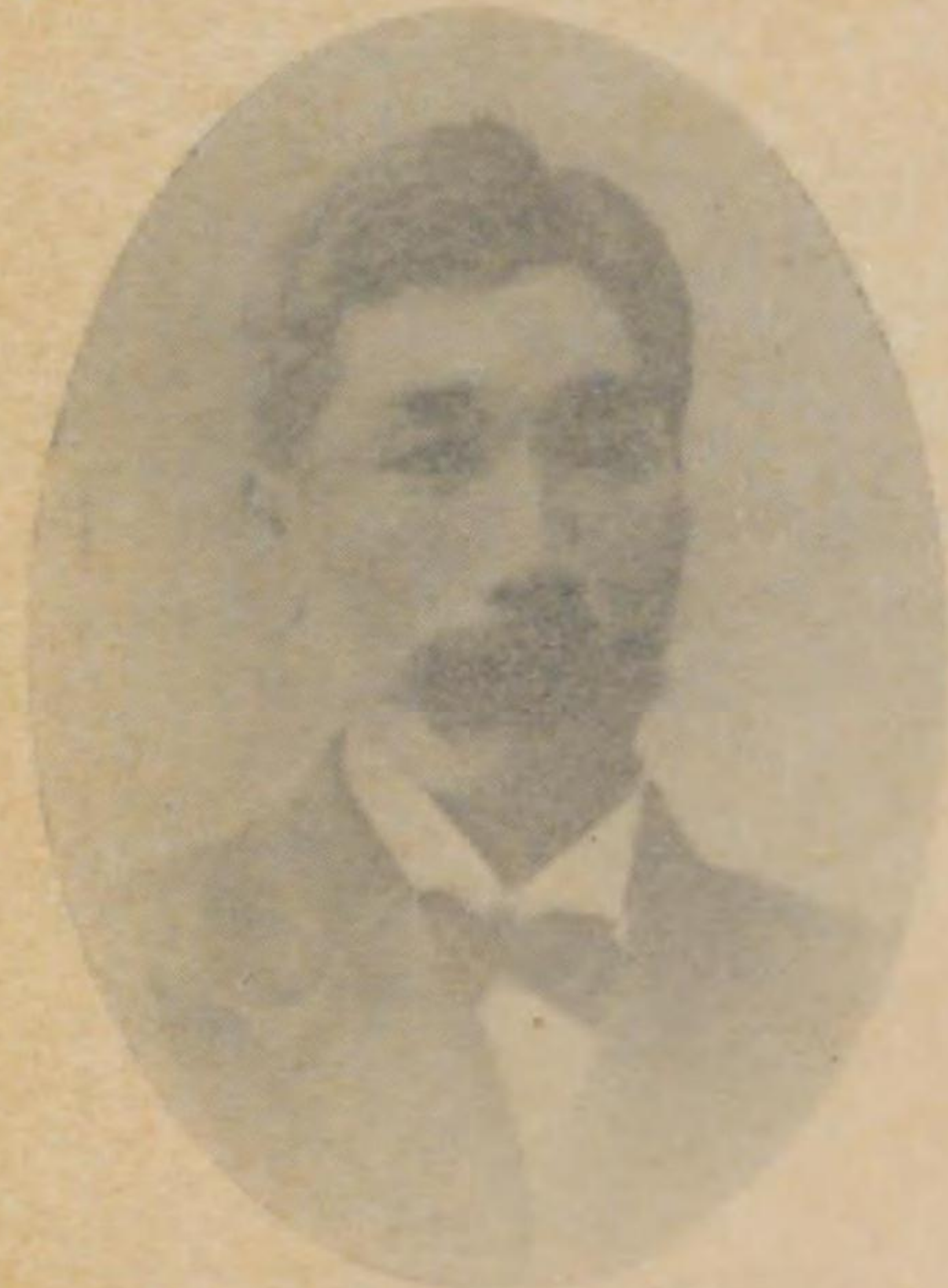


自明治廿八年
七月十五日
現任主任第一部長
古川正義

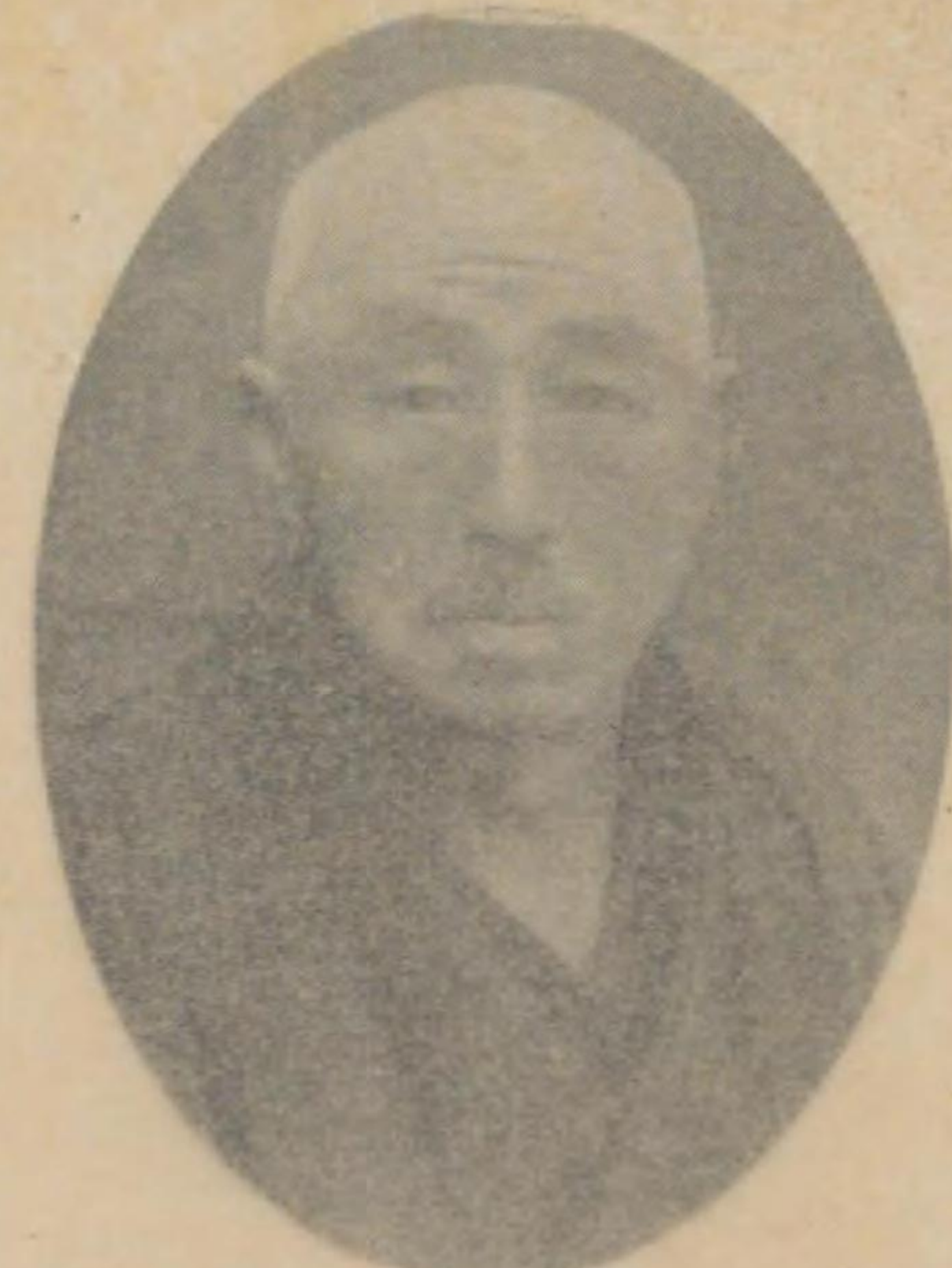


自大正三十三年
八月九日
現任收入役
西田宗吉

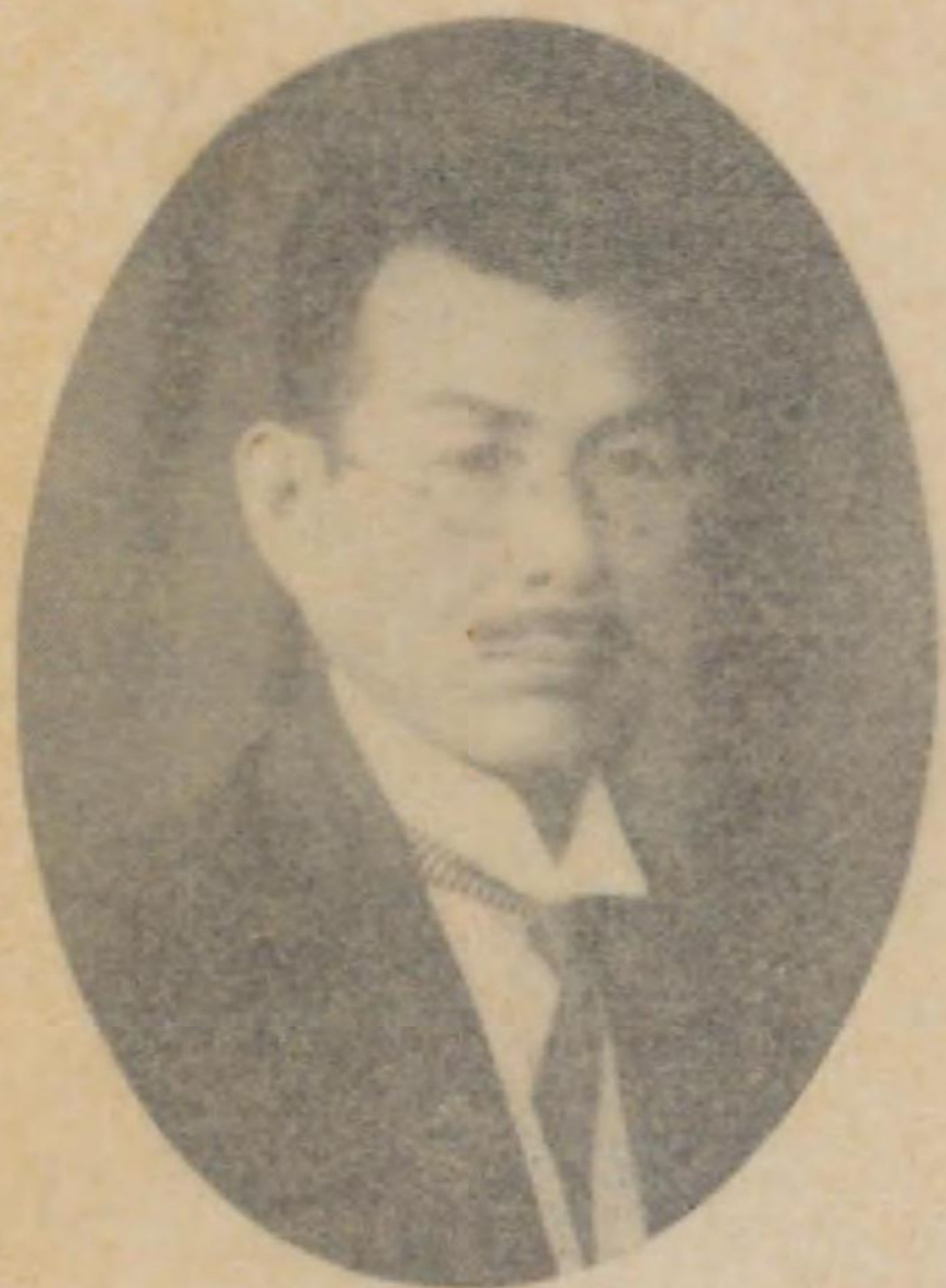
長町ノ代歴



自明治十四年一月二日
至明治十四年七月廿五日
池野榮一 氏郎



自明治十六年二月二日
至明治十四年十二月一日
櫻井又兵衛 氏



自明治三十四年七月二十日
至明治四十四年二月九日
安田英之助 氏



自明治十四年十二月十一日
至明治三十四年四月九日
人見喜三郎 氏

長町ノ代歴



自明治二十二年十一月七日
至明治二十六年十一月六日
藤井惣左衛門 氏



自明治二十二年五月四日
至明治二十二年十一月七日
江崎權兵衛 氏

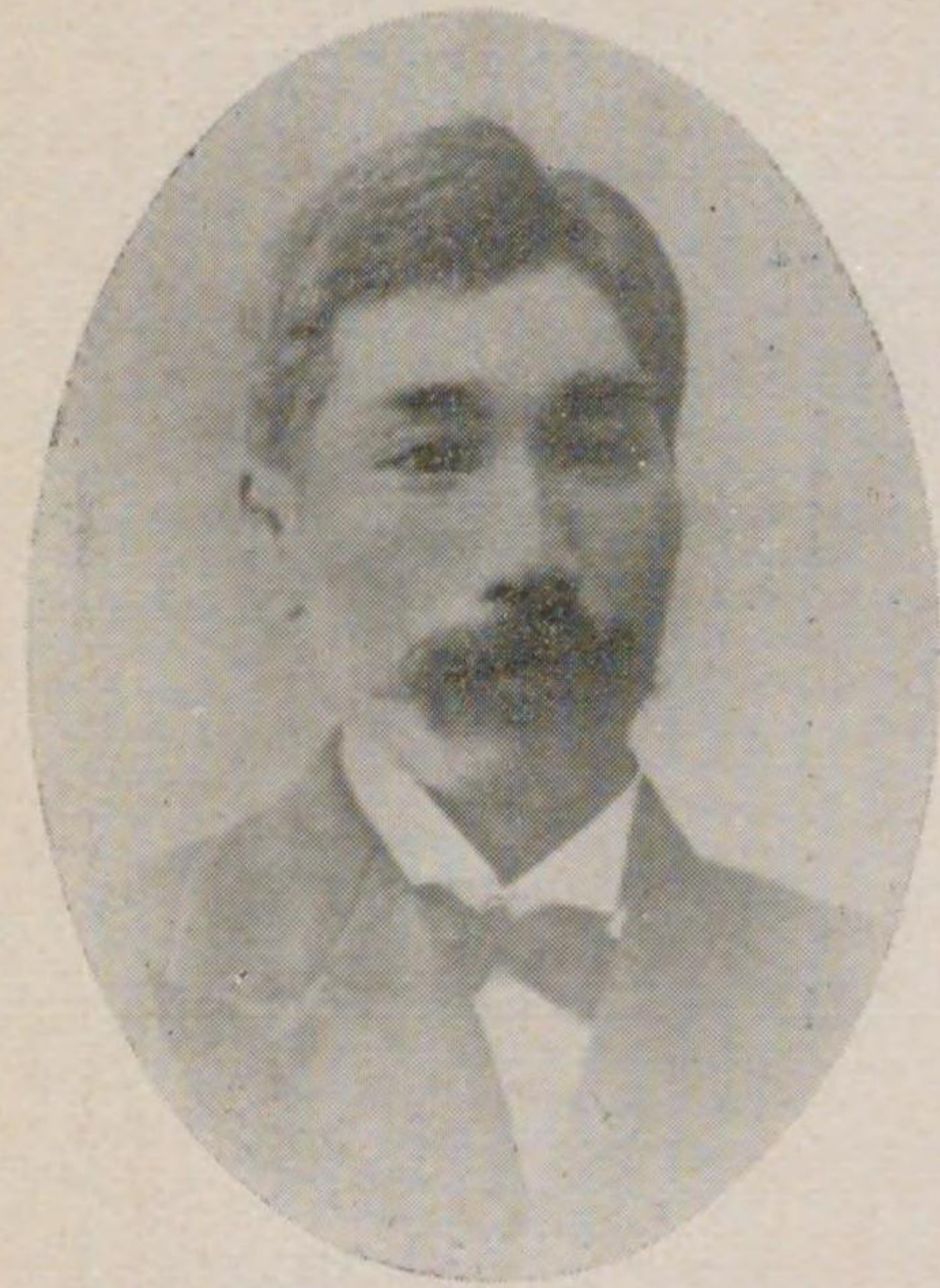


自明治十一年八月廿四日
至明治十五年五月廿三日
自明治十五年五月廿四日
至明治十六年八月六日
自明治十六年八月九日
至明治十七年二月九日
自明治十七年六月七日至
櫻井利三郎 氏

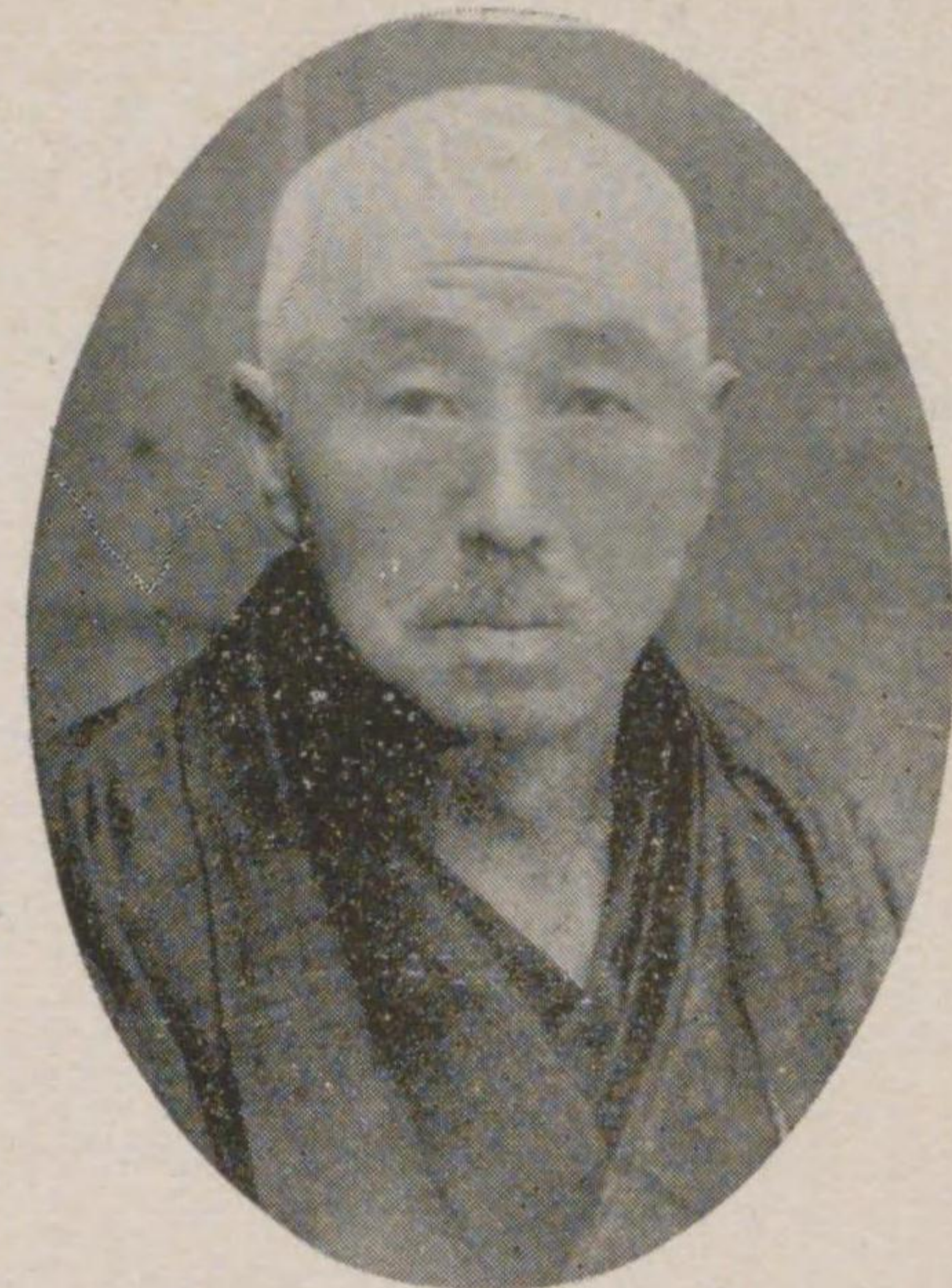


自明治三十六年十一月二十日
至明治三十三年十一月十一日
自明治三十三年十一月九日
至明治三十三年七月十五日
築山三郎兵衛 氏

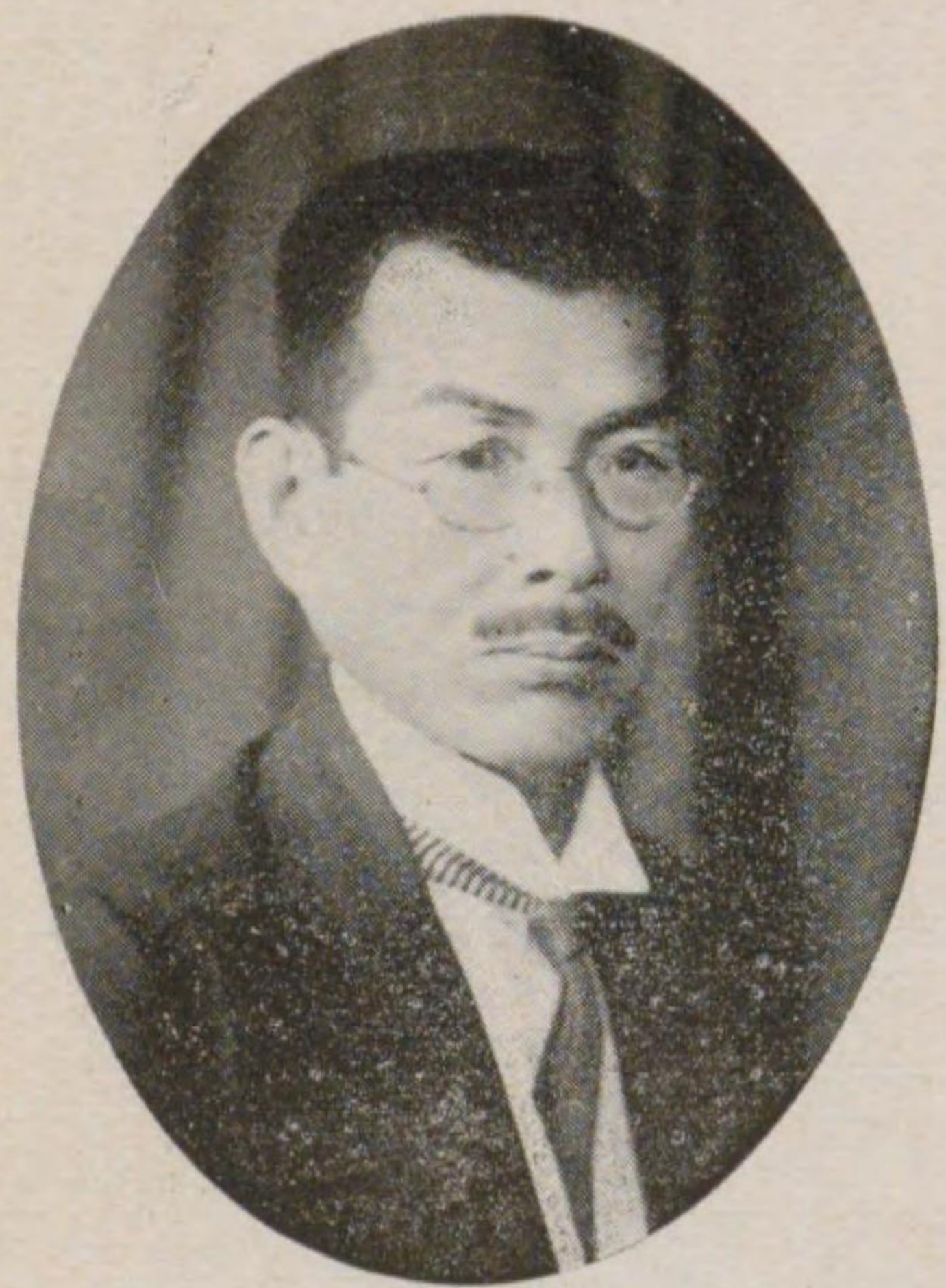
長町ノ代歴



自明治十四年一月四日
至明治十四年七月廿五日
池野榮一 氏郎



自明治卅六年二月二日
至明治十四年十二月一日
櫻井又兵衛 氏



自明治十四年三月二十日
至明治十四年四月二十九日
安田英之助 氏



自明治十四年十一月一日
至明治十四年三月九日
人見喜三郎 氏

長町ノ代歴



自明治廿二年十一月七日
至明治卅六年十一月六日
藤井惣左衛門 氏



自明治廿二年五月四日
至明治廿二年十一月七日
江崎權兵衛 氏

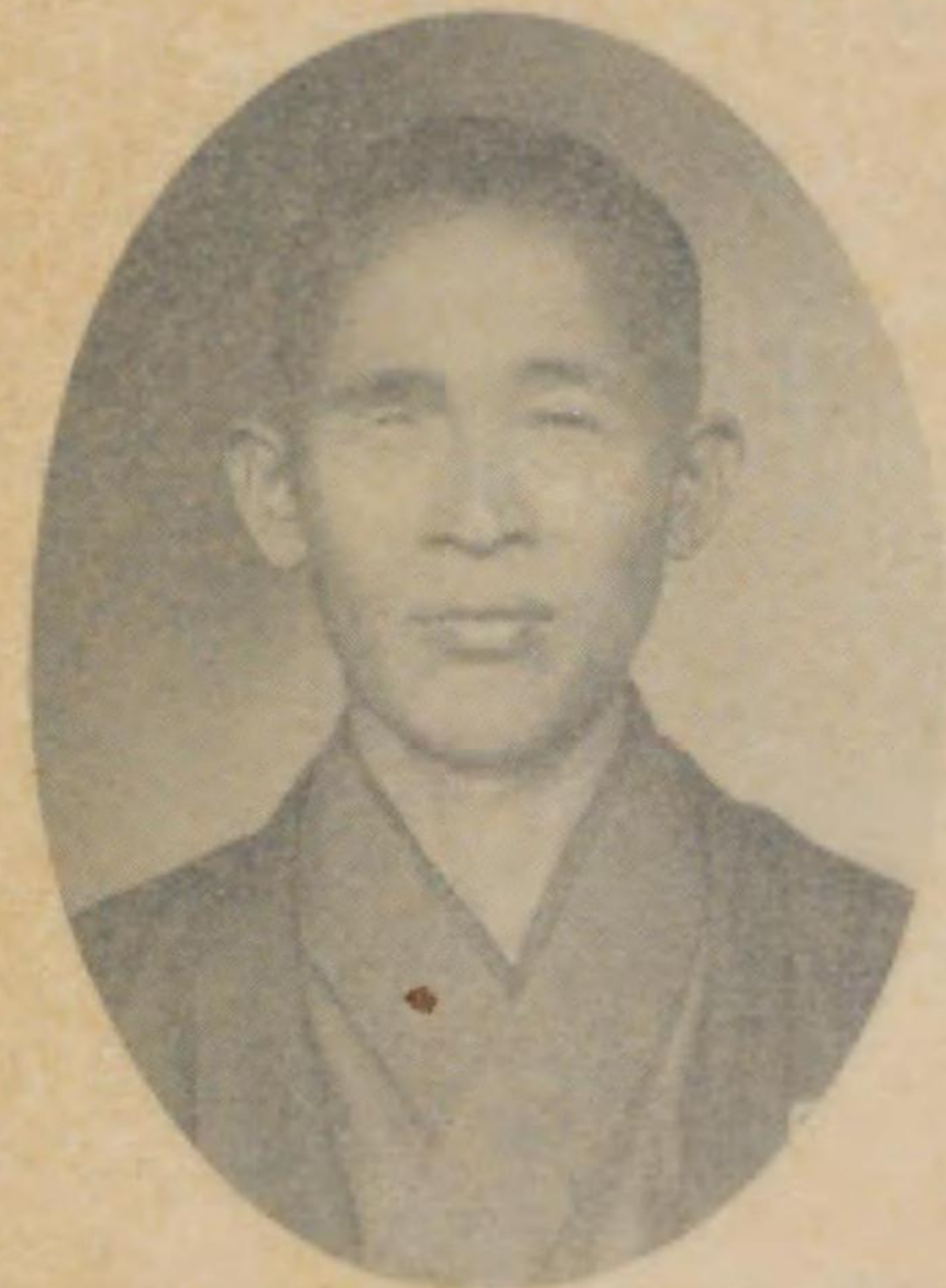


自明治卅八年八月廿四日
至明治卅八年八月廿三日
自明治卅八年五月廿四日
至明治卅八年八月六日
自明治卅八年六月九日
至明治卅八年七月二十九日
自明治卅八年七月二十七日
至明治卅八年八月六日
櫻井利三郎 氏

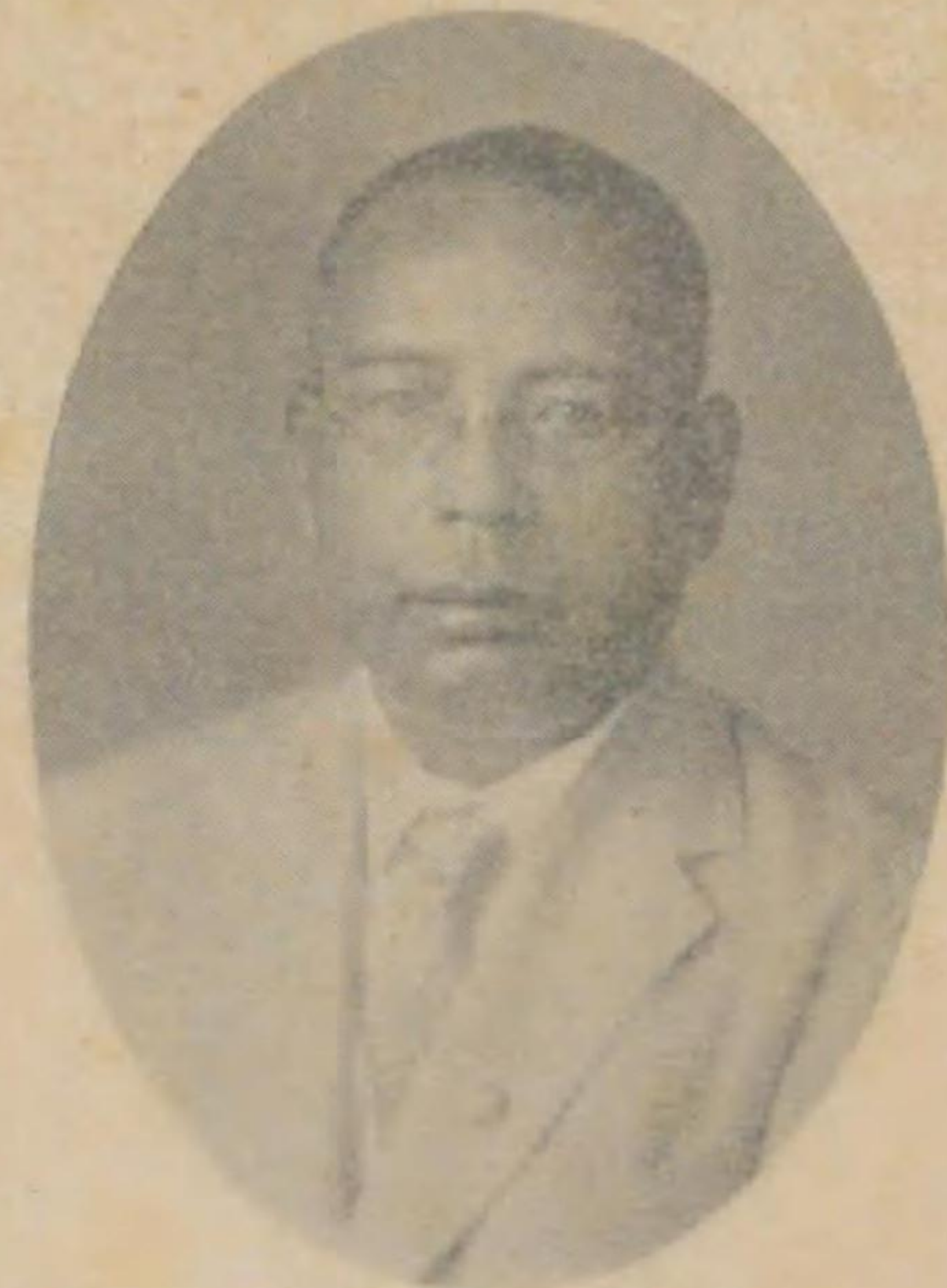


自明治卅六年十一月二十日
至明治卅三年十一月十一日
自明治卅三年十一月九日
至明治卅三年十一月十三日
自明治卅三年十一月十五日
至明治卅三年七月五日
築山三郎兵衛 氏

現任町會議員



氏吉留中田



氏郎三字村田



氏七定本藤

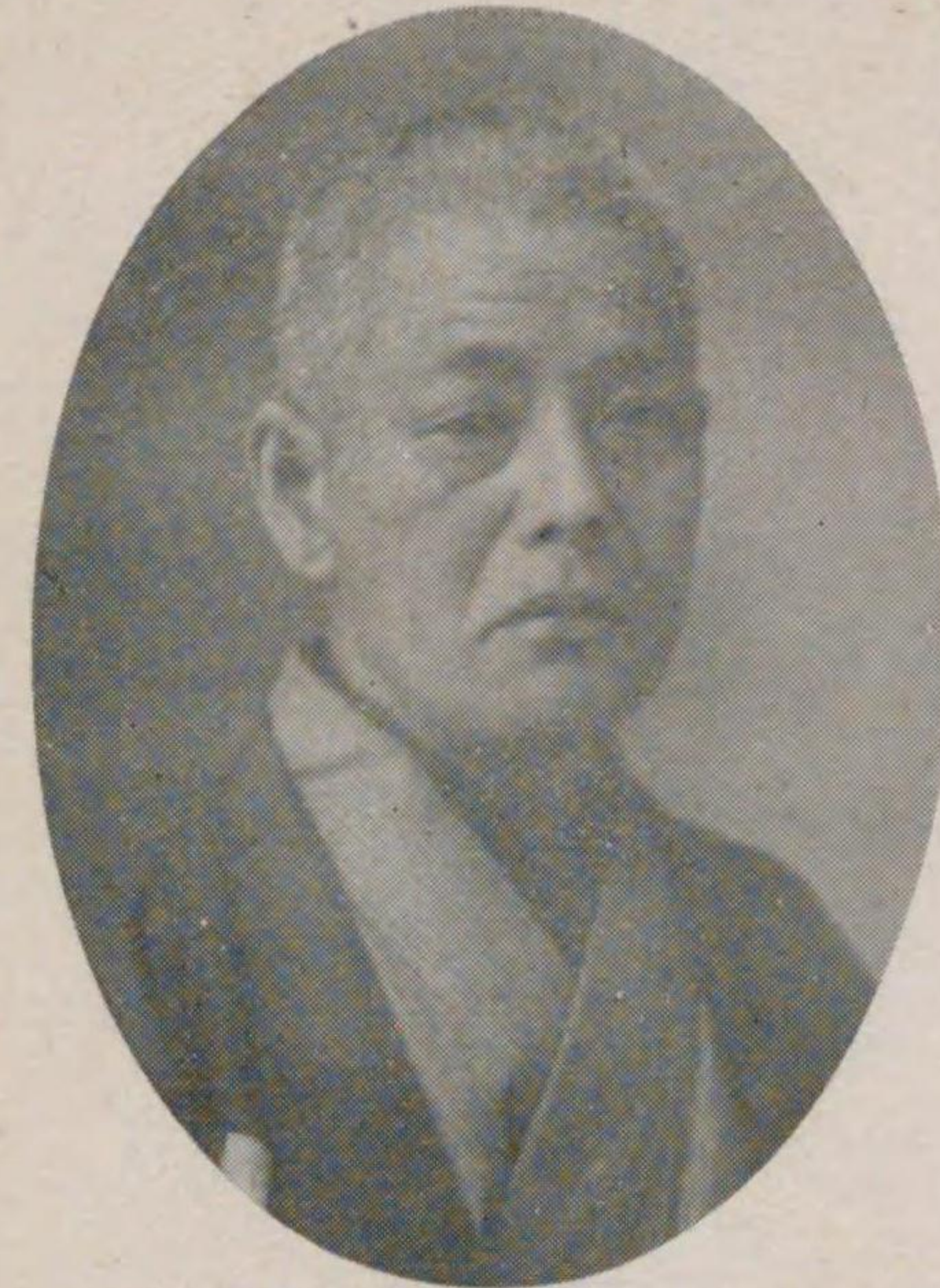


氏郎五熊形宗

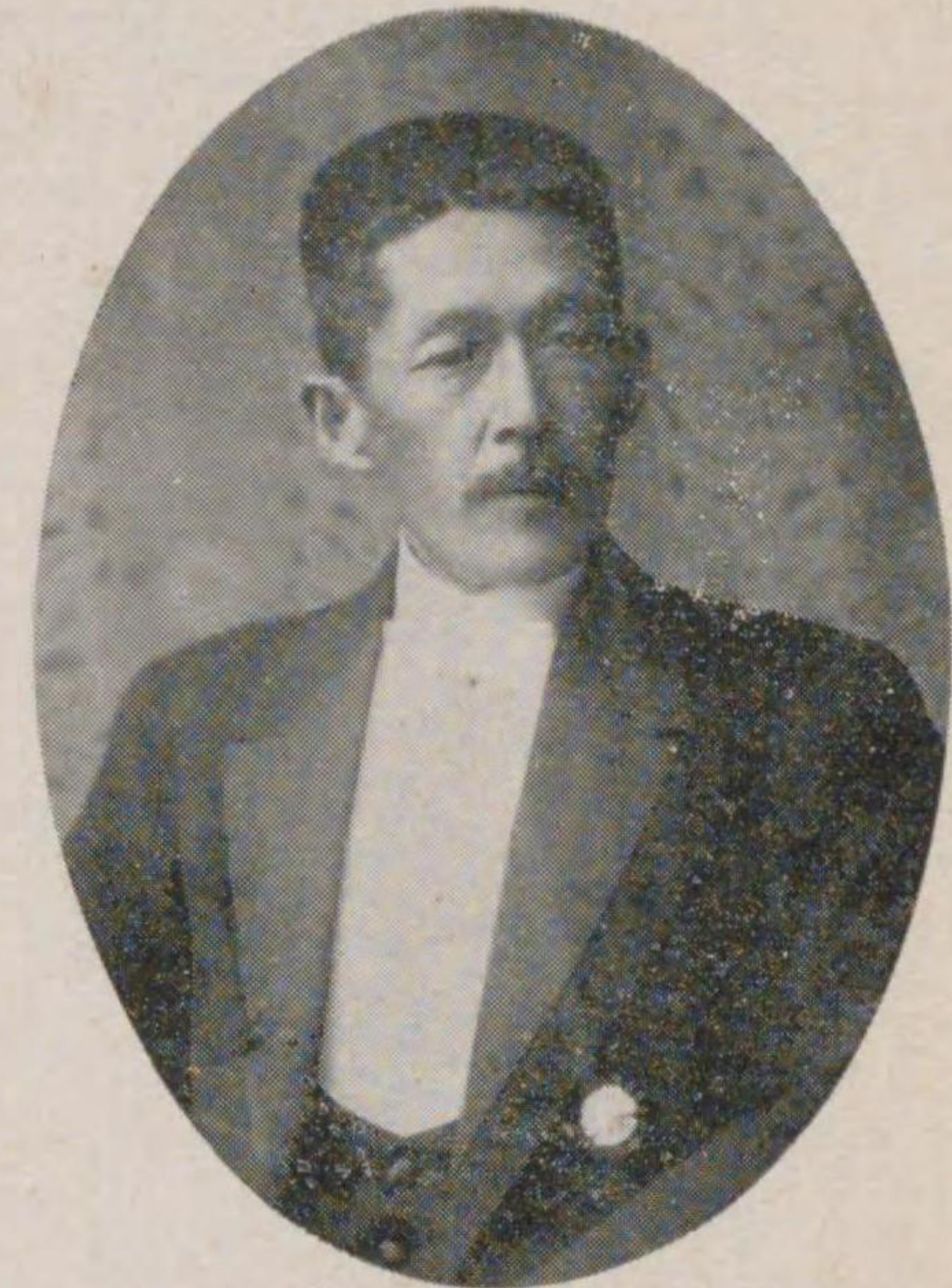


氏次平字川吉

歴代ノ町長



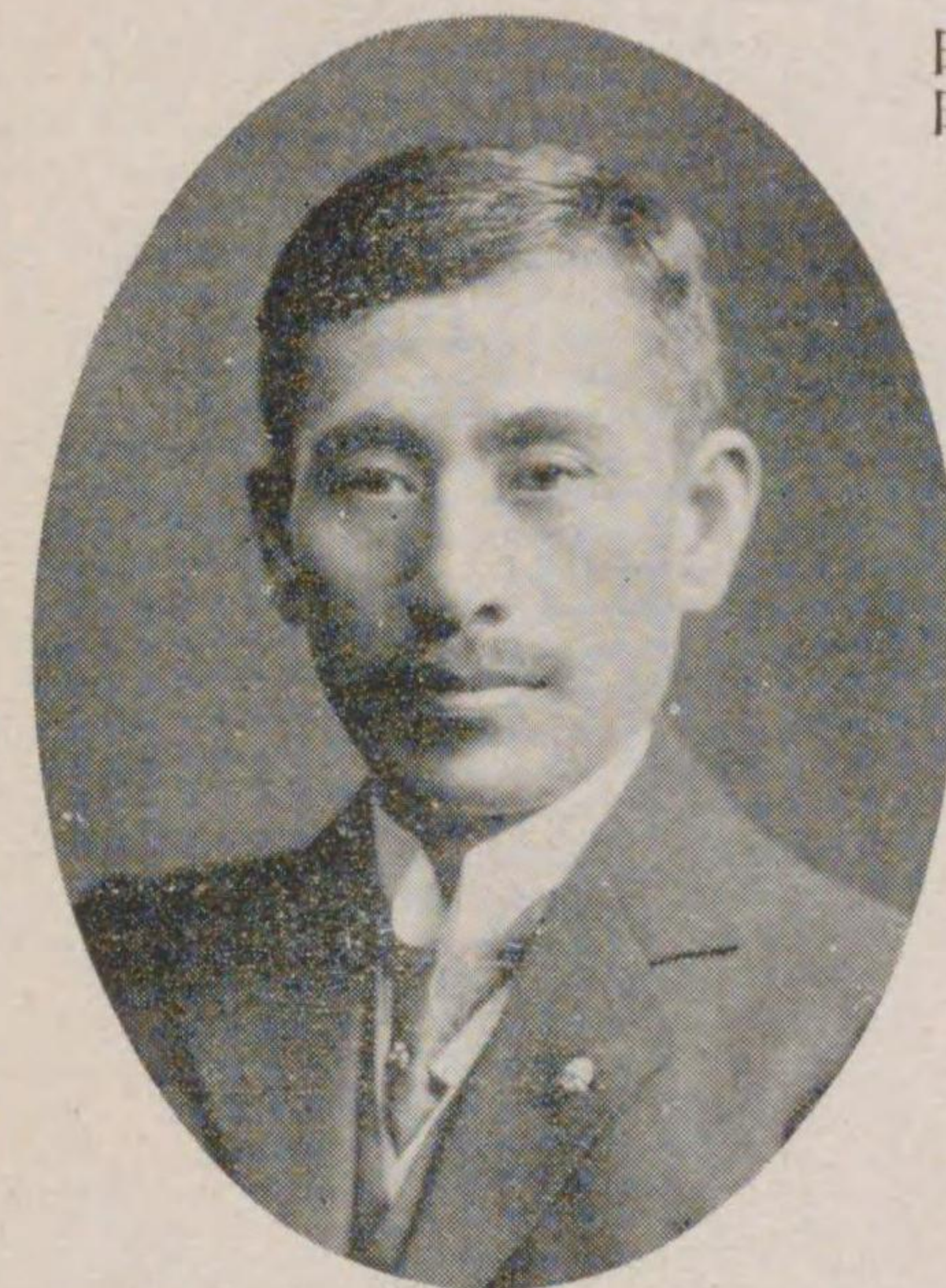
日六月七年四正大自
日一十月七年四正大至
氏衛兵一歳千



日九廿月五年四十四治明自
日八廿月五年四正大至
氏一權崎江



日三月一十年四正大自
日七十月七年五正大至
氏衛兵源本山

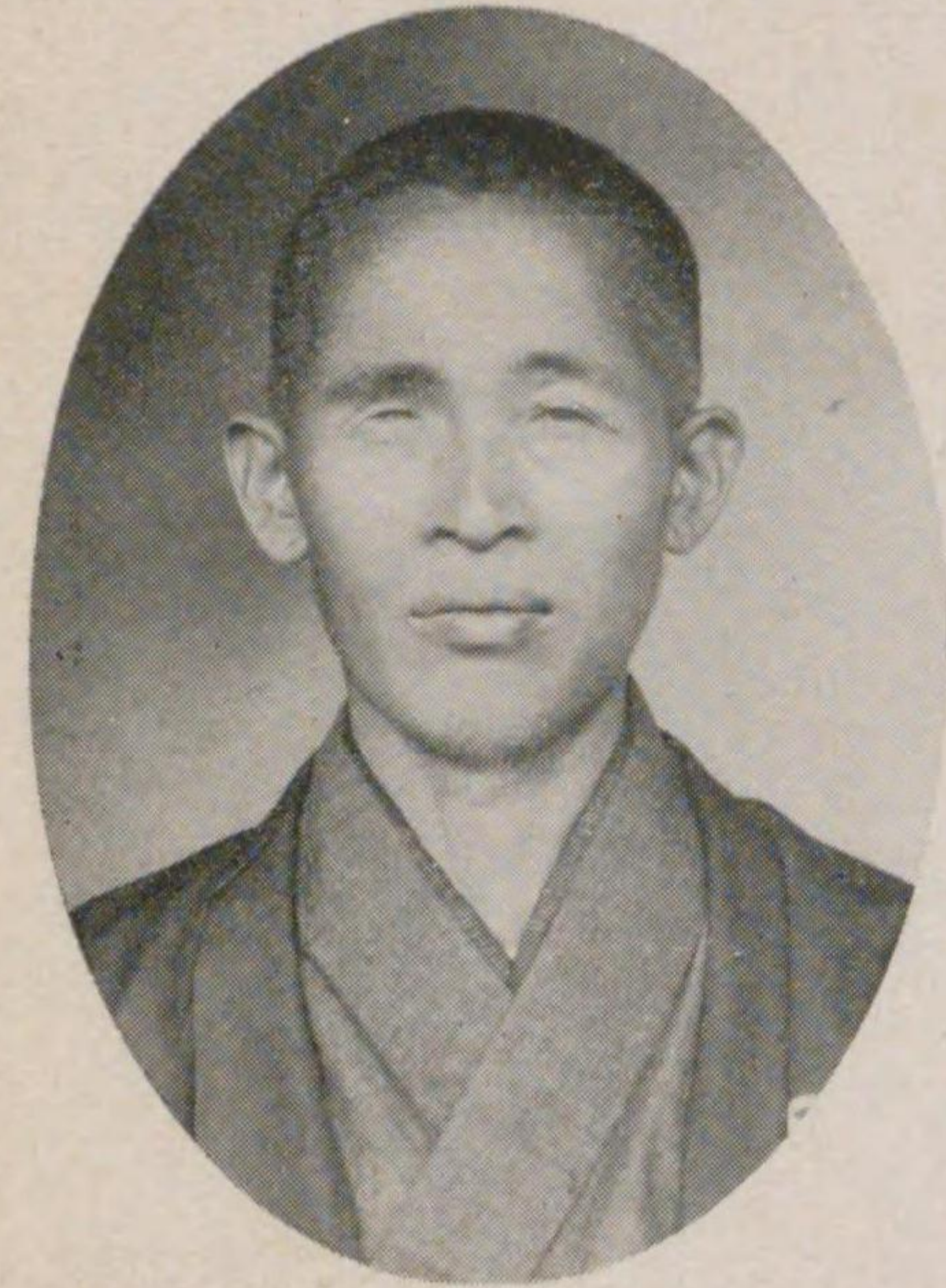


日十月三年一十正大自
日九月三年五正大至
氏一靜川香

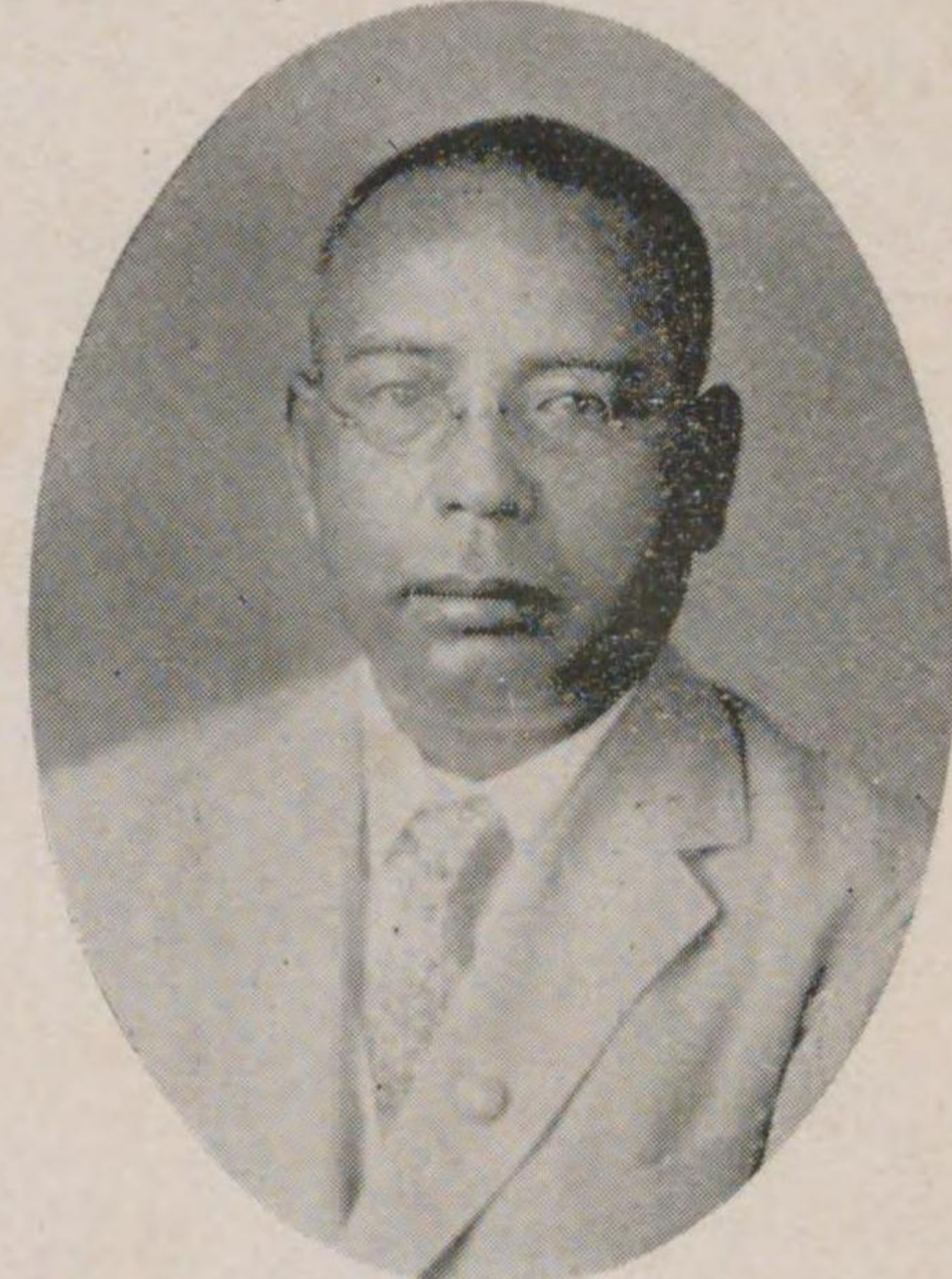


日三月一十年六正大自
日二月一十年十正大至
氏策卯石仙

現任町會議員



中田留吉氏



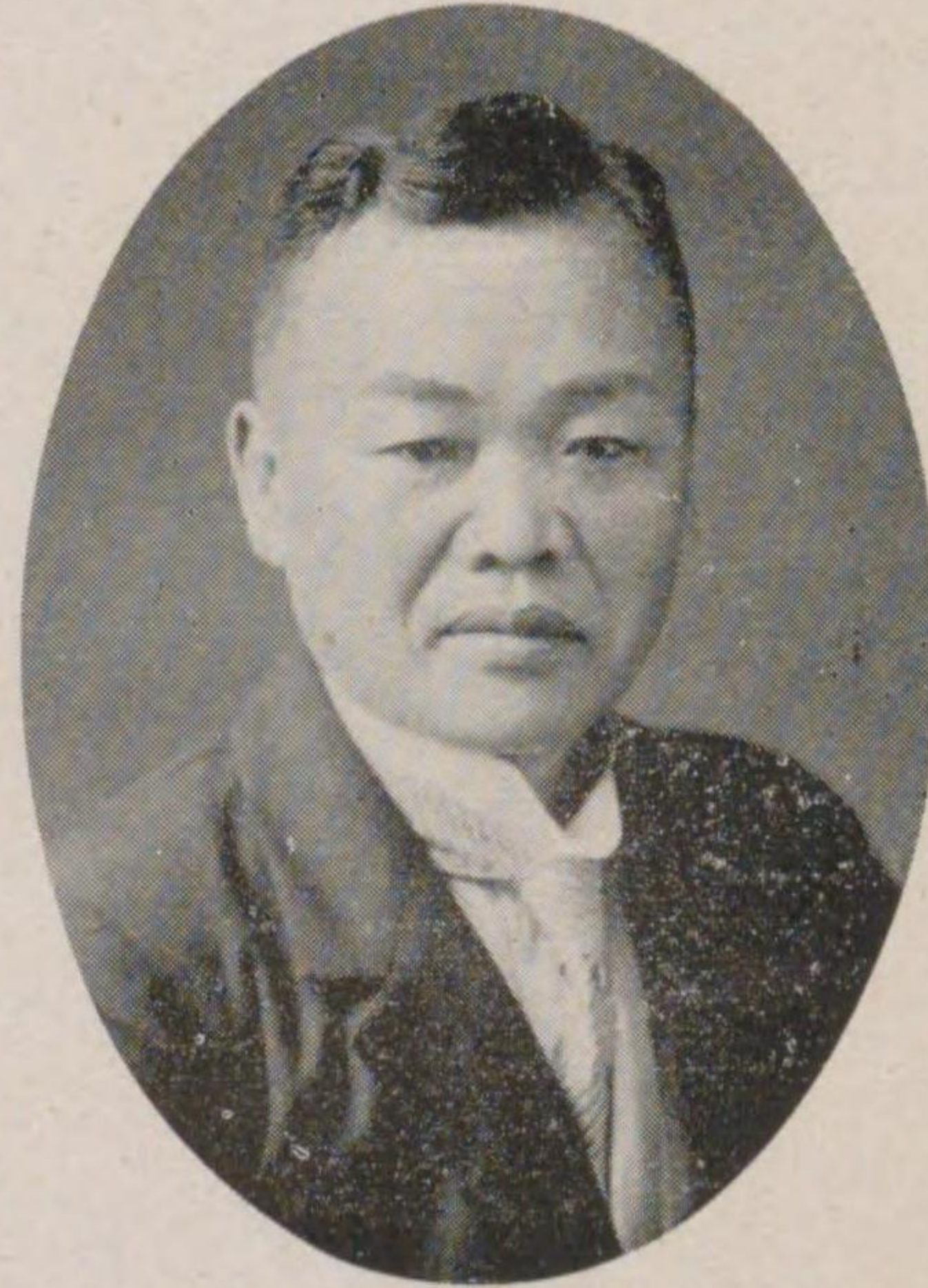
村田三郎氏



藤本定七氏

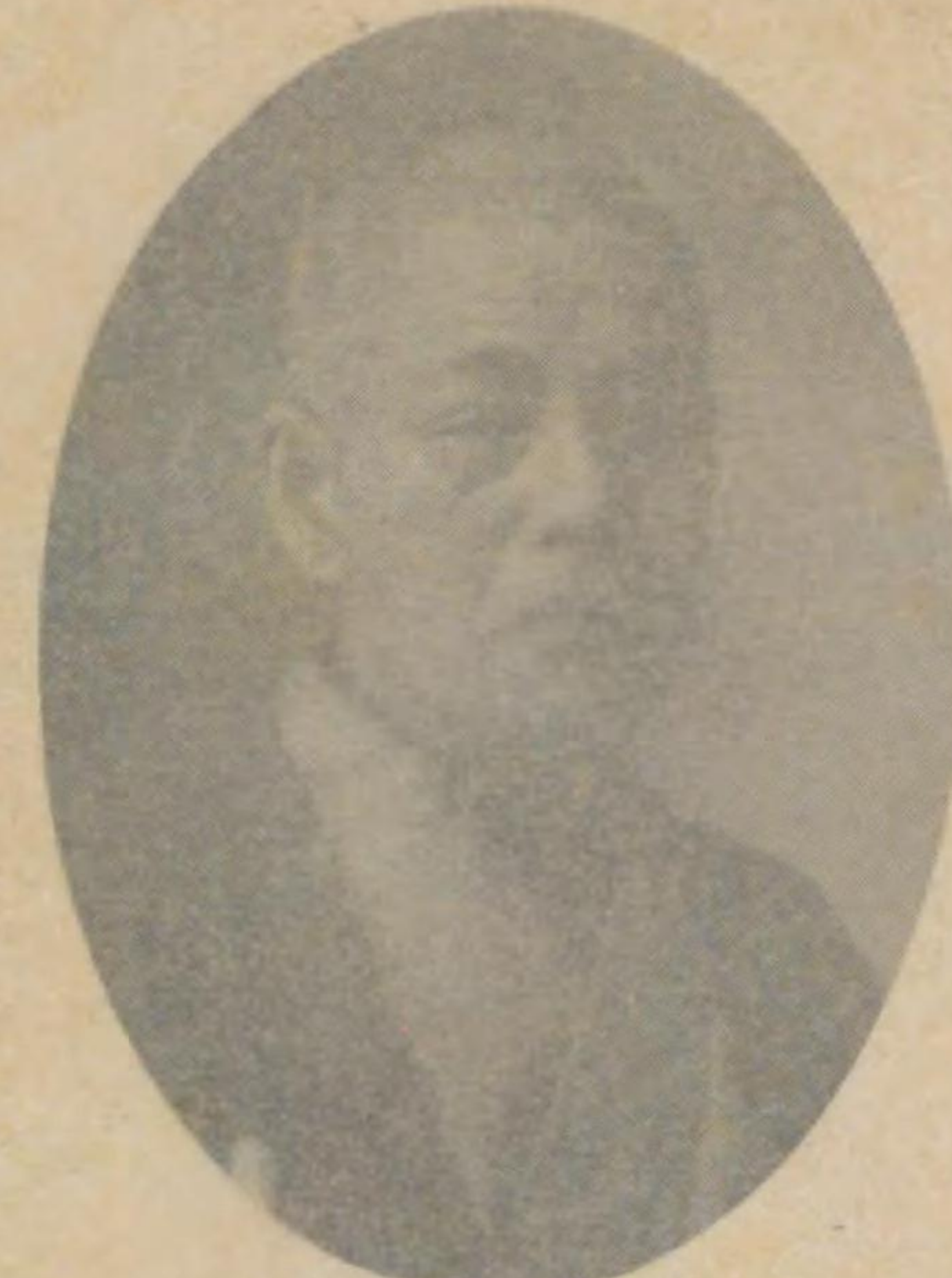


熊形五郎氏



吉川宇平次氏

歷代町長



自大正四年七月六日
至大正四年七月十一日
千歲一兵衛氏



自明治四十四年五月廿九日
至大正四年五月廿八日
江崎權一氏



自大正四年十一月三日
至大正五年七月十七日
山本源兵衛氏



自大正十一年三月十日
至大正十五年三月九日
香川靜一氏



自大正十六年十一月三日
至大正二十年十一月二日
仙石卯策氏

全 其 三



下村昇氏



檀野三吉氏



山本藏之助氏

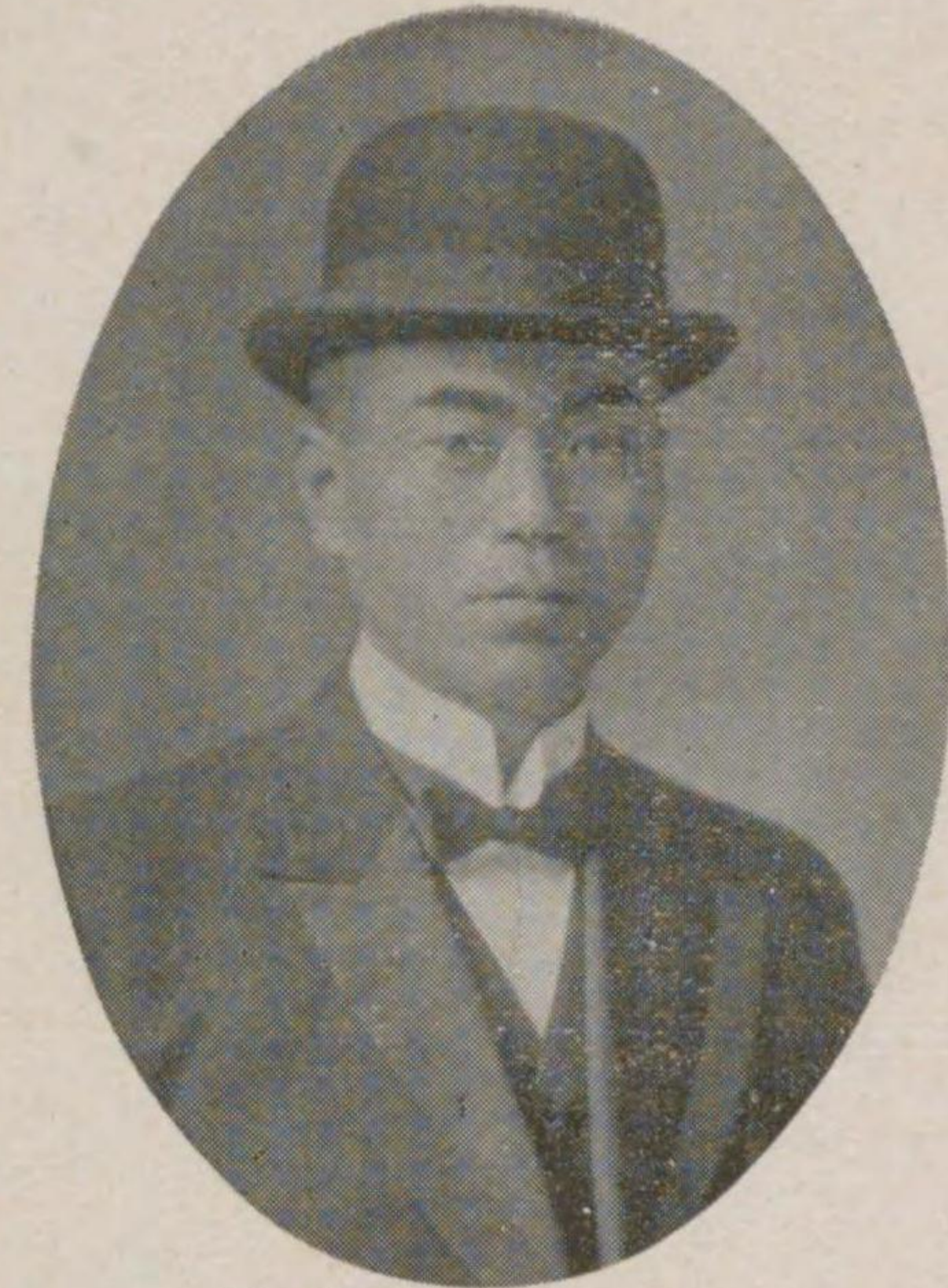


今井恒吉氏

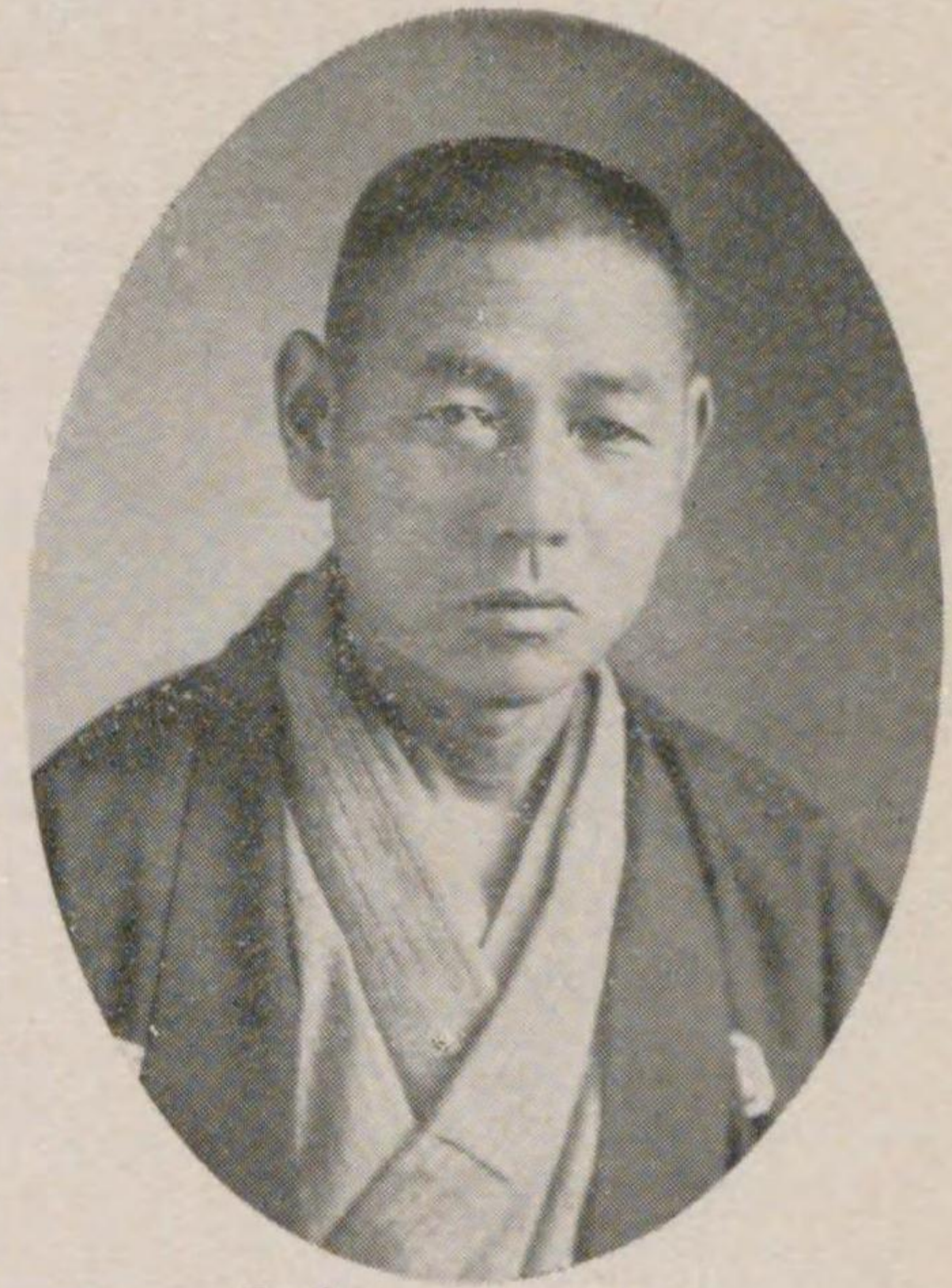


川本平四郎氏

全 其 二



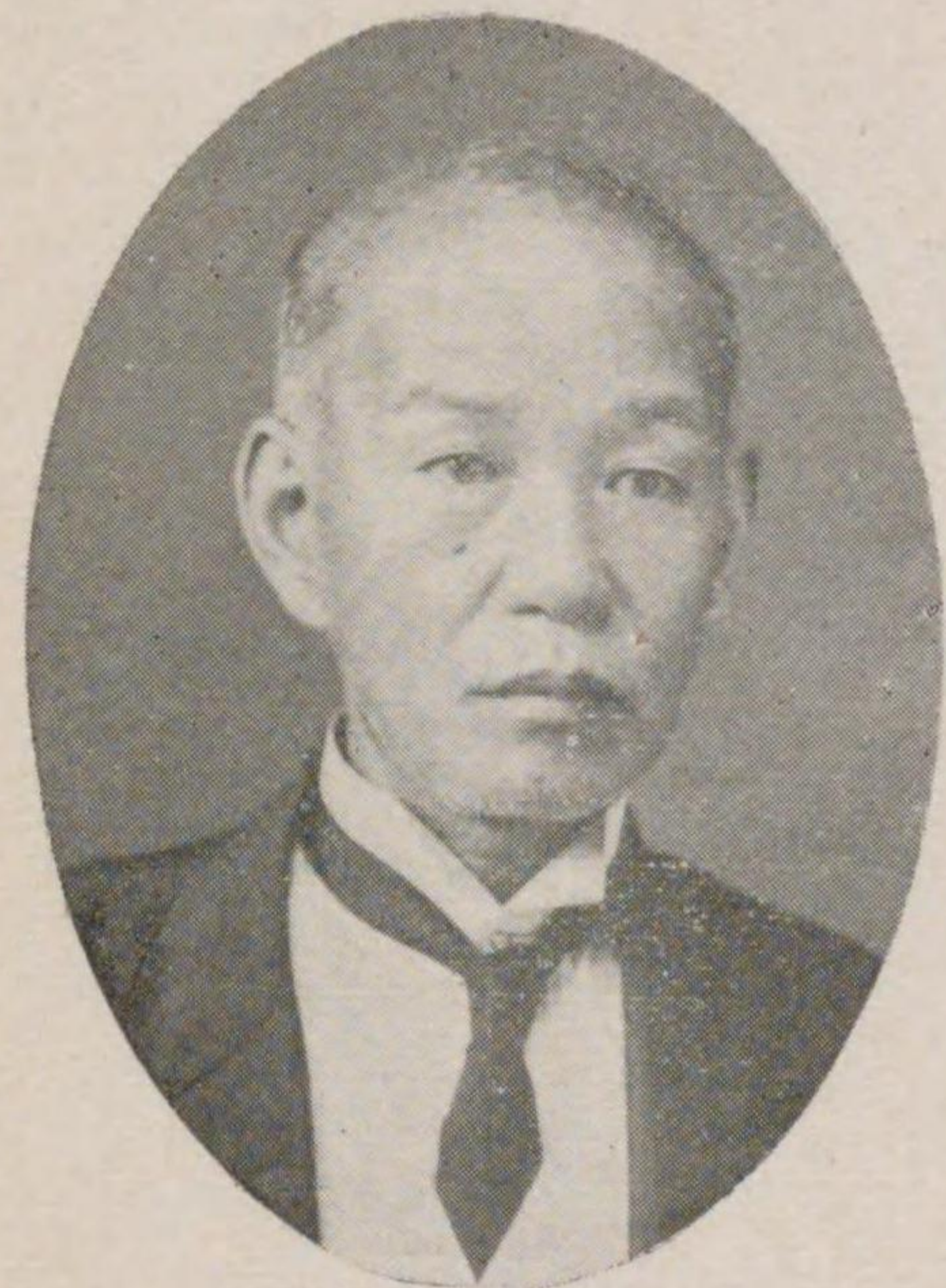
岡田彌一郎氏



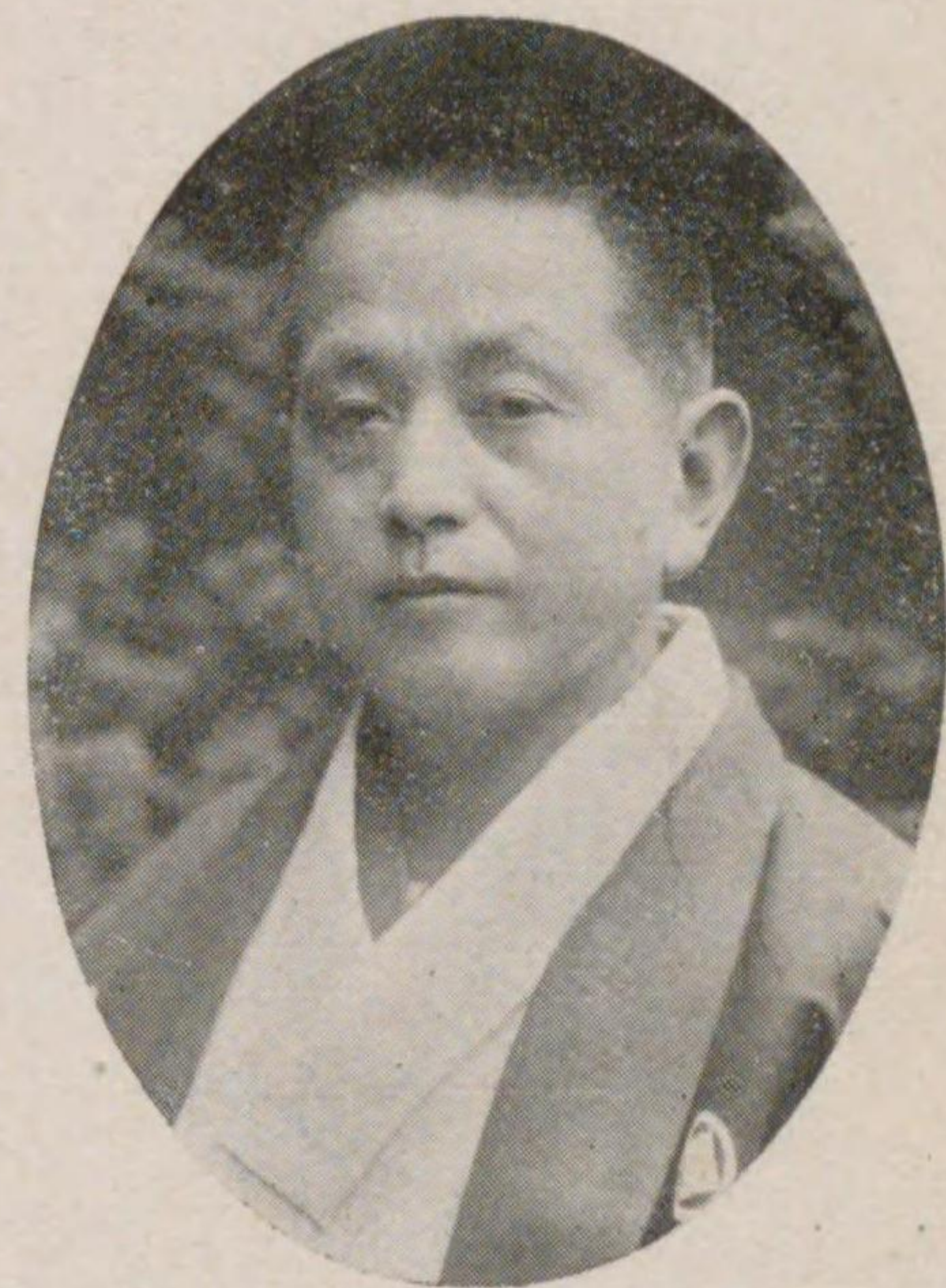
中村三太郎氏



長谷川宗次郎氏

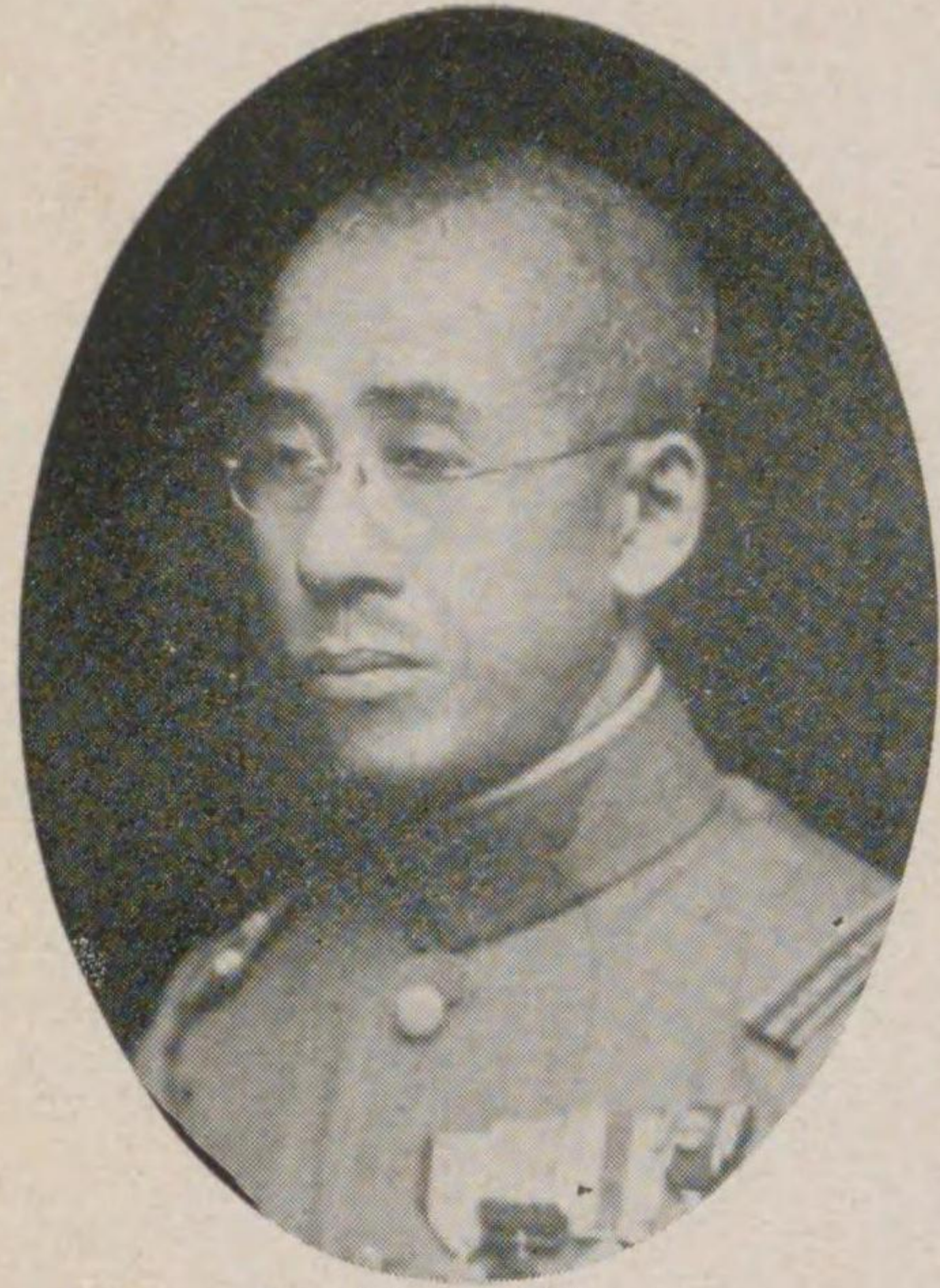


越山元之助氏

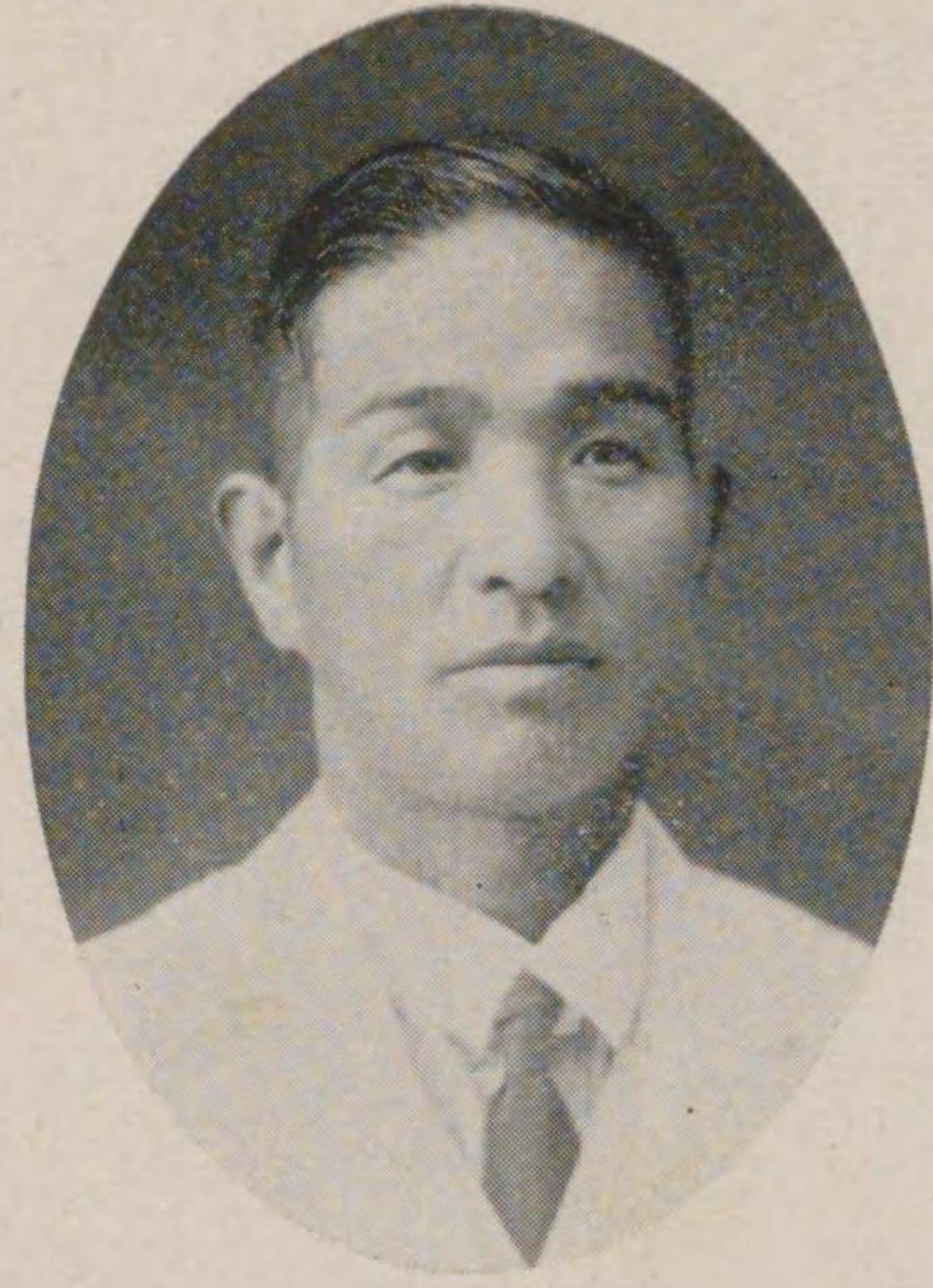


松本喜之助氏

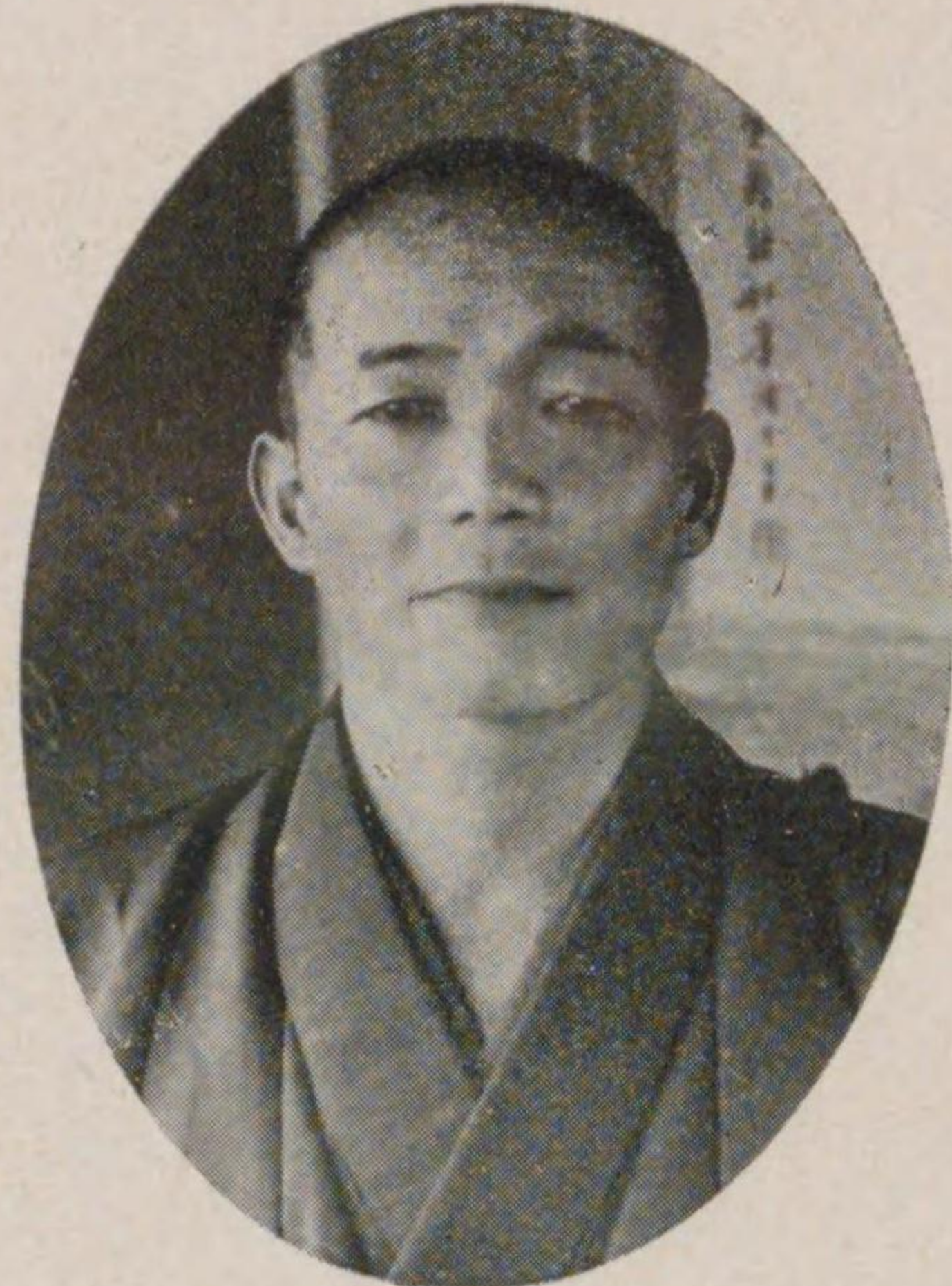
全 其 三



下村昇氏



淀野三吉氏



山本藏之助氏



今井恒吉氏



川本平四郎氏

全 其 二



岡田彌一郎氏



中村三太郎氏



長谷川宗次郎氏



越山元之助氏



松本喜之助氏

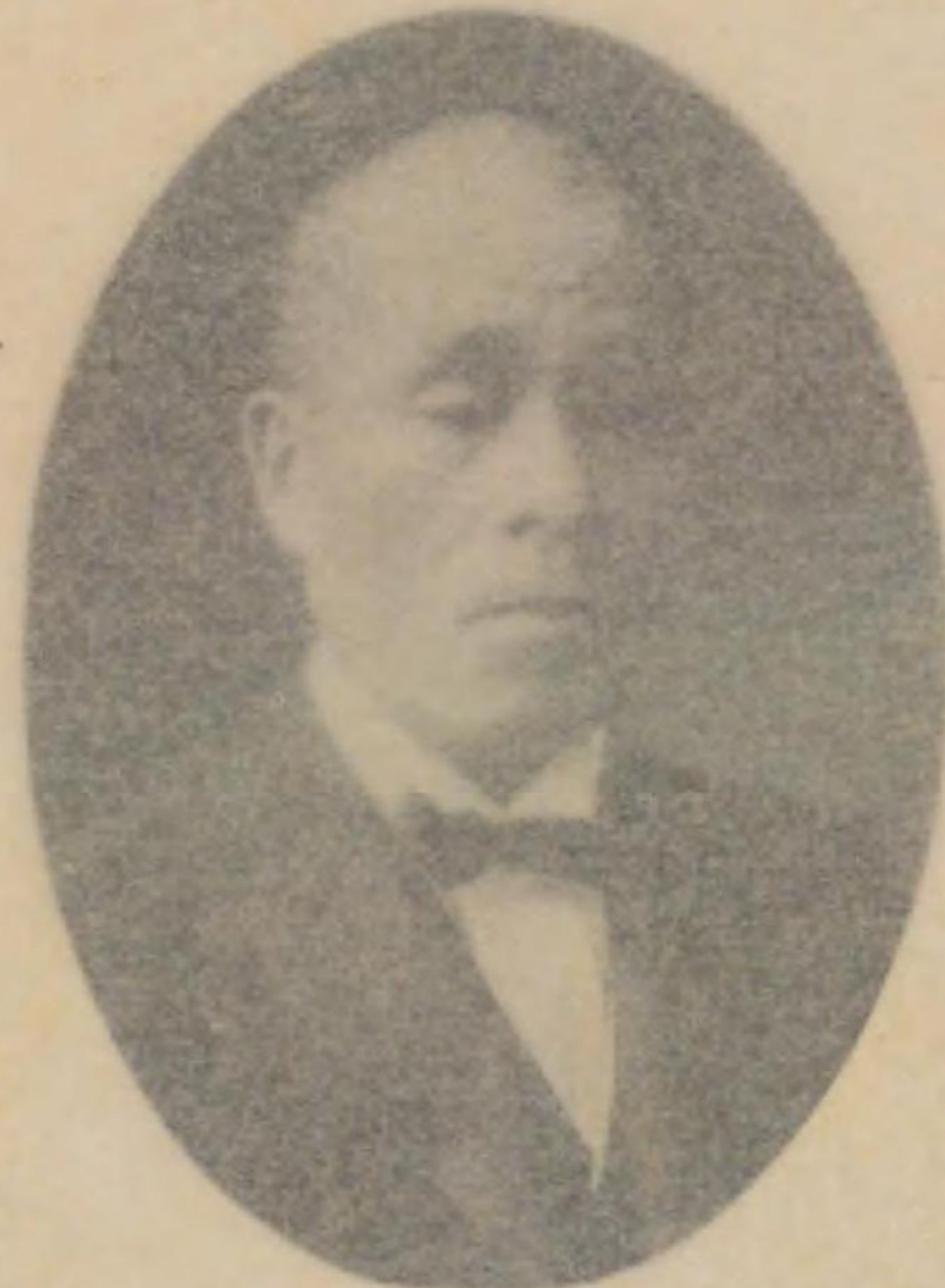
[五其] 全



氏道代喜辻



氏郎四嘉上池



氏郎次久村芝



氏藏幾森金

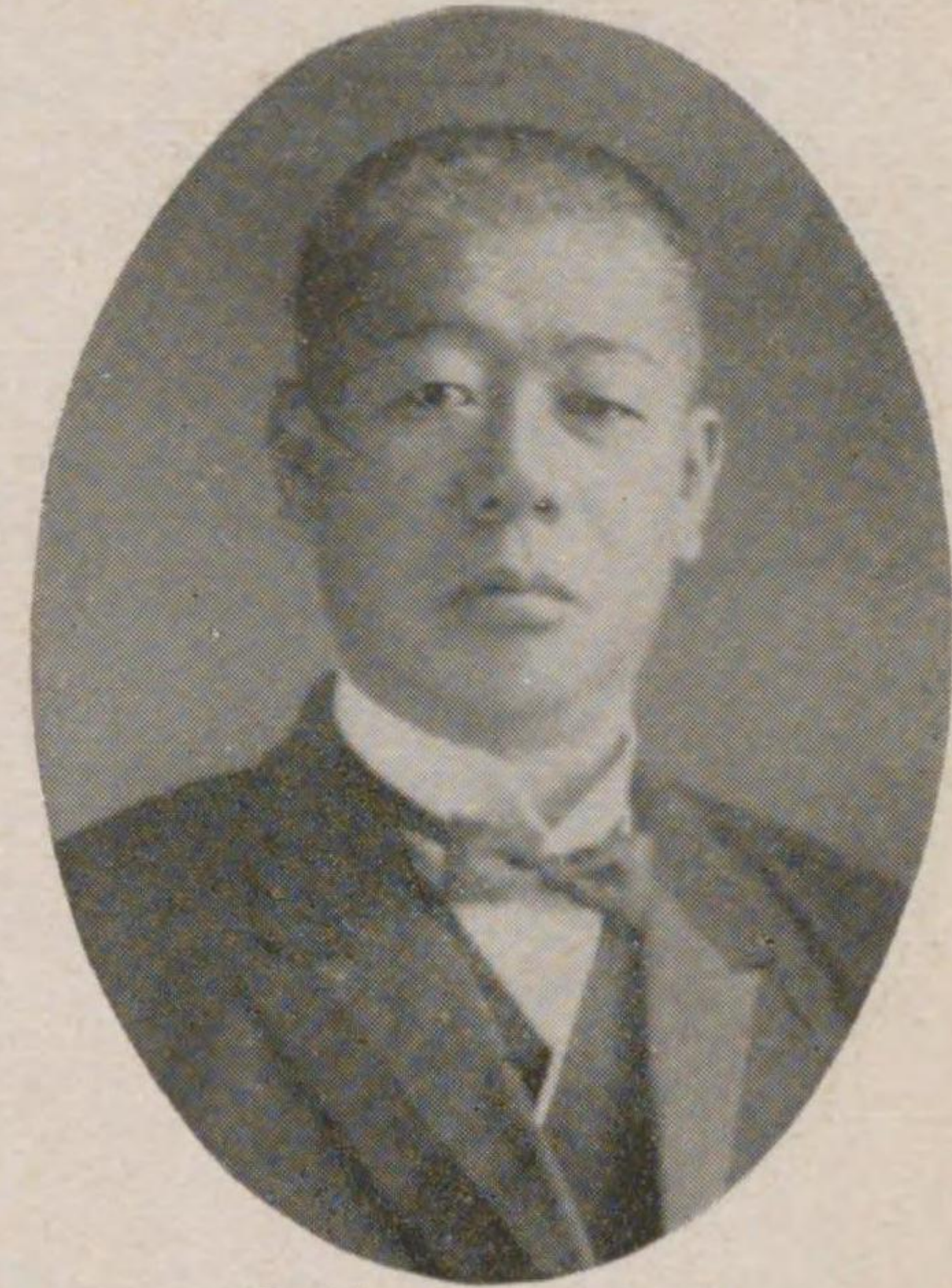


氏郎次吉藤千

[四其] 全



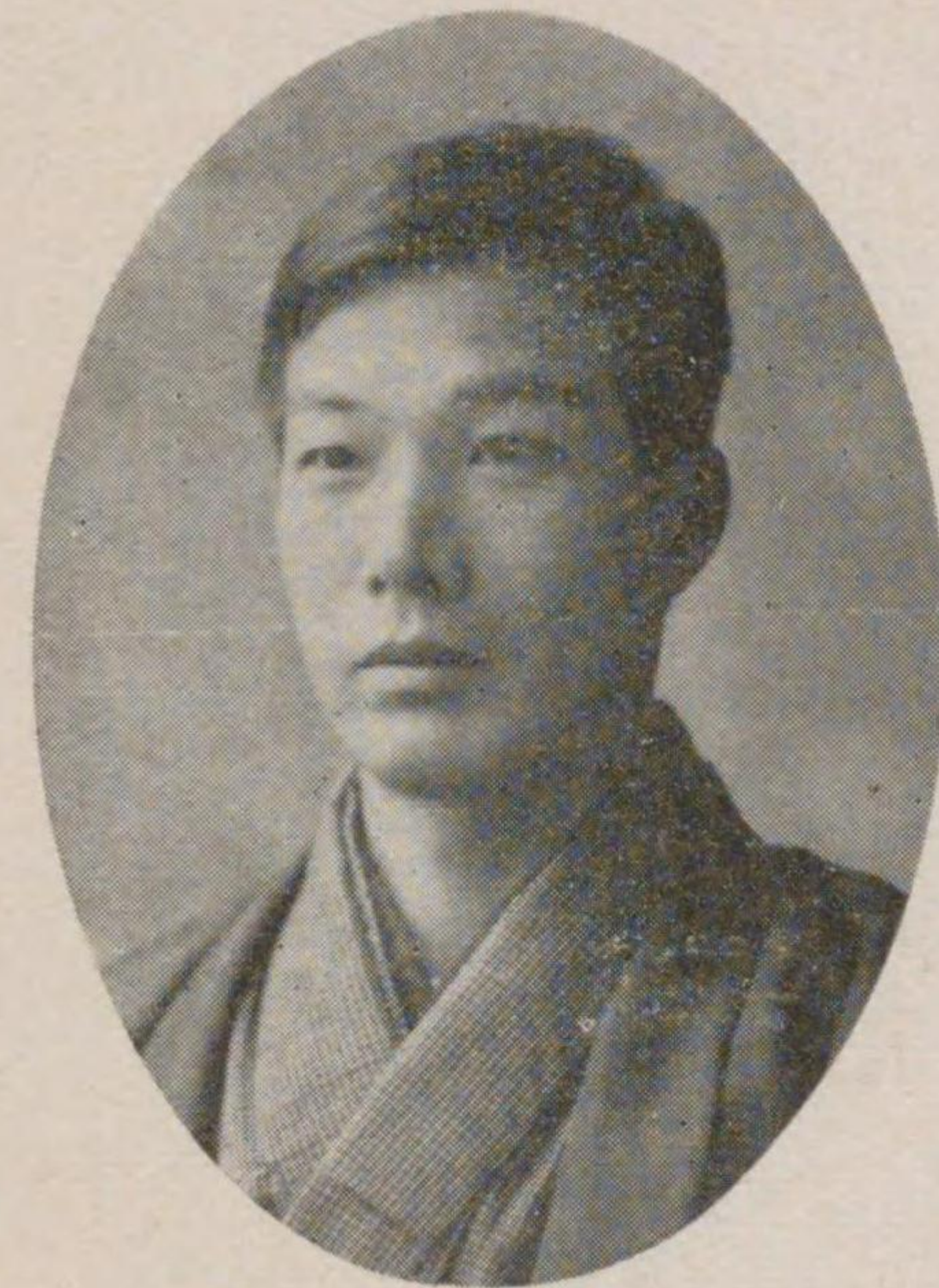
氏助之市野星



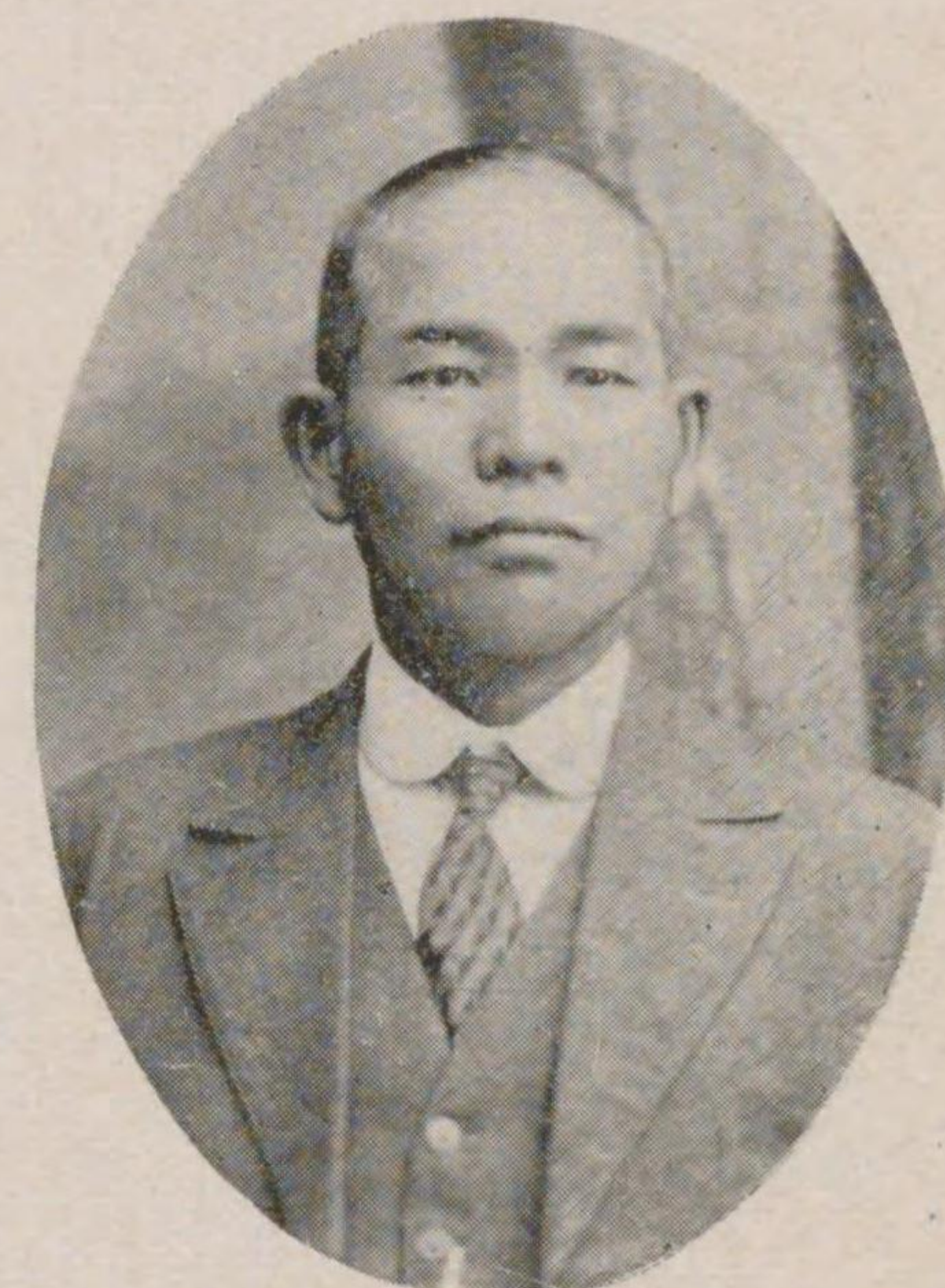
氏助之龜戸石



氏造藤田山

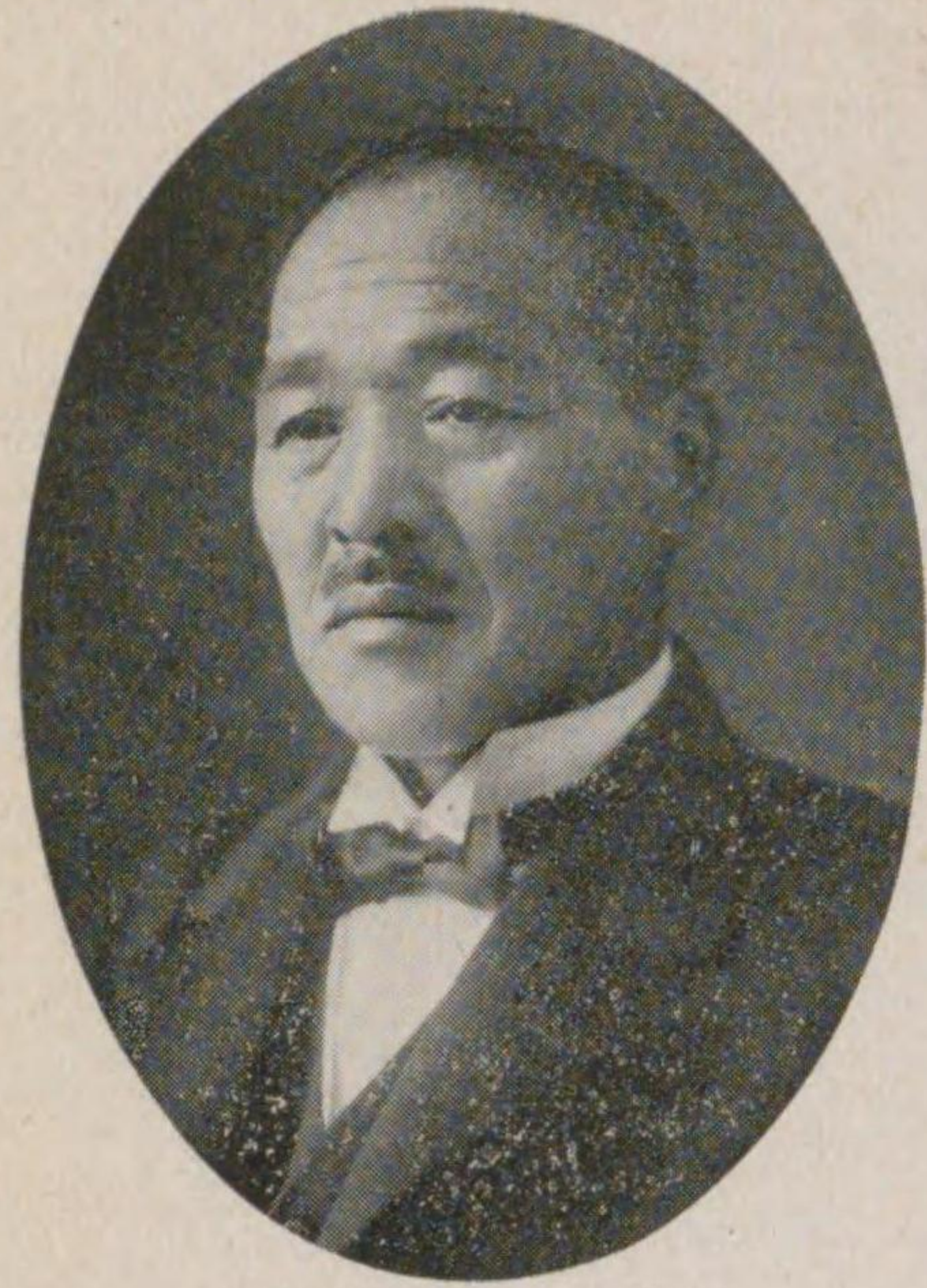


氏二實中竹



氏郎三治形山

[五 其] 全



氏道代喜 辻



氏郎四嘉上池



氏郎次久村芝



氏藏幾森金



氏郎次喜歳千

[四 其] 全



氏助之市野星



氏助之龜戸石



氏造藤田山

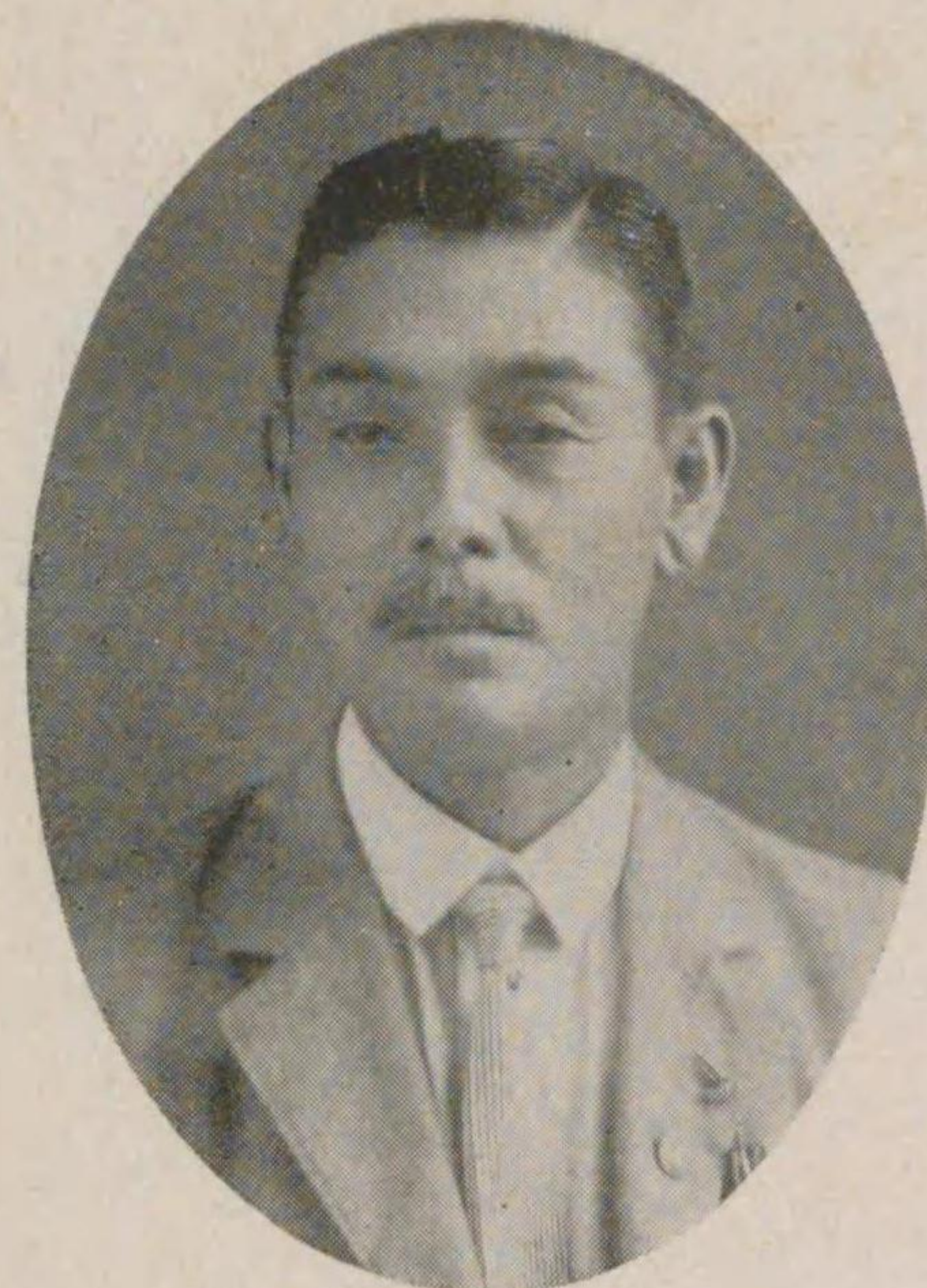


氏二實中竹

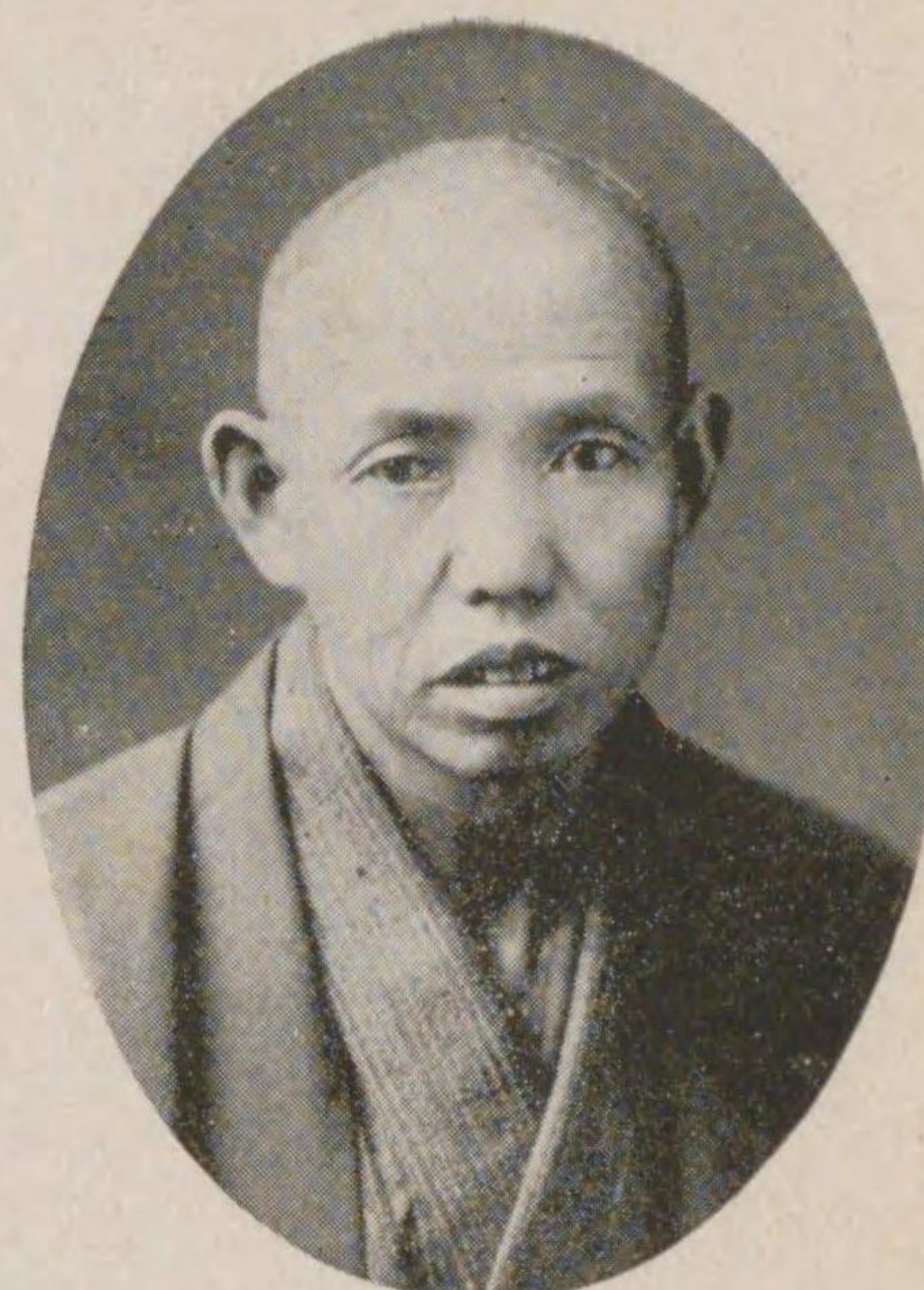


氏郎三治形山

[六 其] 全



野田與三郎氏



中村新太郎氏



開廳十四年紀念表彰者

新皇新政の御世に入りて遂に第三年、此歲十一月を以て報聖文武
 臣を賜ふ
 今上陛下には、御即位の御大禮を京都に擧げさせらる洵に是れ
 皇室の御盛典たるのみならず、實に帝國第一の典禮なり、この千歳
 一遇の御盛儀を迎へ幸りて、億兆の臣民、皆虔んで祝慶の誠を捧げ
 ざる者無し、近時各地に之が記念事業の興造頻りに行はれ、已に事
 業其の緒につきたるものあり、或は將に成らんとするものあり、其
 の事業の内容多種にして一ならずと雖、多くは是れ地方行政の進
 展上喫緊の要務にあらざれば、或は眞に思想の善導並に國民精神
 の作興上に資する所多大なるものにして、總て國民至誠の流露な
 らざるは莫し



中 村 新 次 郎 氏



野 田 與 三 郎 氏

題 詞

昭和新政の御世に入りて茲に第三年、此歳十一月を以て勅聖文武に亘らせ給ふ

今上陛下には、御即位の御大禮を京都に擧げさせらる洵に是れ皇室の御盛典たるのみならず、實に帝國第一の典禮なり、この千歳一遇の御盛儀を迎へ奉りて、億兆の臣民、皆虔んで祝慶の誠を捧げざる者無し、近時各地に之が記念事業の興造頻りに行はれ、已に事業其の緒につきたるものあり、或は將に成らんごするものあり、其の事業の内容多種にして一ならず、雖、多くは是れ地方行政の進展上喫緊の要務にあらざれば、或は眞に思想の善導並に國民精神の作興上に資する所多大なるものにして、總て國民至誠の流露ならざるは莫し



開 廳 十 四 年 記 念 表 彰 者

伏見町誌の編纂も亦同町に於ける御大典記念事業の一たる也、夫れ、伏見は府下の大邑、明治大帝御陵下の町として其の名大に著る、地は實に平安京の南に位し、皇室との關係極めて深し、豊公伏見に城き、雄風宇内を煽するに至りて大に絢爛の名を留め、爾來明治維新大業の完成を見るに至る迄、其の沿革に於て史上常に頗る重要の地位を占む、本書は筆を古に起して現前に及び、諸有事實を網羅し之を各編に分ちて體裁頗る宜しきを得たり、凡そ地方史編纂の難とせらるゝは其の資料の收拾採録容易ならざるにあり、斯書功程急にして未だ完からずと雖能く意を之に致せるは多とすべく、讀者之に依りて此地の沿革變遷の跡を繹ね、以て揣古商今の資となさば、郷土自治發達の上に裨益する所甚だ多大なるのみならず、亦以て地方教化の好資料として思想善導並に精神作興の上に

寄與する處、蓋し大なるものあらん、茲に於て本書が御大典記念事業として編纂刊行せられたるの意義誠に深しと謂ふべきなり、伏見町長中野種一郎君本書を撰して題詞を請ふ、因つて一言を卷首に題すと云爾

昭和三年十月

京都府知事 大海原重義

伏見町の歴史... 平安古帝京に隣し、青山を負ひ、碧流に瀕し山河襟帯、形勝佳絶にして、夙に歌人の詠に入り、其名を知らるゝここ廣かりしが、一たび皇室御領に屬し、皇居の此地に御造營ありしより、史上に重きを爲せり、文祿の初、豊臣氏宏壯瑰麗なる伏見城を築き、こゝに市街を形成するや、人文頓に發達し、徳川氏に入りては、畿甸の要衝として更に樞要の地位を占め、頗る殷賑を呈す、後明治の初、錦旗東征の第一戦、此地に開始せられ、以て維新史を飾り、大正の初、桃山御陵並に桃山東御陵の御治定を仰ぐに及び、伏見の名、愈々顯はるゝに至れり。

伏見町誌序

夫れ伏見の地、平安古帝京に隣し、青山を負ひ、碧流に瀕し山河襟帯、形勝佳絶にして、夙に歌人の詠に入り、其名を知らるゝここ廣かりしが、一たび皇室御領に屬し、皇居の此地に御造營ありしより、史上に重きを爲せり、文祿の初、豊臣氏宏壯瑰麗なる伏見城を築き、こゝに市街を形成するや、人文頓に發達し、徳川氏に入りては、畿甸の要衝として更に樞要の地位を占め、頗る殷賑を呈す、後明治の初、錦旗東征の第一戦、此地に開始せられ、以て維新史を飾り、大正の初、桃山御陵並に桃山東御陵の御治定を仰ぐに及び、伏見の名、愈々顯はるゝに至れり。

伏見の史的變遷、概ね斯の如くにして、また國家の隆替と相關するもの多し、列聖宗廟、靈祠名刹、鬱乎こして相望み、以て往時の偉觀を語り、名勝舊蹟、遠近相接し、以て懷古去る能はざらしむ、故に史誌の事を

記する所亦少からず、然れども未だ我郷土を主體とする人文發達の跡を究め、政教上に資すべき、所謂地方史の本質に則したる記述を有せず、殊に年所を経るに於て、或は此光輝ある郷土史も遂に湮滅に歸するの恨事なしとせざるを以て、余深く遺憾とし夙に之が編纂刊行の企圖を有したりき。

今茲昭和三年十一月

今上陛下御即位の御大典を京都に行はせらる、實に是れ帝國第一の式典千歳一遇の盛儀にして、鑾輅南に廻り親しく桃山御陵を拜させ給ふと承る、近く御盛儀を拜し得る御陵下町民の光榮や誠に無上と謂ふべし、此に於て本町は祝慶の忱を表すべく着々奉祝の施設計畫を進む、余謂へらく町誌編纂刊行の如き、後昆に遺し得べき最適の事業たるを失はずと、乃ち記念事業の一たらしむべく町會に諮る所

あり、町會之を可決す、而して編纂の事舉げて夙に我郷土史研究に熱心なる高橋眞一氏に囑託す、氏勵精之に當り、多年に亘り蒐集せる資料を基調とし、更に史料を多方面に求め、實地に探究し考證研索日ならずして稿成り之を余に示す、各編に分ち體制宜しきを得沿革變遷の叙述極めて精詳なり、惟ふに本書の出づるに於て、光輝ある我郷土の史實乃至人文發達の跡は昭乎として瞭に以て愛國崇祖の教に資すべく、以て自治發達の上に資すべく、以て文化開發の上に資すべく、その裨益貢獻する所蓋し少からざるべし書成るを喜び一言以て序と爲す

昭和三年九月

伏見町長勳七等 中野種一郎

現實の社會生活を、其の社會自らの努力に依り、理想的社會へ向上發展せしめようとする努力は、即ち自治であること云ひ得る、而して現實が自らの努力に依り如何にして理想に向上する事が出來得るであらうか、從來自治行政は社會の利益考較を原則とするを謂はれてゐるが、其の利益の考量には經濟上社會上の周密なる智識を必要とし、加ふるに其の町村行政上の具体的事實を明確に把握することが必要とせられ、詳細正確に事實を分析綜合し、凡ての人々依つて肯定せられ得る様な標準を以て、之が判斷の根據とせなければならぬ、謂ふ迄もなく、社會の制度と組織には、常に必ず之に伴ふ所の歴史があるが、其の歴史本來の眞意義を没却せず、只管事象の眞相を深刻公平に觀取し、現實の目的乃至理想を樹立せなければならぬと共に、特に

數量觀察に依つて、社會を達觀せんとする統計上の知識は欠く可からざるもので、之等の資料を充分詳細に蒐集し、種々の方面から比較研究すること云ふ事が、自治行政をして、固く健全なる發達を遂げしむる上に、最も必要であることを痛感するのであります。

明治廿七八年以前に在りては、町村の情勢を一覽にして知悉する記述無きを頗る遺憾とし、其の後毎年一回町勢一班と題して之を刊行し、其の傍ら古來郷土の興廢民情の推移民政の變遷等を知らんが爲に、町區誌、郷土誌、維新前伏見民政史要、伏見誌、伏見民政誌を編纂し、廣く配付せしむ、是等は皆常務繁劇の傍ら、短日月の内に上梓せるもので、固より菲才其の要を盡さず、意あつて實に達せざる謗を免がれず、茲に於て他日の完璧を期待した次第であります。

現伏見町長中野種一郎氏は、深く此の趣味を藏し、豫て地方誌編纂の

意あり、茲に曠古の御大典を迎へ、舉國聖代の祥瑞を唱へ、萬民均しく寶祚の無窮を祝し奉る秋に際し、本町記念事業の一つとして、斯の道に造詣蘊蓄ある高橋眞一氏に依囑し、光彩ある御大禮記念伏見町誌の上梓を見るに至りしは、誠に歡喜に堪へません、本書は其の資料を廣く收拾採録し、古今の諸有事實を網羅して余す所なく、讀者此の地の沿革變遷の跡を偲び、溫故知新の資と爲さば、本町自治發達の上に饒益する處絶大なるもの有るを疑はず、本書の刊行を誠に意義ある御大典記念事業として、賞讃措く能はざると共に、年來の宿望を達成せしめられた事を、衷心より感謝する次第であります

昭和三年九月

伏見町主事 第一部長 古川 正義

伏見町誌凡例

- 一、昭和二年五月二十五日附を以て、町誌編纂の囑託を受けたり、然して編纂の事業進むや、本町は之を以て御大典記念として刊行せらるゝに決す、編者此光榮に會し、感激措く能はず、記事體制、特に深く意を致せり
- 一、本誌を分ちて十二編となせるは、叙述の便宜上より出でたるも、通俗の讀み易きを主眼とせるためなり、編者は我郷土伏見の研究に興味を有するものにして、史學の専門家にあらず、故に専門的に之を見れば、缺陷を免れざるべしと雖、資料に就ては最善を盡して蒐集に努力せり
- 一、本町は明治天皇伏見桃山御陵、昭憲皇太后伏見桃山東陵を仰ぎ奉り、兩御陵御治定とともに、「御陵下の伏見」を以て稱せらる、兩御陵御所在は堀内村に屬するも、此地亦往古に於ては、伏見に關係する處深し、本誌卷頭、桃山兩御陵を始め、紀伊郡内各御陵墓を謹記し奉れるは、列祖崇拜の觀念を一層興起せしめんがため也、たゞ御結構御尊嚴の一分をも寫し得ざるは恐懼に堪えず
- 一、明治維新前に於ける本町の地域は、現在の深草町、堀内村、向島村の大部分を包含し、且つ當時村落たりし之等の村は、等しく伏見奉行の管轄に屬せしが故に、叙述も亦此地域に及べるものあり、殊に堀内村にありては、豊臣氏伏見築城以後、伏見の發達と關係する處密接なるを以て、叙述の多きを見たるは止むを得ず、蓋し、堀内村は元和九年伏見城廢毀後に於て村落を爲し、明治十四年四月、従前伏見町に屬せる東部諸字を編入し、次いで明治二十二年四月、六地藏を合して現在の同村を形成せるものなれば、乃ち徳川時代に至る史的變遷は、伏見と不可分に在り

一、各編中、叙述の都合上簡単に述べ、別編に精述せるものあり、之等は末尾に「何編第何章第何節参照」若くは「何編参照」の文字を附せり、相参照せられんことを望む、

一、本誌上に記述したる最近の事實は、大体に於て昭和二年末現在を目標とせり、當時なほ未調査にかゝものは昭和元年末を以てしたり、

一、本町に於ては、曩に主事古川正義氏の手により、維新前伏見民政史要、伏見誌、伏見民政誌等相次いで編纂刊行せらる、本町民政資料として、頗る有益の書なり、本誌町政編中同書を引用せるもの多し、

一、本誌の編纂は囑託を受けたる後、凡そ一年を期限として成稿を求められたり、此旨を體し編者の既調査資料を基調として、更に精査を加へたるも、短時日間の編纂、完きを期し難きを遺憾とす、然れども幸に各位の援助により、我郷土の大體を盡し得たり、之によりて文化開發の上に裨補するを得るに於ては、編者の本懐之に過ぎず、なほ將來各位とともに研究を進め、以て我郷土史の完成を期せんとす、讀者希くは新資料の寄與に吝なるならん事を切望す、

一、本誌編纂に際し、特に便宜を與へられたる、京都圖書館、伏見圖書館を初め各位に對し、茲に深甚なる謝意を表す、

一、本誌編纂に當り、引用並に参考とせる主なる書目を擧ぐれば左の如し、(○印寫本)

大日本史料
大日本史
大日本租稅志

東京帝國大學文學科史料編纂掛編纂
侯爵徳川家藏版
野中準氏等編

大日本貨幣史
日本財政經濟史料
大日本時代史
長講堂領考
伏見皇室御領の研究
徳川實紀
續徳川實紀
徳川太平記
徳川理財會要
徳川時代通史
徳川幕府の米價調節
京都守護職始末
錦之御旗
皇室と因縁ある伏見山
伏見鑑
泰平伏見役付鑑
紀伊郡誌
紀伊郡御陵墓誌

吉田賢輔氏纂述、本庄榮治郎氏校訂
大藏省編
早稻田大學編輯部
八代國治氏著國史叢說所收
同 上
經濟雜誌社
同 上
小宮山綏介氏編
日本經濟叢書所收
井原儀氏著
本庄榮治郎氏著
山川浩氏著
保勳會編
田中百山氏著
安永八年編
天保十二年編
(拙編)紀伊郡役所刊
同 上

日本交通史論
同 上
驛遞志稿 青江秀氏編
淀の川船 國學院雜誌所收
平安通誌 湯本文彦氏等編
山城志 京都叢書所收
京羽二重織留 同
雍州府志 同
山州名迹志 同
山城名勝志 同
京城勝覽 同
山城名迹巡行志 同
都名所圖繪 同
都名所圖繪拾遺 同
淀川兩岸一覽 文久元年刊
伏見堤綱引道再興帳 天保十二年
大阪市史 大阪市役所刊
系圖綜覽 國書刊行會刊
阪本龍馬關係文書 日本史籍協會編

眞木和泉守遺文
伏見殉難士傳
德川時代の酒造政策
○酒造沿革資料 (各酒造家古文書寫)
酒造に關する調査
御香宮神社
日本工業史
歴史大辭典
大日本人名辭書
大日本地名辭書
京都金融史
以上
昭和三三年八月下濶

顯彰會編
井上定治氏編
本庄榮治郎氏著經濟史研究所收
伏見稅務署藏
日本銀行調查局
同神社々司三木善三氏編
横井時冬氏著
八代國治氏等編
經濟雜誌社編
吉田東伍氏編
拙著

編者 新町十一丁目の居に於て
高橋眞一 識

桓武天皇皇子伊豫親王巨幡墓……………一八
 伏見天皇皇曾孫榮仁親王御墓……………一八
 後伏見天皇皇玄孫治仁王御墓……………一八

第二編 社寺編

緒論

第一章 神社……………一九

第一節 徳川時代の神社……………一九
社家制法條々：安永年代の神社名

第二節 各神社由緒……………二一
御香宮神社：桃山天滿宮：金札宮：金井戸神社：大掠神社

第二章 寺院……………三一

第一節 徳川時代の寺院……………三一
寺院制法：安永年代の寺院名

第二節 主なる寺院由緒……………三四
墨染寺：欣淨寺：寶國寺：源光院：顯正寺：悟眞寺：勝念寺：慶念寺：寶福寺：玄忠寺：大榮寺：眞西寺：大黒寺：源空寺：西方寺：大光寺：願生寺：本教寺：東本願寺別院：西岸寺：松林院：長建寺：教會

第三編 史論

緒論

第一章 伏見の起源……………四五

第一節 雄略の伏見……………四五
伏見の名稱：日本紀の俯見村：俯見村の解釋：萬葉集の伏見：管原の伏見

第二節 伏見の記載……………四八
桓武天皇と柏原野：和名抄：大日本史國郡志

第三節 古歌の伏見……………五〇
橋俊綱の歌：小大進の歌：伏見山の歌：水郷伏見の歌

第四節 吳竹の伏見……………五二
確たる史證なし：吳竹の伏見の歌：歌詞より轉せるか

第二章 藤原時代……………五四

第一節 伏見の開拓者……………五四
惠信僧都：橋俊綱山莊：近京勝境の一を自負：橋俊綱系譜

第二節 俊綱の豪奢……………五六
殿上人來訪と歡待振：關白師實の看雪

第三節 山莊の廣大……………五六
旅人を仕立て、興ず：良暹法師とも交遊：山莊の位置

第三章 皇室御領……………五八

第一節 白河院御領となり有仁に賜ふ……………五八
輔仁親王の長子：伏見齋宮：山莊献上の因：源有仁系譜

第二節 頌子内親王御領……………六〇
鳥羽院の皇女：御生活御豊裕：平範家伏見庄を知行す

第三節 後白河院の長講堂領となる……………六二
 伏見殿最初の行幸…伏見庄長講堂領に属す…宣陽門院に御譲與…御領中の重きを致す…即成
 就院御再興

第四節 壯麗なる伏見殿……………六五
 後深草帝に御譲進…後醍醐院伏見御幸…伏見御領持明院流に属す…伏見殿の位置…両院御同
 車の行幸

第五節 伏見の江山餘榮あり……………六七
 東二條門院に傳へ給ふ…遊義門院に御譲與…三方御清遊を盡さる…伏見山上の新御所

第六節 伏見院の御常住……………七一
 伏見院の御領に歸す…風月に樂しみ給ふ…後伏見院に傳へらる

第七節 伏見宮家御發祥……………七二
 光嚴院に傳へ給ふ…伏見殿行幸…廣義門院御座…大光明寺の建立…伏見殿漸く荒廢…伏見宮
 家御發祥の御初め

第八節 大光明寺……………七九
 大光明寺以前…大光明寺の位置…大光明寺炎上

第九節 榮仁親王傳領せらる……………八〇
 崇光院伏見殿に御座…榮仁親王の御所領…義滿伏見を欲す…榮仁親王醍醐に移り給ふ…再び
 伏見に還り給ふ…大通院の御建立

第十節 伏見開闢以來の盛事……………八三
 貞成親王御繼承…彦仁王御登極…伏見より出で…御即位…伏見宮御祖…伏見宮家の御領

第十一節 皇室と伏見……………八七
 伏見御領沿遷の要約…伏見庄御所領の御系統…伏見宮家御畧譜

第四章 足利末期……………九一

第一節 般舟三昧院……………九一
 後土御門御草創…洛陽般舟三昧院記…後土御門院御中陰…不違院宮を葬る…後柏原院御七々
 日…後奈良院御拾骨

第二節 應仁の亂……………九三
 應仁の亂と伏見…將軍義晴の伏見山城

第五章 豊臣時代……………九四

第一節 伏見九郷……………九四
 伏見九郷の古圖…史的解釋

第二節 秀吉の伏見築城……………九六
 秀吉の天下統一…伏見築城…規模大となる…威勢を示す大規劃

第三節 宏壯瑰麗の伏見城……………九八
 太閤記の伏見城…伏見城の規模…伏見城址…學問所之記…學問所の華麗

第四節 伏見市街の形成……………一〇〇
 市街形成の端を開く…城下の廣袤…伏見南北両組廿八ヶ町

第五節 慶長大地震、明使引見……………一〇一
 震央は鳥羽伏見…前代未聞…徳川家康邸の損害…伏見城中死者五百七十八…熨和使節の饗
 應準備…使節伏見城に入る

第六節 秀吉伏見城に薨去……………一〇三
 家康伏見に政事を視る…内紛漸く擡頭す…伏見物情騒然…家康其邸の警戒を嚴にす…家康
 利家の親睦…家康向島城に移る…

第七節 家康伏見城に入る……………一〇四

七將三成を追ふて伏見に至る…家康威望加はる…家康伏見城に入る

第八節 慶長動亂と伏見……………一〇五

家康東征途次伏見城に入る…伏見城主將鳥居元忠…増田長盛元忠を説く…元忠守備の部署を定む…西軍來り攻む…西軍總攻撃開始…城兵盡く戦死す…伏見市街大半焼失

第六章 徳川時代……………一三三

第一節 徳川家康と伏見城……………一三三

秀忠伏見城に入る…家康將軍宣下…伏見城は徳川氏權力の中心…自慶長八年至九年日録

第二節 秀忠征夷大將軍を拜す……………一一七

自慶長十年至同十一年日録

第三節 伏見城の器物を駿府に送る……………一二七

自慶長十二年至同十六年日録

第四節 幕府伏見城を廢毀す……………一二八

伏見城在番制變更…大阪冬陣と伏見城…大阪夏陣と伏見城…家光伏見城に入る…家光將軍宣下、勅使伏見城に參向…伏見城廢毀に決す…伏見町民の大阪移住

第五節 徳川中世に於ける伏見……………一三四

伏見城廢毀と伏見…市街漸次大となる…伏見山は桃花の勝地…元祿二年の伏見大概

第六節 安永年代の伏見……………一四四

安永八年現在の町名…諸大名屋敷…諸大名用達…參觀交代大名の往還…伏見本陣…泰平的色彩

第七節 伏見奉行小堀政方の暴政(上)……………一七二

田沼時代…町民政方に期待す…赴任當初の態度…暴政の端緒…小堀家財政の窮迫…着任半

歳後己に用金…側室着伏後漸く惡辣…賄賂公行の縮圖

第八節 伏見奉行小堀政方の暴政(中)……………一七五

義民籠訴狀に現はれたる暴政…餘分の町役…御用金の仰付…取逃無盡取立…參府の用金千五百兩…取逃無盡加入強要…總年寄の横領…役儀取上料百五十兩…金子のゆすり取…米問屋許可取消料…質屋會所改と大金取立…博奕會所設置の議…見徳博奕會所の繁昌…濱地無年貢地に賦課…煙亡が苗字御免…釣銭取引の停止…首代と入墨代の取立…石錢騒動…七ヶ年間に十萬兩の取立…好悪者の連名…暴政に諸式昂上す…伏見町民難立行…第一回追書狀…第二回追書狀…第三回追書狀

第九節 伏見奉行小堀政方の暴政(下)……………一八九

政方に東下の狀達す…其職を免す…關係者を吟味…江戸に護送さる…者二十三人…獄定まる…政方以下の處置

第七章 幕末時代……………一九四

第一節 寺田屋事變……………一九四

志士往還の活舞台…寺田屋事變の發端…島津久光上洛…朝幕の警戒嚴重…久光に浪士鎮撫の勅旨…志士等謀劃決行を期す…一行寺田屋に入る…薩藩鎮撫使伏見に入る…薩藩志士に會見主命を傳ふ…亂闘起る…痘るゝもの十名…同志漸く沈靜…眞木和泉の日記…將軍家茂伏見往還

第二節 元治甲子の變……………一九九

急進組企圖の爆發…長藩禁門守衛を解かる…長藩老臣兵を率ゐて伏見に入る…眞木和泉等山崎に屯す…長藩一隊天龍寺に屯す…長藩退攘の議…退去を諭すも肯かず…慶喜追討の部署を定む…長藩伏見軍の進發…深草寶塔寺前の衝突…長軍敗る…隊長福原越後負傷…長軍

横大路村に退く：追討軍京橋長藩邸砲撃：長州征討：將軍家茂伏見より大阪に赴く
 第三節 阪本龍馬の遭難 二〇四
 四士寺田屋に入る：幕吏の包圍：幕吏の訊問：龍馬三吉奮闘數名を殲す：西濱材木小屋に
 潜伏：薩藩伏見邸に入る

第八章 王政維新 二〇七

第一節 明治戊辰鳥羽伏見役(上) 二〇七
 王政復古大號令煥發：薩長と會桑諸藩：前將軍入朝と其部署：會藩先發隊京橋上陸
 第二節 明治戊辰鳥羽伏見役(中) 二一二
 薩長二藩伏見巡邏：巡邏隊の屯所：會兵先發隊と薩長側の應接
 第三節 明治戊辰鳥羽伏見役(下) 二一四
 幕軍鳥羽街道を進む：薩軍の陣地：鳥羽關門の應接：薩軍先づ發砲：幕軍陣容乱る：伏見
 市街戦：兩軍主なる死傷者：高瀬川堤防の戦：征討大將軍進發：幕軍潰走：幕軍側の戦況
 報告：伏見市民困窮救助

第九章 維新前後の政令 二一八

第一節 慶應三年 二一八
 山城國禁裏御賄御領取締：禁門警固列藩江被仰付：朝廷の萬機御裁決沙汰書：三藩家來に
 紛敷者の取締：薩州市中見廻の心得：薩州より同家來江被申渡之寫：伏見市中混雜に付取
 締出張：卯歲御用留帳末尾の日記
 第二節 慶應四年——明治元年 二二四
 當辰歲御用留帳年頭小誌：御取締役所觸書：市中御救助米下附：慶喜追討等に關する觸書

兵難に會ひたる者の取調：桃山にて薩州藩の筒渡：元奉行役人預り物申出の事：徳川執
 政中借下金返納の事：金銀取引に關する觸書：諸運上冥加錢等の取調：市中取締役所改稱
 暗殺不止嚴重取締方：伏見役所の改稱：御親征御發途觸書：練兵所に於て毎朝發砲：古
 今通用金銀銅錢定價：當春燒失の者に金員下賜：伏見御役所出張達示：金札發行に關する
 通達：金札見本掲置の通達：新聞新報冊子刊行取締：砲聲に紛敷花火の禁止：養老扶持の
 下賜：建言書無名は不採用：御即位御治定通達：訴訟其他に關する心得布告：天長節奉祝
 と注意：諸色高値についての取調

第四 町政編 二四一

緒論

第一章 明治維新前 二四一

第一節 區劃編制 二四一
 市街の形成：中世に於ける區劃：當時の市街廣袤：戸數と人口：天保年間の編制
 第二節 領地石高年貢賦課 二四九
 伏見御領の年貢：國衙の容喙を許さず：廻り八ヶ村石高：年貢：圍糶：伏見は正租を免ず
 諸課役と運上：高掛物：國役金：御城山人足：助郷人足：水鳥運上：漁師運上：葭上銀
 天領
 第三節 町村經費 二五六
 伏見町の經費：町方經費：經費の割付徴收：一町限りの經費：土木に關する事項：廻り八
 ヶ村經費
 第四節 風俗治安及び水防火防其他の取締 二六五

町役人は帶刀御免：町人の衣服：興行物：刑罰：訴訟：水防：消防：辻番
二六八

第五節 町村役人
二十八名の年寄：元祿年間は三名となる：町役人制度確定：廻り八ヶ村の村役人：安永八年の町役人：天保十二年末の町役人：嘉永四年の町役人
二六八

第六節 町村役人の職務及び選任
徳川時代の組織概要：總年寄：與頭：總代：町方取締方：年行事：町年寄：五人組：川凌助勤方：傳馬所年寄：問屋役人：立會勘定役：庄屋以下の職務：各役人の選任方法：町役人の給料
二七二

第七節 町内慣習
町分式目：跡式付替
二八一

第八節 町村寄合
町内及び聯合寄合：村内及び數村聯合寄合
二九〇

第二章 伏見奉行

第一節 伏見城代
最初の伏見奉行：最初の城代：伏見は天下樞要の地：伏見城代を廢す
二九二

第二節 歴代の伏見奉行
歴代四十四奉行：松平下野守代舍人源太左衛門：柴山小兵衛：長田喜兵衛：門奈助左衛門
二九三

山田清太夫：山口駿河守：小堀遠江守：水野石見守：宮崎若狹守：兩宮對馬守：仙石因幡守：戸田長門守：岡田豊前守：青山信濃守：瀧川丹後守：松前伊豆守：安藤駿河守：小出淡路守：水野備前守：建部内匠頭：石川備中守：北條遠江守：小堀和泉守：菅沼織部正：堀長門守：久留島信濃守：本多對馬守：小堀和泉守：久留島信濃守：本庄甲斐守：松平但

馬守：加納遠江守：森川越前守：小長谷和泉守：牧野大和守：本多大隅守：丹羽和泉守：仙石大和守：堀田豊前守：本庄伊勢守：加納遠江守：内藤豊後守：林肥後守：永井主人正：御役人代々記

第三節 奉行所の職制
伏見奉行に下知狀：訴訟は京都所司代の監督下：伏見奉行の待遇：奉行所一ヶ年の納拂高裁許日：奉行所役人
三〇六

第四節 法令下達法
高札の最初：天和二年頃の高札場所：高札は畏敬せらる：京橋御高札覺：六地藏札場覺：地方の内六箇所札場覺
三一七

第五節 諸法令提書及び觸書
天正十七年民部法印書判條々：天正十七年秀吉書判禁制下知：天正二十年民部法印書判定：慶長五年松平下野守掟：天和二年定：天和二年條々：天和二年切支丹訴人定：寶曆十二年桃園天皇崩御に付謹慎の觸書：明和七年徒黨訴人定：天明六年將軍薨去と音曲普請等停止：文政十一年家中の不法取締：文政十三年野付火穿鑿定(安政六年改)：嘉永四年博奕禁制觸書：安政元年古金銀引替觸書：安政元年百姓質素獎勵：安政六年三港移住觸書：安政六年人馬賃錢割増定：安政六年古來掟可守條々觸書：堅可相守條々：慶應二年海外に赴く者の手續
三二二

第三章 明治維新以後

第一節 管轄及び區劃編制
伏見驛取締：京都區裁判所伏水出張所：京都出張廳：伏見區役所：明治四年の制定：聯合戶長役場：明治元年十二月の筋組編制：明治五年五月の區劃：明治七年の區劃：明治十年
三三六

第五 經濟 編

緒論

第一章 交通運輸「水運」

- 第一節 淀川過書船……………三六九
往古の水運…過書座…過書船條々
- 第二節 高瀬川の開鑿……………三七一
大佛造營と巨材運搬…了以長渠を開く…京洛物價低落す
- 第三節 過書船の暴狀……………三七三
木村角倉兩家支配…過書船上米改正…運賃暴騰に苦しむ…小林勘次上申書
- 第四節 諸商人漸く蘇生す……………三七五

の分割編入…明治十二年の區劃編制…明治十四年一月の區域名稱改正…明治十四年十月の組名改稱…明治十七年七月の名稱改正…明治二十二年五月の分割編入

第二節 明治初年の町役人……………三四八

御改正御趣意書…五人組…町年寄役…中年寄役…大年寄役…會所…諸町役人の職務…大年寄役の心得…中年寄役の心得…町年寄役の心得…戸長公選と資格…明治初年以降主要町役人名

第三節 市町村制發布以後……………三五九

隣保共同の舊慣存重…最初の町會議員名…現在の町會議員名…歴代の町長及び助役…町財政概要

伏見奉行取調…舊制に復す

第五節 舟賃運賃……………三七七

寛永三年の制札…享保九年の改正…安永八年現在…綱引課役…三十石船

第六節 淀二十石船……………三八三

淀船の特權…過書座苦窮に陥る…淀船と過書座の紛争

第七節 伏見船……………三八四

伏見賑恤のため新船許可…過書座の抗議…伏見新船停止…伏見船二百艘更めて許可…伏見船の掟書…荷寄合と過書伏見船の打撃…荷寄合を禁ず…今井船

第八節 船數及び諸役人……………三八七

安永八年現在諸役人…過書船役人…伏見船役人…高瀬船役人…淀二十石船役人…石錢徴收

第九節 伏見津頭の殷賑……………三九一

京橋心中の旅籠屋…商旅往還の難關…古書の叙述…道中仕

第十節 各川筋の管轄……………三九六

享保三年の令…水路工事は合議…元文二年の令

第十一節 明治以降……………三九八

各役人を廢す…水利作興の沙汰書…淀川汽船の最初…明治初年の高瀬船…淀川汽船會社沿革…貨物運輸の推移…疏水運河

第二章 交通運輸「陸運」……………四〇一

第一節 往古の道路……………四〇三

大和街道…西國街道…伏見阪…淀堤

第二章 伏見傳馬所 四〇四

傳馬當置數：傳馬所定書：賃錢の割増：安永八年の賃錢：弘化以後の賃錢割増：御用による往還者等の取締

第三章 當時の主要街道 四一二

東海道筋：寶曆年間諸街道：貨物の運搬

第四章 牛車と飛脚 四一四

鳥羽牛車：伏見車方：牛車數：道中筋通日雇：安永八年の飛脚業

第五章 明治以降 四一五

伏見驛助郷：伏見驛の借財：伏水陸運會社：伏見郵便取扱所：伏見電信分局：通信機關の完備：鐵道及び電鐵の開通

第三章 銀座及び錢座 四二〇

第一節 銀座 四二〇

始めて伏見に銀座を設く：慶長丁銀と豆板銀：京都に引移る

第二節 錢座 四二一

錢座の始め：伏見の錢座：鐵錢鑄造

第四章 徳川時代の問屋諸仲間 四二一

第一節 安永天明及び天保時代の問屋諸仲間 四二一

諸仲間來由：水運に伴ふ發達：諸仲間の勢力増大：安永八年現在：伏見諸會所：唐物引請定問屋：伏見萬物問屋：伏見六地藏問屋：伏見西濱問屋：伏見旅籠屋人名：伏見諸仲間：諸職並に商人：天明初年職業別軒數：天保十二年問屋諸仲間

第二章 問屋仲間の概要 四三五

仲間の特權：仲間の規約：仲間以外の同業及び類似業禁止：生活必需品の集散：特種的の仲間

第三節 主なる問屋仲間沿革 四四四

伏見三仲間：米問屋仲間：樵木屋仲間：材木屋仲間：西濱運送問屋及び京橋運送問屋：唐物定問屋：伏見漁師仲間：諸仲間沿革表：奉行所に於ける資格

第四節 造酒屋仲間 四六四

酒株：伏見造酒株：當初八十三軒：仕込米高一万五千六百一十石：天明六年現在：天保十三年諸仲間解放：嘉永四年再興：株の移轉：運上冥加：酒造制限：明曆三年以後造酒米高表：原料米：取引方法：仲次の職分：請酒屋の職分：酒價干渉：販路：他所酒入込に苦しむ：京都大津江州酒移入停止令：請酒屋の影響：造酒家の變遷：天明八年現在：寛政九年現在：明治二年現在：丹後宿：仲間の組織：伏見酒發展の遠因

第五章 明治以降の本町經濟界 四七四

第一節 明治初年の状態 四七四

明治八年の生産高：舊幕時代の股盛漸次失はる：コボチ屋

第二節 明治中世期 四七九

伏見倉庫會社創立：伏見銀行創立：京都商業會議所設立發起に加はる：奈良鐵道計畫と伏見：京伏運河開鑿：伏見現米取引市場：開市：京都商業會議所區域分離申出：當時の伏見：伏見商業會議所設立：伏見銀行増資：伏見商品取引所：第百十一銀行破綻と伏見：第一銀行伏見出張所開設：公益社團法人伏見十六會發芽：鳴東銀行破綻と伏見：伏見銀行整理：伏見米穀市場

第三節 明治三十七八年戰役後…………… 四八三
 有限責任伏見信用組合創立：伏見銀行増資：第十六師團設置：四十一年主要生産額：伏見瓦斯會社創立：京都瓦斯に合併……………

第四節 大正より昭和に至る…………… 四八五
 伏見銀行固定貸金整理：京都銀行伏見支店開設：第一銀行伏見出張所改稱：財界好況時代：伏見商業會議所解散：伏見銀行、川崎銀行と提携：伏見銀行、川崎銀行に合併：伏見三支店預金貸出高……………

第六章 特産物…………… 四八八
 第一節 往時盛なりし特産物…………… 四八八
 特産物き理由：伏見人形：寒天：煙火……………

第二節 現在の特産物…………… 四九二
 清酒：味淋焼酎：團扇：竹製品：鋸：羊羹：主要工産物：主要工場：諸組合……………

第六教育編…………… 五二三
 緒論…………… 五二三

第一章 明治維新前…………… 五二三
 第一節 伏見學校…………… 五二三
 僧俗の入學を許す：伏見學校址……………

第二節 優則學舎…………… 五一四

内藤豊後守創設：教科書：教員に對する給與…………… 五一四

第三節 私塾寺小屋…………… 五一四
 主なる私塾……………

第二章 明治維新以後…………… 五二六
 第一節 小學校…………… 五二六
 本町の學校建營願出：三學校の開校：當時の教則：十四年七月の教則改正：長官の學事視察頻繁：小學校令に基く改正：紀伊郡高等小學校：町村制施行と學區域の離合：教育方針確定す：幼稚園の設置：彰德高等小學校：第三小學校創立：經費の學區分擔：義務教育年限延長：各校の増築と擴張：町債十二万圓を起す：學區統一の解決：第三尋常小學校を女師附屬に寄附：彰德高等小學校を町に移す：彰德校を廢して第三校を置く：第三校に高等科を置く：第四小學校の設置：教育費の増加：町債二十五万圓を起して増改築：特別教育基本財産蓄積……………

第二節 實業學校…………… 五二一
 私立伏見實業補習學校：私立伏見商業學校：商業學校の昇格……………

第三節 補習學校…………… 五二二
 夜學校の附設：町立實業補習學校：町立補習學校の廢止：私立南濱夜學會：私立伏見商業夜學校：私立板橋裁縫專修學校：町立女子手藝學校……………

第四節 町立小學校沿革概要…………… 五二四
 第一尋常小學校：第二尋常小學校：第三尋常高等小學校：第四尋常小學校……………

第五節 圖書…………… 五三〇
 伏見集書會社：伏見文庫：伏見圖書館……………

第七 風俗編

二六

緒論

五三二

第一章 衣食住

五三三

第一節 禮服と常服

五三三

一般の禮服：婦人の常服

第二節 食物と家屋

五三三

常食：正月其他の特種日：家屋

第二章 冠婚葬祭

五三四

第一節 幼兒に對する祝事

五三四

宮参り：内祝：初節句：髪置き：十三詣

第二節 婚儀

五三五

婚儀の順序：里歸り

第三節 葬儀

五三六

葬送：服喪

第三章 休日遊、祭儀

五三七

第一節 休日遊

五三七

休日：正月遊戯：三月節句：五月節句：煙火：七夕祭：精靈祭：日廻し

第二節 神事及び祭儀

五三八

御香宮神事：天神祭：三栖祭：辨天祭：十日参り：地藏盆：縁日

第四章 童話、童謡其他

五三九

第一節 童話、俗語、傳説、俚諺

五四〇

童話：俗語：傳説：俚諺

第二節 遊戯の歌及び歌舞

五四二

遊戯の歌：六齋念佛

第八章 人物編

五四六

元和義民小林勘次氏：大道寺重祐氏：伊良子道牛氏：伊良子光顯氏：坪井益徳氏：坪井益秋氏：龍草廬氏：米谷金城氏：香川蓬窓氏：天明義民文珠九助氏：同丸屋九兵衛氏：同麴屋傳兵衛氏：同柴屋伊兵衛氏：同板屋市右衛門氏：同伏見屋清左衛門氏：同燒塩屋權兵衛氏：水島幸庵氏：築山桂窓氏：奥野精一氏：西田宗四郎氏：寺田屋とせ女：服部雄吉氏：服部直彦氏：安藤治右衛門氏：左甚五郎氏：長沼濟齊氏：平田靱負氏

第九章 名所舊蹟編

五七〇

伏見殿址：大光明寺址：般舟三昧院址：橋俊綱山莊址：桃山：伏見奉行廳舍址：所からの碑：常盤御前就捕處：常盤井：伏見七井：京橋：寺田屋遺址：堀河：高瀬川：肥後橋：平戸橋：豊後橋：巨椋池：伏見の廣澤伏見の澤田：伏見學校址：伏見寺址：銀座：中書島：槿木町：字名の起源

第十章 碑文編

五八三

伏見義民の碑：戊辰東軍戦死者の碑：所から藤花の碑：薩藩九烈士遺蹟表：恩賜記念の碑：水利記功碑：米谷金城氏墓碑：薩摩義士の碑：小林勘次氏碑：丸屋九兵衛氏碑：奥野精一氏墓碑：西田氏蹟功碑

第十一 詩歌編 五九三

第十二 現勢編 六七

位置：地勢：交通運輸：氣象：官公署：生業及び物産：産業機關：教育：兵事：衛生：土木
警備 租稅 社會事業 風紀其他

附錄 諸統計及本町職員

挿入圖及び寫眞版

紀伊郡伏見町全圖〔現在〕 伏見山寺宮近廻地圖大概〔往古〕 伏見九郷之圖〔豊公築城以前〕 五〇〇

豊公伏見城下圖〔豊臣時代〕 伏見御城圖〔同上〕 維新前伏見管轄圖 明治五年伏見町全圖 五〇一

伏見煙火大會番付〔明治十一年〕 五〇二

伏見町現廳舎、伏見町旧廳舎、伏見町現任町長助役收入役及び主事、歴代町長、現任町會議員、
伏見町第一尋常小學校町立板橋幼稚園、明治八年伏見第二小學校圖、伏見町第二尋常小學校町立南濱
幼稚園町立第二青年訓練所、伏見町第三尋常高等小學校町立女子手藝學校町立第一青年訓練所、伏見
町第四尋常小學校、町立病院、伏見町職業紹介所、町立伏見病院附屬救療所看護婦學校、伏見町
公會堂、伏見町隔離所、伏見町公設市場、新町十四丁目公營住宅、菊屋町公營住宅 五〇二

明治天皇伏見桃山陵、昭憲皇太后伏見桃山東陵、桓武天皇柏原陵、光明崇光兩天皇大光明寺陵、
後伏見天皇皇玄孫治仁王御墓〔大光明寺陵内〕、後崇光院太上天皇伏見松林院陵、 五〇三

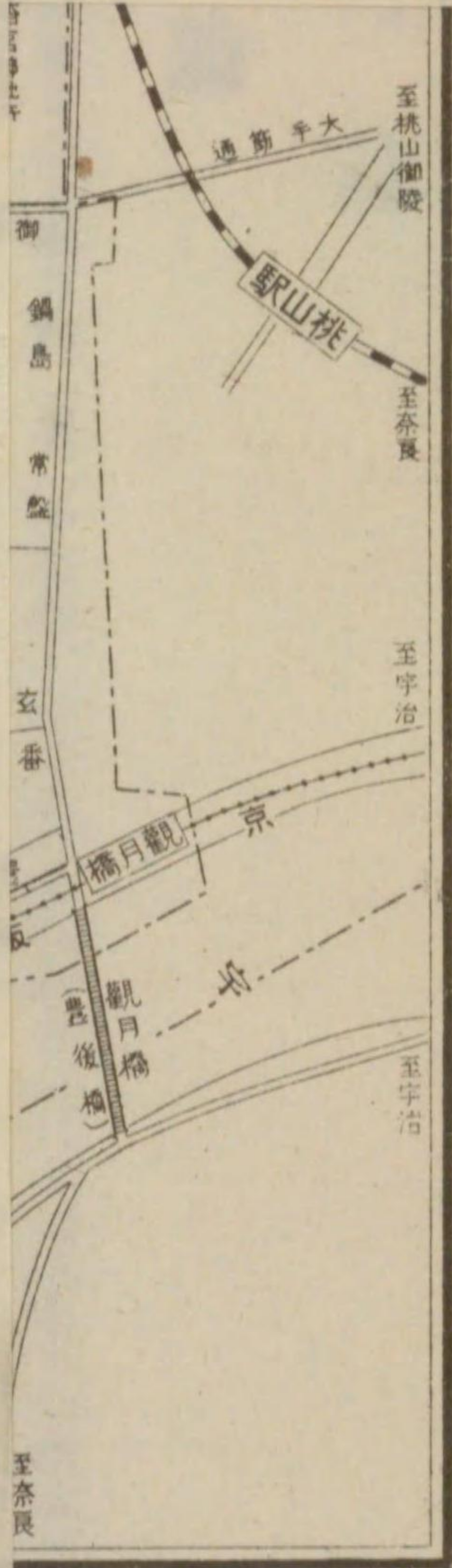
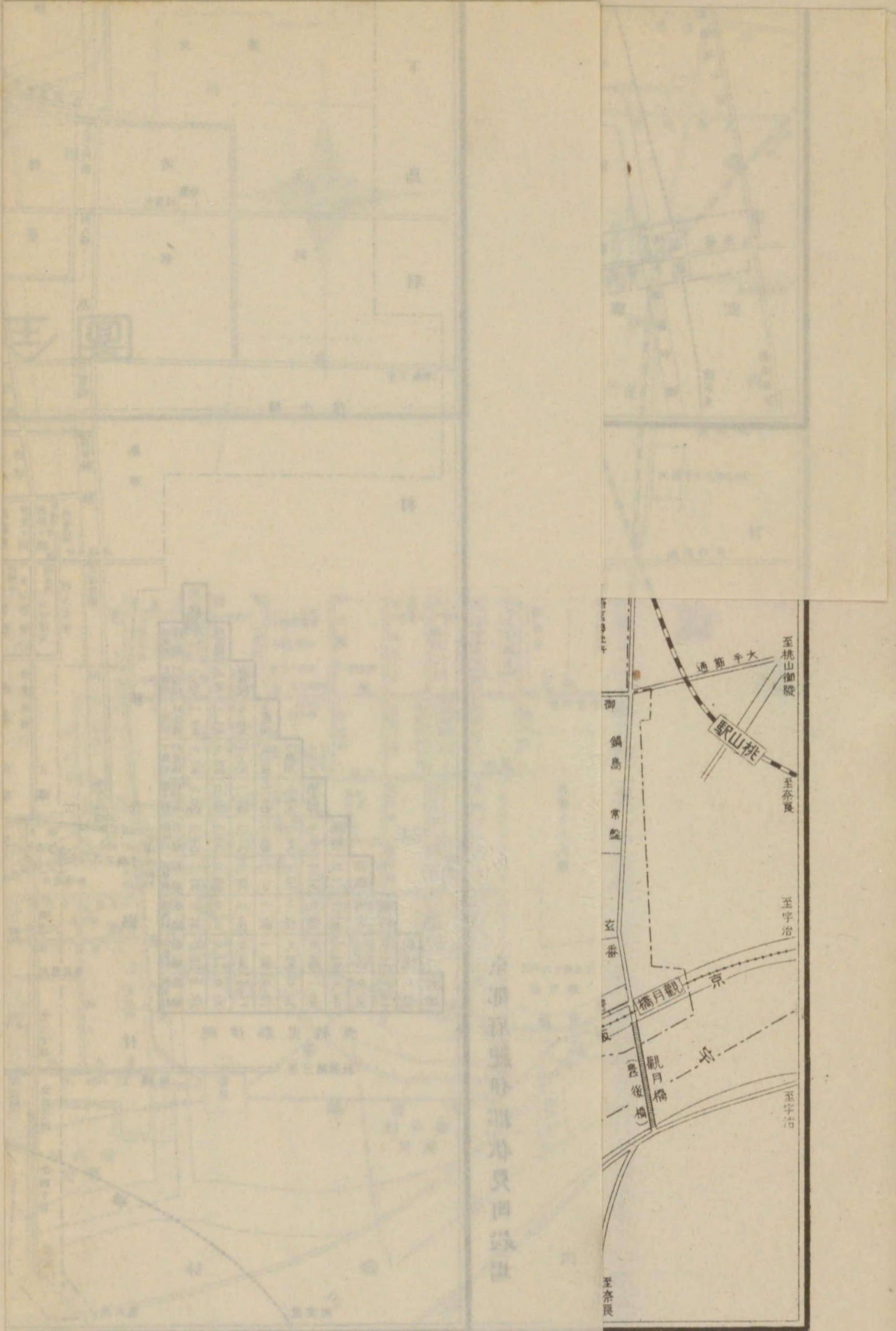
御香宮神社、桃山天滿宮社、金札宮、金井戸神社、

京都府女子師範學校附屬小學校、京都府女子師範學校附屬幼稚園、

開應四十年記念被表彰者、町役場職員、町立伏見病院職員、伏見町聯合青年團桃山御陵參拜、

伏見婦人會桃山御陵參拜、

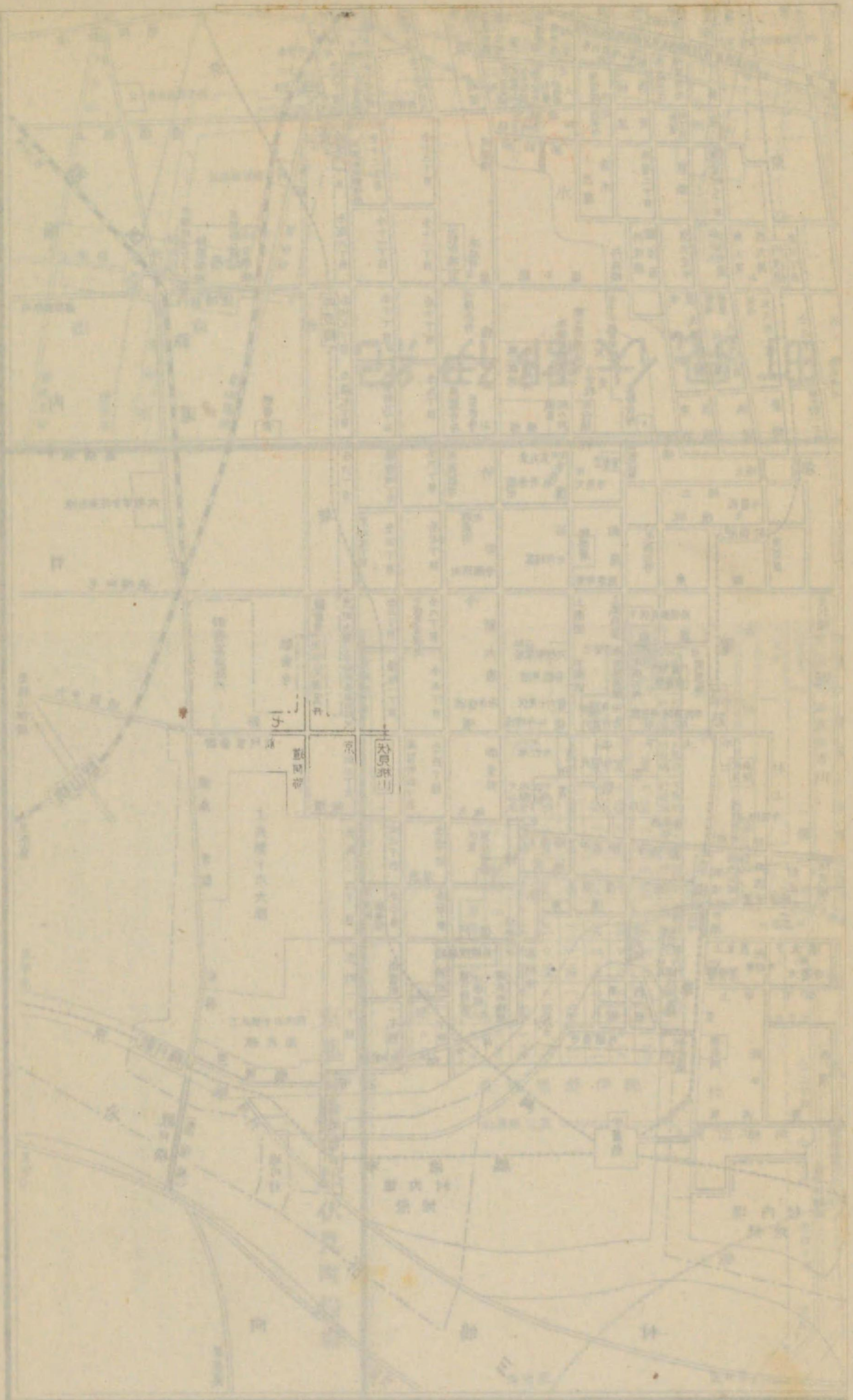
大黒寺薩藩九烈士 (四〇頁)、伏見城山 (三五)、會津藩先發隊京橋上陸圖 (三二)、
伏見戰爭之圖 (二五)、伏見奉行所圖 (五三)、京橋高札場寫 (三一)、高札場の雛形
..... (三五)、高瀬川 (三七)、伏見船宿 (三二)、伏見船場 (三三)、伏見京橋 (三九)、
末 (五四)、大津街道大龜谷 (四三)、牛車 (四五)、深草團扇屋 (四九)、
伏見指月、豊後橋 (五七)、工兵第十六大隊 (五七)、京橋 (五八)、寺田屋遺址 (五五)、
觀月橋 (五六)、伏見義民の碑 (五三)、戊辰東軍戦死者記念碑 (五四)、大手筋京阪停留所附
近 (五〇)。



第十一卷 續
第十二項 續編

附錄

附錄一 (301)
 附錄二 (302)
 附錄三 (303)
 附錄四 (304)
 附錄五 (305)
 附錄六 (306)
 附錄七 (307)
 附錄八 (308)
 附錄九 (309)
 附錄十 (310)
 附錄十一 (311)
 附錄十二 (312)
 附錄十三 (313)
 附錄十四 (314)
 附錄十五 (315)
 附錄十六 (316)
 附錄十七 (317)
 附錄十八 (318)
 附錄十九 (319)
 附錄二十 (320)



伏見町誌

總論

伏見の地、山城國の中央部に位し、京都府廳を去る南方約二里二十町餘、紀伊郡の東南部を占む、明治十一年郡區町村編制法の發布に次いで、同十三年區町村法の發布より、更に同二十二年町村制の發布等に伴ひ、行制區劃の變革、町村の分合行はれたるを以て、此以後の地域は狭められたりと雖も、他に分割されたる地區の歴史的關係に至りては、明治初年に至るまで極めて密接を示せり、故に伏見の歴史的變遷を記し、現在の伏見を叙述せんとする上には、勢ひ往時の總稱地區に立脚せざるを得ず、蓋し往時伏見の地區は、現時の堀内村、向島村、深草町の大部分にわたり、然してその市街の形成は、豊公伏見築城に伴ひて出現し、爾來同一管轄の下に在りしを以て也。

按ずるに、伏見の名は豊臣秀吉の伏見築城によりて傳へられ、歴史上亦絢爛たるの名を致す、元より豊公の築城は、伏見殷盛の出發点をなしたりと雖も、人文の發達は徳川氏に至りて顯著とすべく、家康創業以後、特に伏見を重要視したる事は最も注目に屬す、然して又淀川の要衝に當り、大阪京都の二大都市を連絡せしむるの要津として、次第に殷賑を呈し、徳川中世時代に於ける繁華は、各記録に徴するもよく想察し得らるゝ所なり

されど伏見町民が、史上に於て絶大の誇榮とし、その念頭に深く印せられつゝあるものは、豊臣徳川にあらすして實に皇室との關係深きに存す、抑々伏見は伏見山より開け、深草、炭山、横島、三栖、芹河、木幡等を包轄して一大莊園を爲し、伏見庄又は伏見御領と稱せられ、後白河院以來長講堂領に屬し、次いで持明院統の皇室御領となりて、皇室御領の重きをなしたりき、光明崇光兩天皇御陵、後崇光院御陵の此地にあるも、皇室御領としての關係ありしを拜察すべ

く、明治天皇並に昭憲皇太后陛下兩御陵が、伏見山に御治定ありしことも亦いと深き因縁ありしことと想察し奉る次第なり

本誌巻頭、先づ御陵墓を拜して列聖の盛業と洪恩を慕ひ奉り、逐次編を分ちて我郷土の變遷を叙述する處あらんとす

伏見山に御治定ありしことも亦いと深き因縁ありしことと想察し奉る次第なり

伏見山に御治定ありしことも亦いと深き因縁ありしことと想察し奉る次第なり

伏見山御陵墓

第一、御陵墓編

緒論

謹んで按ずるに喪葬令の義解に「帝王墳墓如山如陵故謂之山陵」と見わたる如く、古昔帝王の冢墓は、結構造營、恰も山の如く陵の如く壯大なりしを以て山陵と稱し奉れり又万葉集に「八隅知之和期大王之恐也御陵奉仕流山科乃云々」とある如く古へは帝王の冢墓をも「みはか」と稱し奉りしが、後世「みさゝき」と稱し、他を「はか」と稱へて區別せられしが古事記、日本書記によれば、神功皇后の冢墓を狭城盾列陵、日本武尊の冢墓を能褒野陵、白鳥陵と稱し、五瀬命の竈山の御墓、倭彦命の身狹桃花鳥坂の御墓、市邊押磐皇子の蚊屋野の御墓、飯豊青女の葛城垣口丘の御墓、押坂彦人大兄皇子の成會の御墓、既戸豊聰皇子の磯長の御墓等、則ち有功の皇子女の御墓をも陵と記し奉れり、孝謙天皇の御時、特に勅ありて、母后藤原安宿媛及び聖武天皇の母后藤原宮子媛の墓を陵と稱せしめ給ひしより、皇后の御墓は總て陵と稱し奉る事となりしが従前の皇后には及ぼす事なし、醍醐天皇の御時、撰定せられたる延喜式には、神功皇后のみを陵に列し、有功皇子女は、何れも墓とせらる、これ陵墓の制の變革にして、爾來、天皇皇后の外は、凡て墓と稱し奉る、

太古の陵は、その制詳ならずと雖、多く山巔に營築し、石槨を用ひられ、神武天皇以後は、大抵丘によりそへて御陵を造營せられしが、開化天皇の頃より、陵墓の制大に備はり、山によりて前方後圓形を爲し、圓形は三段に作り、圓形の處を高くし、石槨を設けて御棺を納め奉る、方形の處は稍々平にして、圓形の處と前後相接し、其間は卑くして狭く、恰も瓢の如し、陵の四面には溝を鑿廻らすを常とす、兆域甚だ

廣く、頗る宏大を極めたり、用明天皇より後は、總じて圓形となり、山麓山腹又は平地を撰びて御造營あり、奈良朝時代を経て、平安朝時代に入りては佛教隆盛となり、火葬を行ひ給ひ、且つ薄葬を以てせられ、遺詔によりて山陵を起し給はざる事もありて、後世御陵の所在を詳にせざるものあるに至れり、至尊の御火葬は持統天皇を始とす、御遺骨は天武天皇陵に合葬し奉りしが、嵯峨天皇は山陵を起さず、永く祭祀を絶てよと遺詔し給ひ、淳和天皇も亦遺詔せられて、御骨を大原野山上に散じ奉らしめ給ひたれば、嵯峨淳和の兩帝は、山陵を置かせ給はざるを以て、後世荷前の例幣に預り給はず、また清和天皇も遺詔して、御骨を水尾山上に置かしめ給ひ、宇多天皇も御骨を大内山に埋めて、山陵を起さざらしめ給へり、これより後は、多く寺院に葬り奉りしかば、山陵の制、古の如くならず、後白河天皇の御骨を法華堂に収め奉りし以後、後深草天皇も安樂光院の法華堂に納め給ふ、これ深草法華堂にして、次いで、伏見、後伏見、御光嚴、後圓融、後小松、稱光、後土御門、後柏原、御奈良、正親町、後陽成天皇の十一代の御骨を納め奉り、後水尾天皇以後は、曩に四條天皇を葬り奉りし泉涌寺に納め奉りしかば、同寺は恰も御菩提所の如くなれり、慶應二年十二月、孝明天皇崩じ給ひ、同三年正月御葬送を行はせらるゝや、從來永く行はれし茶毘の御儀を廢し、壯大なる後月輪東山陵を起し給へり、これ實に我國上古の舊制を復興し給へるものなりき、明治天皇伏見桃山陵、昭憲皇太后伏見桃山東陵、大正天皇武藏多摩陵は申すも畏し、山陵の御結構、宏壯雄大に拜し奉る、

山陵は列聖神靈の鎮まりませる靈域なれば、御歴代天皇の崇祀敬重し給ふこと、もとより言を俟たず、されば御歴代天皇は、即位の初、必ず告陵使を立て、即位の事を奉告し給ひ、立太子、改元、外藩の來朝、朝貢、祥瑞等、何れも之を山陵に告げさせられ、また天皇の御惱又は天下に災異あるときは、山陵に奉

幣して、その平癒鎮護を祈請し給ひし例多し、龜山天皇の文永五年六月、異國來襲の報あるや、特に山陵使をして、神功皇后、天智天皇、宇多天皇、後三條天皇、後白河天皇、後鳥羽天皇、土御門天皇の七陵に御告文を奉らしめ給ひ、異賊拂攘、國家平安の御祈請あり、現代の制に於ても、即位の禮及び大嘗祭の御舉行期日決定したるときは、之を賢所、皇靈殿、神殿に奉告し給ふと同時に、神宮、神武天皇山陵並に前帝四代の山陵に奉幣せしめ給ひ、即位の禮及び大嘗祭訖りたるときは、天皇、皇后と共に神宮、神武天皇山陵並に前帝四代の山陵に謁し給ふの外、天皇御成年式、天皇御大婚、皇太子、皇太孫御結婚の御式にも、奉幣又は御親謁の御定めなり、その皇祖皇宗を御尊敬あらせらるゝ叡慮の程、畏き極みなり、古へに於ては前記の臨時御告祭の外に、毎年十二月中吉日を撰び、使を分遣して、諸國より奉る貢物を帝陵及び外戚の墓に獻ぜらる、之を荷前（カ）の使と云ふ、治部省の被管たる諸陵司にて之を掌り、平安朝に入り清和天皇天安二年、十陵四墓の制を定めて、荷前の奉幣を行ひ給へり、延喜以後は十陵八墓となり、後三條帝の頃には、故事を存せしも、その後廢絶されしが、この御儀頗る壯重にして、天皇親しく幣物を陳設したる建禮門外の幄宇に臨ませられ、御拜班幣の御事あり、十陵への荷前の使には、納言以下を以て任じ、この餘の陵墓使には、陵墓の預人等を以て之に充て給ひき。

列聖の山陵を尊敬し給ふこと斯の如し、されば中古山陵の制、殊に嚴重にして、之が修理保存の道亦缺くる所なく、大寶の制は治部省に諸陵司（天平元年司を改めて寮となす）ありて之を專管し、喪葬の禮、供幣の典、盡く備はり、その下に陵戸ありて山陵を守る、陵戸は雜戸の類にして、山陵を奉護し、その職は世襲にして、調庸及び雜係を免ぜらる、若し陵戸少くしてその陵に充つるに足らざる時は、附近の百姓を點じ、年を限りて庸係を除き之に充てらる、之を守戸と云ふ、延喜式によれば、凡て諸陵墓は毎年二月官人を差遣して巡檢

せしめ、兆域を正し、垣溝を修し、崩壞等の事あらば、特使を發して、修理補築せしめ給へり、山陵に對する刑罰は律令に明文あり、兆域門内に闖入し、草木を攀折するも罪に處し、山陵を毀たんことを謀るものは、謀大逆とし、斬に處するの嚴制なりき、然れども後世戰亂相次ぎ、政權武門に移りて、皇室式微となり、尊嚴無比の靈域も、雨露荆棘に埋もれ恐懼に堪わざる有様を見るに至れり、

山陵の荒廢を歎きて、歴代御陵の調査修築を行ひしは、實に徳川五代將軍綱吉となす、初め川越侯柳澤吉保の家臣細井知慎、その兄甚藏の意見を聞き、元祿十年その主柳澤侯に建言し、更に柳澤侯より建議せるに基く、徳川實記元祿十二年四月二十九日の條に曰く「こたび本朝元弘建武の大亂以後、古帝王の寢陵荒廢して、其有かたしかならず、樵牧雉兎の蹊徑となりき、然るを數百年をへて、修治する事もなし、是一大闕典といふべし、しかるを當代吉綱感じ思召ありて、この年頃御料は代官、私領は領主に仰ごと下り、あまねく古跡を搜索せしめ、藩籬をもうけ、樵采を禁ぜられしに、この月その事成功せるよし、京職松平紀伊守信庸より注進す中すべて神武天皇より後花園院まで百三代、重祚二代と安徳天皇を除きて外、崇神、仁賢、繼體、欽明、陽成、宇多、村上、花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉、後三條、堀川、二條、六條、後深草、伏見、後伏見、崇光、稱光、の二十二陵は湮沒して其跡もさだかならず、現存七十八陵のうち、十二陵は舊垣あり、六十六陵はこたびあらたに表章せらる下と。これより先き三十餘年前、萬治元年雲州松江侯松平直政隱岐を巡視するや、後鳥羽天皇陵實は御火葬所の荒廢せるを修理し、次に延寶七年、佐渡奉行會野五郎兵衛吉正國中巡視の後、順徳天皇陵御火葬所の荒れ果てたるを歎じ、幕府に上請して修理を施したる事あり、共に聖址修補の先驅とす、元祿修補の頃、京都に松下見林あり、醫を業とせしが、夙に帝陵の荒廢を歎じ、舊記を涉獵し、實地を踏査し、口碑傳説を査覈し、元祿九年前王廟陵記二

卷を著し、以て世を警めたり、天保年中、蒲生秀實平君は、諸國を跋渉し、苦心經營の後、山陵志二卷を著し、大に勤王の志氣を鼓舞す、この頃水戸烈公昭齊も義公光の遺志を紹ぎて、諸陵の荒廢せるを歎き、殊に神武天皇陵の修覆せざるべからざるを思ひ、老中大久保加賀守忠眞に請ふ所ありしも容れられざりしが、この後時勢大に一轉し、勤王の志氣、上下に風靡するとともに、山陵の荒廢を憤るは一種の時代精神となり、若宮水枝、世古園栖雪、平塚飄齋、谷森種松、矢盛式部、砂川政故、今井通倭、高島敬、水島永政、北浦定政、山川正宣、戸田通元、川路聖謨等の山陵研究家續出し、著書亦頗る多く出で、こゝに文久元治の大修補を促したり。

文久二年宇都宮侯戸田越前守忠恕は、書を幕府に呈して、山陵修補の事を請へり、蓋し、この前年幕府諸侯に令して曰く、「國政に就きて氣付きたる事あらば、忌憚なく上申せよ」と、忠恕の上書は則ちこの答申なり、その要旨に曰く、「今日の急務は士氣を振興するに在り、士氣の振興は、反始報本によりて人情を厚ふして、忠孝の觀念を養ふを最要とす、その人情を厚ふして、忠孝の觀念を養ふは、千餘年來荒廢せる天朝御代々の御陵所を修補するより善きはなし」と論じ、且つ「山陵修補の事は、主上に取ては、追遠莫大の御孝道となり、將軍家に於ては、廣大の忠節となり、公武合體の趣旨彌々顯れ、海内一般その徳化に浴し、反始報本の情厚く、眞に忠孝の士氣振起可仕云々」と云ひ、愈々御陵修補の事、許可あるに於ては、その任務を自己に一任せられむ事を懇請して、「私儀も元來勝手不如意には御座候へ共、斯御時節御爲筋に相成候に付、如何様共力を盡し、家中粥を啜候共、尊敬心切を心掛修補可仕候」と忠誠切實を極む、幕議も直に之を採用し、宇都宮藩に命じて、山陵修補の事を董督せしめたり、時に藩主忠恕尙弱年にして、大任に當る能はざるを以て、幕府に請ひて同族なる家老間瀬三郎忠至を本姓に復し、戸田大和守と

稱し、藩主の名代として實務に服す、かくて大和守は各山陵の修補に當り、文久三年、神武陵の修補先づ成りぬ、朝廷寂感一方ならず、優渥なる御沙汰あり、盡力者一同に對し厚き行賞あり、慶應元年各御陵の修補全く成功し、大和守は特に大名に列せられ、高一萬石を附せらる、同二年十二月、孝明帝崩御に際し、山陵の制を復舊し給へるは、實に大和守の建白に基く。

明治維新後、凡百の制、皆規を新にし、諸陵寮を宮内省に移し、頭以下の職を置き、山陵に對しては、多年精査研究せられ、兆域、結構、大に完備せられ、益々皇祖皇宗を奉祀崇祭し、追孝の大義を申べ給ふ、今や歴代の御陵は、莊嚴神聖を極め、萬民齊しく列聖の靈威を仰ぎ奉るに至れり、

明治天皇

伏見桃山陵

明治四十五年七月二十日、聖躬不豫の趣、宮内省より發表せらるゝや、萬民驚き且つ愁ひ、色を失ひ息を屏め、ひたすら謹慎し、御回春を禱り奉りし甲斐もなく、同月三十日午前〇時四十三分終に崩御遊ばされぬ、大正元年八月一日大喪使會議にて、御陵所を紀伊郡堀内村古城山に決定せられ、二日閑院宮載仁親王殿下御檢分あらせられ、同月六日官報號外を以て、大行天皇大喪儀とともに、左の告示を公にせらる、

告示

大行天皇の陵所左の通り定めらる

京都府紀伊郡堀内村大字堀内字古城山

大正元年八月六日

宮内大臣 渡邊 千秋

内閣總理大臣 侯爵 西園寺公望

翌七日山作部長山口諸陵頭、工營部長片山内匠頭以下西下、同時に晝夜兼行を以て工事に努めらる、工事に着く夫約三千人、九月十一日土工建築悉く竣工す、同月十三日明治天皇の御大喪儀は、青山葬場殿に行はせられ、龍輜西に幸し、十四日午後五時十分桃山新設停車場に着御あらせられ、悲しき裡にも莊重優雅を極めたる鹵簿は肅々として進み、かくて御埋柩の儀を了せられたるは、東天微白の頃なりき、十五日午前八時三十分御陵前祭典を行はせられ、同日官報號外第六號を以て御陵名を公示せらる、

明治天皇の御陵名左の通り定めらる

伏見桃山陵

大正元年九月十五日

宮内大臣 渡邊 千秋

明治天皇御陵の御所在は、舊伏見城本丸址に當り、土地高宏にして、前方攝河城の山川歴々指顧すべし、後方舊天主閣、千疊敷の森林蒼鬱空に連り、形勝極めて雄大なり、この形勝を占められたる御陵は一層神嚴の氣深く、鬱蒼たる常盤樹を四周に、彌尊く拜される圓龍、下方に引繞らされたる玉垣、箒目正しき白砂の廣場など莊重秀麗にして崇嚴なる筆にすべくもあらず、

御陵は上圓下方式にして、通俗に申上ぐれば、宛も鏡餅を供へたらん時の状に見ゆ、円龍の高さは二十一尺、御拜所より六十六尺にして、外表はすべて光澤ある小豆島産の礫石を以て蔽ひ奉る、円龍の下方は、三段の方形に石垣を築き、其上部は小豆島産礫石を以て蔽ひ、石垣はすべて宇治川上流の自然石を用ひらる、前面御拜所は地勢により臣下のそれよりも、一段高く築かる、御所在の外部は、内廓外廓の二重

となり、前面は玉垣、左右及び背後の三方は、外廓石垣、内廓は土壘を繞らし、外廓の前面は同じく土壘にて、左右及び後部の三方は石塀となし、内外廓の中間には、長さ十二間、深さ一丈六尺の空溝を設けられ、溝底には白砂を敷き詰めらる、

御陵の大きさを承るに、正面七十間、奥行八十五間、總面積凡六千坪にして、御陵域内は御所在、御拜所、御祭場に區別せられ、御所在は正面五十間、奥行五十五間、中央に御靈骸を奉鎮す、御拜所は正面十五間、奥行十間、御祭場は正面十七間、奥行二十間にして、白砂晁々たり、御所在の正面には燦爛たる菊花御紋章を現はせる青銅製の御門扉を拜し、その内廓には神宮式鳥居あり、鳥居の兩側には、閑院宮載仁親王殿下御染筆にかゝる「伏見桃山東陵」の五文字を刻みたる石燈籠を配置せらる、

昭憲皇太后

伏見桃山東陵

大正三年三月二十六日、皇太后陛下御不例の趣、宮内省より發表あり、萬民謹慎、只管御回春を禱り奉りし甲斐もあらで、四月十一日午前二時十分崩御あらせらる、十二日閑院宮載仁親王殿下桃山に成らせられ、御陵地御檢分あり、十四日御陵所は伏見桃山御陵右側^{名護屋丸}に決定あらせらる、かくて工事を進められ五月二十五日午後五時三十分、こゝに御歛葬の儀あり、二十六日午前五時三十分を以て終了し、次いで八時三十分御祭典を行はせられ、同日官報號外を以て左の如く公布せらる、

宮内省告示第十二號

昭憲皇太后の御陵名左の通り定めらる

伏見桃山東陵

大正三年五月二十六日

宮内大臣 波多野敬直

東陵は明治天皇御陵を東に、百三十間を隔てたる舊伏見城址名護屋丸に當り、土地の標高は、明治天皇御陵に比し、八分目に相當し、御兆域も之に適ひ、明治天皇御陵の四分の三を程度に御造營あらせられたるものと承る、御形式は全然明治天皇御陵に取らせられ、御陵の正面は五十三間、奥行七十間、總面積約五千坪にして、御陵域内は御所在、御拜所、御祭場とに區劃せられ、御所在は正面奥行共各四十間、御拜所後部の兩側には、閑院宮殿下御染筆の伏見桃山東陵の六字を刻まれたる八角の石燈籠を配せられ、御祭場はその下方にして、正面十六間奥行二十間と承る、御陵廣場前は、舊梅谷の梅林にして、昔日の山形一變し、崇高の靈域となれり、御陵前面、遙に宇治川の清流を隔て、遠く城南の山野を展望し、風光佳絶、幽邃限り無し、清淨森嚴の氣自ら襟を正さしむ、

兩御陵御治定以前の桃山は、雜木山路を遮り、荊棘逕を掩ひ、晝尙ほ暗く、御香宮神社以東御陵道入口に至る間、多く茶圃にして、人煙疎々たり、僅に清水谷六地藏に通ずる一路及び大龜谷方面に出づる通路ありしのみなりしが、明治天皇御陵の御造營によりて、先づ山形地勢を一變し、次いで昭憲皇太后御陵の御造營によりて、桃山の南半は全く靈域となり、崇高を極むるに至れり、往時小逕に過ぎざりしところは、今や廣やかなる御陵道坦々として御兆域に接し、陵道兩側の銚杉翠色蟲々として清々し、更に又舊清水谷道を御陵下向道とせられ、大道路帯の如く、御陵下に延び、兩御陵を上を仰ぎて、巍々たる石階、綠樹鬱々の間に白やかなるなど、結構いと莊嚴なり、兩御陵參拜者は日々堵を作し、殉忠神と仰がるゝ乃木將軍を祀る乃木神社は、御陵下に造營せられ、將軍死してなほ君王に奉仕するが如く、これ亦參拜者踵を

接す、往時人煙疎々たりし地は、今や人家稠密し、御香宮神社以東、一新市街を現出するに至る、これ亦兩御陵の限り無き厚き御惠澤の賜ものならずんばあらず

御大喪當時本町の施設

明治天皇御大喪に當り、御陵下たる本町にては、臨時事務處辨の爲め、八月二日より町役場出張所を桃山停車場附近に開設し、猶一般參拜者の便を圖る爲め、同十一月八日まで之を繼續したり、町内百八十ヶ町に各自身番を置き、夜警を備へ、唧筒三臺を備付け、九月十三日より三日間は、消防組出張所を桃山驛及び御香宮神社に派遣し、一ヶ所に消防夫三十名を配置せり、衛生講話及び御大喪中の心得に關する講話會を開會する事三回、溝渠浚渫、塵芥棄却、井水検査、臨時清潔法執行、必要道路の修繕延長百九十八間、又別に橋梁一ヶ所を修繕せり、御陵工事人夫を犒はんが爲め、氷塊一日二百貫乃至三百貫合計四千四百五十貫を寄贈し、又別に麥湯を配與せり、八月十二日より町役場出張所に隣接して臨時救護所を開設し、九月十九日を以て閉鎖す、患者三百八十人を救護せり、主任の指揮又は其協議により、各事務に従事する委員として、委員長、總務係、儀式係、接待係、警備係、衛生係、會計係を置く、八月十四日伏見町青年會六十七名は御工事の進捗を扶けん爲め、堀内村の雜役を援助し、翌十五日伏見在郷軍人分會員八十四名を初め、團體四十七名は何れも特志人夫として雜役に服せり、

昭憲皇太后御大喪に當りては、御大喪に關する委員として、總務、儀式、設備、接待、衛生、警備、會計の各係を置いて遺漏なきを期し、五月五日より桃山に臨時伏見町役場出張所を設け、御陵工事に従事せる人夫に對し、同日より二十一日まで御陵道三ヶ所に湯茶接待所を設置し、五月二十四日より同二十六日

に至る三日間消防夫五名を桃山出張所に配置し、各町に自身番を設けて火防上の警戒を爲す、同月二十三日より御香宮神社境内に奉拜者のため休憩所及び臨時救護所を設く、救護所は二十六日閉鎖し休憩所は繼續して七月十日に至り閉鎖せり、

桓武天皇

柏原陵

〔堀内村字堀内小字永井久太郎〕

桓武天皇御陵は、桃山御陵道より分岐して北行の參道より數町、京阪電鐵丹波橋停留所より東方約五丁、松色蒼々として、山を掩ふを仰ぐは、乃ち御陵所なり、此地古來伏見松原山の稱あり、和歌の詠多し、御陵道は長さ凡百二十間、幅員三間、緩急配を爲して陵の南面に達す、陵は兆域四百四十間、方形にして二壇に築かれ、外柵の前面五十間餘は高さ四尺餘の垣上に「かなめ樹」を圍ひ、外柵より約十間を隔て、瑞離あり、中央に華表あり、廣前は白砂晁々一塵を止めず、蒼鬱たる常盤樹御陵の全面を掩ひ神嚴極まりなし、

山陵はじめ葛野郡宇多野に卜定あらせられしが、災異あり、更めて深草柏原に御造營せらる、類聚國史大同元年柏原山墳陵損とあり、ために同年伏見山松原に移修せらる、延喜式云「在山城國紀伊郡、兆域東八町西三町南五町北六町、加丑寅角二岑一谷守戸五畑」とあり、同制近陵に屬し、頒幣の例に入る、後ち豊公伏見築城に當り、一時所在を失ふ、谷森種松著柏原山陵考云「近江國阪本者稱桓武帝廟者豊公築城時、密命施藥院全宗、移之于彼地也、事見叡山門再興年譜云々」と、種松舊御所在に就て踏查歴尋すること十數年、遂に之を發見す、今の御所在乃ち是也、明治十三年二月こゝに御確定せられ大に修治を加へらる

、御陵所高くして眺望佳絶、御陵道に立てば京都市街及び西南の郊野一帯を兩眸に収む、桓武帝都を平安に奠め給ひ、宏大壯麗の規模を現出あらせられ、文物中興、萬民永く惠澤に浴す、此後一千有餘年、明治大帝陛下、明治維新大業を御完成あらせられ、國威を八紘に輝し給ふ、御英靈鎮まりませる兩御陵は近く相連り、子民拜跪、懐ひを往時に回らせて、限りなき皇澤の厚きに感激す、

光明、崇光兩天皇

大光明寺陵

〔堀内村字堀内小字泰長老〕

關西線桃山驛の東南方二丁餘、工兵第十六大隊作業場の東に位し、南方一帯は指月の森林なり、堀内村字立賣より御陵道を附せらる、石段を上げれば御陵道を挟みて稚松綠扶疎として芝生の青色と相映じて清々しく、御陵道は緩傾斜を爲して約數十間、御陵の正面に接す、御陵兆域周圍二百十七間、長方形にして、石柵二重を繞らし、廣場を隔て、正門に華表あり、瑞籬、左右に白々しく、御所在は老樹鬱蒼として掩ひ奉り、東に光明天皇、西に崇光天皇の御所在を拜す、御所在前面の玉垣前には燈籠各二基神々しく配せらる、

光明天皇、崇光天皇は、伏見に御關係を有せらるゝ事深し、史編第三章 第七節參照

後崇光院太上天皇

伏見松林院陵

〔伏見町字丹後〕

伏見第二尋常小學校の東北に位せられ、御陵道は新町一丁目より附せられ、路上より直に拜することを

得、御所在は中央小丘を爲し、樹木繁茂し翠色滴るが如く、この四周は小溝なり、御陵外部一帯高さ四五尺の小堤にかなめ樹を植わられて繞らされ、廣場及び御拜所は二重玉垣を作られ、中央に御鳥居を拜し奉る、御陵初め後崇光院陵と稱し奉りしが、後深草院火葬之地と定められ、明治三十六年御陵傳説地として保存せられたり、當時兆域周圍六十六間七分、後ち調査の結果後崇光院太上天皇御陵と確定し、大に修治を加へられ、大正六年九月十一日宮内省告示を以て御治定、御陵號を伏見松林院陵と定めらる、史編第三章 第十節參照

後崇光院は伏見に閑居あらせられ、伏見に御關係を有せらるゝこと極めて深かりき、

仁明天皇

深草陵

〔深草町字深草小字東伊達町〕

深草町谷口の北、瓦町の南に拜す、兆域周圍百二十九間、長方形にして四周田園、陵地高く、高さ三間餘の石柵を繞らされ、綠樹鬱々、御陵の前面を掩ふ、參拜道は長さ十五間、東方より通じ、廣前は横十五間、縦二十間餘、周圍はかなめ樹を以て垣とし、垣に添ひて翠松を並植せられ、白砂清き處、御拜所あり、華表、瑞籬等いと神々しく拜し奉る、

十一帝帝陵

深草北陵

〔深草町字深草小字坊〕

仁明天皇前陵の西北數町に位す、後深草天皇、伏見天皇、後伏見天皇、後光嚴天皇、後圓融天皇、後小松天皇、稱光天皇、後土御門天皇、後柏原天皇、後奈良天皇、正親町天皇、後陽成天皇の御陵にして、世

に深草十二帝陵と稱し奉る、兆域周圍百六十四間、鬱蒼たる老樹、御陵域を掩ふ、御陵は正方形にして、周圍は柵又はかなめ樹を繞らし、白砂を布かれたる拜道は、長さ十間餘にして、陵の正面に達す、正面少虚の地に御拜所を設けられ、瑞籬あり、瑞籬を隔て、華表あり、華表の後方數歩には土塀を繞らし、土塀の内部には、二間四方の法華堂ありて、樹木陰森の間に、その御屋根を拜す、法華堂内には、十二帝の御骨を納め奉れり、嘉元二年、後深草帝崩御の後、伏見、後伏見の兩帝を同耐し奉り、後光嚴帝の朝、京都持明院持佛堂の安樂光院を此地に移され、法華堂とせらる、堂は其後荒廢せしが、文久二年修築あり、次いで明治元年御再造あらせらる、

仲恭天皇

九條陵

〔深草町字福稻〕

東福寺山内山門妙雲の東方山路を辿り、約二丁餘にて御陵前に達す、附近は松杉鬱々として靜寂を極む、兆域周圍百四十五間、南北に稍々廣き円形を爲す、白々しき石柵の後方御拜所の中央に大鳥居あり、御所在域内は翠松繁茂し、陵の周圍はかなめ樹を以て繞らせらる、

崇徳天皇中宮皇嘉門院

月輪南陵

〔深草町字福稻〕

九條陵の西方、二十數間の處に北面せらる、兆域周圍百二十四間四分、方形の御形式にして、正面高さ五尺餘の石柵には鐵門を付し、御拜所の中央に華表あり、華表の前方に二基の石燈籠を配せらる、御陵域

内は松樹扶疎として、一面平坦なり、

白河天皇

成菩提院陵

〔竹田村字成菩提院〕

竹田村不動院の西方一丁餘の田間に拜す、兆域周圍百十二間三分、前後共方形にして前方稍長方形を爲す、陵は東面し、路傍より近く拜することを得、廣前は横四間、縦七八間、白砂清々しく、その兩側には小松を並植する小堤を設けらる、正面の瑞籬は高さ四尺餘、中央に一間餘の門扉あり、その後には華表あり、御所在は常盤樹鬱々として掩ひ奉り、瑞籬に接する三方は美しきかなめ樹を以て圍まる、

鳥羽天皇

安樂壽院陵

〔竹田村字竹田小字内畑〕

安樂壽院の境内、西北に位し、兆域周圍三十六間、陵の西南方は小丘を爲して老樹陰森たり、東面せる御陵の前面はかなめ樹を以て繞らし、廣前は苔蘚碧を疊む、陵の正面は方形の塀を廻らし、御門あり、御門内には高さ一丈周圍二間餘の御靈屋を拜す、

近衛天皇

安樂壽院南陵

〔竹田村字竹田小字内畑〕

鳥羽天皇御陵の東南なる二重の塔を御陵とす、兆域八十七間餘、長方形にして東面せらる、塔の周圍は屋根付の木柵を繞らし、中央に門あり、御塔は縦横三間にして、高さ九十四尺、台石は四間四分、塔は方

三間六分、四方面扉造にして、外椽に欄干を付す、内陣には阿彌陀如來、外陣には大日如來を安置す、塔上には高さ一丈餘の塔心あり、連鎖を四面に引き、梵鐘の分銅を釣し、古色蒼然たり、塔の四周は老杉古栢鬱鬱として蕭寂なり、

桓武天皇皇子伊豫親王

巨幡墓

〔堀内村字六地藏小字遠山〕

桃山東陵の東南に位し、六地藏大善寺の後山に當る、四邊山畑の間に一丘を爲し、翠松繁茂す、兆域六十八間六分、御墓は丘の最高處に在りて鐵門扉を附せらる、域内青苔滑にして、一樹の下五輪石塔を置かる、

伏見天皇皇曾孫

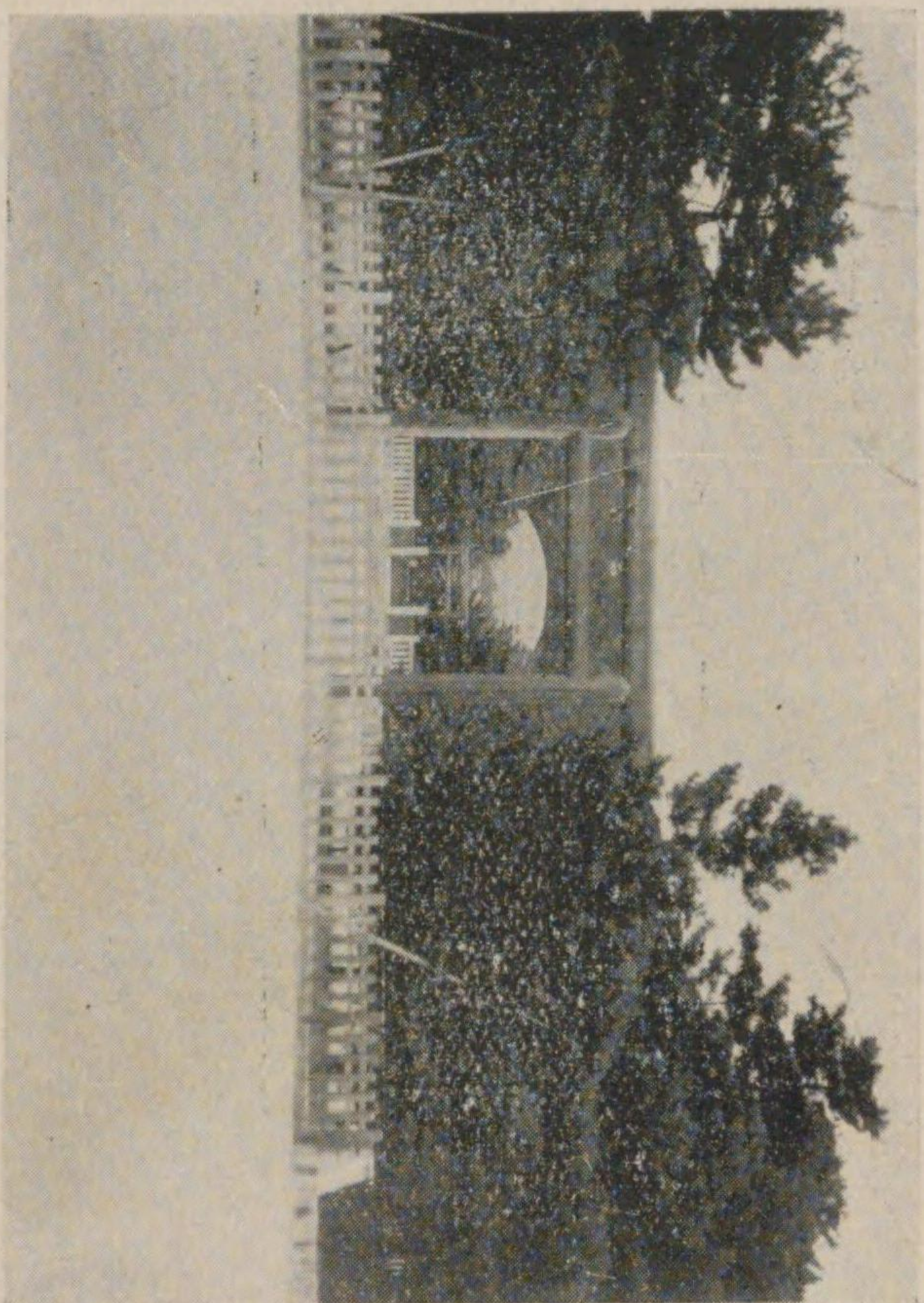
榮仁親王御墓

大正六年九月十一日宮内省告示を以て「紀伊郡深草町大字深草深草北陵内」を御墓に御治定せらる、榮仁親王は伏見に御關係を有せらるゝ事深し、史編第三章 第九節參照

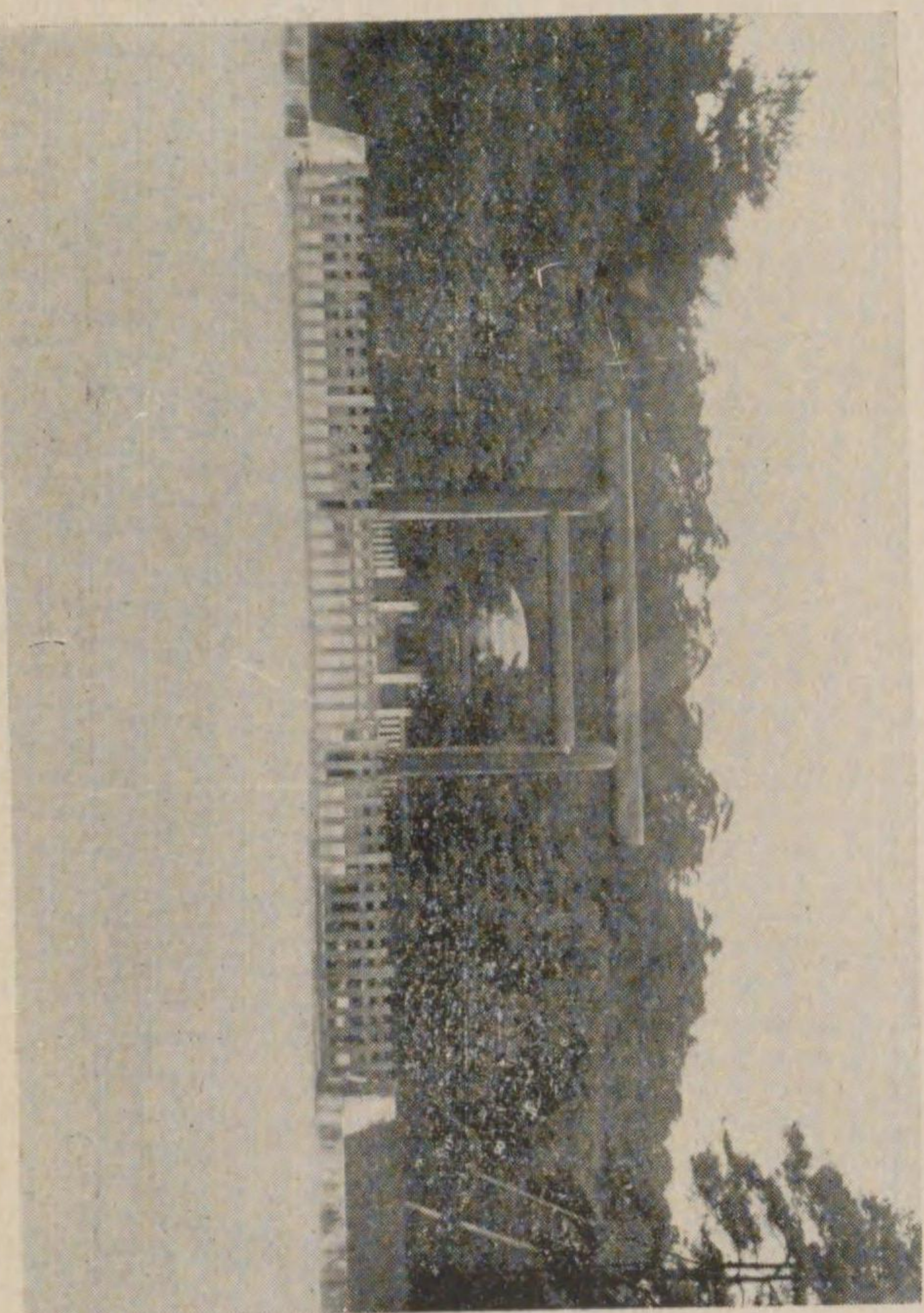
後伏見天皇皇玄孫

治仁王御墓

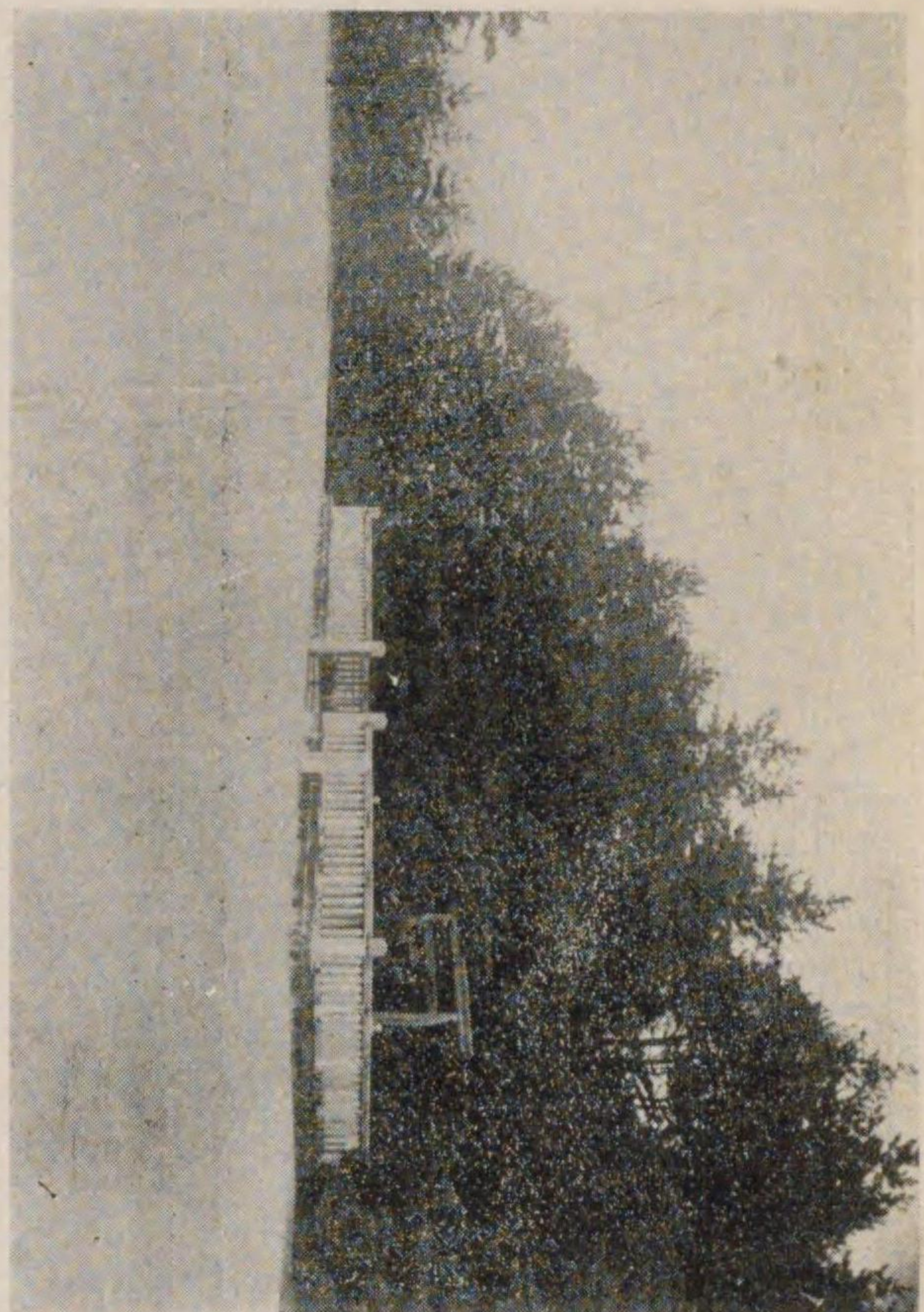
大正六年九月十一日宮内省告示を以て「紀伊郡堀内村大字堀内大光明寺陵内」を御墓に御治定あらせらる、治仁王は、榮仁親王の御長子に在らせられ史編第三章 第十節參照世後崇光院の兄君に當らせらる、



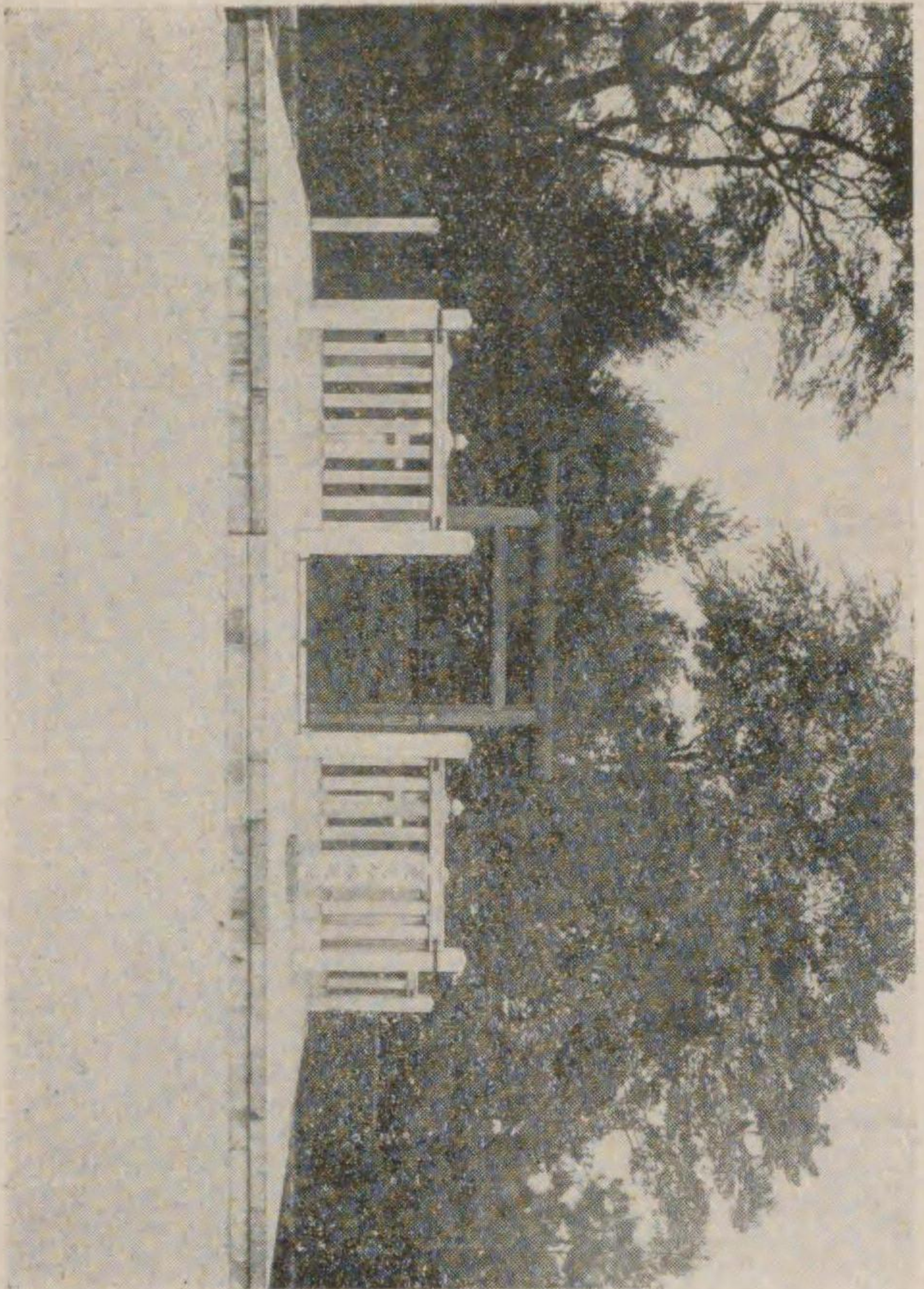
陵御山桃見伏皇天治明



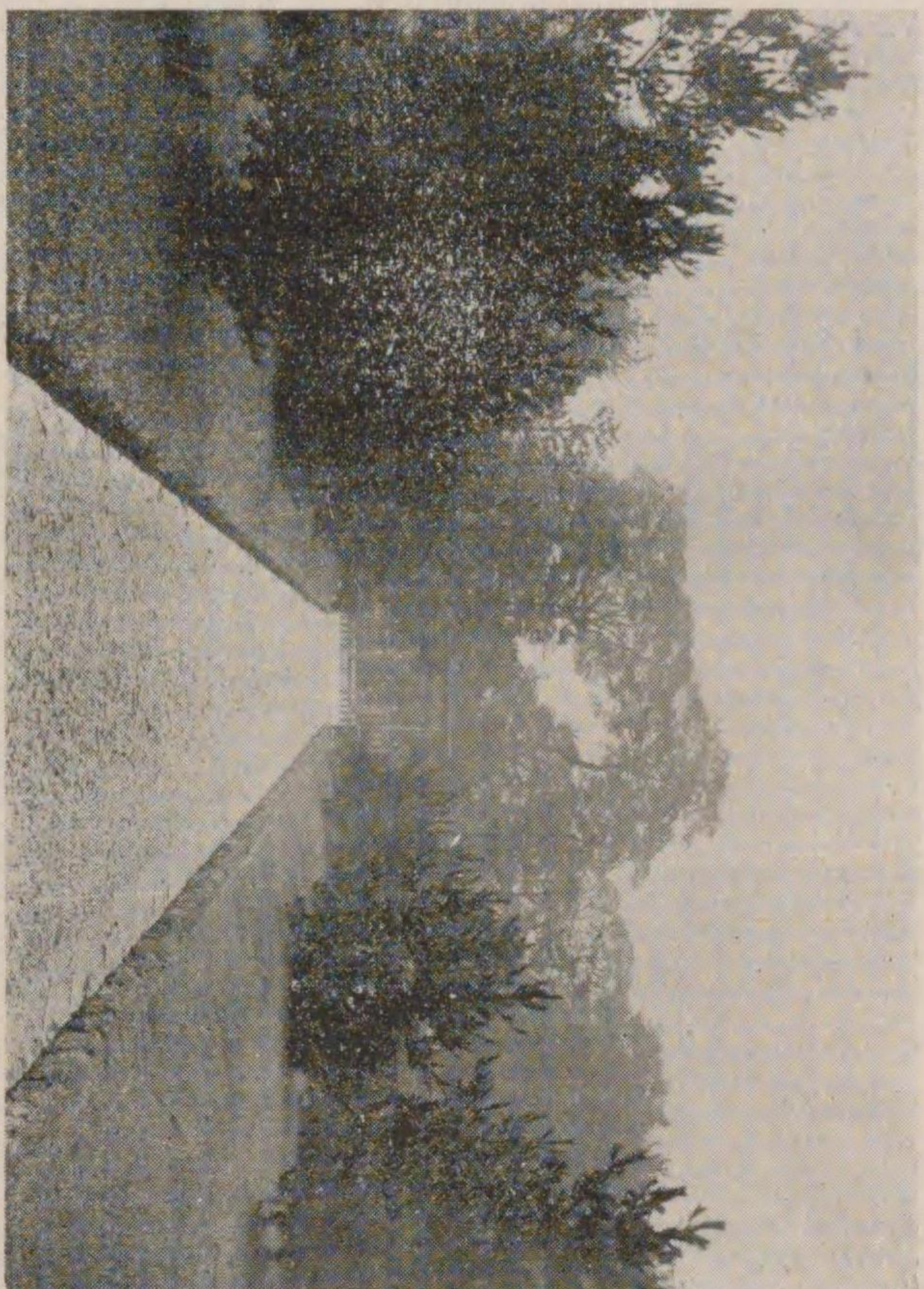
陵御東山桃后大皇憲昭



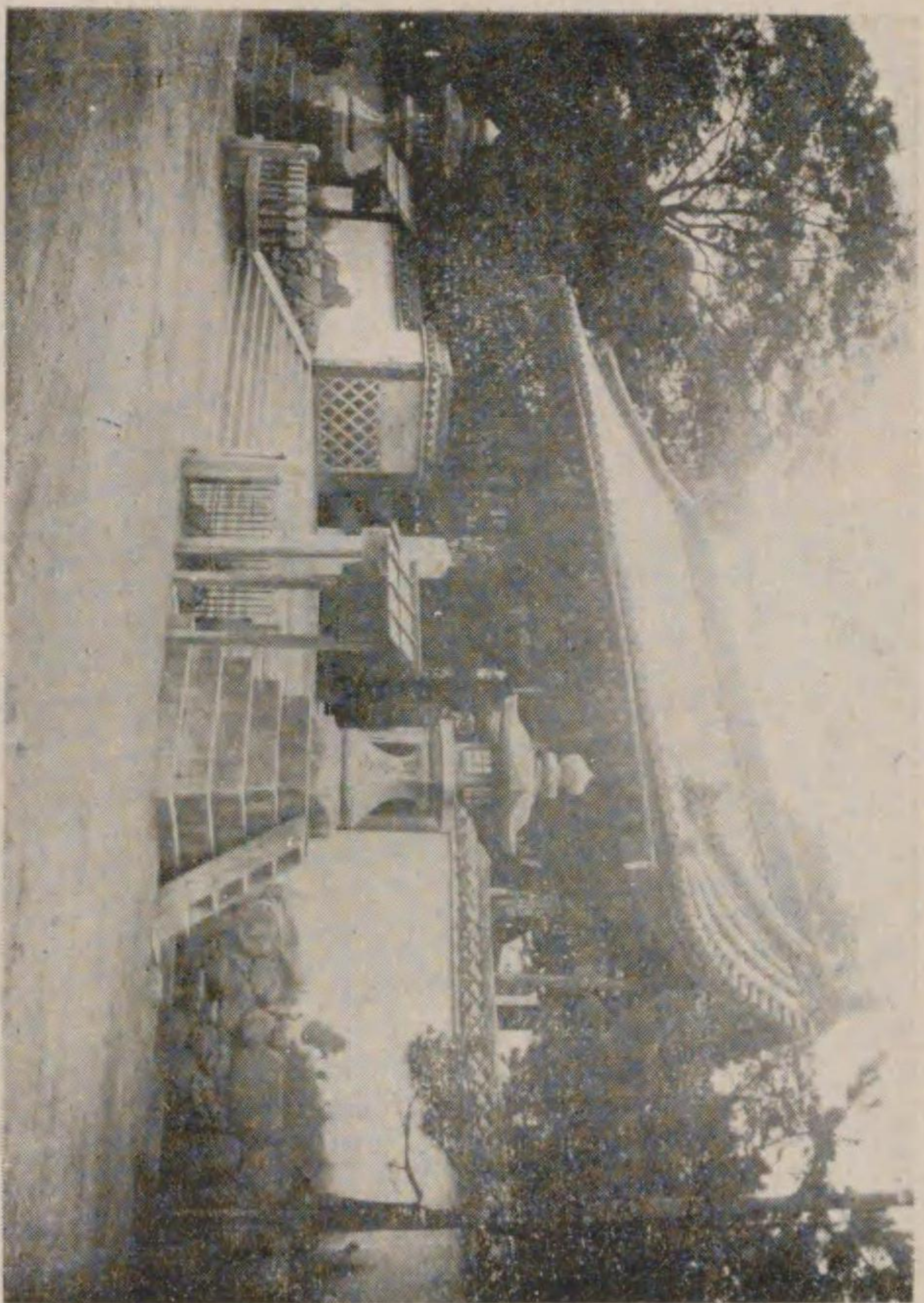
陵原柏皇天武桓



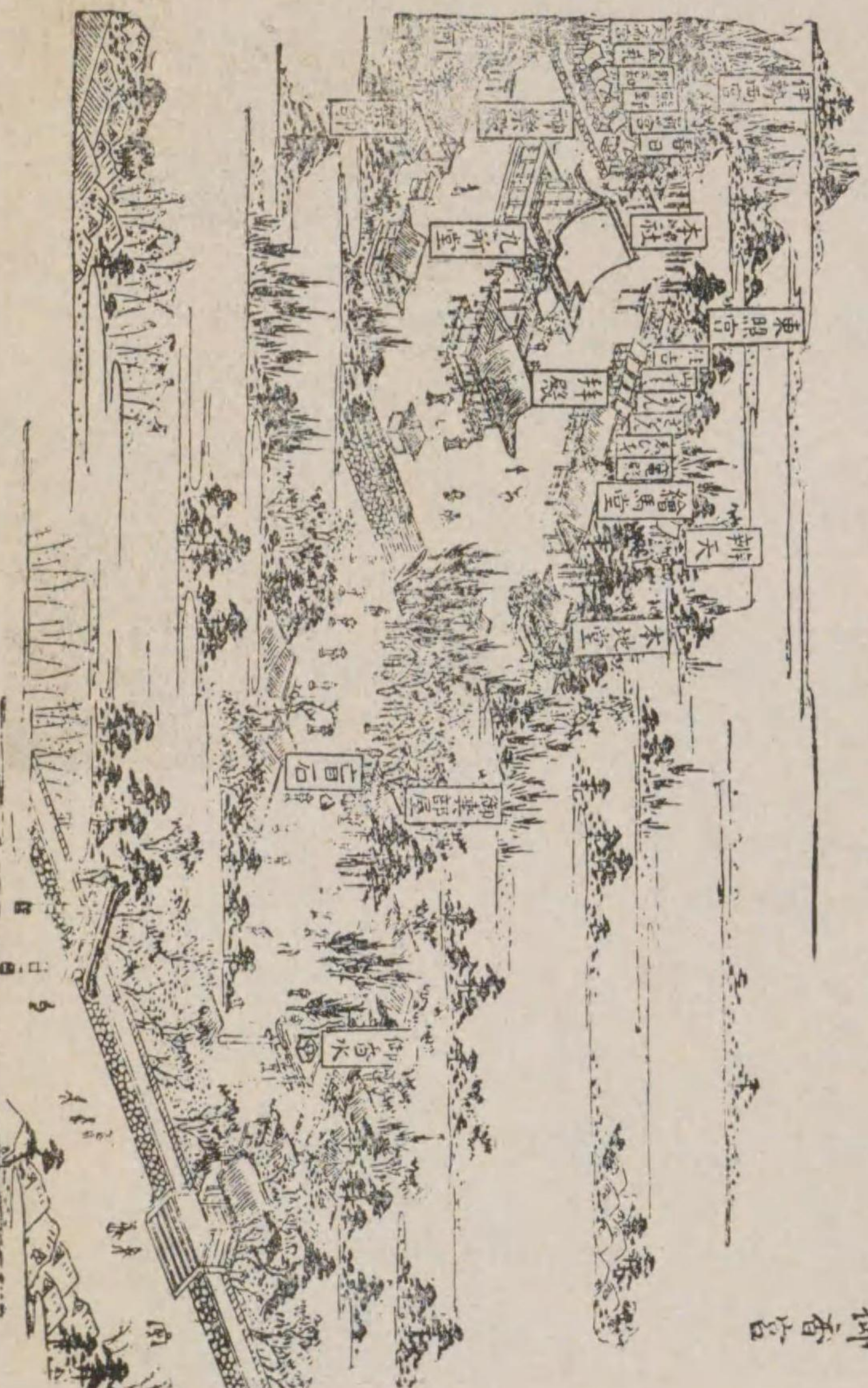
陵院林松見伏皇天太院光崇御



墓御王仁治孫女皇皇天見伏後 陵寺明光大皇天兩光崇明光

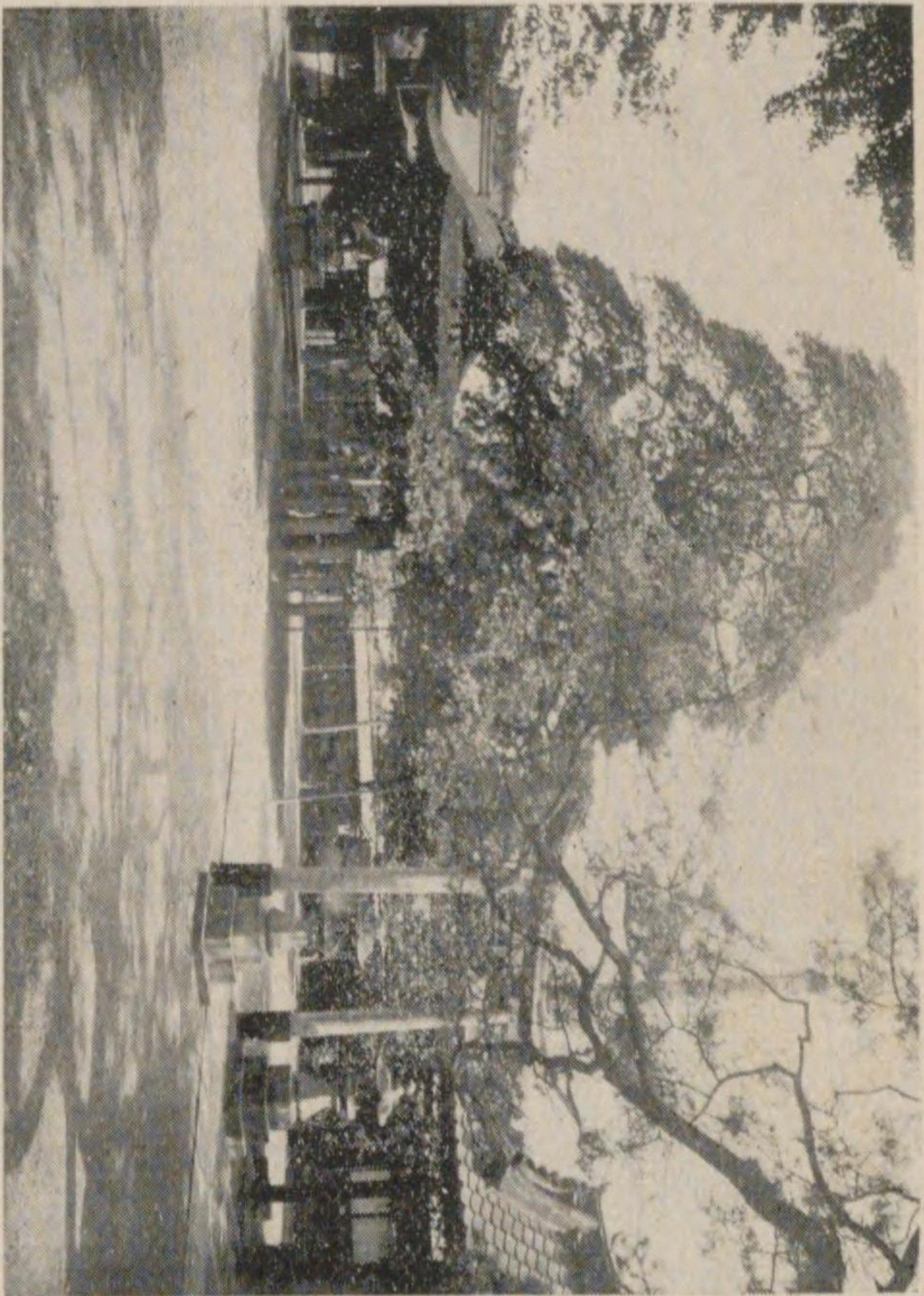


社神宮香御社府

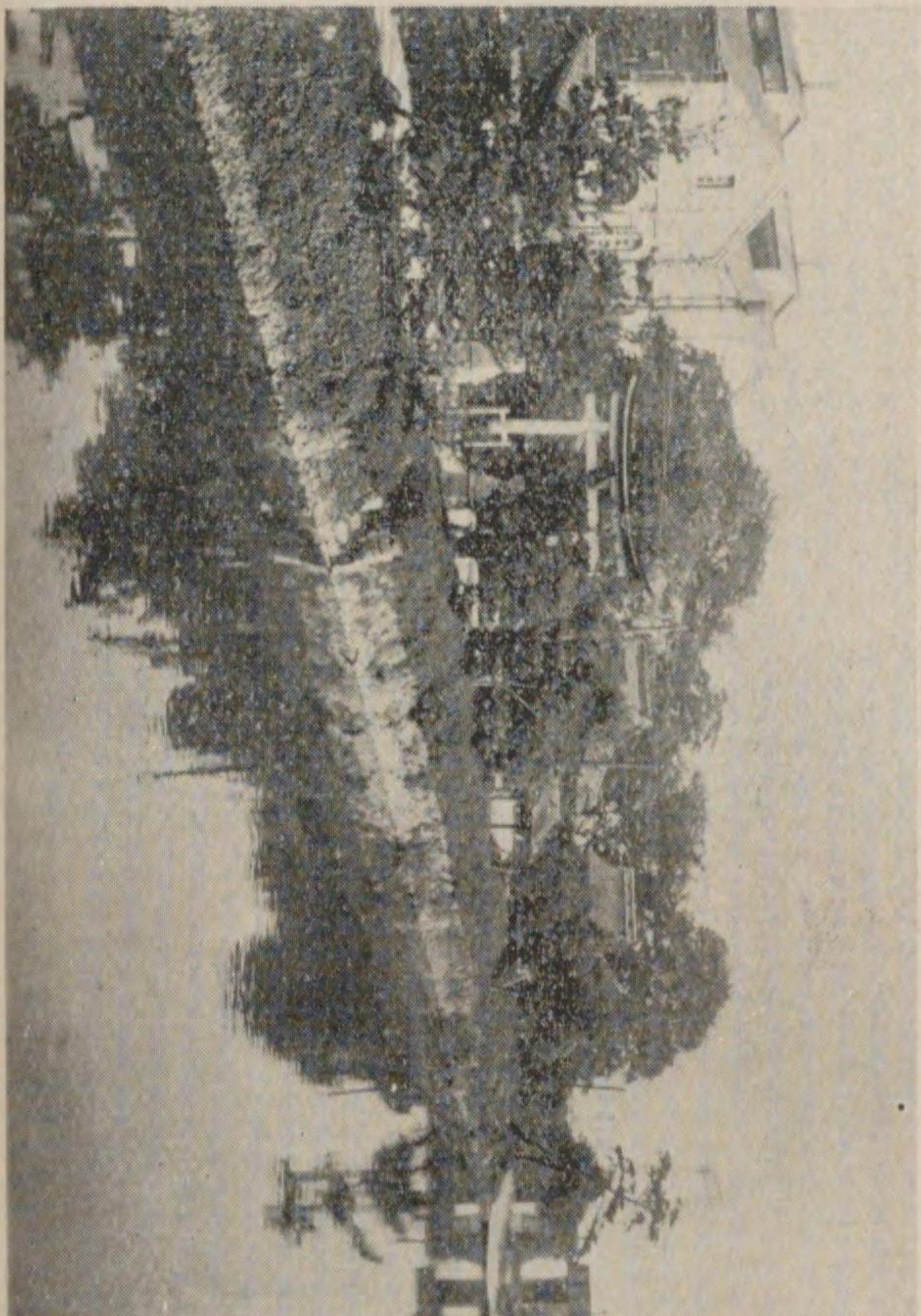


御香宮

舊御香宮神社



村社 金札宮(上)
無格社 金井戸神社(下)
(三樹神社御旅所)



社宮 天挑社村

第二、社寺編

緒論

徳川時代に於ける本町の神社五所、寺院九十三所寶曆四年、蓋し當時の本町地域が堀内、向島、深草の一町二村に亘れるが故なるも、特に寺院の多きは京都の反映を受けたる乎、然して多くは豊臣時代末期徳川時代初期に草創せられしもの也、現在の神社數四社、内府社一、村社二、無格社一にして、寺院數六十三、内日蓮宗十、曹洞宗三、淨土宗廿七、眞宗十九、眞言宗四なり、其他教會を設くるもの九を見る、中世神佛混淆の風を來し、神社の在るところ、神宮寺、社僧ありしが、明治元年神佛混淆を禁止せられ、限界こゝに劃然たるに至れり。

第一章 神社

第一節 徳川時代の神社

徳川幕府、社家制法條々を令して曰く、敬神奉敬常に清淨を守り正直を旨として非禮非法あるべからず、神道の大義を明にし勤學怠るべからず、祭祀禮奠怠慢あるべからず、邪宗門並に怪異の教法嚴禁勿論也、すべて人道を守らずして神明の加護あるべからず、祈禱呪咀を以て諸人を誑惑するの類堅く之を禁ず、妄に供物を貪り名聞利用を専とし神威を汚す等相誡むべし、新儀の社宇建立を停止す、理至極の儀あらば願出の上免許すべし、と、以て敬神に意を致せるを見るべし、

伏見鑑安永八年に記載せられたる神社左の如し

社家制法條々

安永年代の
神社名

御香宮神社	社領三百石
金札宮	1
大椋神社	1
三栖宮	1
藤森社	社領二百石
天神社	1
門出神明社	1
神明社	1
有馬稻荷社	1
蛭子社	1
天神社	1
稻荷社	1
天神社	1
神明社	1
太神宮社	1
住吉社	1
辨天社	1

大手筋にあり
鷹匠町
元奉行所に在りしが住吉町に移す
肥後橋の西
直達橋の南
宇治見山の麓
藤森玄蕃
京橋下中町
京通新町
上板橋中之町
竹中町
葭島新田
惠美酒町
大龜谷千本町
藤森玄蕃町
船大工町
中書島

第二節 各神社由緒

御香宮神社

祭神 延喜式神名帳御諸神社山城府社。本殿には正中に、神功皇后、仲哀天皇、應神天皇を祀り、東間に、宇部大明神（武内宿彌公）、瀧祭神（級長戸邊命）、河上大明神（豊玉姬命）、西間に、高良大明神（高良玉垂命）、若宮（仁徳天皇、菟道稚郎子尊）、白菊大明神（鎮座に先ち此地に住し、自ら菊を培ひて甚だ之を愛せらる、依りて鎮座の初にあたりて齋を祀る）を祀り、これを御香宮九柱神と稱へ奉る、本殿祭神の外、末社として境内に左の十六社を祀る、社記

太神宮	祭神	伊勢兩宮
春日社	同	春日大神
天満宮	同	北野大神
新宮社	同	速玉之男神
熊野社	同	熊野大神
那知社	同	那知大神
金札宮	同	天太玉命
松尾社	同	松尾大神
稻荷社	同	稻荷大神
東照宮	同	徳川家康公

住吉社	同	住吉大神
若宮社	同	若宮八幡
八阪社	同	素盞鳴尊
蛭子社	同	蛭子命
嚴島社	同	市杵島姫
豊國社	同	豊國大明神

御鎮座及び沿革 縁起三卷の記する所に據れば、清和天皇貞觀四年九月、社内に清泉湧き、病者服すれば忽ち癒ゆ、乃ち勅を以て社殿を修繕せられ、爾後、後三條天皇延久三年、後白河天皇保元二年、後宇多天皇弘安二年、後光嚴院康安二年には、大破又は炎上、蒙古討平御祈禱等のため、屢々造營修繕の事あり、應仁以後は里人纔に小社を營みて奉祀せりと云ふ、當社の史料は豊臣より徳川時代に至りて多し、乃ち天正十八年八月、豊公本社に太刀を献納して征韓戰捷を祈願す、文に曰く、

御幸宮

敬白

當社、神功皇后依夢想爲三韓退治參詣
並太刀一腰奉納神殿於彌靈驗正者凱陣
之時社頭光榮可令之狀如件

天正十八年八月十一日

秀吉花押

奉納太刀は備前長光の作にして、身長二尺三寸五厘、鞘金板印籠卷、總金物赤銅魚子地、桐紋色繪、鍔金被、切羽貳枚金被、柄卷渡卷紫絹平打、中身作、稀に見る逸品なり、臨時全國寶物取調局の鑑査狀及び國寶調査會に出品を命ぜらる國幣中

社豊國神社所藏の豊公自筆自署と稱せらるる

日のもとにまたから國もてに入て
ゆたかなる世のはるにあふかな
右御幸宮

三月十三日

秀吉

の歌は御幸宮との消息を最も明かにせるものとすべく、月日は年號を附せざるも、文祿元年三月十三日なるべし、此年正月征韓諸將を部署し秀吉三月二十六日を以て伏見を経て大阪に至り征途に就く次いで伏見城を築くに當り、鬼門鎮護の神として、舊地より深草大龜谷古御香の位置に移御の事あり、慶長元年八月七日、深草村の内にて神領三百石を寄附せられ、徳川氏に入りて朱印受領の素因をなせり、徳川氏政權を握り、その初期家康伏見城に居る事多く、然して當社を敬ふ事厚し、慶長十年現今の地に復して社殿を營み、元和元年七月二十七日、深草村三百石の朱印を附し、爾後徳川將軍歴代の朱印を受けたり、加ふるに紀伊、水戸、尾張三侯の藩祖及び天壽院等は伏見の誕生にして、紀伊、尾張二侯は徳川時代を通じて伏見に藩邸を置けるを以て、當社は其産土の神として、現在建造物及び貴重品の重なるものは、悉く之等諸侯の寄進にかゝれり、慶應三年十二月王政維新大詔煥發せられて後、幕軍と薩長其他討幕軍との形勢急を告ぐるや、十二月十七日突然表大門に「徳川陣營」の木札掲揚せられしかば、時の神主三木善郷、渡邊藏人頭を経て之を奏す、翌十八日薩藩の士來りて此札を徹し、二十一日前後小部隊來りて万一の變に備ふ、かくて明治元年正月三日の鳥羽伏見戰となり、當社附近は兵火の巷と化す、同日朝三木善郷以下、御羽車を奉じて、御旅所大龜谷古御香に到りて神儀奉安、戰

熄むに及びて五日無事復座し奉る、明治十四年六月九日、郷社より府社に列せられ今日に及びり社記、神苑廣潤、森嚴にして瀟洒、老樹蒼鬱參道に聳ゆ、東方に日露戰役戰死者記念碑、西方に伏見義民の碑あり、又苑内に古來白菊石と稱するものあり、口碑に曰く、即成就院の僧にして、御香宮の邊に仙居し、白菊を常食として仙術を修め、遂に變通自在の術を得、化してこの石となれりと、蓋し、祭神白菊大明神を附會したるか、傍に一碑を建て、東久世通禧伯の國風一首を刻す、歌に曰く「仙人の昔のあとは白菊の千代のかほりに残りけるかな」と

註(一) 豊公寄附狀

御幸之宮爲社領深草村之内三百石事被寄附就全可有社納之狀如件
慶長閏八月七日

長東大藏
家正花押
増田右衛門尉
長盛花押
淺野彈正
長政花押
德善院
玄以花押
御幸宮
社人中

註(二)

東照宮朱印

山城國深草村之内三百石之事令寄附就全可社納者也依如件

元和元年七月二十七日

朱印

御幸宮

社人中

社號御香宮は武家に於ては、概ね御幸宮と書すこと前記の如し、蓋し、御香宮御幸宮ともに近世天文祿以後の稱なるべく、又御諸神社と書すことは、寶曆二年の文書にもあり、明治維新以後御香宮と公稱す、御香宮の稱は、往昔社内に香水湧出せるを以て稱せらるゝと雖、菟藝泥赴(北村季吟貞享元年)には筑前香椎明神勸請、之を下略して「御香の宮」と申なるべし云々とあり、香椎宮祭神は神功皇后なり、此說首肯するに近しとせらる、

△本殿 慶長十年徳川家康の造營にかゝる、桁行三十四尺七寸、梁間十九尺、軒高十六尺、棟高二十七尺、五間三面、流造、屋根檜皮葺、向拜三間、本繁垂木、前拜手挾の籠彫、脇障子透彫、桂、葦股、斗備、肘木、虹梁妻飾等悉く極彩色にして、四方瑞垣は、石垣積、屋根瓦葺、彩色吹寄菱組嵌込總て檜材を以てす、結構華麗、姿態良好は、近畿に於ける徳川時代建築中有數のものとして稱せらる、社記

△表門 元和八年徳川頼房の寄進にかゝる、桁行三十尺四寸、梁間十一尺、軒高十五尺五寸、棟高二十二尺、三間一戸の樂醫門形、屋根切妻造、本瓦葺、練棟、平方柱、扣柱方柱、用材楔及檜、素木造なり、冠木上間の葺股、二十四孝の彫刻等、組物一式極彩色にして、様式手法雄大豪壯、多く所謂桃山時代を發揮し、伏見城の遺物と稱せられ、當社建造物中の白眉たり、明治三十九年四月、特別保護建造物に指定せらる、社記

△拜殿 寛永二年徳川頼宣の寄進、桁行六十四尺八寸、梁間二十二尺五寸、軒高十六尺、棟高二十九尺八寸、七間三面、屋根入母屋造、本瓦葺、組棟、正面軒唐破風、總檜材にして、正面輪垂木間及外側葺股の彫刻、虹梁、組物等、悉く極彩色を施し、表門と同じく軸部素木造りを以てせられ、黒塗の葺戸、彩色

せる組物蓋股、調和好く、高尚雄麗、伏見城一部の建造物と傳へらる、社記

△石鳥居 表門の次に位す、形状の宏壯、彫琢の周到、近畿に於てその比を見ず、延享四年徳川宗將の再建にかゝる、柱石長二丈七尺二寸内三尺根入、全部一石、貫石長三丈五分中一尺八寸八分、厚八寸二分、額矩長二尺三寸五分中二尺八寸八分、厚一尺二寸七分、笠石長三丈五尺中二尺三寸五分、厚一尺、鏝石指渡四尺厚二尺、臺石中五尺四方厚三、然して右柱に「萬治己亥夏五月紀伊國主命擇堅石造華表以建于山城國伏見御香宮前是因取産之主神也」左柱に「延享丁卯歲再立」とあり、初め萬治二年五月、紀伊國主徳川頼宣熊野石を以て建立寄進せしが、寛文二年五月、地震のため大破せしかば、同七年三月、木鳥居を寄進す、後年修覆して概ね模様を變じ、現今大手筋の赤鳥居となれり、この事ありて更に紀州家七代宗將より石鳥居建立の内達あり、延享四年三月一日、伏見濱馬借前に到着、以て建立せられたるもの、即ち現今の石鳥居なり、社記

△繪馬堂 拜殿の東に在り、寶曆五年十二月、鐵屋只四郎の寄附なり、桁行三十尺、梁間十八尺、切妻造、檜材、屋根棧瓦葺なり、繪馬堂建立以前は、湯殿に繪馬を掲げたりと云ふ、繪馬は其數頗る多く、元祿、享保以前のもの尠ならず、就中、正保三年願主後藤庄兵衛作者前田六之丞の繪馬「社頭猿廻し」は種々の傳説を有し著名にして、左甚五郎作とまで傳へられたり、京童跡追萬治二年に曰く、「御香宮といふ事は、いにしへいづくよりか來りけん、猿引この宮にいたり、飢につかれて、すでに絶入にけり、しかる處に、此猿かなしむ風情にて、宮前にありし水を手にもすび、猿つかひの頭にそゝぎ、口にいれぬるに、その露胸に落て夢中のごとくして味ひ、かうばしくおほね、それより蘇生し侍り、此神のたすけにあひ、二たび壽ながらへぬる事ひとへに神力のいたす所ならずや、さるによりて御香宮といへり」と、古來かゝる傳説あるに因みて、猿廻しの繪馬を掲げたるか、社記

△燈籠 當社境内外猷納諸燈籠中、石燈籠凡七十五基、由緒石質共に記すべきは、正保二年徳川頼宣寄附春日燈籠一對、寶永七年伏見奉行建部内匠頭奉納春日燈籠一基、天保十三年氏子中奉納春日燈籠一對、明和九年九月板倉佐渡守家臣岡田小右衛門綱短奉納總唐春日燈籠一對等なり、特に紀伊大納言奉納の燈籠は、石質の優れること、近畿殆ど比なしと稱せらる、

△大手筋木鳥居 本町大手筋の緩傾斜を仰ぎつゝ、一種の壯嚴と美觀に打たるゝは、明神鳥居とす、木鳥居に關しては、石鳥居の項に述べたるが如し、近畿に於ける優秀なる明神鳥居と稱せらる、大正元年畏くも、明治天皇御陵を桃山に御治定あらせらるゝや、大正三年三四月の交、御陵近接道路として、京町以東大手筋の道路擴築せらるゝに當りては、神社の由緒少からざるの故を以て、特に移轉の議に上らず、嚴然たり、木庵書する社號板額は維新以後、神輿庫に納められたるが、大正三年六月一日、改めて掲揚せられたり、

△土塀 周圍土塀總延長二百七十七間、大手筋通文珠境界以西の石懸は、土塀としての價値を有す、之等は伏見城に使用せられし城石の殘片にして、特に木鳥居附近溝北側にある石に、合印のある如きは、城石徵發に關する史學上興味あるものとせらる、

△神幸祭 當社の氏は伏見町及び堀内、向島の兩村、深草町の一部に亘り、神幸祭は十月九日行はるゝ處にして、城南地方に於ける大祭たり、徳川時代にありては、奉行所よりの警護、町方世話役の供奉ありて頗る盛儀を極め、又神事中には氏子各組より夫々練物の催ありて大に賑ひ、挽山占山の造立あり、各組之を競ひ、神事餘興に生氣を添へたりき、一日より十日に至る間境内に小屋掛興行を許可せること現今と同じ、

當社神輿は秀忠の女秀頼の室、天壽院千姫の寄進と稱せらる豊公北政所淺野氏、説あるも確證なし、獅子は文政四年八月伏見奉行仙石大和守の奉納にかゝれり、

△寶物 當社の寶物及び貴重品は、慶應二年九月、孝明天皇御下賜の大和錦御衾、天正十八年八月豊公猷納長船將監長光太刀、徳川光圀猷納吉光太刀、豊公征韓捷願文、慶長元年八月豊公神領寄附狀、天壽院寄附神輿、延寶二年和泉堺布屋重兵衛寄附木庵書御香宮神號、大手筋鳥居額、文政四年八月伏見奉行仙石大和守奉納獅子、文祿元年三月豊公自筆（摹寫）の和歌、慶長十二年片桐且元願文等とす、

「伏見鑑」云、御諸神社、社領三百石祭禮九月九日、大手筋に有祭神功皇后なり、鎮座の記未考、此地に石井有、其水清冷にして香四方に薫る因て御香宮と稱す、天正年中大龜谷八科にうつす、故有て慶長八年又此所にうつし奉る、

「山城志」云、御諸神社、在伏見、稱御香宮、有正殿拜殿神樂師堂護摩堂小祠十餘前祭主一人、祝部二人、神巫二人、稱宜九人、僧舍三寺、曰金藏院、曰正徳院、曰大善院謂之供僧、天正中遷于大龜谷八科嶺、以爲三城隍神、慶長八年復鎮故地、仍以八科嶺呼之古御香、爲三神幸之地云々

「雍州府志」御香宮、在伏見、神功皇后之廟也、鎮座年紀不分明、豊臣秀吉公築伏見城時、遷神社於東岳舊御香宮地、屢依爲祟又遷舊地、

「名跡志」御香宮、在伏見山西三丁許、門前を合手條と云ふ、是則古城合手口順路也、所祭神功皇后、鎮座記不詳、傳云初所祭九座の神にして、神輿九座あり、土人産沙神也、例祭九月九日、神輿一臺、又云御香水在鳥居東傍、傳云上古此所に清泉湧出す、其水香しくして四方に薫す、病者服すれば忽ち癒ゆ、願者本懐を満つ、然れば則稱當宮云御香宮也

「都名所圖會」御香宮は城山の西なり、本社には神功皇后を祭る、此地に御鎮座ははじめ年歴詳ならず、文祿年中伏見の城をいとなみ給ふ時、此やしろを大龜谷の東にうつしけるに神祟ましくければ又此舊地に遷坐ありしなりへ

中略）御香水鳥井の傍にあり、此水によりて名とす、賽石鳥居の内敷石の間に詣人こゝより賽をする所なり世人めと云、「拜殿南の門」伏見の城中にありしをこゝにうつす彫物等華美なり

「都名所車」云、御香宮（中略）御祭禮は九月九日なり、伏見中の總祭なれば、氏子おほく花やかにかざりて、則異國退治のまねをなしてねりわたる、見物のよそほひ都におとらず

御香宮

（京師巡覽集）

昔自泛西瀛、三韓降有盟、厥篋供上品、雖草識靈名、鵬起故園寂、鳩欣香殿榮、生涯前後事、憑樹一含情、

遊御香宮

元政

探春林樹中、行至御香宮、白石鑿華表、黃芽餘古風、鶯啼談法々、鳩喚唱空々、未掩和光影、夕陽處々紅、

桃山天満宮社

字觀音寺（御香宮社）
（社の西方）

村社、初め伏見御香宮神社の東二町の高地に在りて、山の天神と唱へらる、明徳年間沙門月溪靈夢を蒙り、應永元年神影を僧忠庵より授かり、龍幡山藏光庵史編第三章第七節末尾隆墓一隅抄參照に鎮めたり、豊公築城當時、前田利家同所の割賦を受け、藏光庵は嵯峨臨川寺東に移されたるが、前田公之を崇尊し、邸内に管廟を建つ、天保十二年今の地に遷座す、

金札宮

字鷹匠町

村社、祭神天太玉命外四座、口碑云、貞觀四年清和天皇、伏見久米の庄に神社を創營し、太魂の神靈を祀らしめ給ひ金札宮と稱す、久米の民金松氏社職となり、後醍醐天皇の御宇金松彌三郎本願寺覺如師に歸依し、性空坊了源と號し、金札宮境内に条寺を建立し、文和四年西方寺と改む、豊公伏見築城に際し、条の民屋及び西方寺を西方に移し、慶長九年徳川家康別に賜ひて西方寺を建て、金松氏こゝに住す、此時喜

運和尚喜運寺を創立するに當り、金札宮の衰頹を愁ひ、官許を得て寺の境内に移し其宮守となり、町内其外信徒と談議して之を保持す云々、近時社殿大に修覆せらる、

「伏見鑑」云、金札宮、祭神未詳、或云天太玉命、或云白菊翁、或云桶良基と、本桑村にありて、よきほとの大社なりしを文祿年中秀吉公城に移して、城隍の神とし給ふ、慶長の落城後、今の鷹匠町に移せり云々

「都名所圖繪拾遺」云、金札宮(中畧)いにしへは久米村にありて、神社魏々たり、文祿年中に秀吉公城山に遷して守護神とし給ふ、慶長の役によりて此地にうつす云々

「山城志」云、金札宮、初在久米町、伏見九村其一也、文祿中移三城山、爲三城隍神、城荒復遷坐于此、

金井戸神社

字三栖向

無格社、三栖神社御旅所三栖神社は横大路、天武天皇、伊弉諾尊、應神天皇を奉祀す、例祭十月十六日、その前十二日夜、大松明行列ありて壯觀を極む、

大椋神社

今無し

伏見九郷の一なる森村に在り、森の住吉と稱せらる、現在の工兵第十六大隊の地なり、豊公伏見築城に際し、民家とともに西北に移る、住吉町の地名残れり

「山城志」大椋神社、在伏見御香宮西南與力町、舊名森村伏見九村其一也、因曰森住吉、文祿三年移三其民家於西、今住吉町是也云々

「山城名跡巡行志」云、大椋神社、舊址在奉行所内、所祭住吉三所、所載延喜式、紀伊郡大椋神社是也、此地昔森村也、因號三森住吉、文祿三年社攝御香宮、人家移三西北、今號三住吉町、其跡尙小祠存、

「都名所圖繪拾遺」云、森住吉社、住吉町にあり大椋神社と號す、いにしへは森村に鎮座あり、文祿年中森村の民家を此地に移しける時、神社も共にうつす、

「皇室と因縁ある伏見山」云、巨椋連の居りたる所は、曾て傳へられたる森村、即紀伊郷(木の)拜志里(林の)の遺残たる樹郷深林、斧斤未だ入らざる所にして、今の工兵營所在乎と思はる、此に延喜式に在る巨椋神社ありて之を(オム)又は(オグ)神社と號す、近來まで其鬱蒼したる小森村残りありたるは首肯すべし、其神社の森即ち巨椋神社の境に住吉神社もありたらむ、豊公時代數町の西北に移るとありて、現下伏見の西北住吉神社はあらざるも住吉町の名は残る云々

第二章 寺院

第一節 徳川時代の寺院

徳川幕府、寺院制法を令して曰く、邪宗門並に怪異の教法堅く之を禁す、自門の門徒中詳に糺し聊も緩怠あるべからず、常に佛を守り宗法を戒め修行怠慢あるべからず、宗派を争ひ誹謗諍論を停止す、新寺の建立を停止す、官許之無き者をみだりに僧尼となす事を禁す、寺往來と號し官許無きものに手券を與へ他國へ出行せしむる事を堅く禁す、未來の禍福を唱へて諸人を誑惑し現世の勤を妨る類堅く之を禁す、勸業善戒諸惡施悲は釋氏の法たり、然るに今の僧徒等驕奢淫佚諸民の害をなすもの少なからず、甚だ以て佛祖の意に背く最も相誠むべし、と、

伏見鑑に記載せる當時の寺院左の如し、

龍雲寺	天台宗	三河屋敷	常泰寺	淨土宗	七瀬川町
即成院	律宗	大龜谷北寺町	願生寺	同	下大手筋
大黒寺	眞言宗	鷹匠町	淨雲寺	同	阿波橋西町
明壽院	同	升屋町	無量寺	同	惠美酒町

龍泉寺	西照寺	聖恩寺	開元寺	海寶寺	石峰寺	佛國寺	正圓寺	龍谷寺	寶福寺	大昌寺	龍海寺	了峰寺	喜運寺	榮春寺	月橋院	長建寺	觀音寺
同	同	同	同	同	同	禪宗黃檗派	同	同	同	同	同	同	同	同	禪曹洞派	同	眞言宗
仙石谷	藤森七十軒町	京町五丁目裏	江戸町二丁目	最上町	深草	大龜谷敦賀町	大龜谷笹や町	毛利橋西町	帶屋町	大龜谷櫻町	六地藏大津町	直達橋	鷹匠町	山崎町	豊後橋	中書島	觀音寺町
東本願寺御堂	歸命院	寶圓寺	等泉寺	欣淨寺	攝取院	道澄寺	玉泉寺	極樂寺	來迎寺	寶藏院	光臺寺	宗玄寺	松林院	光傳寺	正法寺	源光院	常安寺
一向宗	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	淨土宗
御堂前町	毛利治部村	江戸町三丁目	大龜谷敦賀町	墨染升や町	稻荷御前町	直達橋六丁目	同所	六地藏一丁目	馬懸場	船大工町	等安町	鷹匠町	本材木町	仙石谷	つちばし	上板橋中之町	直達橋五丁目

阿彌陀寺	正覺寺	大樹院	西運寺	西光寺	心光寺	大信寺	西岸寺	悟真寺	大蓮寺	寶國寺	玄忠寺	龍源寺	大榮寺	榮運院	勝念寺	西福寺	源空寺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	淨土宗
下大手町	墨染横町	馬懸場	豊後橋	肥後町	同所	毛利橋西町	下油掛町	馬懸場	京橋北濱町	馬懸場	下板橋筋	江戸町一丁目	東大黒町	上板橋中之町	石屋町	大龜谷升や町	新大黒町
永勝寺	西養寺	勝龍寺	善通寺	圓龍寺	眞西寺	聖財寺	本淨寺	正樂寺	專念寺	受泉寺	西來寺	光啓寺	慶念寺	光徳寺	常福寺	願船寺	西方寺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一向宗
車町	肥後町	新町七丁目	六地藏西町	鍵屋町	新町八丁目	六地藏中島町	京町九丁目	大宮六丁目	上板橋中之町	兩替町十三丁目	升や町	帶刀町	竹中町	三栖一丁目	尼ヶ崎町	兩替町一丁目	風呂屋町

大善寺	淨土宗	六地藏東町	興禪寺	一向宗	周防町
誠心寺	同	直達橋	正行寺	同	六地藏柿木町
誓願寺	同	藤森	西岸寺	同	直達橋二丁目
光照寺	同	革屋町	西教寺	同	周防町
念故寺	同	聚樂一丁目	長光寺	同	三栖二丁目
高雲寺	同	直達橋片町	榮眞寺	同	藤森玄蕃町
西休寺	同	極樂町	墨染寺	法華宗	墨染横町
大光寺	同	大手筋	本教寺	同	備後町
三寶寺	同	風呂屋町	泉經寺	同	新町九丁目
來迎寺	同	京橋北濱町	本成寺	同	丹波橋石屋町
西樂寺	同	新町七丁目	顯正寺	同	堀詰新町

第二節 主なる寺院由緒

前節寺院中現在伏見町域に屬するものは二三廢寺となれるのみにて、殆ど現存す、舊記の稍詳なるもの、又は史實に關係する主なる寺院について、由緒を記述せり、

墨染寺

日蓮宗、初め深草貞觀寺舊址舊址瓦町善福寺の西方の附近に在りしが、後世こゝに移轉し、日秀上人再興す、日秀豊公の寵を得、豊公時々來駕し、當時御成間書院等ありて寺境廣く、塔頭七院を有したり、長谷川等伯筆

秀吉公衣冠の畫影あり、秀吉之に歌を題して曰く、「あはれてふ色香をささる櫻木の花の面影墨染にして」と、こは細川玄旨幽齋の詠なるを公取つて影讚に用ひたる也、紀伊郡誌

「墨染櫻」山城名勝志云、墨染今伏見北藤杜南曰墨染、其所有墨染寺、前庭有櫻樹一株呼墨染櫻、都名所圖繪云、むかしは此所までも深草といひて野邊には櫻多し、寛平三年堀川太政大臣昭宣公薨じ給ふ時、上野岑雄哀傷和歌を詠ぜしかば、此ほとりの櫻墨染に咲くとたり、

(古今) 深草の野邊の櫻し心あらば 今年はかりは墨染にさけ みねを
管公の神詠には梅もつくしに飛び、趙師雄が逢ひし美人の寢覺の枕に見ゆ嵩山の松は青牛と化し康頼入道の寶物集には、草木心なしといへども物のあはれを知らばこそ春は墨染に咲き、今に深草の墨染櫻とてありとかゝれしは其頃までもありしと見ゆたり、

編者曰く、墨染櫻の事諸書多く前記と大同小異なり、然れども上野岑雄は群書類從古今和歌目録中に承和頃の人と記す、昭宣薨去より約六十年前の人なり、高齡に非ずんば此歌なし、墨染寺は日蓮宗なれば北條氏以後の創立に屬し、古今集は延喜五年の撰なれば時代に於て相違を見る、又此歌古今集に載するところ詞書なく、その前に、堀川のおほきおほひまうち君(基經公)のみまかりける時にふか草の山におさめてける後によめる

僧都 勝延

空蟬はからを見つゝもなくさめき 深草の山けふりたにたて
の歌あり、岑雄の歌詞書なくして之に續きたれば、同題と誤られたるならんか、雍州府志墨染寺の條に云「相傳墨染櫻古在斯所、予思、仁明天皇崩時、遍照之所詠、深草之野邊之櫻志心有者今年計墨染爾佐計之詠歌、惣指墨染之櫻、而言之非謂一本也、自有此歌後、此邊曰墨染、此寺偶在其内、故稱之者也」と、この説首肯らるせ、良峰宗貞は仁明帝の崩御を悲み僧となりし僧正遍照なり、帝の崩御に悲悼哀絶、「墨染にさけ」と詠するは、臣下の情として然る處なるも、一相國の薨去に對しては餘りに重し、故に史家多く、雍州府志の解釋を當と見る、
「梅花無盡藏」の詩、亦この意味に於て詠せらる、結句「先帝」は仁明帝を云ふ也、

同洛社諸友遊深草

深草蓋先帝 御遊之地也
洛下傳名墨染花、風吹一片點袈裟、野禽有意低聲說、先帝曾停行幸車、

欣淨寺

西柵屋(墨染寺南隣)

開基道元禪師、嘉禎二年深草極樂寺址に興寶林禪寺を創營せしが、後荒廢し、慶安二年淀城主永井信濃守尙政宇治に移して再興す、今の興聖寺これ也、欣淨寺は初めこの境内に在りしが、天正中現地に移る、今淨土宗、堂後に一碑を建て、道元禪師深草夜雨の詩を刻す、曰く「生死往來雲變更、迷途覺路夢中行、唯止一事醒猶記、深草閑居夜雨聲」、口碑傳ふ、欣淨寺の地、古へは深草少將の邸宅地にして、堂前の井水は、少將の遺愛にかゝり、今之を少將井と稱す、小町の住みたる小野は、これより東方一里許、順路大龜谷を経て、少將は小町の許に通ひしなりと、

「少將と小町」傳説に云ふ、小野の庄に小町と云ふ佳人あり、容色絶世にして歌道に長ず、深草少將之に戀ひ、國風にて想ひを寄す、小町容易に靡く色なし、少將猶深く戀ひけるに、小町は左程妾を戀ひ玉はゞ、今より百夜の間、妾が許に通ひて眞情を見せ玉へと、少將悦んで小野の庄に通ふ事九十九夜、最後の一夜、風雪凜烈歩むべからず、遂に失戀の怨みを抱いて凍死す、百夜通ひの事、謠曲卒塔婆小町の末段に見ゆ、

「早引人物故事」云、深草少將は大納言義平の長子、義宣と號す、深草より小野庄小町が宅へ、百夜通ひしこと、諸本に有り、また竹の下道など、少將の通ひ道と云ふ、弘仁三年卒、

「類聚名物考」深草欣淨寺に少將の井と云ふ名水有り、傳云、此の地往昔四位少將の宅地なり、故に世上深草少將と云ふ、此の井、少將の愛せる所なり、

「百人一首一夕話」云、此小町は仁明天皇の時の人にて、采女などの如く、いづれの國の郡司などの妹かむすめのかたちよき故に、都に奉りしにてもありけん、とかくに家系のしれざる人なれど、美人の聞は高くしかも歌に堪能なりし故、古今集にも小町があねの歌と入れられ、後撰集にも、同じあね又小町がうまごなど、かきて歌入れられたるにて、其名高かりし事しるる也、この小町はあまりに名高かりし人故、昔より今にいたるまでさまざまの俗説をいひ傳へて、其虚實相まじはれり、謠曲に通小町といふ名有りて、深草の少將といふ人をまうけてつくりたれ

どさる名の人、其の代にはなき事也、こゝにひとつの考あり、大和物語並に後撰集に、小町と僧正遍昭と贈答の歌あり、これらによつて作りいだせるものなるべし(中畧)遍昭俗の時は、良峰少將宗貞とて、仁明天皇御寵愛の藏人にて、常に御側さらずめしつかはせたまひしかば、天皇崩御ありて深草に葬り奉りし其の夜より出家せられし故、少將大徳といふ也けり(中畧)仁明天皇を深草の帝と申しそれにつかへられたる少將ゆゑ、深草の少將といふ名をまうけ作りたるべし、

「小野小町」小町とは後宮の町名にして、即采女媛女の居所なり、小野小町は其出處を明にせず、大日本史に云ふ、其出所の本末を詳察にせず、或は曰く參議篁が孫にして、父を良實と云ひ出羽守となれりと、(小野系圖、作者部類、拾芥抄に守を郡司に作れり)、小町、絶世の姿ありて和歌に長じたり(世稱して歌仙と曰へど未だ詳ならず)、紀貫之、古今和歌集を選びて、多く其の歌を收め、序して之を論じて曰く、小町が歌は衣通姫の流なり、詞意凄婉なれども終に氣力に乏しく、諸を美人の愛思あるに譬ふ、婦人の歌詠なれば、當に是の如くなるべし(古今和歌集、世に小町壯衰記あり、未だ何人の著なることを知らず、或は曰く僧空海と、或は曰く三善清行と、小町年老いて道路に乞食せしことを載せれば、世以て小野小町となす、十訓抄著聞集に皆其の事載せ、玉造小町と小野小町とを以て一人となし、長明が無名鈔に亦在原業平が開ける所の欄襖の歌を引きて一人となせり、徒然草に、空海、小町、年代相隔るを以て疑ひて其の著す所に非ずとなせり、今按ずるに小野、玉造は各自一姓なり、故に取らず)云々、編者曰く、足利時代に成れる謠曲中、小町に關するもの多し、通ひ小町、清水小町、鸚鵡小町、關寺小町、草子洗小町、卒都婆小町等あり、畢竟出所末路不明にして、後世俗説を生じ、謠曲作者の手にかゝりて種々作爲せられたるなるべし、

題少將井

少將誰家郎、代遠失姓氏、身立仁明朝、家往深草里、獨傳好色名、身死名未死、君名不可洗、空留少將井、潔土何容飲、人與貧泉比、只有吳隱之、一啜可未耻。

寶國寺

榎町

淨土宗、慶長年間僧円譽創基、同寺に安置せる腹帶觀世音は田村將軍の守本尊と云ひ傳ふ、天明伏見義

民麴屋傳兵衛の宿坊なりき、

「都名所圖繪拾遺」云、寶國寺、馬かけ場にあり云々、「観音堂」門内の南にあり、腹帯観音と稱す、長一尺五寸七歩、蓮臺に立たせ給ひ、御足に香を履き給ふ像なり、沙門延鎮の作にして、洛東清水寺と同様なり、則ち田村將軍の守本尊とす、後世に至り江州観音寺の城主佐々木家に安置し、其後當寺に寄附せり、靈驗いぢるしくて毎月の法會には諸人群集して門前に市店を飾る、

源光院

中之町

浄土宗、鎮西派、慶長二年本山知恩寺三十四世徳譽魯公開基、天明伏見義民丸屋九兵衛の宿坊なりき、境内に丸屋九兵衛の碑あり、碑文編 参照

顯正寺

堀詰新町

日蓮宗、妙顯寺末派、天正十三年五月僧日賢之を開く、天明伏見義民板屋市右衛門の宿坊なりき、

悟眞寺

榎町

浄土宗、天正三年僧月公開基、境内に「戊辰之役東軍戦死者之碑」あり、題字は子爵榎本武揚氏の書する所なり、伏見鳥羽戦争當時東軍戦死者、上官西郷常次郎、會津藩士柴宮八郎行孝外九名及兵卒五十三名をここに葬る、

勝念寺

石屋町

浄土宗、天正十五年五月僧安貞開基、天明伏見義民柴屋伊兵衛の墓所なり、

慶念寺

竹中町

天正年間僧浄念開基、天明伏見義民文珠九助の位牌あり、

寶福寺

西大文字町

曹洞宗、伏見九郷の一森村に在りて瑞應院と稱したりしが應仁の兵火に逢ひて現地に移る、永録の時久祥院と改む、慶長四年薩摩川那邊曹洞宗寶福寺十一代目日孝芳旭和尚中興なり、同寺に安置せる観音像は傳教大師の作と傳へ、本龍谷寺の本尊なりしが、明治六年當寺に合併す、金毘羅佛は伏見城學問所に安置ありしが、元和六年伏見奉行山口駿河守本寺に遷せりと傳ふ、

立忠寺

板橋二丁目

浄土宗、慶長元和頃僧當譽開山、寛永年中火あり、正保三年鍛冶屋町に移り、寶曆三年現在の地に移る、境内に元和伏見義民小林勘次の碑あり、碑文編 参照

大榮寺

東大黒町

浄土宗、開基年月不詳、暴政を布きて伏見町民を虐けたる奉行小堀和泉守政方の侍醫にして、諫言容れられず慨然自刃したる忠臣水島幸庵の墓あり、人物編 参照

眞西寺

新町八丁目

寛永二年僧眞誓開基、天明伏見義民伏見屋清左衛門の靈牌所なり、

大黒寺

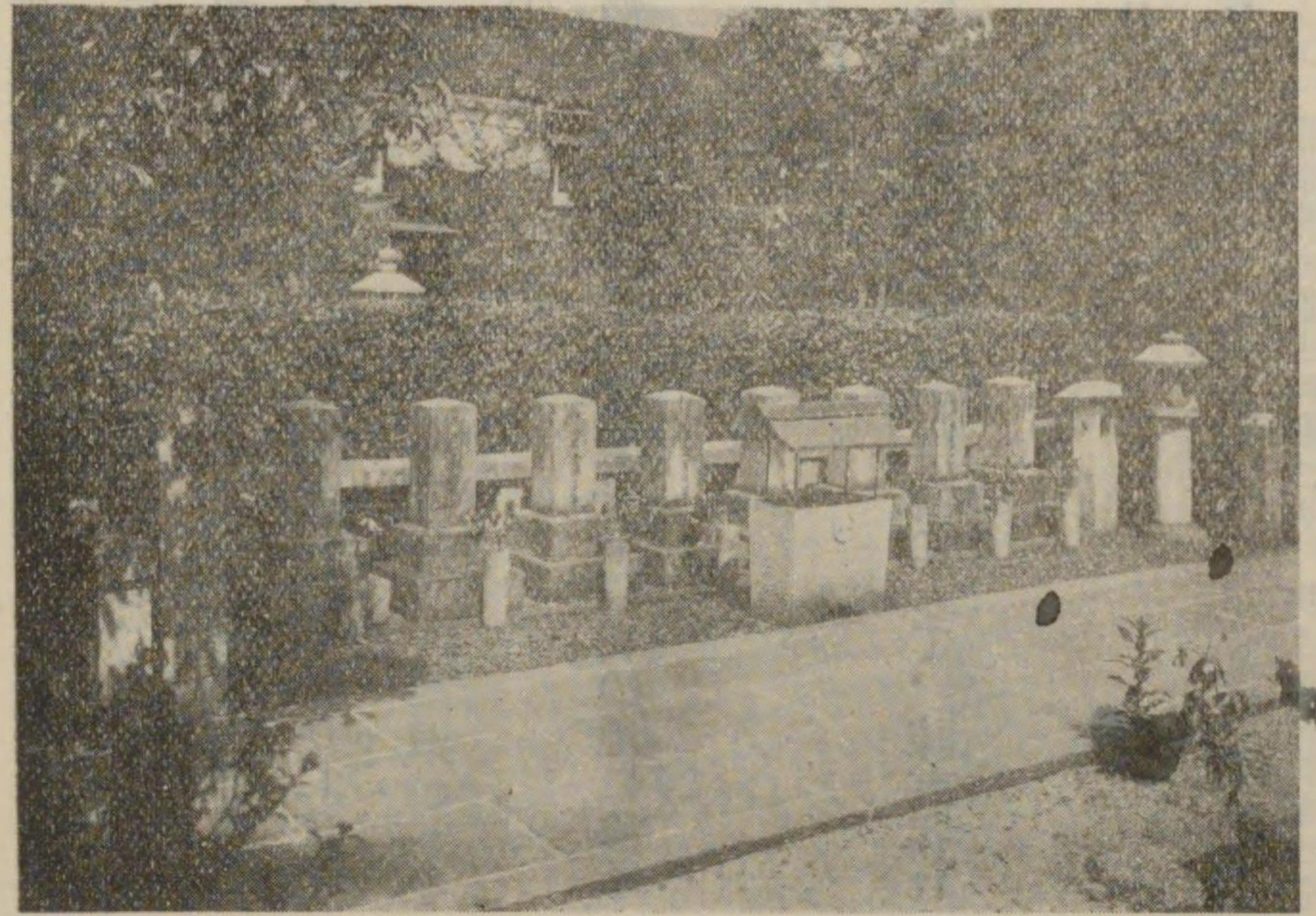
鷹匠町

眞言宗、初め長福寺と稱せしが、元和元年、伏見奉行山口駿河守薩藩主島津侯の命を傳へ、武運長久の

祈願所と定め大黒寺と改む、本尊大黒天木像丈七寸弘法大師の作と傳ふ、薩藩九烈士の墳墓史編第七章、伏見義民遺、
髮塔人物編、平田靱負の墓、薩摩義士の碑碑文編、伏見義民の靈牌あり、寺寶に有馬新七、柴山愛次郎、橋口
壯介の書翰、平野二郎國臣筆九烈士追悼詠歌等を有す、

「薩藩九烈士墓」 本堂後方にあり、有馬新七を初めに九基
列ぶ、墓石の氏名は西郷隆盛の書と稱せらる、

- 有馬新七 諱は正義 法諡 養法院觀阿有信居士 享年三十八
 - 田中謙助 諱は盛明 法諡 忍辱院寂居謙了居士 享年三十五
 - 柴山愛次郎 諱は道隆 法諡 悲田院堪然芳愛居士 享年二十七
 - 橋口壯介 諱は隸三 法諡 眞實院双照玄莊居士 享年二十二
 - 橋口傳藏 諱は兼備 法諡 法傳院賢德泰山嚴居士 享年三十
 - 弟子丸龍助 諱は方行 法諡 精進院善覺龍孝居士 享年二十五
 - 西田直五郎 諱は正基 法諡 常明院西山智雲居士 享年二十五
 - 森山新五左衛門 諱は永治 法諡 不斷院夏山良勇居士 享年二十
 - 山本四郎 諱は義徳 法諡 綠樹軒智日玄居士 享年二十四
- 去年の春、伏見にてみまかりし人々の靈にたむけ侍る 平野國臣
なか／＼にしたる人ぞいさぎよしいきてなほしこともあらねば
あだなりとひとはいふとも山櫻ちるこそはなまことなりけれ
- 「伏見義民遺髮塔」 境内東南に在り東下せる義民死を期し
て遺髮を送り來りしを埋む
- 「平田靱負墓」 境内東南隅に在り人物編
參照



源空寺

新大黒町

淨土宗、本尊圓光大師座像丈二尺四寸五分、圓光大師二十五靈場の第十五番なり、建久六年蓮乘坊忍
空上人開基、初め木幡の里に創建せられしが、慶長年中伏見に移し、現在の地に堂宇を建つ、寛永十一年
七月將軍家光、伏見城巽の櫓にありしと云ふ大黒天像を寄附してより、地名を新大黒と稱するに至れり、
「都名所圖繪拾遺」云、源空寺、新大黒町にあり、淨土宗にして、圓光大師の舊跡二十五箇所の其一にして第十五番
の靈地なり、舊は醍醐の奥炭山の光堂法然上人閉居し給ふ舊跡なり、後世光堂は此寺の末寺となれば、其舊跡の號
をこゝにうつす、本尊阿彌陀佛は惠心の作、又法然上人張子の影を安置す、粟生光明寺の御影と同時の作なりとぞ

西方寺

上風呂屋町

眞宗東派、元享二年本願寺第三世覺如法主男存覺開基、往古伏見九郷の一なる久米村金札宮内に在りて
久米寺と稱す、後醍醐天皇御宇、北條越後守維貞の從族金松彌三郎宗廣、覺如法主に隨ひ、空性坊了源
と號し、久米寺を再建、存覺師に寄附して開基とす、文和四年後光嚴天皇勅して西方寺と號す、文祿年中
豊公伏見築城に際し、當町西北久米に移り慶長の初め現地に轉ず、寺寶に後伏見院、光嚴院、後崇光院、
後陽成天皇の宸翰と傳ふるもの、秀吉詠和歌、家康自畫像、家康消息等を有す

「都名所圖繪拾遺」云、西方寺、風呂屋町にあり、東本願寺に屬す、古は金札宮の舊地にありて、久米神社と號す
、親鸞聖人の弘法に浴し西方寺と改む、金松氏の末葉にして、今二十四輩の列となる、

大光寺

伯耆町

淨土宗、文應元年僧寬海開礎す、初め大光明寺と稱し江戸町に在り、大光明寺は史編に記せり、然して此大
光明寺は洛北相國寺に移す、正史の記
述と相違するも、寛永元年僧頓譽奉行小堀遠江守より現地を受け此地に移す、寺内藥師如來は往昔大和國三
寺記に隨へり、

笠山藥師寺にありし本尊なりしが、寛永元年當寺に奉安し、爾來手接の藥師如來と號し、例月八日十二日の縁日には、境内の内外一帯の地に露店連りて群集雜鬧賑ひを呈す、明治二年六月華頂宮舊御殿を拜領して再建せり、日限地藏及び庚申堂境内にあり、

「都名所圖繪拾遺」云、大光寺、大手筋にあり、淨土宗にして洛東黒谷に屬す、本尊阿彌陀佛は春日の作にして、立像長三尺餘なり、又阿彌陀佛一体方丈に安置す、坐像二尺三寸にして、五却思惟の相なり、御首は善導大師の作、體は和作なり、此尊像例年十夜中は、本堂の尊像と入替り厨子に安置して法會を執行す、故に十夜佛と號す、「藥師堂」門内の東にあり、此尊像は春日の作なり、毎月宵藥師には群參ありて市店多し、

願生寺

下大手筋町

文祿三年三月相連社學故順開基、本尊阿彌陀如來は聖德太子の作と傳へ、豊公の歸依淺からざりしと云ふ、米谷金城の墓並に墓碑あり、人物及び碑文編參照

本教寺

備後町

日蓮宗一致派、文祿三年日受上人開基、初め西濱にありしが、慶長十九年この地に移る、徳川家康、姫君良正院祈願所として此地に移り、享保年中近衛關白邸舎の寄附を受け、堂宇を改造す、庭内に豊公遺愛と傳ふる大牡丹あり、開花の候觀賞するもの夥し、

東本願寺別院

大阪町

慶長年中本願寺第十二世教如上人の創立にして、寺域は徳川家康の寄附する所なり、蓮池を埋立てたるを以て、時人之を蓮池御坊と云ひ、又教如上人最初の創立なるを以て二葉御堂とも呼へり、此蓮池より二双の蓮花生じたれば、本願寺分派の兆となせりと按ずるに家康伏見に在るや、上人屢々往復したるを以て、當時建立せられたるものなるべし

、本堂は創立當時東面なりしも、眞如上人再建の際南面とす、本尊阿彌陀如來丈三尺一寸、明治元年正月二日幕軍會津藩隊先發隊伏見京橋に上陸し、當寺に宿す、同年三月伏見市中取締役所をこゝに移す

「安藤治右衛門墓」當院境内東北隅に在り人物編參照

西岸寺

下油掛町

淨土宗、天正十八年僧雲海の開創、寺に空海の作と云ふ地藏像を安ず、俗に呼んで油懸地藏と號す、傳ふらく船戸御所の地藏院に奉安せしものなりと、明治元年正月の兵火にて烏有に歸せり、境内に芭蕉翁俳諧碑自然石高さあり、句に曰く「我衣にふしみの桃のしつくせよ」と

「都名所圖繪拾遺」云、「油懸地藏」門内の小堂に安置す、此地藏尊は石像長五尺作は詳ならず、いにしへより祈願ある者、燈油を此像に灌ぐときは、忽ち祈願満足せり、むかし山崎に住むる油商あり、ある日油を擔ふて此門前を過ぐるに、忽ち轉びて油を流す、周章して擔柶を見れば、餘殘幾もなし、只茫然として立ち居たり、暫くしてつくづく思ふやうは、是命なり、若ししからずんば災害あらん、歸りさらんにはしかずとし、殘る所の油を以て此石像に灌いで一念の殘執なく歸りけり、幸日々に榮えて大福長者となりぬ、是より世に傳へて願望ある輩は、油を懸て諸願を祈るに今なほ靈驗新なり、

松林院

本材木町

淨土宗、本尊阿彌陀佛は後崇光院の御念持佛と傳ふ、太上天皇後崇光院崩御の後、一女官尼となりて之を守護し奉りしが、上鳥羽にありたる松林院を移して影向し、後崇光院の尊牌を安ず、後崇光院松林院御陵は、當寺の東に嚴然たり、

長建寺

東柳

眞言宗、醍醐派に屬す、元祿十三年五月深草大龜谷の多聞院を茲に移し長建寺と改む、中書島は當時伏見奉行建部内匠頭の開地せる處にして、當寺の草創にも亦盡すところ多かりき、本尊辨財天、例年七月下旬、辨天祭を執行す、「伏見の辨天祭」として著名なり、

教會

現在教會を設くるもの左の如し、

教會名	創立年月	所在地
金光教伏見教會所	明治二十年十月	御堂前
天理教天津宣教所	明治二十八年二月	菊屋
同 大京宣教所	明治四十二年五月	西住吉
同 桃山宣教所	明治四十三年一月	鍋島
宥清寺出張説教所	明治三十一年五月	新町六丁目
神宮奉齋會伏見支部	明治三十三年五月	板橋二丁目
天理教豊水宣教所	大正十四年六月	景勝
同 富志美宣教所	大正十五年四月	西住吉
日本メソジスト伏見教會	明治三十九年	新町六丁目

第三、史 編

緒 論

我郷土伏見は、史實極めて豊饒なり、伏見起源に關しては、諸説多く茫焉の感なきにあらざるも、已に日本書紀に「俯見」あり、萬葉集に「伏見田井」あり、平安朝時代に入りては、和歌に咏ぜらるゝところ多くよく當時の伏見を髣髴せしむ、皇室御領下としての伏見は、伏見史上最も特筆すべく、豊臣氏の伏見築城、徳川氏初期に於て樞要の地位を占めたる、何れも伏見殷盛の基をなせり、幕末に至りては勤王志士往還し、屢々劍戟の活舞臺をなし、伏見鳥羽の一戦は、こゝに王政維新の業を完成し、新日本建設の第一歩に入らしむ、斯の如く我郷土は史上に於ても重要なり、古を懐へば、史的感興、津々として盡きざる也

第一章 伏見の起源

第一節 雄略の伏見

伏見一に伏水と記し、又俯見と書せられる、「天の岩戸より伏して見る地」と解釋し岩戸隠より説き起し、後世天太命を祀し伏見の字より之を附會し、又之を謡曲に作爲せるものあり、天平二十一年二月行基菩薩管原寺（大和）に寂す、扶桑略記に之を叙したる「右脇而臥身心安穩入禪定云々」より引き來りて、「伏見翁」なるものを設け、山城伏見の縁基に用ひるあり、或は又巨椋湖に枕するの地形より「伏水」と稱すとせらる、

伏見の起源として説かるゝは日本紀雄略天皇十七年（紀元一三三年）の條なり、本文に曰く「十七年

伏見の名稱

日本紀の俯見村

春三月丁丑朔戊寅詔^ニ土師連等^一使^レ進^下應^レ盛^ニ朝夕御膳^一清器^上者於是土師連祖吾^ケ仍進攝津國來狹々村山背國内村俯見村伊勢國藤形村及丹波但馬因幡私民部名曰^ニ贄土師部^一云々、贄は菜蔬の義にして、此十年前これを盛る陶器の業を興すべく、百濟より陶工高貴を招き、河内の桃源に居らしむ、爾來陶法諸國に傳はれり、吾等^ハ攝津來狹々村工人にして、此他山背、伊勢、丹波、但馬、因幡に於て、私に有する工人を獻じて、御供の陶器を造らしめ、名けて贄土師部と稱せらる、書記通鑑には「雄略帝十七年山城國俯見村爲^ニ贄土師部^一按今伏見與深草相隣土器師即此遺也」とあり、山城伏見を以て斷定し、世多く之を以て伏見の起源となす、深草は日本紀雄略の條より約六七十年後の欽明朝より初めて現はれたり、

山背國内村は綴喜郡有智郷なりとし、又宇治村を以て説かるも俯見に至りては未だ確然たらず、日本紀原文によれば、攝津伊勢各一村を掲げ、山背國のみ二村を記し、山背國に工人數多ありてこの内より内村俯見村を撰抜したるものとなせども、然るときは「及」又は「並」の字を以て之を代表するか、重複して國名を記し、明亮ならしむべきを當とすべく、三村國名を附し、俯見村之を缺けるは聊か疑問の餘地あり、俯見と書するもの、陸前玉造郡俯見郷あり又當時宮都所在の大和にも工人あるべく、大和にも亦伏見あり、其他全國伏見村と稱するもの數ヶ所あり、廣義に見れば必ずしも山背俯見に限らざるもの^(一)如し、茲に於て雄略帝兄君安康天皇管原伏見西陵更に雄略朝より四百年前の垂仁天皇管原伏見東陵の「大和管原の伏見」が、已に垂仁天皇時代土師姓を賜ふと傳ふる所なるを以て、むしろ此地に解釋するを史的興味ありとせらる、

次に伏見の名の現はれたるは萬葉集古歌第九「宇治川のうた」なり、

巨椋乃入江響久奈利射目人乃伏見何田井爾雁渡良之

俯見村の解譯

萬葉集の伏見

「いめびとのふしみ」はふし隠れてねらひ射る故に伏見につ^(二)けしなり、いめびと^(三)は鳥獸をいる射部人にて、田井の井は借字即ち田居と云ふ、軍防令に防人どもが田に就くを莊舎と書く此事也と註釋せられ^(四)加眞淵冠^(五)伏見の字は名詞にあらずして形容なりとせらる、萬葉集は雄略天皇御宇より淳仁天皇御宇に至るまで、凡そ三百年間の和歌を蒐録されたるものにして、歌集中最も古きものとなす、されど雄略天皇より舒明天皇に至るまで、殆んど百六十年間には、開卷第一に雄略天皇御製の歌唯一首あるのみなれば、舒明天皇の御宇より淳仁天皇の御宇まで凡百三十餘年間の歌集なりといふを得べきを以て、強いて伏見を名詞として解釋すれば距今一千百年乃至一千二百年前に當る、^(六)日本紀、諸社根元記、釋日本記、歴史大辭典

註(一) 日本紀云 欽明天皇幼時夢有^レ人云 天皇寵^ニ愛秦大津父者^一及^ニ壯大^一必有^ニ天下^一寢驚遣^レ使普求得^レ自^ニ山背國紀伊郡深草里^一

註(二) 大和管原の伏見は後世山城の伏見と混同せらる事多し、山城の伏見の名漸次現はるに至りしは後三條帝時代(後出)よりなるが、之より百七十餘年前、伊勢(宇多皇子敦慶親王中務卿の母、父は伊勢守藤原繼隆後に大和守)亭子院(宇多皇后東七條藤原溫子御所)の召により故郷(大和高安か)より上京の事を表章伊勢附證に記載せらる^(七)伴信曰く「前略」斯る程に彼の御息所(七條)の御もとより早や上らせよと召したりければ早や上り給ひぬ、宮仕へをこそ爲よと思ひしかと思はせて曰ふになん、死ぬる心地してける、さて上る道にて伏見といふ所にて(伊勢)「名に立て、伏見の里といふことは紅葉を床に敷けばなりけり」云々、然して信友は伏見に「山城」と傍註す、此歌後撰集(雜記)に「名に立田伏見の里といふことは紅葉を床に敷けばなりけり」讀人知らずとあり、立田は紅葉の名所にして管原伏見の西南に當り此歌紅葉を引用して戀歌體をなす、則ち「伏見」は「管原の伏見」と考へらる、

註(三) 萬葉の伏見を地名詞とするも、この歌巨椋入江にては他に於ても解釋し得らる、地名を求むれば、湖南久世郡に「田井村」あり、「歷代編年集成云右大臣是公號牛屋大臣、延暦八年九月薨、紹運錄云伏見田大臣」是公は右大臣藤原是公にして、「類聚國史云延暦十一年遊獵栗前野獵罷御是公別業」あり、栗前野(クリクマ)は

管原の伏見

久世郡小倉村の南廣野邊にして牛屋の岡(名勝誌)またこの邊なるべく、伏見田の稱は新田停車場東南廣野村
地と久世村地との間に残れり。

第二節 伏見の記載

桓武天皇都を平安に奠め給ひて後、屢々深草柏原野に遊獵の事あり、柏原野は深草町東谷口より山科に
通ずる路傍の北に當り、始め桓武天皇御陵はこゝに造營せられたり、柏原野と伏見とは相去る遠からざれ
ば、或は御幸あらせられしを拜察するも、史上には之等の記載なく、五十四代仁明天皇の御時、芹川野
(下鳥羽)行幸にあたりて、途上御秘藏の琴爪の御落失あり、藤原基經その捜査を命ぜられ之を深草に探
り得たり、この前後なほ伏見の記載を見ず、六十二代村上天皇の天曆年間(紀元自一六〇七)、源順の編せ
る「和名抄」には、紀伊郡を分ちて八郷となし、岡田、大里、紀伊、鳥羽、石原、拜志、深草、石井ある
も、伏見の名を見ず、たゞ石井郷に屬すと傳へらる、七十一代後三條天皇の御時、橋俊綱(後出)この地に
山莊を構ゆるに至り、初めて伏見の名を見る(距今約八百六十餘年)爾後和歌(次出)に詩に物語日録に、
伏見の文字を散見す、日本紀の俯見を以て伏見とすれば、こゝに至る六百年間は、確實なる史實を認め難
し、類聚國史、三代實錄、河海抄、大鏡、

註(一) 大日本史國郡志

紀伊郡、中、令義解、古稱許國、山城風土記○按許木音、訓通和銅中、定爲紀伊、東至宇治郡、南接久世郡、西連乙訓綴喜二郡、
和名鈔、北畠愛宕葛野二郡、山城志、領郷八、鈔、岡田、○今東福寺前有地名、有法性寺、在東福寺前、東福寺、
元亨釋書、東、藤原兼實月輪墓、即其別業所在、明月記、類
福寺年錄、大里、○今西莊村、在郡、養老中作邑薩、莢田連居此、東大寺奴紀伊、○按文德實錄遣使深草陵近隣七寺、修
西北、蓋古郷地、養老中作邑薩、莢田連居此、東大寺奴紀伊、先帝冥福、中有紀伊寺、蓋在深草此隣、
婢籍帳、

大日本史國郡志

和名抄

桓武帝と柏原野

可、知有紀伊寺、文德實錄、廣隆寺緣、古郡家在焉、和名鈔
矣、起、○一名隆城寺、大意

鳥羽、○今上下鳥羽、寬治中、白河上皇營離宮、號曰鳥羽殿、門牆互方百餘町、窮極華麗、公卿第宅、鱗次
櫛比、儼如新都、扶桑略記、先是、上皇皆御朱雀院、稱曰後院、至是以此定爲後院、神皇正統記、有安樂
壽院、山槐記○在竹田後曰鳥羽莊、管見記古歌所東寺文書、元中中、有竹田莊、東寺、三栖莊、御領目録、
東寺文書、有芹川野、川村、桓武帝屢獵于此、國史、天長中、定爲禁野、三代實錄後曰芹川莊、東寺文書
袖中鈔、○今有石原、嘉元中、曰石原莊、三銘寺、有賀陽親王石原家、有佐比寺、三代實錄○趾、有佐比川、
石原、村、鳥羽西北、文書、有賀陽親王石原家、有佐比寺、三代實錄○趾、有佐比川、
弘仁中、幸此修禊、日本
拜志、○今有拜志寺、文德承安中、有拜師莊、東寺有眞幡寸社、延喜
不詳、有拜志寺、實錄、書紀、有深草山、類聚霞谷、古今和歌
深草、○今深草村、欽明帝時、秦大津父居此、皇極帝時置深草屯倉、日本書紀、有深草山、國史霞谷、古今和歌
在鳥羽東、深草、後深草陵、及陽成外祖母藤原氏深草墓、有稻荷社、延喜、後曰稻荷莊、東寺康正、有竹葉山、撰和
歌集、

石井、○高山寺本不載、今石井、村、在深草南、屬伏見、古稱俯見村、日本書紀、有伏見莊、毘沙門、增鏡、風雅、伏見津、東、
新拾遺和歌集、有伏見離宮、建長七年、後嵯峨上皇幸此、百鍊鈔、太平、有柏原野、桓武帝所遊獵、類聚柏原
○今稱大池、延喜、
陵存焉、式

註(一) 「山城名勝志」石井郷、土人云、伏見九郷内自御香宮、西追手筋迄號石井村、
大日本史「石井」を伏見とする事前記の如し
註(三) 「中右記」嘉承元年十二月十六日殿下御春日詣也云々九條南程日初出深草之間左兵衛督實被參加於
伏見、北坂、邊、右大將被追參也

「二水記」 永正十五年六月十四日月下近邊徘徊於伏見坂前芝飲酒
 「東鑑」 承久三年六月十四日芝田橋六兼義春日刑部貞幸等更命爲渡宇治河伏見瀬馳行
 「薩戒記」 慶永三十三年四月十三日自裏内遣三條中納言公勘解由次官範景等於伏見親王御領也
 「取乘船七八艘於伏見津令漁是取生魚爲放内裏御池也云々」

第三節 古歌の伏見

延久年間(紀元一七二九一七三三)橋俊綱(後出)此地に山莊を營み偃蹇傲逸伏見長者と稱す、財力富饒にして豪奢時人を壓す、かつてその妹四條の宮の女房達多數來遊し、日暮に及んで歸る、俊綱曰く
 都人暮るれば歸る今よりはふしみの里の名をもたのまし 「後拾遺集」

折角「來るに」を「暮る」と換言し、宿泊せずして歸るは「臥し身」の偃蹇傲逸なる身の居る里の名は頼みとなすに足らずとて、一泊を勧めたる世辭、世に傳へて「ふしみ長者」となり「ふしみ修理大夫」と稱す、歌意こゝに變じて「伏見の里」となれるが如し、皇室と因縁ある伏見山俊綱以前の和歌の「臥身」は戀歌にして地名なし、

小大進の歌

むつきついたちころ花園左大臣はしめてふしみの山居にわたり侍つて松上鶯といふ事を人々よみけるに
 花園左大臣家 小大進

めつらしき松のねくらしめをきてふしみにきたる鶯の聲
 「夫木集」

花園左大臣は源有仁(後出)にして、小大進は待宵小侍従の母なり、

解けて寝ぬ臥身の里の名のみにて誰深草に衣禱つらむ
 「拾遺集」 定家

深草の里の夕風通ひ來て伏見の小野に鶉鳴くなり
 「夫木集」 定家

荒にけるふしみの里の淺ち原むなしき露のかゝる袖哉
 「續千載集」 式子内親王

式子内親王は後白河皇女なり、
 あひしりて侍りける人の伏見にすむと聞て尋まかりけるに庭の草道も見ぬすしけりて蟲の啼ければ

分けて入る袖に哀をかけよとて露けき庭に蟲さへそ鳴く
 「玉葉」 西行

「伏見山」の歌も多し、伏見山は現在の桃山一帯にして、北は松原山と稱し、東南は木幡山に續く、松樹

鬱葱、眺望佳絶なり、

哀にも衣うつなりふしみ山松風寒き秋のね覺めに
 「新後撰」 慈鎮

慈鎮は深草極樂寺別當なり、深草より望みたる伏見山ならん

ふしみ山松のかけより見わたせば明るる田面に秋風そふく
 「新古」 俊成

伏見山秋の田面の色つくは松の緑そよそに成り行く
 「玉吟集」 家隆

伏見山妻とふ鹿の涙をやかにの庵の萩の上の露
 「玉吟集」 定家

松かけもあくる伏見の岡のへに竹のよかく月を殘れる
 「玉吟集」 正徹

幽寂と荒涼それ々時代の有様を示す、定家の「伏見山妻とふ鹿」の歌は、承元元年後鳥羽院が最勝四天院を造られし時、障子に名所の圖を描かれたりしが、伏見は八幡平三光時勅を奉じて之を畫き、定家之に題せるものとして有名なり、

伏見山あら田の面の末晴てかすまぬくもそ春の夕くれ
 「風雅」 伏見院

ふしみ山かと田の霧は夜をこめて枕にちかきしきの羽かき
 「新後拾」 光嚴院

伏見山むかしの跡は名のみしてあれましくおしき代々の故郷
 「新續古」 無品親王

伏見山の歌

水郷伏見の歌

伏見院は伏見殿に移御せられて御閑居（後出）あらせられ、光嚴院また伏見殿に在らせられたり、無品親王は後崇光院なり、此御歌は崇光天皇崩御の後、心淋しくて詠じ給ひしものか、

この外「水郷の伏見」を詠じたりと見るべきものに

伏見野や川そひ卯の木花咲て波は垣根の物とこそ見れ

「夫木」 家 隆

見渡せば伏見の村の夕霞誰か歸るさの道まとふらん

「中務親王家歌合」 基 長

朝戸あけて伏見の里をながむれば霞にむせふ宇治の川波

「新勅」 俊 成

ふしみつやさわたの早苗とる田子は袖もひたすらみしふつくらん

「五社百首」 俊 成

冬の夜の寒けき月に數見ねてふしみの澤にわたる水鳥

「新拾遺」 乗功法師

五月雨はふしみの田井に水こねて庭までつゝくうちの川なみ

「千五百番」 隆 信

などあり、基長、俊成「朝戸あけて」は、當時に於ける沼蒸の靄氣濛々たりしを思はしむ、山城名勝志、都名所圖繪伏見鑑

皇室と因縁ある伏見山

註（一） 俊綱以前に「臥身」より「伏見」を連想せしむる和歌多し、「女郎花はなの下紐打とけて誰と臥身の野邊に咲くらむ」新續、藤原道信は圓融花山朝時代にして俊綱以前なるも、全然戀歌の「臥身」と解すべし、「假初に伏見の野邊の草枕露かゝりきと人に語るな」新古今 讀人知らずもこの歌詞のみにては地名と見るべからず、「日暮なば岡の屋にこそふしみなれ明けて渡らん概川の橋」夫木 讀人知らずの「ふしみ」も亦地名ならず、「臥身」と解すべし、「假初に君が伏見の床夏の根も枯にしを如何で咲けむ」大和 源宗子も「伏見」を「臥身」と解すべきものとす、

第四節 吳竹の伏見

「吳竹の伏見」の名昔より傳ふ、確たる史證存せず、伏見鑑には吳より奉りし竹苗を此地に植わたるを

確たる史證なし

吳竹の伏見の歌

以てなりと言ひ、口碑には神功皇后御宇異國帝威に感じ、諸種の貢を奉獻せし中に異竹あり、皇后竹内宿禰に命じ之を山背國石井莊に植む、爾來「吳竹の伏見」と言ひ又「伏見の吳竹」とも謂ふ云々と傳ふ、之を史上に徴するに、雄略帝の六年頃吳人屢々入朝し、交通頻繁貢獻も多かりし如きも、竹を齎したる事記載なく、且つ當時都は遠き大和の南部にありたれば、たとへ竹を齎せりとするも、此地に試植せりとは、直に考へ難し、或は吳竹（ウチノタケ）の臺より轉じたるにや、始めて「吳竹の伏見」の現はれたるは、

夢かよふ道さへ絶め吳竹のふし見の里の雪の下折

「新古今集」 有 家

（此歌一本に式子内親王とあり）

新古今集は土御門天皇建仁元年（紀元一八六一）の撰なり、「吳竹の伏見」が和歌に示されたるは、この以後に屬す、

吳竹の伏見の田井の狩りの夜に思ひ知らてや守り明すらむ

「新千載」 讀人知らず

吳竹の伏見の里に臥す鴨の床も夜寒に秋風を吹く

「白川七百首」 爲 時

いつまてか里の名におふ吳竹のふしみにのみの我世つくさん

「新續古」 崇 光 院

吳竹のふしみの里の管筵ねにのみ鳴す獨かもねん

「續後撰」 入道前攝太政大臣

藤原長親卿兩聖記の冒頭にも「こゝに吳竹のふし見の里とかや云々」と記せらる。

惟ふに「吳竹の伏見」は、歌詞より轉じ來りしものにあらざるか、則ち「吳竹の伏見」は枕詞と見るべく、前記掲出せる和歌に徴するも、伏見を「臥身」と讀み、自然晩暮を意味して、「暮れ」を「吳」となし、「ふしみ」を「節見」と書きて、竹に寄せ來りて、こゝにこの枕詞を産出し來れるが如し、伏見鑑、山城名勝志、皇室と因縁ある伏見山

歌詞より轉ぜるか

註(三) 石田は宇治郡木幡の北、現今紀伊郡六地藏の東に當り、幽靜の地にして歌詠多く後に頼通第三子覺圓僧正ここに居り石田殿と稱す、
 註(四) 高陽院 後冷泉天皇及び後三條天皇の皇居、もと高陽親王の居所なるを以て名く、後に藤原頼通住居す、
 註(五) 鳥羽殿 白河帝應徳三年離宮を造營せられ寛治元年二月造營成りここに遷御し後院とせらる、紀伊郡下鳥羽及び竹田に跨り、鳥羽帝更に大造營を行はせられ壯觀を極めたり、
 白河帝との問答は續世繼に頼通となせり

第二節 俊綱の豪奢

殿上人來訪
と觀待振

關白師實の
看雪

俊綱の境遇前掲の如し、性亦傲逸を致し、十五にして尾張守に任ぜられ、尾張に下るや、熱田大宮司の無禮を檢斷して怖れしめたり、かつて俊綱山莊に殿上人二十餘人來る、卒然の會とて準備全くならざるも、沈木の机に時菓を積み、酒肴を羅ねて饗す、醉戲百出、時に既に馬二十頭を繋ぐ、一様に黒色にして、額少し白く何れも鞍を懸けたり、客之を見て壯とす、その翌日再び殿上人二十餘人來會したるが、此日室内の裝飾善美を盡し、歡待至らざるなし、既を見れば額白き黒栗色の馬二十頭を繋ぎたり、客何れもその富饒を評し合へり、また關白師實俊綱の兄、雪朝伏見に赴く、隨ふものは播磨守師信のみ、往きてその門を叩きしが、漸くにして開門す、師信その遲きを詰れば、曰く「通路の雪を踏む事を惜んで、ことさらに迂廻せるためなり」と、俊綱師實の來訪を大に喜び「今日の光來、平生の膳具は汚穢を憚る、奈何にして饗應せん」とて、直に家衆二十人を使い、許多の銀飾新器を搬出す、この他に觀雪の客は山莊内に充滿せしに、俊綱一々膳を陳ね、然も器具なほ豊富なり、師信之を見て驚いて曰く「倉卒の會に饗應斯の如し、足下豫め公の來るを夢見られしや」と、
宇治拾遺物語、續世繼物語、

第三節 山莊の廣大

旅人を仕立
て、興ず
の、如く

俊綱の山莊宏壯にして境域廣濶なりしは、或は伏見山の殆んどを占用して庭園に引入れしものなるか、山道を造りて、然るべきときには、旅人を仕立て、打ち興じたりといふ、然して庭園にも意を用ひたるもの、如く

俊綱朝臣伏見の家に植むとて、かつらをこひて待りければつかはすとてよみ待りける

瑞籬のかつらを移す宿なれば月見むことそ久しかるべき 「月讀和歌集」 加茂成助

橘俊綱朝臣の伏見の山莊にて水邊櫻花といふ事をよめる

池水のみきはならずは櫻花かけをも波におられましやは 「詞花集」 源師賢

などの和歌あり、庭内に池もありたりと見ゆ、「四條の宮後冷泉皇の女房あまた遊びて、暮ぬ先に歸り給ひければ」都人暮るれば歸る今よりはふしみの里の名をもたのまし「修理のかみ」後拾遺集は「伏見の里」の起源をなす、俊綱和歌を善くし、後拾遺集に載す、かつて小倉百人一首の中にある良暹法師とも交遊ありしもの、如く

良暹法師と
も交遊

良暹大原に住まれける頃伏見修理太夫のもとへ、物こひにやるとて

大原やまたすみかまも習はねば我宿のみぞ煙絶へたる

俊綱朝臣のもとにて五月五日郭公を讀ける歌

宿近くしはしなかなけ郭公今日のおやめのよふにもくらへむ

などの歌あり

雍州府志曰く、俊綱山莊——在伏見山之南、其地向南、山水在目目前、且地形自有高低、雪朝特添奇觀、俊綱常以是誇人云々と、現今伏見町の東南、堀内村江戸町の崖上、本派本願寺別荘の「三夜莊」

山莊の位置

附近一帯、眼界廣潤にして景致に富む、恐らく俊綱伏見山莊は之を中心とせる一帯に亘りたるならん、
寛治八年(紀元一七五四年)七月十四日入道俊綱卒す、年六十七、之より先き寛治の初め光明院(前出)を
山莊の畔に移して持佛堂となす、即成就院と云ひ、後に伏見寺と稱す、續世繼物語、拾芥抄、中右記
紀伊郡誌皇家と因縁ある伏見山

註(一) 俊綱の墓

俊綱の墓は不明なり、豊臣秀吉築城に際し、藤森東大龜谷に移したるが近年廢滅し、即成就院の名は清水寺内
に残る、大龜谷在寺當時境内に一石塔あり、無字塔なるも俊綱の墓石にあらずやと傳へたり、この石塔は現今
泉涌寺山内保安寺に移る、山城名勝志
紀伊郡誌

第三章 皇室御領

第一節

白河院御領となり有仁に賜ふ

俊綱歿後、伏見山莊は其弟家綱播磨守正四位下に傳はりしが、幾くもなく、此土地を白河院に献上し、白河院は
之を有仁に賜ひたり、

有仁は後三條天皇の皇子輔仁親王の長子にして、後人臣に列し、累進して従一位左近衛大將左大臣に至
り、父の家號を以て、世に花園左大臣と稱す、白河院は輔仁親王の御兄君にましませば、有仁の伯父に當
らせらる、この關係によりて有仁は御猶子となり、伏見庄を賜はりてこの地に居住す、有仁が伏見庄に悠
遊しつゝありしは夫木和歌抄の小大進の詠(前出)によつても知り得らる、美術眼と風流眼に天賦の才を備
へし有仁の心胸に、伏見の江山美はいかに映りて愛されたるかを想ふべきなり、

有仁同母の妹に守子女王あり、保安四年九月九日伊勢齋宮に卜定し、後伏見に居りて伏見齋宮と稱せら
る、齋宮記、
尊卑分脉

輔仁親王の
長子

伏見齋宮

山莊献上の
因

註(一)

俊綱はこの山莊第宅を其弟家綱に傳へたりしが、家綱は微々として振はず、權勢を頼まんがために、此
土地を白河院に献上して本家と仰ぎたり、八代博士伏見
頼通の研究

頼通關白を退くや、長子師實(俊綱の兄)推されんとす、頼通の妹彰子、道長の遺言ありしとて之を拒け教通
關白となり、教通職を辭し其子信長に詔あらんとしたる利那中宮賢子養父師實に急告し宮中に周旋して師實漸
く關白職となる、この消息は師實弟たる橋俊綱死後に於ける其山莊を白河院に献上したる徑路にあらざるかを
思ふ、皇家と因縁
ある伏見山

註(二) 有仁傳

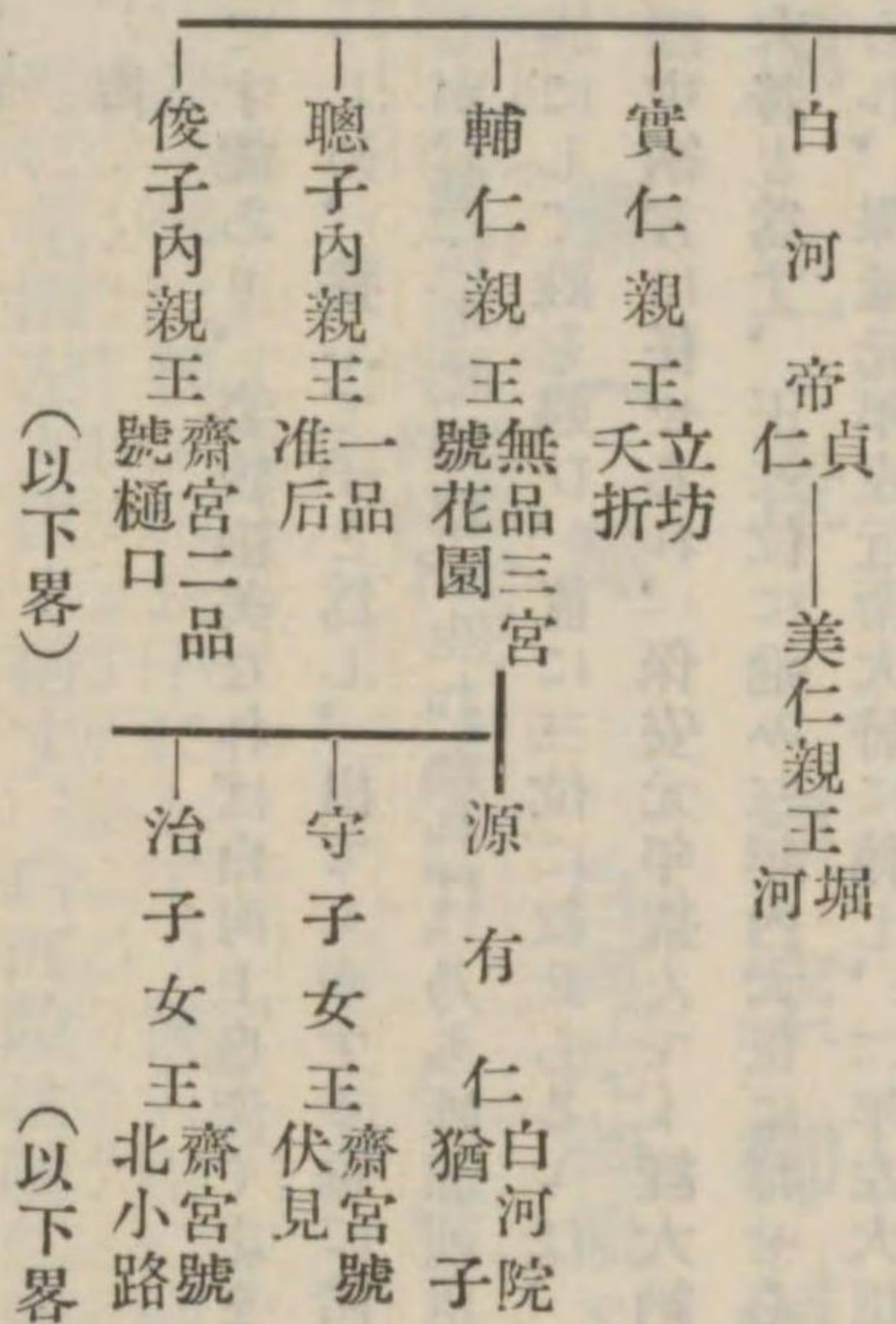
源有仁幼にして才能あり、姿貌絶美なれば白河上皇深く之を愛し、且つ其父輔仁の心を慰藉せんと欲し、命じて
冠を御前に加へしめ、養ふて子と爲し、出で、幸する毎に陪乗せしむ、鳥羽帝未だ皇嗣あらざりし時、意を有
仁に屬したりしが、既にして崇徳帝生れたれば、乃ち姓源朝臣を賜ひ、從三位に叙し、右近衛權中將に任ず、時
に年十七、皇族にして姓を賜ひ、直に三位に叙せらるゝは、嵯峨皇子源朝臣を除くの外、未だ曾つて有らざ
る所也、其年權中納言に任ぜられ、保安元年擢んで、權大納言に拜せられ明年右近衛大將を兼ね、時人豔羨し
て、呼んで宮大將と爲す、正三位に進み三年内大臣に拜せられ、正二位に進み、天承元年右大臣に任ぜられ、
從一位を加へられ、保延元年左近衛大將に轉じ、二年左大臣に拜せらる、有仁滯疾を以て、多く職を視ること
能はず、久安三年遂に職を辭し薙髮す、法名は成覺、尋いで薨す年四十五、世に花園左大臣と稱す、有仁學を
文章博士管原敦正に受け、詩歌を能くし、音律に通じ、最も書に工にして、佛刹の扁額其の題する所多し、性
好みて儀容を修め、俯仰進退、動くこと禮則に合ふ、衣裳の制度、長短廣狹、精緻ならざるはなし、此より前
風俗質素を尙び、衣冠の用は、裁に體を蔽ふに取るのみ、白河帝人主の尊にして其の衣冠を御する毎に、左右
或は之を整理すれば、帝怒りて乃ち之を殿つに至りき、鳥羽帝に至つて、稍華飾を喜び、有仁家人を用ひて藏
人に任じ、以て供御の服を掌らしむ、是に由つて上下自ら其風を成し、衣冠の好み一變す、而して新造の妙、
多く有仁の家より出づ、長承中前關白忠實鳥羽上皇妃の父たるを以て勢朝右に震へり、子關白忠通等を率ゐて
入りて新歲を賀するとき、列班の公卿禮を執ること恭しきに過ぎ、殆んど家臣の分の如し、唯有仁獨り長揖し

源有仁系譜

て微笑、除るに起座するのみ、時論頗る之を稱したり、薙髮の日、帝爲めに釋奠の宴を停む、左大臣藤原頼長深く之を歎惜せり、是より先彗星ありて、東方に孛ひしとき、頼長謂ふ是れ其の將に罷めんとするの祥なりと、其の人の爲めに推重せられたること此の如し、有仁に嗣無し、常に曰く、我れ具平親王の子孫を視るに、才能常人に過ぎず、我れをして不肖の子あらしむるは、無きの愈れりと爲すに如かざるなりと、著す所、春玉秘鈔、園記、春翫記あり、大日本史

「有仁系譜」

後三條帝尊



(以下畧)

(以下畧)

註(三) 深草志曰、保安寺北大龜谷五郎太町(紀伊郡深草町)の邊、花園左大臣源有仁妹守子女王保安六年九月伏見齋宮と稱し此處に居らる

伏見法安寺の事椿葉記にも出でたり、伏見九郷に法安寺村あり、深草五郎太町の邊なりと傳ふ、守子女王は有仁の伏見山庄に同居あらせられしや否や分明ならざれば、或は此處に居られしにや、保安寺の名は現在泉涌寺に残る

第二節

頌子内親王御領

鳥羽院の皇女

御生活御豊裕

平範家伏見庄を知行す

有仁子なきを以て、鳥羽院の皇女頌子内親王を子となし、所領を傳へたり、

内親王御母藤原氏は皇后得子美福の侍女にして春日局と稱す、左大臣實能徳大の養女となり、後に宮人と稱す、帝寵し給ひて頌子内親王を生む、故を以て内親王は春日姫宮と呼ぶ、承安元年加茂齋となり、八月病を以て職を辞し、承安二年九月薨せらる、年六十四、京都五辻殿にたまひしかば五辻齋院と稱す、頌子内親王薨去より推算すれば、久安元年の御出生に當らせらる、有仁の薨去はその翌々年の久安三年なれば、有仁在世中子となせば、内親王は三歳にして、伏見庄を御領せらるゝ事となる、伏見領の外に紀伊國南部庄等を領有せられ、御生活も豊かに、有仁及び伏見齋宮の御冥福を祈り給へり

頌子内親王の時、伏見庄の下地を平範家に賜ひ、知行せしめて預所とせらる、範家は參議實親の子從三位に至り、保元四年三月(四月改元平治)出家し、應保元年九月七日卒す、年四十七、頌子内親王御誕生より十七年目に當る、範家が知行するに至りし年月は未詳なれども、伏見に護法寺を建立してこゝに居り、應保元年此年範北石藏洛北松ヶに移すとあるを以て、頌子内親王傳領せられて間もなき頃なるべし

範家の子範正三伏見庄知行を世襲し、承安四年六月出家(圓智)毘沙門堂民部入道と號し、承久二年九月二十八日薨す、年八十四、左大臣正一位を贈らる、皇家と因縁ある伏見山、大日本史、山城名勝志、

註(一) 有仁子なく、頌子内親王を子とせるは、當時にありては後世を祈らんが爲に、子なきものは近親を養ふて子となし、所領を傳領すると共に、後の佛事を行はしむるが例なり、伏見皇室御領の研究

註(二) 承元二年九月高野山蓮華乘院文書二月十三日花園左府仁忌曰佛事僧衆並用途如左

已上二石一斗

三月廿九日伏見齋宮○守子忌日
 一晝夜尊勝陀羅尼並供養法時刻一座
 御佛供並燈油 料米五斗 僧衆十二人内一人導師 一石 承仕三人 各一斗 已上七石三斗
 建保二年昆沙門堂起請文

護法寺 亡父三位入道範家建立
元在伏見

禪門○範知行伏見、居住此寺、而平治逆亂出來之後、應保元年讓渡北石藏師頼卿息、三井同二年被三遂
 供養、以隆賢補別當職寺領伏見敷地、山野田昌者、入道自五辻齋院宛賜之、而成後白河院御領、
 今宣陽門院御傳領也○中
 建保二年甲戌二月十七日壬沙門在判記之○中

第三節

後白河院の長講堂領となる

昆沙門堂起請文(前出)に見わたる如く、頌子内親王は伏見領を後白河院に献上せられ、次いで後白河院は皇女宣陽門院に傳へ給へり、蓋し、後白河院の御母は待賢門院璋子藤原公實女實能妹の子實能の養女なれば、叔母姪の間柄にあり、また後白河院に對しては、御妹に當らせらるゝ御親密の間柄にましましてしかば、この事ありしならん、建久二年(紀元一八五一年)十月後白河院御領庄園課役及び不勤注進狀に伏見御領を載す、頌子内親王薨去承元二年九月に先つこと十七年、内親王御年四十七歳の頃なり、

後白河法皇は、伏見殿を築き給ひ、屢々行幸あらせられ江山の風勝を賞し給へり、これ帝王にして伏見に御幸あらせられたる最初とす、史上に初めて伏見殿行幸の現はれしは、文治二年(紀元一八四六年)正月十九日なりき、

伏見殿最初の行幸

伏見庄長講堂領に屬す

宣陽門院に御讓與

御領中の重きを致す

即成就院御再興

是より先き壽永二年、後白河法皇は平業忠の六條殿西洞に御移徙あらせられ、同三年同殿内に持佛堂を建立し、長講堂と號し、法華經を長日不斷讀誦せしめらる、建久二年十二月法皇御發病、翌三年正月に及びて癒は給はず、次第に重らせ給ふに及び、司堂職を召し長講堂の條規を定め莊園の紛亂せざる様に誓はしめられ、又御領掌の庄園を寄進せられて堂領となし給ふ、伏見庄もこゝに長講堂領に屬する事となれり、後白河法皇は御領御處分の後、二月に入りても御惱減じ給はず、十八日後鳥羽天皇親しく御訪問あらせらるゝや、御處分のことを定められ、三月十三日六條殿に崩御あらせらる、然して六條殿及び長講堂領は全部皇女宣陽門院親子内親王に讓與あらせられたり、宣陽門院は御白河法皇の最末子に當らせられ、母は從二位高階榮子丹後にして、治承以後法皇の宮に入りて其寵を一身に集め、權勢並びなかりしかば、觀子内親王に對する玉愛のほども察せられ、且つ丹後局の謀ひにて御領中最も豊なる長講堂領を拜領されしなるべし、かくて宣陽門院は、法皇崩御の後、殷富門院、前齋院式子内親王とともに、佛事を行ひたまひ、中陰を過ぎて建久三年五月三日六條殿に移御せらる、中御門通親を院の別當となし、所領を司配せしめられしが、所領多きを以て當時の中心勢力を爲し、通親の勢力も亦攝關を凌けり、伏見庄は御領中に於ても最も重きを致し、廳分となりて數百石の年貢を納めたり

建久六年宣陽門院は御母高階榮子と謀られ、荒廢せる即成就院(前出)豊公築城の際深草に移を再興し給ひ
 、下野那須庄を寄附して故院後白河の冥福を祈らせらる、晩年は伏見山に御殿を築きて住ひ給へり、建長四年六月八日崩じ給ふ御年七十二、大日本史、長講堂領考、伏見御領の研究、玉葉、皇家と因縁ある伏見山

註(一) 建久二年十月後白河院御領庄園課役及び不勤を注進したる狀

伏見御領

御牛三頭粥料内三石六斗七月
五月五日菖蒲三駄、艾一駄

臨時役人夫等御八講並歳月掃除
御幸行啓等料

移花卅枚

註(二)

「玉葉」正月十九日戊戌

文治二年

天陰、此日法皇渡御伏見御所、暫可爲御所云々

廿八日丁未、今日法皇自伏見還御六條殿、云々

二月一日己酉、晴、今日法皇又臨幸伏見云々

三月廿八日○中

一昨日幸伏見、今日可有還御而依可有御參、俄當日還御、

閏七月二日乙丑、晴、今日法皇渡御伏見御所、暫有御經過云々

十月十五日^{文治三年}壬午、天晴、今日院渡御伏見兩三日可有御經過云々

註(三)

宣陽門院

觀子内親王は從二位高階榮子の所生なり、文治五年内親王となりて三宮に準ぜられ、建久二年號宣陽門院と進められ、年官年爵を給る、上皇特に之を愛して、同じく六條殿に居ます、元久二年薙髮す、法名は性圓智、建

長四年六月伏見殿に薨ぜらる御年七十二、大日本史

註(四)

高階榮子

高階榮子は僧章尋の女也、初め相模守平業房の妻たりしが、宮に入つて丹後局と稱し、從三位に叙せられ、從二位に進み、宣陽門院を生む、帝大に之を寵し、其宅淨土寺に在るを以て、爲に扁額を賜ふ、世に淨土寺二位と稱せり、帝崩じて後、薙髮して尼と爲る、人と爲り巧媚にして、善く人主の意を逢ひ、又源賴朝朝旨を希ひて、毎に竊に朝廷の消息を鎌倉に報じ、彼此阿順して以て容れられんことを取る、建久六年賴朝入朝して、六波羅に居り、榮子を招きて厚く之を遇し、砂金三百兩を贈れり大日本史

註(五)

宣陽門院伏見殿御移住

「明月記」喜祿元年十二月二十五日雪埋地○中又參伏見殿宣陽院由有共聞

宣陽門院伏見殿御移住

註(六)

宣陽門院伏見殿御移住

宣陽門院伏見殿御移住

註(七)

宣陽門院伏見殿御移住

宣陽門院伏見殿御移住

第四節

壯麗なる伏見殿

宣陽門院には御子あらせられず、鳥羽法皇御兄にの第四皇子雅成親王御母修明門院重子を養ひて子とせられる、六條殿に養はれ給ひしを以て六條宮と呼ぶ、三品にして承久の役に座し給ひ、但馬に遷され御年二十七にて薨す、之により長講堂領は一時幕府の没収する處となりしが、再び門院に安堵せられたり、後、門院は猪隈關白近衛家實の女長子を養ひて子と爲し給ふ、長子は喜祿二年四月十五日後堀河天皇の女御として入内時に年六歳中宮と爲り、鷹司院と號し、幾くもなく宮中を退き、後四條帝准母と爲る、後深草帝の建長初頃、御養母宣陽門院より、六條殿並に長講堂領を譲り受け、一期の後には帝室に全納すべく訓示あらせられしが、後嵯峨院より申さる、旨ありしを以て、鷹司院には上西門院領のみを傳へられ、この領も一期の後には後深草帝に讓進せられん事を申され、盡く後深草帝に讓進あらせられたり、時に建長三年(紀元一九一一年)二月二十日、後深草帝御幼少に在りませしかば、實際に於ては後嵯峨院の所領となりたるなり、かくて伏見庄も帝室の御領となり、後嵯峨院は建長四年正月三日宣陽門院薨去半年前六條殿に臨幸せられ、同年八月十日には、初めて伏見殿に御幸あり、文永四年(紀元一九二七年)十月二十九日、後嵯峨院は六條殿長講堂を後深草院に渡し給ひたれば、伏見御領も亦後深草院の御領に歸し、持明院流に屬せり、伏見殿の舊址明ならずと雖も、諸書に徴して考定するに、下御所(次出)は現今の伏見柿木濱一帯水に近き處にして、上御所(次出)は御香宮神社の東南に亘り、大光明寺(次出)に接したるもの、如し、長講堂領百八十ヶ所及び法金剛院領等を受けたる持明院流帝室の離宮なれば、壯麗雅麗なるは想像すべく、後深草院に歸して屢々御幸あらせられ、弘安元年(紀元一九四一年)九月には、後深草龜山兩院御同車伏見殿の行幸

後深草帝に御讓進
御嵯峨院伏見殿御幸
伏見御領持明院流に屬す
伏見殿の位置
兩院御同車の行幸

に臨幸、江山の景勝を賞し給ひ、樂しき御遊びを盡し給ひき、長講堂領考、伏見御領の研究、皇家と因縁ある伏見山、増鏡、紀伊郡誌

註(一) 鷹司院長子

藤原中宮諱は長子、關白家實が女也、喜祿二年從三位に叙せられて、女御と爲り、尋で中宮と爲る、年九歳、寵無し、會ま家實職を罷め、前攝政道家關白と爲る、道家女を納れんと欲すれば、后出で、別宮に居られ、寛喜元年號を鷹司院と進められ、四條帝準母と爲り、寛元四年尼と爲る、法名は連華性、建治元年二月崩じ給ふ、御年五十八、大日本史

註(二) 後嵯峨天皇

諱は邦仁、土御門帝の第七子に在します、母は贈皇太后源氏、承久二年二月二十六日御降誕あらせらる、土御門帝の南遷に當り、天皇年甫めて二歳にあらせられ、外家大納言源通方に依らる、通方の薨じて後、供奉稍々怠りしかば、天皇之を厭ひ給ひて、承明門院の居らるゝ所の土御門殿に徙り給ふ、長ぜらるゝに及びて僧たらんと欲せられしに、承明門院之を止めらる、四條帝崩じて後なく仁治三年正月二十日親王と爲られ、即夜權大納言藤原隆親冷泉萬里小路第に踐祚あらせられ、三月十八日太政官廳に即位せらる、帝、性溫柔にあらせられ、仁にして物を愛し給ひ、既に北條氏の推戴に頼り、敢て自ら專になし給はざりき、當時四方無事なりしかば、逍遙遊歴せられ、屢熊野に幸し、鳥羽殿を修め、又宮を嵯峨に造りて、龜山殿と稱し給ひ、芳野の櫻を移植し、藥草院如來壽院を建て、檀林寺の故址に就きて、淨金剛院を造りて淨土宗を置き、四天王寺の金堂を摸して、多寶院を造り給ふ、帝、佛宗を研精して、法理を究盡し、眞言天台淨土の奥旨に達せらる、最も和歌に長じ給ひ、至る所吟咏あらせられ、藤原基家藤原爲家等に命じて、續古今和歌集を撰ばしめ、親臨して裁定せらる、脱履の後、二皇子相踵いで祚に臨み、帝、政を院中に聽かるゝこと殆ど三十年、寛元九年二月十七日龜山別院藥草院に崩す、御年五十三、火葬して御骨を淨金剛院に奉安す、遺詔して後嵯峨院と稱せしむ、大日本史

註(三) 伏見殿御幸

「百練抄」 建長七年八月十日上皇後嵯峨院御幸伏見殿、御傳領之初度也

註(四) 後深草天皇子孫は持明院流、同母弟龜山天皇の子孫は大覺寺流、兩院迭立す、

註(五) 柿木濱一帶昔時船戸村の稱を傳へ「陵墓一隅抄」嘉樂門院信子墓の註に「伏見下御所旧地又稱舟戸御所」とあり、圓太曆云、延文元年八月二十一日傳聞伏見殿洪水珍事之間女院(廣義門院寧子)俄渡御於上御所、下御所者大略水之底成訖、云々、或は又下御所は堀内村月橋院の附近にありて伏見院持佛堂となり、後に般舟三昧院に推易したるにあらざるかの説あり

註(六) 伏見殿御幸

「勤仲記」 弘安元年十一月二十八日の條「此御所先年有燒失事、今度被終土木之功、去八日被遂移徙、御所之體、不相違舊儀、云々、勝地無比類者也」
「増鏡」 九月弘安の供花長講堂には新院龜山さへわたりものし給へば、いよゝ女房の袖口、心ことに用意くはへ給ふ、御花はつれば、兩院後深草龜山ひとつ御車にて伏見殿へ御幸なる、秋の景色、御らむせむせむとなりけり、上達部殿上人かなたこなたおしあはせて、いろゝの狩衣すがた、菊紅葉こきまぜてうちむれたる、見所おほかるべし、野山のけしき色づきわたるに、伏見山、田面につゞく宇治の川浪、遙々と見わたされたるほど、いとむなるを、わかき人々などは、身にしむばかりに思へり、鷹司殿兼平の大殿も參り給ふべしと聞けけるを、御物忌とてとまり給へれば、五葉の枝につけて奏せられける、
伏見山いくよるづ代も枝をへてさかむ松のすゑぞひさしき御かへし、

さかゆべきほどぞひさしき伏見山おひそふ松の枝をつらねん
又の日は、伏見の津に出でさせ給ひて、鴨船御らむじ、白拍子御船に召し入れて、歌うたはせなどせさせ給ふ二三日おはしませば、兩院の家司ども、我おとらじと、いかめしき事ども調じてまゐらせあへる中に、楊梅の二位兼行ひわりごどもの心ばせありて仕う奉れるに、雲雀といふ小鳥を、萩の枝につけたり、源氏の松風の巻を思へるにやありけむ、爲兼朝臣を召して本院後深草「かれはいかゞ見る」と仰せらるれば、「いと心は侍らず」とぞ申してける、誠に定家の中納言入道が書きて侍る源氏の本には、萩とは見は侍らぬとぞうけたまはりし、

第五節 伏見の江山餘榮あり

東二條門院
に傳へ給ふ

遊義門院に
御讓與

三方御清遊
を盡さる

伏見山上の
新御所

後深草院は、その後伏見御領外十六ヶ所を、中宮東二條門院(一)に傳へらる、門院は太政大臣西園寺實氏の第二女にあらせられ、母は四條貞子、祖父は西園寺北山殿經公、祖母は一條氏能保女即ち源賴朝妹の子、然して父の妹母は光明峰寺關白道家の妻など、當時威權赫々たりし中に在りし、而も天稟艷美才智優れさせ給ひしかば、寵幸殊に深かりき、嘉元二年(二)(紀元一九六四年)正月疾篤きを以て伏見殿に移りこゝに崩御あらせらる、之よりさき正安の頃、門院はその腹に生れさせ給ひて、後宇多院の皇后とならせられし、遊義門院(三)始子内に讓與せられしが、後深草院は伏見御領のみは長講堂領の内なれば、後には他の堂領と同じく、伏見院御管領あらせらるべしと誠められたり

乾元元年(紀元一九六二年)正月二十九日、遊義門院は伏見殿に行啓せられ、東二條院御所に移り給ふ、同二月四日には、後宇多院行幸、遊義門院と御遊びを盡され翌月還幸あり、其翌六日には後深草伏見兩院御同車にて行幸あらせられ、數日御滞留、伏見の山光水色を御賞觀あり、十日には龜山院も行幸あらせられ、三方御睦まじく、蹴鞠の御戯などを行はせられたり、霏々たる皇室の御和氣に、伏見の山光水色一段と晴れやかにき、伏見の風光は遊義門院の御意に適せりと見ゆ、山上眺望佳絶の場所に新御所を建築あらせられ、小御所又は上御所と稱す、八月五日竣功し、再び御宇多院と御同車臨幸あり、次いで八日は後深草伏見兩院御同車にて新御所に臨幸あらせられぬ、

屢々伏見に行幸あらせられたる後深草院は東二條院の崩御嘉元二年正月を御歎きあらせられしが、同年七月十六日崩御あり、深草殿に御葬送申上げたるが、御宇多上皇も御茶毘の儀を拜せられて伏見殿に行幸あらせられたり、長講堂領考、伏見御領の研究、皇家と因縁ある伏見山、増鏡、紀伊郡誌

註(一) 東二條院

後深草藤原中宮諱は公子、太政大臣實氏が第二女にして大宮院の母の妹也、寛元四年二月從二位に叙せらる、初め前關白實經と婚を約して、行ふに日ありしに、後醍醐帝之を聞こし召し、實氏に命じて納れて帝の女御とせらる康元元年十一月宮に入る、帝より長ずること十一歳、後醍醐帝待賢門院の故事に遵ひ、命じて子となさしむ、正嘉元元年正月立つて中宮と爲り、遊義門院貴子内親王を生む、正元元年十二月を東二條院に進められ、二條宮小路第に居られ、永仁元年六月尼と爲る、法名は圓鏡智、喜元二年正月、疾篤きを以て伏見殿に徙りて、崩御年七十三、帝病を憂ひ病みて食せられず、數月にして升遐あらせらる大日本史

註(二) 「増鏡」かくて又の年嘉元二年春の頃より東二條院御惱日々におもり給ひて、今はと見ゆさせ給へば、伏見殿へいでさせ給ひて、遂にうせ給ひぬ、云々

註(三) 遊義門院

後宇多皇后諱は始子、後深草帝の長女也、母は東二條院、文永八年正月内親王と爲り、弘長八年八月立ちて皇后とならせらる、后子無く、後二條帝の準母と爲り、帝、位を禪るに及び、退きて後深草帝の宮に居り給ひ、正應四年八月號を進めて遊義門院と曰ふ、徳治二年七月崩御、御年三十八、崩するに及んで帝哀慕已まず、遂に薨髪し、殯御を屏去して、長齋を持し法華堂を今林に建て、遺骨を藏め、日に佛事を修し、忌日毎に必ず焉に幸し、后の遺髪を以て、手づから梵字を繙し、又一字三禮して、法華經を遺書の紙背に寫し、之を攝取院に慶せらる、大日本史

註(四) 喜元二年七月八日後深草帝御處分中的一節

「伏見宮家御記録」伏見(領か)故女院御沙汰候しか、近年被申付遊義門院候、當時無子細候、是は長講堂候、不可離本所、不可有別相傳之儀候

註(五) 「實窮卿記」乾元々年八月五日丙寅、上皇御幸伏見殿、遊義門院御供人々、權大納言實泰、忠氏朝臣、教定朝臣、基藤朝臣、經宣云々、遊義門院有御造作、此地富小路殿後深草院御管領、伏見殿古名所也、上卅地被御所爲、御管領被申請此所、女院日來御作事、且被立小御所、先々有臨幸、而去々年御禊行幸、御棧

敷被_レ移_ニ此地、爲_ニ寢殿、二棟、中門廊、上中門々等同有_ニ沙汰、大膳大夫知尙沙汰也、今夜此御所可_レ有_ニ御移徒、而自_レ京被_レ調_ニ儀之條、可_レ爲_ニ人々煩之間、先内々御_ニ幸伏見殿、右御所今夜可_レ有_ニ御移徒之故也、八日、己巳、上皇自_ニ伏見殿新御所、臨_ニ幸下御所、古御所東、二條院御座、是御幸始也

註(六) 深草殿 紀伊郡深草なるも遺址不明、

公衡日記(次出)に「御葬禮之御殿可_レ尋記」とあり、又「以_ニ深草經親卿山莊之傍山爲_ニ山作所」とあり、この山莊などを稱したるか、單に御葬場を稱したるか、又御葬送の法華堂は深草眞宗院に建て御骨を収められたりと言へば、之を謂ふか、眞宗院は寶治年中圓空上人建立す

「増鏡」七月十六日、二條富ノ小路にてかくれさせ給ひぬ_○後深草院六十二にぞならせ給ひける_○又の日、夜に入りて、深草殿へゐてわたし奉る、御車さしよせて、御くわん乗せ奉るほど、うちとよみあひたる、いとことわりに、心をさむる人もなし、院_○伏見院の御前、宮だちなど、わらぐつとかやいふもの奉りて、門まで御送つかうまつらせ給ひて、とみにもねのぼらせ給はず、御直衣の袖をおしあて、遂に程經でぞ、御車にたてまつりて、伏見殿への御おくりもせさせ給ひける、院のうちゆゑしきまでなきあへり、後深草院とぞきこゆめる、御日数のほどは、伏見殿に宮だち遊義門院などおはします、秋さへふかくなり行くまゝに、よともの御涙、ひる間なくおぼしまどふ、遊義門院

物をのみ思ひねざめにつくく、とみるも悲しきともし火の色
春きてしかすみの衣ほさぬまにこゝろもくる、秋ぎりのそら

「公衡公記」嘉元二年七月十七日の條、次「御車」云々、次上皇御歩云々、出御之後、上皇即幸_ニ伏見殿、(但密々御_ニ幸山作所、御遠見御茶毘之儀云々、又遊義門院同如_ニ此云々)〇下_○畧

「新千載集」後深草院崩れさせ給ひける頃深草へ御幸侍りけるに露の深く立て侍りければ
消_レ果てし烟の末の面影は立添ふ霧の深草の山 伏見院

「玉葉集」八月ばかり後深草の法花堂に初めて参りけるに未だ踏み慣れぬ芝の下道を遙々と分け侍るに御堂へ参り盡きてあわれも数々思ひ遣られて忍び續ける、

深草や露踏み分けて道すがら苔の袂ぞかつ絞ばれゆく 入道前太政大臣(藤原實兼)

第六節 伏見院の御常住

徳治二年(紀元一九六七年)七月二十四日遊義門院伏見殿上御所にて崩御後、所領は伏見院の御領に歸し、延慶元年女院一週忌の後、御宇多院は上御所の寢殿を嵯峨大覺寺に移し給へり

伏見院の御領となり、屢々伏見殿に臨幸あらせられ、いたく聖慮にかなひ、正和二年十月十四日院政を後伏見院に譲らせ給ひし後は、伏見殿に移御あらせられ、同十七日尊號封戸を辞し給ひ、伏見殿の持佛堂九躰に御落飾あり、靜かに此處に御常住、風月に樂しみ給ふ、
軒近き松原山の秋風に夕暮清く月出てにけり

伏見山荒田の面の末晴れて霞まぬ下そ春の夕暮
村雨の半晴れ行く雲霧に秋の日清し松原の山

などの御製あり、「軒近き」の御製は「八月十五日夜伏見に御幸ありて人々に月哉歌を讀ませ給ひける序に」との詞あれば、御常住以前の御詠なるべし、かくて文保元年(紀元一九七七年)九月三日伏見殿にて崩御、深草に葬りて伏見院と號し奉る、こは伏見殿を常住と定め給ひ、御座ありしを以て也、

之よりさき伏見院は、正和元年(紀元一九七二年)十二月御領を處分せられ、長講堂領は後伏見院に傳へ、尋で花園院に傳ふべきことを遺詔されしが、崩御前に花園院より更に後伏見院の皇子光嚴院に傳領せしむべきことを遺詔せられたり、
増鏡、伏見御領の研究
皇家と因縁ある伏見山

註(一) 伏見天皇
諱は熙仁、後深草帝の第二子に在します、母は玄輝門院、文永二年四月二十三日御降誕、建治元年十一月五日

伏見院の御領に歸す

風月に樂しみ給ふ

後伏見院に傳へらる

立つて皇太子と爲り、弘安十年十月三十一日富小路殿に受禪せられ、正應元年三月十五日太政官廳に即位せらる、時に御年二十四、永仁六年七月位を皇太子に譲らる、在位十二年、政を院中に聽き、二條帝の時中院と稱し、花園帝立たせ給ふに及び再び政を聽き給ふ、帝和歌を善くせられ、書に巧なり、藤原爲兼に命じて萬葉集以下の和歌を選ばしめて玉葉和歌集と曰ふ、薙髮して法名を素融と曰ひ、文保元年九月三日崩す聖壽五十三、深草に火葬し御骨を後深草帝の法華堂に耐し、伏見院と稱し奉る本史

註(一) 「増鏡」十月十五日正和二年伏見殿へ行幸あり、かぎりのたびとおぼせば、いはず引きつくるはる、ひさしの御車なり、上達部殿上人數しらず仕らまつりぬ、世の政なども新院伏見に譲り奉らせたまひしかば、御心しづかにのみおぼされて、伏見殿がちにのみぞおはしまし、程にそこはかたなく御惱月日へて、文保元年九月三日かくれさせ給ひき云々

註(三) 後伏見天皇

諱は胤仁、伏見帝の第一皇子に在しまして、母は准三宮藤原氏、正應元年三月三日御降誕、二年四月二十五日立ちて皇太子と爲り、永仁六年七月二十七日受禪、太政官廳に即位せらる、時に御年十一、正安三年正月二十一日位を皇太子に禪る、在位四年、正和二年伏見帝薙髮せられ、上皇専ら機務を裁決し給ふ、初め上皇在位の時、北條貞時、後深草龜山の兩宗造宗の策を定め、限るに十年を以てす、元享元年十月、上皇石清水宮に祈りて、皇子量仁親王を以て東宮に置かんとせらる、嘉暦元年量仁親王立ちて皇太子となり、元弘元年後醍醐帝笠置山に幸するや、高時皇太子を奉じて踐祚せしむ、上皇常磐井殿に御して再び政事を決せらる、後ち薙髮して法名を理覺と稱し、後ち行覺と改む、延元元年四月六日崩す、聖壽四十九、嵯峨野に火葬して御骨を深草法華堂に奉安す、遺詔によりて後伏見院と稱せしむ、本史

第七節 伏見宮家御發祥

然るにその後、伏見花園兩院の御間柄圓滿を缺き給ひ、花園院は傳領を固辞せられ、延元元年(紀元一九九六年)四月六日後伏見院崩御後も受けさせざりしかば、直に光嚴院に傳へ給へり、此年後醍醐帝は吉

光嚴院に傳へ給ふ

伏見殿行幸

廣義門院御座
大光明寺の建立

伏見殿漸く荒廢

野に行幸せられ、足利尊氏は(一)光明帝光嚴院御弟を擁立し、室町華亭に朝廷を開き、南北兩朝に分れて、光嚴院は院政を行はせらる、正平三年(紀元二〇〇八年)(二)北朝貞和四年光明帝は長皇子崇光帝に位を譲り給ふ、光嚴上皇光明院は屢々伏見殿に御幸あらせられ、正平四年(三)貞和五年五月十九日には廣義門院伏見殿に向はせられ、上皇並に新院も相前後して伏見殿に御逗留あらせられたり、

同六年(四)北朝觀應二年十一月、尊氏南朝と和議を調へしかば、北朝皆廢位して、光嚴光明兩上皇、主上崇光並に皇太子(五)直仁悉く其尊號を罷め給ひ、于戈再び起りて、賀名生の御所に遷され給ひぬ、この時後伏見院の皇后、花園院の准母にして、光嚴院の御母に當らせらる、廣義門院(六)子は伏見殿に御座あらせられ、長講堂領を管領ありしが、光嚴帝其他の南遷を聞かれて大に悲まれ、佛道に歸依して、長講堂領及び伏見別納地を喜捨して、御願寺を伏見殿の畔に建立せらる、大光明寺(七)(次出)と云ふ、嵯峨天龍寺の開山夢窓國師の出藍宗鏡禪師之を繪轄せり、

翌七年尊氏和を破り、崇光院の御弟彌仁親王を擁立し奉る、之を後光嚴帝と稱す、正平十二年(八)延文二年二月十八日光嚴光明兩法皇崇光上皇前太子直仁親王は天野より伏見殿に還御(九)直仁親王は洛西花園(十)の萩原殿に移らる、領を再び管領し給へり、相次ける世の騷亂に、伏見殿も漸く荒廢して、庭砌草に埋れ、軒にも苔の蒸すを見たり、物淋しき中に、何れも御座ありき、

正平十八年(十一)貞治二年四月光嚴院御惱に臥し給ひ、御領を處分して、熱田社領、同別納地、播磨國衙、同別納等は崇光院に傳へられ、置文として、長講堂領、法金剛院等は、崇光院の御長子榮仁親王踐祚あらば之に傳へ、然らざれば後光嚴御管領あるべし、若し兩統(十二)並立の事あらば、其正統につき伏見殿(十三)の御子孫に傳へらるべき旨申置かれ、更に伏見御領は、大光明寺領として、崇光院の御子孫に別相傳たらしむべし

と定め置かれたり、之によりて伏見御領は崇光院より榮仁親王に傳へられ、以來代々御傳領せらる、これ
伏見宮家御發祥の始めなり、伏見御領の研究、長講堂
領考、園太曆、師守記

註(一) 光嚴天皇

光嚴帝諱は量仁、後伏見帝第一子也、母は廣義門院、正和二年七月九日、花園天皇養ひて子と爲され、八月親
王に爲らせ給ふ、後醍醐天皇登祚せられ、嘉曆元年七月、立ちて皇太子と爲らせらる、元弘元年秋八月、天皇
三神器を擁せられ、出で、笠置山に幸す、九月二十日、皇太子、花園上皇の詔を以て、土御門殿に踐祚せらる
、冬十月天皇笠置山より還り給ひ、六日帝劍璽鏡を天皇に受けらる、正慶元年三月七日、天皇隱岐の島に遷さ
れ給ひ、二十二日帝太政官廳に即位せらる年二十、二年閏二月二十八日天皇伯耆船上山に幸す、三月十二日赤
松則村來つて六波羅を攻む、鎮將北條時益北條仲時之を拒めど利あらず、帝及び皇太子後伏見花園の二上皇六
波羅に幸す、帝親臨して、軍士を勞はせらる、五月六波羅の兵足利尊氏と戦ひて敗れ、七日北條時益北條仲時
、帝及び二上皇皇太子を奉じて東駕す、北條時益敵の射殺する所と爲り、流矢ありて帝の左腋に及ぶ、九日帝
二上皇皇太子と太平護國寺に御す、二十八日京師に還らる、是より先き足利尊氏反し、軍敗れて西奔、是月筑
紫より兵を擁して東上す、二十七日天皇出で、延曆寺に幸し、檢非違使大田全職を遣はして帝及び花園法皇豊
仁親王を逐るに帝北白河に至つて不豫なれば、駕を停めらる、事之を久ふせられ、足利尊氏の迎兵至つて、乃
ち六條殿に還幸せらる、八月太弟豊仁親王踐祚、帝庶務を総攝せられ、徒つて持明院に居らる、崇光院登祚し
給ひ光明院と稱し新院と曰ふ、正平七年八月帝賀名生に在つて薙髮せられ法名は勝光智、十一年勝字を去つて
光智とせらる、是歲天野行宮に赴き給ひ、明年京師に還り伏見殿に居らる、僧疎石に師せられて、禪旨を究む
、是より益世故を厭はれ、復人間に接するを欲せられず、小倉山下に屏居し、既にして伏見に還り、光嚴院に
御す、其京師に密通し、臣僚の候門絶ゆるを以て、乃ち盡く侍従を屏け、獨僧順覺を従へて、四方に雲遊せ
らる、伏見に還つて光嚴院に居られしが、來候者尙ほ多きを以て出で、丹波山國に至り庵を構へて居らる、貞
治三年七月崩、御年五十二、即ち其地に葬り、遺骨を金剛院に藏し、御影を大光明寺に安ず大日本史
光嚴上皇伏見殿御幸

〔師守記〕 曆應三年三月二日、今日御幸伏見殿暫御逗留、三月八日、今日自伏見殿御幸長講堂
〔續史愚抄〕 康永元年九月六日、伏見院御國忌、伏見殿御八講結願、院奉之、公卿竹村院大納言公重供奉爲御
逗留

〔武家年代記〕 康永元年九六夜、當院家持明自伏見還幸之處狼籍人於樋口東洞院奉射御車云々
〔園太曆〕 貞和元年七月十六日今朝上皇御幸深草法華堂云々〔師守記〕 今日御幸伏見殿云々
兩上皇廣義門院御逗留

〔師守記〕 貞和五年五月十九日、今日廣義門院御幸伏見殿

〔師守記〕 五月廿日、天晴○中今日新院自六條殿御幸伏見殿云々

〔園太曆〕 五月二十五日、今日上皇自伏見還御云々、新院廣義門院等猶御所也、

〔師守記〕 六月一日、是日新院並廣義門院還御持明院殿
(此年十月五日に新院伏見殿より持明院殿還御の事を記す)

○觀應元年の御幸

〔園太曆〕 觀應元年二月二十九日傳聞上皇幸深草法華堂、自其幸伏見殿明日可還御、新院自彼岸比
御幸、明日同可還御

註(二) 光明天皇

光明帝諱は豊仁、光嚴帝の同母弟に當らせらる、元享元年十二月二十三日御降誕、延元元年八月十五日足利尊
氏の擁する所となり、權大納言藤原良基の第に踐祚せらる、同四年十二月二十八日太政官廳に即位あり、時に
御年十七、曆應元年八月十三日、皇姪益仁親王を立て、皇太子とせられ、貞和四年十月二十七日位を皇太子に
譲り給ひ、土御門殿に徙御せらる、在位十二年、觀應二年十二月薙髮せらる、法名は眞常惠、文和元年崇光院
とともに賀名生に遷らる、帝發するに臨み、右近衛大將源顯能に謂つて曰く、朕、本即位せんの情無かりし
が、特に武人の爲に迫られたるのみなれば、脱履の後は速に京師を辭し遠く華山の蹠を追はんと欲す、然れど
も未だ能はざる也、方今國家再造し、万物盡く其生を遂ぐ、朕曲恩を蒙り、緇衣を被、以て窮僻に終ること

を得ん、卿其爲に之を奏せよと、顯能敢て命を奉ぜず、後ち天皇之を聞いて惻然たり、四年八月帝僧服を著けたまひ、法名を眞惠と改められ、天野行宮に赴かれ、尋てまた伏見殿に居らる、佛旨を研究し、徒つて大光明寺及び保安寺に居られ、又深草金剛壽院に遷り、後ち長谷寺に居り、康暦二年六月崩す、御年六十、遺命により光明院と稱せしむ、大日本史

註(三) 崇光天皇

崇光帝諱は興仁、初めの名は益仁と申す、光嚴帝の長子に在しまして、建武元年四月二十二日の御降誕、光明院位に即かせられ、曆應元年八月親王と爲られ十三日立つて皇太子と爲らせらる、貞和四年十月二十七日、皇太子關白左大臣良基押小路の第に踐祚せらる、花園上皇の皇子直仁親王を立て、皇太弟と爲す、五年十二月二十六日帝太政官廳に即位せらる、御年十六、是歲後村上天皇正平四年也、觀應元年十二月九日足利直義吉野行宮に歸す、二十三日直義が兵將に京師に入らんとするを以て、土御門殿に幸して二十八日宮に遷らる、二年正月十四日直義の兵を避け給ひ持明院に幸す、十一月七日足利直詮、帝及び皇太弟直仁を廢し、正平の號を奉ず、十二月二十三日、帝劍璽鏡を以て後村上天皇に奉る、明年、帝及び光嚴光明二上皇直仁親王同じく男山行宮に赴かる、時に事倉卒に出で、輿の乗る可きもの無ければ、前太政大臣公賢一車を進め奉り、四主同じく一車に載り、近臣北面扈從者僅に三人のみ、男山に駐り、月を踰けて河内東條に幸し、尋て賀名生に遷らる、延文二年二月、帝還つて伏見殿に御す、明徳三年十一月薨髮せらる、法名は勝圓心、應永五年正月十三日伏見殿に崩御、御年六十五、遺命して崇光院と稱せしむ、大日本史

「光嚴院の御座」 光嚴光明兩帝時代は、建武中興混亂の際とて、御座温かならず、御所領との關係も遠かり勝ちなりしが、光嚴院は屢々伏見殿にせ幸られ、康永元年九月三日には伏見殿に幸せられ、伏見天皇の冥福を修し給ひ、正平十二年以後伏見殿に御座あらせらるゝ事多かりき、「ふしみ山かと田の霧は夜をこめて枕にちかきしきの羽かき」はこの御時代の御製なり、

「崩御の場所」 陵墓一隅抄云 崇光院九十代應永五年正月十三日、寶算六十五、伏見御莊藏光庵に於て崩す、名勝志「元在伏見隣大光明寺、豊臣秀吉公遷三嵯峨臨川寺云々、今御香宮東二町許有天満社、是藏光庵

鎮守云々」天満社は現在の桃山天満宮の旧地を云ふ、兩聖記に「かの仙洞伏見に引離れて一字を立てられ移り住を藏光庵と名けて光藏れさせ給ひし云々」佛徳大通禪師愚中和尙年譜云「應永十五年九月相公請師入京云々十月某日已到山崎遣使報相公曰老僧有誓不可入帝卿須下於城外見上於是相公來參迎館伏見藏光庵云々、翰林相五鳳集」文安四年二月十一日早起伏見藏光庵云々、此時代まで記載あり、「太平記」に曰く「光嚴法皇諸國御斗籠の後ち伏見の里光嚴院へ御歸りありて暫く御座ありけるが中使頻りに到りて松風の夢を破り舊臣常に参りて蘿月の寂を妨げらる程に此も今は住み憂しと思召し丹波國山國と云所へ迹を鎖して移らせ給ひける云々」伏見の里光嚴院とは何處の邊なりや不詳なり、「伏見鑑」には、光嚴院二延文二年光嚴上皇閑居の地なり、今の大龜谷(深草)西福寺は光嚴院の陵夷せる也二とあり、西福寺は淨土宗智恩院末に屬す、寺記の文中に「玉筍あけてし見ればけさ衣身にも袖にも涙落して」の歌あり、寺藏の色紙様のものにも「けさよりそあけてし見れば玉筍ふたより身より涙落して」とあり、佛壇に等身大の光嚴院木製御坐像を安置す、丹波山國村常照寺に安置したる御肖像と同形なりと云ふ

註(四) 廣義門院

後伏見女御藤原寧子は左大臣公衡の長女也、徳治元年四月選ばれて宮に入り、光嚴院、光明院、景仁親王、新室町院、皇女某を生まれ、後花園院の准母となる、延慶二年正月從三位に叙し、女御となし、三宮に準じ、號を上りて廣義門院と曰ふ、延元元年二月出家して尼と爲らる、崇光院吉野に入らせられ、京師に主なきに當り、足利尊氏政を門院に奏して之を決す、後光嚴の位に即かせらるゝに及んで、尊氏門院に仍ほ政務を預り聽かれんことを請ひしに、門院、光嚴、光明の猶南に在すを以て、政を爲すの間、或は不利を致さざらんことを慮られ、固く辞して聽かれず、正平十二年閏七月暴に薨せらる、年六十六、大日本史

門院の御寛容

文和四年九月八日、伏見の土民、領主四條隆隆の定使を逮捕せんことを請ひしが許されず、遂に土民定使の宅に乱入す、幕府兵を遣して土民を逮捕せんとす、廣義門院は之を諭して停めしめらる、園太曆

伏見殿に御常住

「御府御所藏文書」に、廣義門院の御談話を筆記されし冒頭に「文和五年三月十一日參伏見殿、教剋祇候御前條々被仰下事云々」とあり、文和五年は三月二十八日を以て改元、延文元年となる、門院の伏見殿御常住は園太曆延文元年八月三十一日の條に見ゆたる伏見殿洪水（壯麗なる伏見殿註（五）参照）によりて明かなり

註（五）「普明語錄」文和年中廣義門院於伏見行宮傍建此精藍專安修禪徒而自稱大光明寺者以追慕橋太后檀林皇后退蹤兼別世號也云々

註（六）「椿葉記」延文二年二月十八日上皇崇光院は、ふしみのりくうに還御なる、閑素にてまします、而法皇光殿院、もせんばう親王もみな還御なる。

「太平記」延文二年の二月に、皆賀名生の山中より出し奉て、都に還御なし奉る、上皇は故院の住著させ給し伏見殿に移らせ給ひて御座あれば、参り仕る月卿雲客の一人もなし、庭には草生滋て、梧桐の黄葉も踏分たる道もなく、軒には苔深く蒸して、見る人からに袖濡す、月添疎くなりけり、中新院は伏見の大光明寺にぞ御座ありける、何も物淋しく、人目枯たる御栖居申し中々疎なり

「愚管記」延文二年二月十九日、傳聞去夜子刻許法皇新院崇光上皇著伏見殿云々、天下大慶不能左右了、還御事珍重々々、殊畏存之由、申入禁裏了

二十日、還幸事申入伏見殿、法皇光嚴法皇御座深草金剛壽院庵、無左右人々不可參入云々、仍不及申入云々、新院有御返事、諸事御對面之時被仰之由被仰下、女院御返事被悦思食之趣種々有仰御心中誠察申者也

「園太曆」十九日、法皇出御事今日尋申廣義門院女房返狀到來、昨日無爲還幸、法皇御坐、新法皇光明新院御座伏見殿、諸人不可參之旨有御沙汰云々

二十一日、大納言參伏見殿、爲申入出御兩御方也、而被禁上下諸人參、廣義門院有御對面、參仕之由可被申入、不可參被御所之由有仰、仍退出云々

註（七）「伏見宮記録」

伏見御領事、付大光明寺御塔頭之義、爲將來廻思慮之旨候、不混惣御領事、仙洞崇光御餘流何様にも、各別相續御管領可宜之由存候、以此趣可被申入仙洞也 敬白

貞治二年四月八日

御判

勸修寺一位殿

「椿葉記」この御領は、長講堂領なれども、総御領に混ぜずして、ふしみ殿の御しそん御管領あるべきよしを、くはうごんぬん殿御をき文あり

第八節 大光明寺

廣義門院の御建立あらせられし大光明寺は、初め惠信僧都の説法場（前出）に起り、次いで俊綱の即成就院（前出）となり、範家の護法寺（前出）となり、龜山の朝に至り、淨土宗勃興して、寛海こゝに住し、次いで廣義門院の大光明寺に推移したるものゝ如し、大光明寺は豊公築城に際して、京都相國寺に併合せられ、今はその佛だに見る能はざるが、伏見史實の光彩は、實に伏見殿大光明寺より、後花園帝御登極（後出）に存す、

大光明寺址は、山州名迹志に云ふ、「學校伏見の坤位二丁許の平坦地」、山城名勝志に云ふ、「元在三月橋院山上、今云免長老屋敷處是也、豊臣秀吉公被築伏見城時、被遷洛北相國寺」と記す、今、光明、崇光兩帝の大光明寺陵は、桃山停車場の東南に巖然たり、この地域を中心に考ふるに、指月森下月橋院堀内の前身般舟院（後出）の上に月宮館、大通院あり、東より北に仁王門阪、寶圓阪などの地名あり、現今の工兵第十六大隊作業地一帯より立賣町を合せる約方數丁餘をその遺址と見るべきか、

大光明寺以前

大光明寺の位置

應永八年（紀元二〇六一年）七月四日、伏見殿大光寺炎上し、累代の御記、古文書等盡く焼失して偉觀空しく、満目荒涼たるに至れり、山城名勝志、椿葉記伏見御領の研究

〔太平記〕本院光新院光兩御所ともに夢窓國師の御弟子に成給て本院は曠峨の奥新院は伏見の大光明寺にそ御座ありける

〔法皇外記云〕曆應（光明院）觀應三年蒙塵吉野、延文二年還舊都隱伏見落髮法名眞常智云又勅周皎號碧

開光大光明寺本尊

〔日工集〕康曆二年七月二日赴伏見大光明寺、就聖祠而諷經、牌書光明院尊儀而已經罷謁伏見院、見太

上皇

〔寶幢開山普明國師行業實錄〕貞治元年壬寅秋七月奉太上天皇聖旨住梵大光明寺

〔佛日常國師行業錄〕崇光帝遜于伏見之邸有謁玄論、聞師風采、徵住大光明寺

〔補庵京別花集〕

會伏水大光明寺見花

横川

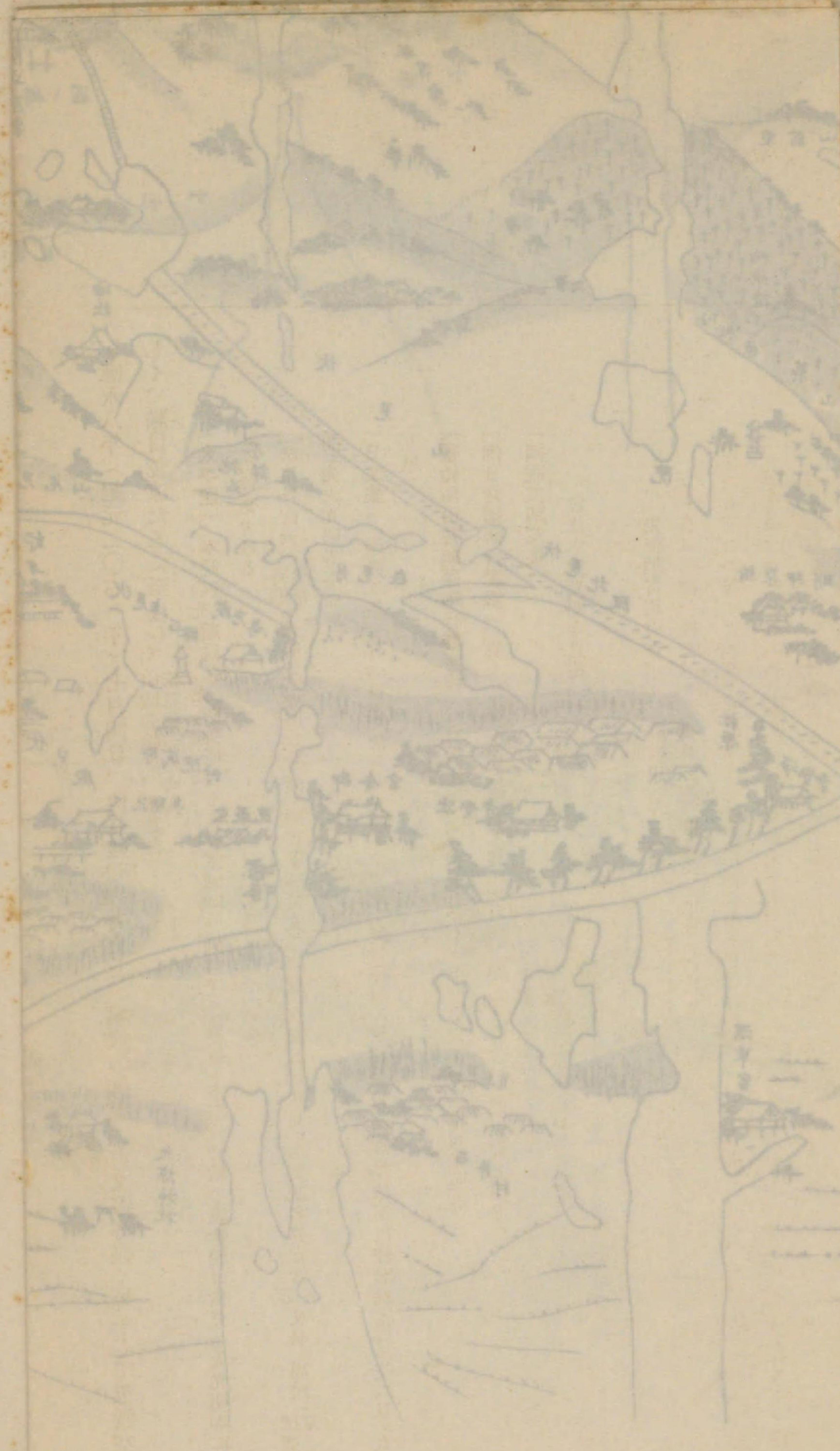
先帝離宮花尙香、高僧甲乙住禪房

春風御柳一株雪、深殿燈殘白日長

編者曰く、この詩によれば大光明寺は尋常の梵刹にあらず、離宮なりしことを思ふべく、高僧の多くが各禪房に在りし事も想察し得らる、横川は足利義政東求堂出入の僧にして、名景三、洛北相國寺に居り、其斗室を補庵と稱す、碩學として義尙將軍より金襴袈裟を贈られ明應二年十一月十七日寂す、

第九節

榮仁親王傳領せらる



近辺地圖大概





伏見山柏原神明社旧別當
大龜谷笹谷町正圓寺所藏古圖焉

此伏見山近迥之名(地圖者光嚴院之塔頭
大凡院良元禪師之所藏也則辨借而令焉云
文安二年元四月中旬北尾村御士
石川清重印

大正六年十月日諸院寮考證長增田千信殿ヨリ借用シ
柏原陵考證資料トシテ勝馬ス 西野伊之助
大正拾四年二月十六日挑山御陵
勤務西野伊之助氏ヨリ辨借勝馬ス
伏見町役場

此元圖大國而依難模
鑄給繪而令焉之事
天正三年八月
浄安寺實禪銘

此圖割落部分京都田中勤兵衛氏所藏
圖ニ依リ補寫附箋ス此圖蓋田中氏所藏
關系國ナリ裏ニ正圓寺社牛寶印アリ上
依リテ之ヲ知ル
明治甲三年增田千信識

此古圖者浄安寺高雲
圖中有當柏原神明社故
正徳三年 正



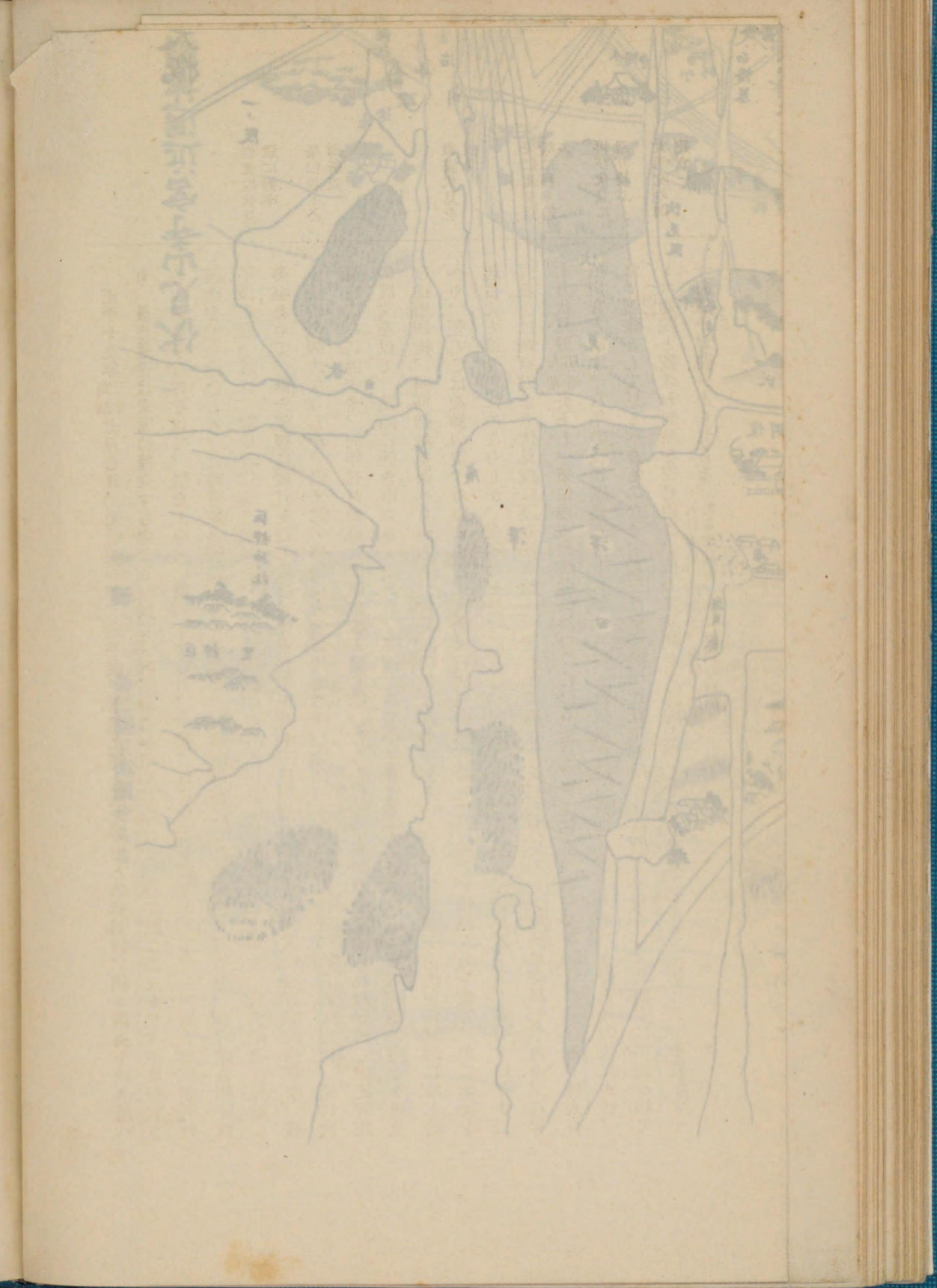
原神明社旧別當
 世谷町正圓寺所藏古圖焉
 山近迎之名(地圖者光嚴院之塔頭
 良元禪師之所藏也則拜借而令焉云
 文安二年五月月中旬北尾村御士
 石川清重印

日諸陵寮考證長增田千信應ヨリ借用シ
 證資料トシテ騰寫ス 西野伊之助
 十二月十六日桃山御陵
 伊之助氏ヨリ拜借騰寫ス
 伏見町役場

此圖刺落一部分京都田中勲氏所藏
 圖ニ依リ補寫附箋ス此圖ハ蓋田中氏所藏
 圖系國十ノ裏三正圓寺社牛ノ實印アリ
 依リテ之ヲ知ル
 明治三年增田千信識

此元圖大圖而依難模
 繪給而令隔之事
 天正年式月
 淨安寺實禪師

此古圖者淨安寺高雲和尚傳來之也
 圖中有當柏原神明社故懸望而請得也
 正德三年 正圓寺社牛 印



崇光院伏見殿に御座

榮仁親王の御所領

義滿伏見を欲す

榮仁親王嵯峨に移り給ふ

再び伏見に還り給ふ

大通院の御建立

正平十九年貞治三年七月七日、光嚴院崩御三四年後、崇光上皇と後光嚴帝との御間柄、稍々圓滿を缺き給へり、後光嚴帝は武家の擁立する處なるを以て、自然遺勅を重んじ給はず、皇子緒仁親王を皇太子に冊立さるゝ御様子なるを以て、崇光上皇大に驚ろかせられ、中納言日野敦光を御使として、その皇子榮仁親王の踐祚を迫り給ひしも、當時將軍足利義滿幼少にして、執事細川頼之これに應答して事を行ひ、遂に應安四年後光嚴帝讓位、即日緒仁親王立太子、同日受禪踐祚せらる、之を後圓融天皇と申す、崇光院は伏見殿に御座ありて、御失望裡に歲月を過し給ひ、應永五年正月十三日崩御あらせらる、當時後圓融院の御子、後小松帝の御代なりしが、崇光院の御領長講堂領其他悉収し給ひしかば、榮仁親王の得らるゝ處は、僅に伏見庄のみに過ぎず、同年五月前皇太子直仁親王薨じ給ひたるを以て、その遺邑を得られむと欲し、光嚴院の置文を以て、義滿に就き申さるゝ處あり、義滿之を後小松帝に奏す、帝その遺邑室町院領の内七ヶ所及び播磨國衙、同別納地を與へられしも、伏見殿の地は却つて召上げられ、榮仁親王を洛西萩原殿に移し給へり、蓋しこは義滿の策する處にして、義滿夙に伏見の形勝にして、風光の佳絶なるを愛し、大に建築を起さんと欲せしためなりしが、金閣寺を營むに及び、同六年十一月に至りて伏見殿を還し奉り、同年十二月親王は萩原殿より伏見殿に還り住み給ふ、翌七年義滿より更に伏見庄を大光明寺に安堵し奉れり、八年七月伏見殿大光明寺炎上し、榮仁親王は嵯峨の洪恩院に移り給ひ、更に有栖川斯波義重別荘に移らる、時人有栖川宮と稱す、八年の後義滿薨じ、十六年六月親王は伏見に還り給ひしが、大光明寺炎上後の伏見山は、たゞ蕭條として見るべきものなく、親王は實嚴院の比丘尼御所に住み給ひ、後ちに大光明寺に塔頭を建て(四)大通院と號され料所を寄せ給ふ、依りて法號を大通院と稱し奉る、應永二十三年(紀元二〇七五年)十一月二十日薨去あらせらる、大日本史、椿葉記、皇家と因縁ある伏見山、伏見御領の研究

註(一) 榮仁親王

落髮して名を通智と更め、伏見殿に居らる、初め後深草帝の位を譲り給ふや、後醍醐帝敕して、長講堂領一百八十所及び法金剛院領、攝津住吉上下、尾張の熱田社の封戸及び別納若干戸、播磨國衙及び別納十所を以て、其奉邑と爲し、が、伏見帝登極せらるゝに及んで、自ら併領し、傳へて光嚴帝に至れり、光嚴帝之を光明帝に傳へ給ひ、光明帝をして之を崇光帝に傳へしめらる、帝遺命書を爲して、帝及び後光嚴帝に付されて曰く、榮仁親王若し位に登ることを得れば、まさに長講堂領及び法金剛院領を以て之に授くべし、然らずば彌仁親王在位の際之を領し、遂に以て榮仁親王の家が付すべし、もし後世復た兩宗遞立の事あらば、榮仁親王の子孫に非ざれば、之を領し得ること勿れと、又曰く後堀河帝皇女室町院の遺封は、皇太弟直仁親王の食邑たり、直仁百歳の後、宜しく榮仁親王に歸すべしと、又曰く、伏見殿の地、籍して長講堂領中に在りと雖も、然れども世々嫡宗の專領する處なれば、宜しく特に榮仁親王に歸すべしと、(遺命書の行はれざりし事本記の如し)應仁二十三年十一月薨す、榮仁親王自ら遺書を作り給ひ、封戸若干を大光明寺に寄せ、塔頭を建營せられ、命じて大通院と曰ひ、又以て其號と爲し給ふ、嘗つて有栖川に居らるゝを以て又有栖川宮と稱す、稱光帝崩じて嗣無し、後小松帝榮仁親王の緒孫を養はれて位を踐ましめらる、是を後花園帝と爲す、仍つて長講堂領法金剛院領を以て、其奉邑と爲す、而して熱田社の封戸も亦遂に伏見殿に歸し、榮仁親王の子孫併領することを得、盡く光嚴帝の遺旨の如くなりぬと云ふ、大日本史

註(二) 「伏見宮記録」

御料所山城國伏見庄事、所被領置大光明寺也、早於四至勝示者、任舊例、沙汰付寺家、可被全領知之由所被仰下也、仍執達如件

應永七年五月十五日

徳元

沙彌判

結城越後入道殿

註(三) 「椿葉記」

さてじゆご〇義御かくれのとし、霜月に管領申さしたして、ふしみ御領をかへし申さる、この御領は長講堂なれども、惣御領に混ぜずして、ふしみ殿の御しそむ御管領あるべきよしを、くはうごんみん殿御き文あり、御名字の地なるうへ、べつしたる御ゆづりのしさいも、申ひらかるゝにつきて、御あんどあれば、めでたくて、つぎのとし六月にふしみへくわんぎよなる、いまはもとの御所もなし、御座あるべき所なくて、故三位局杉殿にて、ほうごんみんと申比丘尼御所になされたるところを、まづ御所となさる、狭少ふしぎなるさうあんの、かりそめながら、いままに御所にてあるなり、

寶嚴院遺址不詳、或は現今の堀内村江戸町の北端の寶圓寺邊にあらざるか、同寺記によれば、舊大光明寺塔頭寶嚴院の残りにして豊公伏見築城に當り大光明寺を他に移されたる故獨立して寶圓寺に改めたり云々、開山は空藏坊寛海上人とあり、「二水記」永正十七年七月二十日未明令下向城南、今日贈皇太后御年忌有御經供養、已刻許着宿坊寶嚴院令休息、少時參般舟三昧院云々

註(四) 「補庵京花別集」

惜餘春會大通院

横川

春歸何處定天涯、

挽袂留耶又送耶

百鎰黃金一雙璧、

寸陰是寶老看花

第十節 伏見開闢以來の盛事

榮仁親王薨去あらせられ、一の宮治仁王嗣ぎ給ひしが、御年三十七歳にして急折せらる、葆光院と號す王弟貞成親王繼承あらせられ、伏見殿に居りて伏見庄を所領せられ、極めて御質素の御生活を續け給ふ、正長元年(紀元二〇八八年)七月二十日、稱光帝崩御あらせられしが、皇胤まします、後小松上皇は貞成親王御子彦仁王を御猶子に迎へられ、立親王、立太子を省きて登極せしめらる、即夜管領は宣旨を奉じて伏見殿に奉迎し、京都若王寺に移し奉り、翌朝將軍義教供奉して後小松仙洞に入り、宮中觸穢を以て

貞成親王御繼承
彦仁王御登極

伏見より出
で、御即位

伏見宮御祖

伏見宮家の
御領

三條前右府公邸を假皇居と定めてこゝに遷御、先帝崩御あらせられて七日の後、二十八日を以て踐祚、翌年永享十二年十二月廿七日即位あらせらる、これを後花園帝と申す、時に御年十歳、實に伏見の地より出でさせられて御即位あらせられし也、貞成親王の御喜心のほど想ひ奉るべく、御筆になる「椿葉記」に、詳しく止められたり、月卿雲客、續々として伏見に來り賀し、將軍義教亦來つて御父貞成親王に祝し奉り、伏見開闢以來の盛事なりき、

(四)

後花園帝の皇弟にして貞成親王の二の宮貞常王は二品に叙せられ、中務卿を拜任あらせられて伏見親王と稱せらる、御父貞成親王は、太上皇の尊號を受けられ、之を以て御祖父榮仁親王を繼がせられず、貞常親王大光明寺領一切を嗣がれ、伏見宮と唱へらる、是れ伏見宮家の御祖なり、將軍義教は上皇に奏して、伏見殿舊領を悉皆克復し、崇光院以來の御意初めて達せられ、長講堂領以下こゝに正統に傳はる事となりぬ、後花園帝御登極の後、永享五年(紀元二〇九三年)二月、貞成親王は「椿葉記」を書せられ、御領の沿革を精細にし給ひ、之を天皇に上りて、未來評論なからんことを陳べ給へり、此時長講堂領、法金剛院領は、光嚴院の置文によりて、後小松萬歳の後は、御管領あらせられ、伏見御領及び熱田社領、播磨國衙領は、伏見宮家領として、貞成親王之を管領し給ふ、かくて伏見領は貞成親王に次いで貞常親王之を領し給ひ、貞常親王御子邦高親王繼いで領せられ、皇室の御榮々とも伏見宮家も榮々ませしが、足利末期戰國時代となりて所領自然と紊れ大光明寺も亦荒敗の止むなきに至りぬ、椿葉記、大日本史、皇家

註(一) 後崇光院

榮仁親王第二子に當らせられ御名は貞成、伏見殿に居りて、伏見庄を所領せらる、才識豊かに在しまして文藻あり、書を能くせらる、後小松帝かつて御父後圓融院の冥福を禱らむために、親ら金字寫經を企てられ、金枝玉葉を召して之を援助せしめられ、親王亦招かれて共に援助あらせられしが、阿彌陀經の末尾に助者署名列記

するに當り親王官爵を有せられず、上皇憐み給ひて、無品親王に叙せらる、時に應永三十二年四月、後ち難髮せられ、入道無品親王道欽と稱し給ふ、正長元年七月二十日、稱光帝崩御あらせられて皇嗣定まらず、後小松上皇親王の長子彦仁王を御猶子とし、立親王立太子の式を省きて、二十八日踐祚せしめらる、後花園帝これ也、皇弟貞常王貞成は二品に叙せられ、伏見親王と稱せられ、貞成親王は太上皇の尊號を受けらる、親王晚年伏見に閑居し、世務を厭ひ給ふ、和歌を嗜まれ、砂玉和歌集あり、伏見の歌に曰く、「何日までか里の名にあふ、吳竹の伏見の宮に我が世盡さむ」と、康正二年八月二十九日薨す御年八十五、後崇光院と稱し奉る、椿葉記、皇胤紹運録

註(二) 後花園天皇

御名は彦仁、後崇光院第一皇子、御母は敷政門院源幸子、應永二十六年六月十七日御降誕、正長元年七月後小松帝の御猶子と爲り、踐祚、立太子並に立親王のことなく、永享元年十二月廿七日即位、寛正五年七月位を成仁親王に譲り給ふ、在位三十六年、應仁元年八月兵革に依りて主上を伴ひ左大臣室町第に臨幸、文明二年十二月二十七日室町亭に崩す、御年五十二、丹波國北桑田郡山國に葬る、野史、皇胤紹運録

註(三) 「椿葉記」

世尊寺宮内卿行豊朝臣ふしみ殿へはせ参り、義三寶じゆころの御つかひにて室町殿より申さる、おもむきは後花園御坊方明日京へなし申されよ、まづ東山若玉寺に入申されて警固申さるべきなり、あかまつ左京大夫入道御服などは勸修寺におほせ付らる、御迎には管領参るべしと申されしかば、宮中上下ひしめき夢うつともおほほずめでたさも申もなをざりなるこゝちして、にはかの御いでたちかたのことくまかなひて、御むかへをまつほどに、十三日のゆふがたほどに、くわんれいの手の者ども四五百人まいりぬ、やがてしゆつぎよ、御こしにて内々若玉寺へ渡御なりぬ、御供には綾小路前宰相兼卿、庭田三位重有卿、綾小路中將長資朝臣、女中按察殿庭用御乳人などまいる、忠意倍正もいかゞともてなしたてまつりて四五日御逗留あり、さて室町殿より基關三信女御乳人などまいる、忠意倍正もいかゞともてなしたてまつりて四五日御逗留あり、さて室町殿より基關白二條を以て事の仔細を仙洞へ申さる、ほほどに、同十七日仙洞へ入申さる、室町殿より御車番頭ひし、まいらせる、綾小路前宰相、庭田三位御車の後にまいる、長資朝臣、隆富朝臣、管領父子まいる、後車の前後に數

百人警固にまいれば、道すがら見物の人もおほくて、月はことさらすみ渡りて御ゆく末の嘉瑞も空にあらはれ侍る、めでたきもおもひよるきはならねば、おがみたまつる人もほめのしりとぞきこほし、かくて院の御所に渡らせ給ふ、さる程に内裏は廿日崩御なりぬ光院、踐祚の事今はひしりと定まりて、禁中は觸穢なれば、三條前右府公公光の亭を點しめされて、新内裏になさる、俄に修理せられて、殿舎などつくりそへらるゝとぞきこほし、同二十九日新内裏へ渡御なる、院の御猶子の儀にて踐祚あり、よろづ旧規にかはらず、御歳十歳にならせまします、めでたきも世の不思議なれば、天下口游にてぞ侍、大かたむかしも皇統の絶たるのち、兩三代をへても又皇統をつがせ給ためしのみこそあれば、おはじくは一流の絶たる跡をおこさせ給はゞいかにも猶めでたきも色そはまし、さりながらそれはともかくもあれ、つたなき隠士の家より出させ給て、かたじけなくも天日嗣を受させ給事、天照大神正八幡大弁の神慮とは申ながら、ふしぎなる御果報にて渡らせ給へば、これもわたくしの幸運眉目にてあらずや云々

註(四) 貞常親王

後崇光院の御子にして、後花園帝の皇弟なり、應永三十一年十二月御誕生、文安元年二月親王二年三月冠を加へらる、四年三月中務卿を拜され、寛正五年九月後花園帝は親王の東洞院に幸し二品を授けらる、文明六年七月薨御年五十、後大通院と稱し、一品を贈らる、親王學を好まれて和漢を兼ね、心士温順也、後花園帝詔して、親王をして伏見殿の正統を承けしめられ、今に及びて奕世相襲ひて、伏見宮と號す、權大納言源重有の女盈子を納れて妃となし、數子あり、野史

「碧山日録」應仁二年八月十三日、○中故枉路於伏見、問明藏主於永明、相接而談、遂引以入澡浴之宮、既而先帝弟貞常親王來入温室、其聖容寔隆準之表也、王長於詩文、工於歌詩、吾土之陳曹植也、去春以城外尋花之御製爲話欄也云々

註(五) 「椿葉記」

長講堂の領、法金剛院の領は、光嚴院の御置文も自ら只今符合すれば、仙洞御萬歳の後は、御管領あらん事勿論なり、伏見の庄は長講堂領なれど、まへにも申つる様に、別して光嚴院の御置文あり、みやうじの地なる上

、かの御素意の道をば違へらるまじきなり、熱田の社領、播磨の國衙は、御堂領の外にて、代々の御譲り各別の御領なり、當知行に任せて相違あるまじ、別納十かしよは、永福門院以來とりかけて萩原殿に傳はる、各別相傳になりぬれば、永く領すべきなり、又室町院の御領は、伏見の院より花園の院に傳りて、庶子各別相傳になりぬ、近く仙洞より安堵を給はれば、これは我子孫管領すべきなり、云々

註(六) 邦高親王

貞常親王の御子、康正二年御誕生あらせられ、後土御門院御猶子、文明六年四月二十六日親王御宣下、二品に叙せられ、式部卿に任ず、永正十三年六月薨髮、法名は惠空、享祿五年三月十九日薨御、御年七十七、安養院と號し奉る、一品を贈らる、伏見殿系譜

第十一節 皇室と伏見

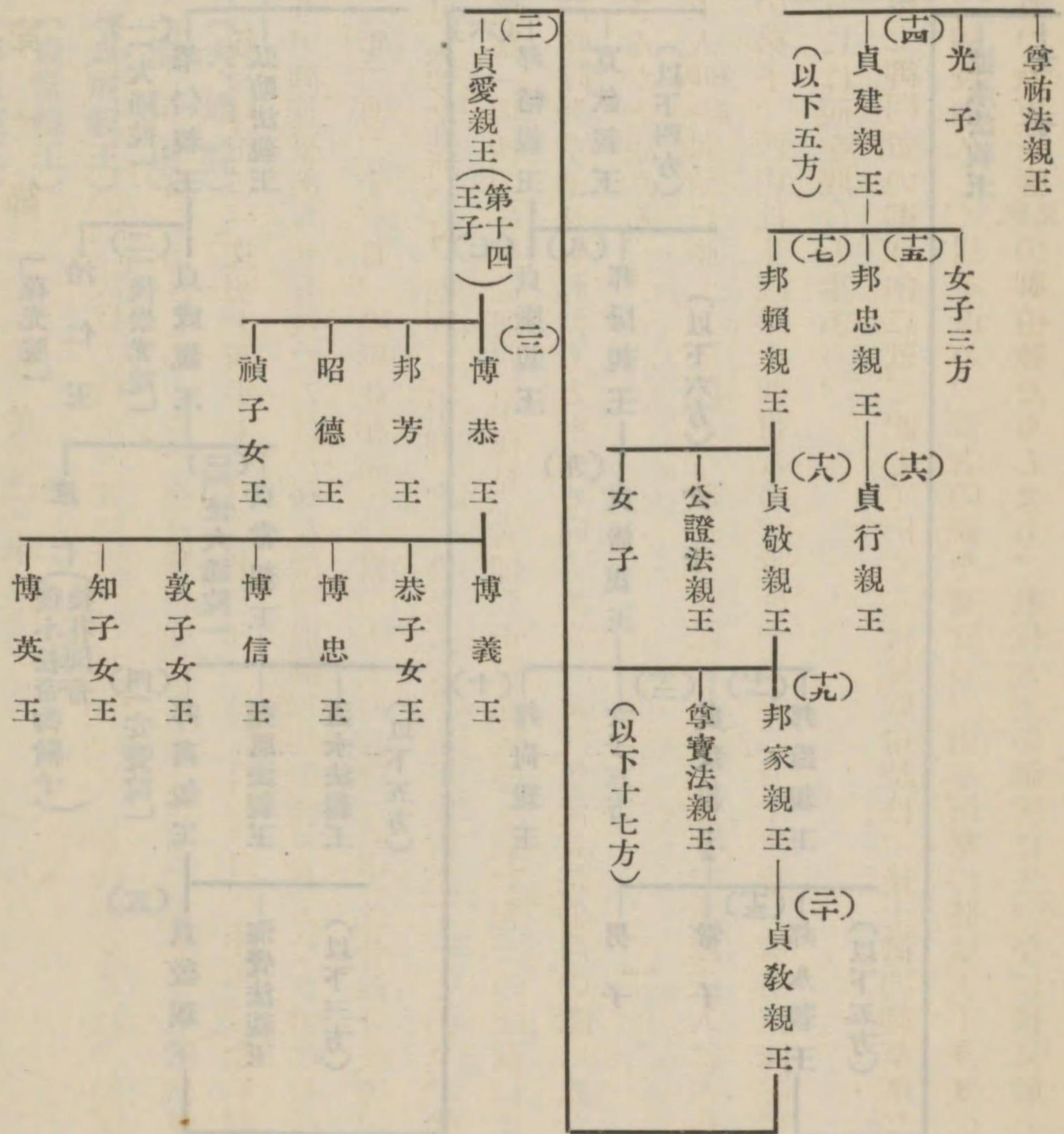
皇室御領としての伏見の沿遷編を終るに當りて、この光榮ある史實を回顧し、茲に更に要約せんとす、橋後綱伏見山莊を築き、嘉保元年(紀元一七五四)卒し、次いで白河院に之を献上す、その時代を康和一長治の間として(紀元一七五九一七六三)、足利末期將軍義晴の伏見山城、次いで豊公の伏見築城より徳川氏の直轄地奉行となり、茲に皇室御領との關係を中斷さるゝの止むなきに至りたる時代を慶長五年(紀元二二六〇年)とすれば、その間約五百年にわたる、伏見御領の民草が、斯く長きにわたりて浴したる恩澤は極めて大なりと言ふべし

いま白河帝以後、伏見領を所領されし系統を掲げん

- 白河天皇
源有仁
頌子内親王

伏見庄御所領の御系統

伏見御領沿遷の要約



第四章 足利末期

第一節 般舟三昧院

後土御門御草創

後土御門帝、文明年中(紀元自二二二九年至二二四八年)伏見に般舟三昧院旧址指月山月橋院の邊名所旧蹟編參照を新築せられ、勅願所となし、禁裡道場に擬し給ひ、先皇の遺體を弔はしめらる、帝は後花園帝の第一皇子にましまし、伏見に御縁故を有せらるゝを以て也、親長卿記に「文明十四年十一月二十七日、參伏見般舟三昧院、近年御新造也、爲御燒香云々」とあり、御新築あらせられたるは、後花園帝崩御文明二年の後、間もなき頃なるべきか、同じく親長卿記に「文明三年二月二十三日、廣橋亞相語云、常照寺大原等被籠申、仙骨餘分灰等、概細小辛別々大納言入道罷下、伏見可然之在所、可堀埋之由仰之、仍令隨身罷下候由語了」とあり、伏見堀埋の場所定かならざるも、陵墓一隅抄の「御餘燼収于伏見者即般舟院而後遷洛北也」の記載により、後花園帝崩御直後茲に般舟三昧院御草創せられたりと解する向もあり、又往年伏見院仙居の際に置かれたる九品堂の推易せるにあらざるかと説かる、

後土御門帝の戒師惠篤上人四慈和尚勸請に應じて入院し、般舟三昧院の行法を修す、惠篤上人は西山上人の孫弟子にして、弘道臨空の弟子、西山往生院第十四世なり、文明十二年二月十三日、般舟三昧院に御捧物を賜ひ、又その四月十三日には硯を賜ひし事あり、

洛陽般舟三昧院記は、後土御門帝の御草創に就て記して曰く、「伏見般舟院は、後土御門御草創なり、凡此伏見は福地富痛にして、橘俊綱久しく居を占め、長者の號を殘せり、山形河勢の眺望天下無雙の地なり、其後藐姑射の離宮となり、殊更正應伏の御追號たりしより、數代大王の御所にて、今に伏見殿とて御跡

洛陽般舟三昧院記

を殘し給へり、就中後花園院は、後崇光院第一の皇子におはせしを、稱光院御世みじかくて、繼體の君も
おはしまさぬより、普光院贈相國足利義教此伏見殿へ御迎に參らせ給ひ、嚴重の有様にて帝位を踐み玉へり、
後土御門院は幼年の時此殿に養ひ奉りしに、此御門は位に在りながら、後世に御心をかけ、仙宮を經營し
、佛閣造立の勸願にて、征夷大將軍に詔して、造立不日落成せり云々と、
後土御門帝は、御諱成仁、嘉吉二年五月二十五日御降誕、寛正五年七月十九日、父天皇の御讓を受け、
翌年十二月二十七日即位せらるゝ、應仁以後、天下擾亂の巷となり、天皇宸襟を勞し給ふ事深し、在位三十
六年、明應九年九月二十八日黒戸の御所に崩す、御年五十九、御用脚缺きて、靈柩の黒戸に在る將に四十
餘日、十一月十一日泉涌寺に火化し、御骨を深草法華堂に藏め奉る、御中陰は伏見般舟三昧院に行はせら
る、御葬送の簡素誠に恐懼に堪わざりき

後土御門院
御中陰

不遠院宮を
葬る

文龜元年十二月二十七日、後花園院聖忌三十三回忌をこゝに行はせられ、御經供養あり、導師は隆玄僧
正宇治森坊報恩院文龜四年正月二十七日、後柏原帝の同母弟に當らせらるゝ不遠院宮薨す、御年三十三、般舟三
昧院に葬る、

後柏原院御
七々日

大永六年四月七日、後柏原帝崩す、御壽六十三、五月三日夜泉涌寺に御幸、四日御骨を深草に収め奉り
、御七々日は伏見般舟三昧院に行はせらるゝ、
弘治三年九月五日、後奈良帝崩す、御壽六十一、十一月二十二日御閣維柳原傳奏、同月二十五日卯時御
拾骨、廣橋傳奏は直に深草安樂行院に御骨を納め奉る、論師の御拾骨は、伏見般舟三昧院まで両手に捧持
して佛前に奉納す、三條稱名院右大臣公條御骨を待ちかね、般舟院方丈の椽に立つ、御拾骨の論師御門に入る
時、御庭に馳せ下り、御骨の桶に取りつきて落涙し

後奈良院御
拾骨

たちのほる煙の跡のちりを見てさらになみだの袖ぞぬれける
いままでに残るをしらば身のかぎりつかへんものを墨染の袖
の歌を捧ぐ

明應以後御葬送の御簡素は、天下戰亂に際すと申しながら、唯々恐懼に堪わざる處なり、般舟三昧院は豊
公伏見築城文祿三年に當り京都に遷す、今の今出川通千本東の般舟院これ也御湯殿日記、皇年代畧記、明應凶事記
西山往生院傳持次第、宣胤卿記、二水
記、宗長日記、後奈良院御拾骨記、
皇家と因縁ある伏見山

第二節 應仁の乱

「殘民爭採首陽薇、處々閑廬關三竹扉」、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥」とは、後花園帝の吟詠な
り、義滿に至りて驕奢を盡したる足利氏は、義持、義量、義持を経て義政に至り、蕩逸に流れ、遂に應仁
の亂を惹起して鬪墻十一年に及ぶ、後花園帝屢々將軍義政を諷して、天下大道を尋ね、經緯を謀るべく告
げられ、この御製の詩を拜するに至れり、然も義政何等顧みずして東山鬪茶に耽り、天下次第に擾亂、戰
國時代となり、皇室の式微、まことに恐懼に堪わざるに至る、されば伏見御領下も衰微し、大光明寺も荒
敗のやむなきに至れり、

伏見も亦此擾亂の渦中に入る、應仁二年(紀元一二二八年)八月東福寺前門に御厨子某なるものあり、畠
山義龍山名持豊支持、西軍に屬すに屬し、家業を事とせず、頗る勇敢を好み、多數の卒を聚めて、東陣細川勝元黨の路を塞
ぐ、東軍は山科に屯して、之を破らんとす、十三日東軍武田赤松の兵之を攻め、藤森、深草、竹田の諸方
兵燹に罹り、伏見の里民は水邊州中に小舎を設けて亂を避く、遠望すれば魚屋の煙波の外に出没するが如

應仁の乱と
伏見

將軍義晴の
伏見山城

し、この亂によりて光明峯寺東福焼け、一條氏の記録多く燬く、越えて九月六日復戦ひあり、東軍藤森神社を焼く、斯く打ち續く戦鬪に洛南里民の困惑其極に達せり、

天文三年(紀元二一九三年)將軍義晴十二伏見山に築城し、水淵大和守を置く、名迹伏見山城の規模文献の徴すべきなきも、義輝十三の永祿十二年正月三好左享大夫義次伏見の津田へ入城す、名迹は之と關係するものか、伏見津田は口碑に従へば三柄方面なるものゝ如く、宗長日記に「大永六年永祿十一年より約四十年前六月伏見津田聚情軒同道宇治川舟さしのほる云々」の記あり、義晴の築城は、現在の向島にして、後に向島城に推移せしものなるか、當時足利氏は淀に築城せるを以て、伏見城は之と相對せしめしなるべし、應仁記、碧山日録、後法興院政家記、山州名迹志、山城名迹志、紀伊郡誌

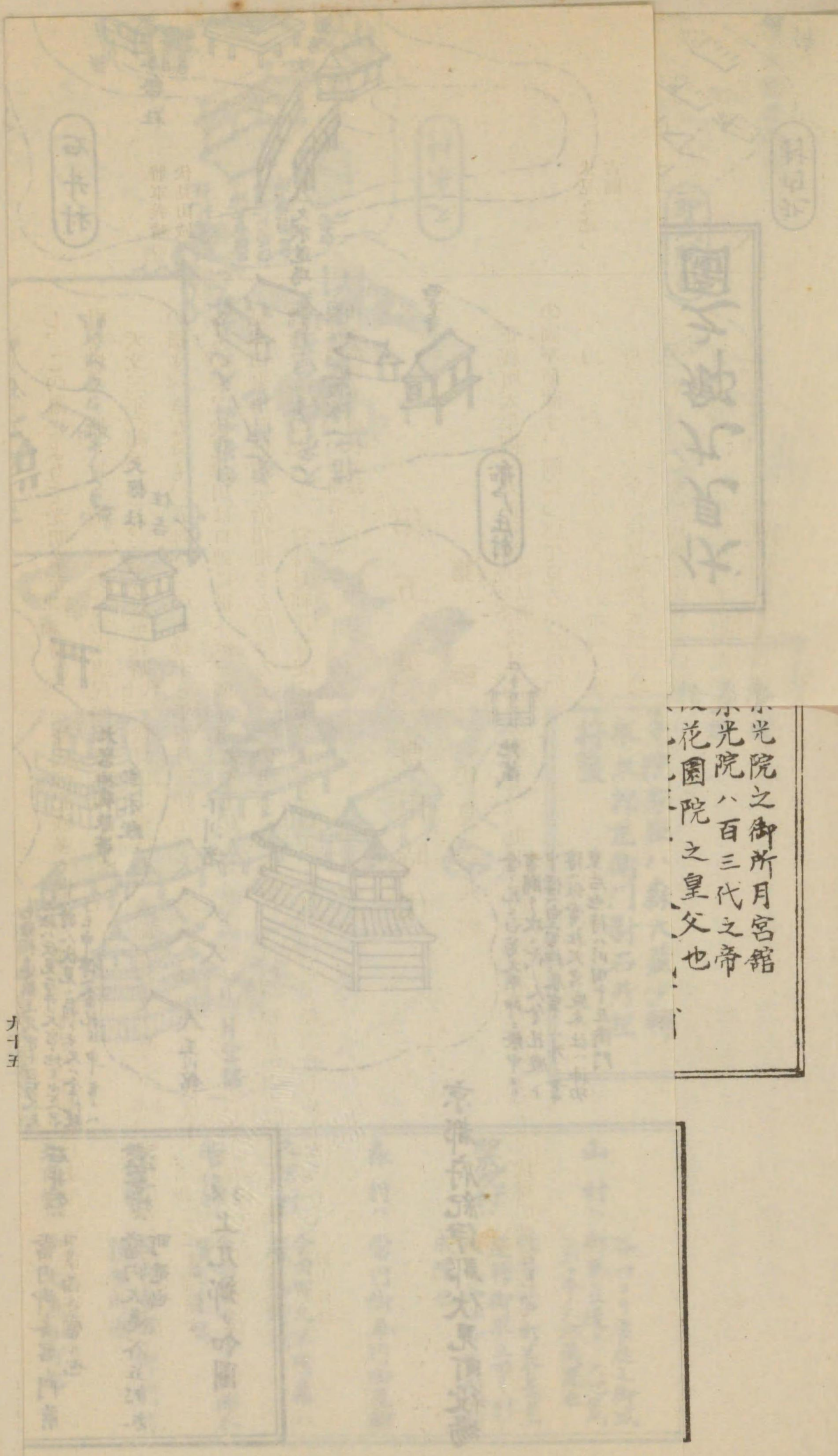
第五章 豊臣時代

第一節 伏見の九郷

正親町天皇御宇天正年間豊公築伏見九郷の稱あり、史上に於てはその名を見ざるも、伏見の舊家往々この圖を所藏す、圖について見るに左の如し、

- 山村 今の堀内村六地藏の邊
- 舟戸庄村 今の伏見町柿木濱の邊
- 久米村 今の伏見町南久米の邊
- 法安寺村 今の深草町五郎太町の邊
- 即成就院村 今の堀内村江戸町の邊

伏見九郷の
古圖



光院之御所月宮館
光院八百三代之帝
花園院之皇父也

將軍義晴の
伏見山城

天文三年(紀元二一九三年)將軍義晴^{十二}伏見山に築城し、水淵大和守を置く、名迹^志伏見山城の規模文獻の徴すべきなきも、義輝^{十三}の永祿十一年正月三好左享大夫義次伏見の津田へ入城す、名迹^志は之と關係するものか、伏見津田は口碑に從へば三栖方面なるもの、如く、宗長日記に「大永六年^{永祿十一年より約四十年前}六月伏見津田聚情軒同道宇治川舟さしのほる云々」の記あり、義晴の築城は、現在の向島にして、後に向島城に推移せしものなるか、當時足利氏は淀に築城せるを以て、伏見城は之と相對せしめしなるべし、應仁記、後法興院政家記、山州名迹志、山城名迹志、紀伊郡誌、碧山日録

第五章 豊臣時代

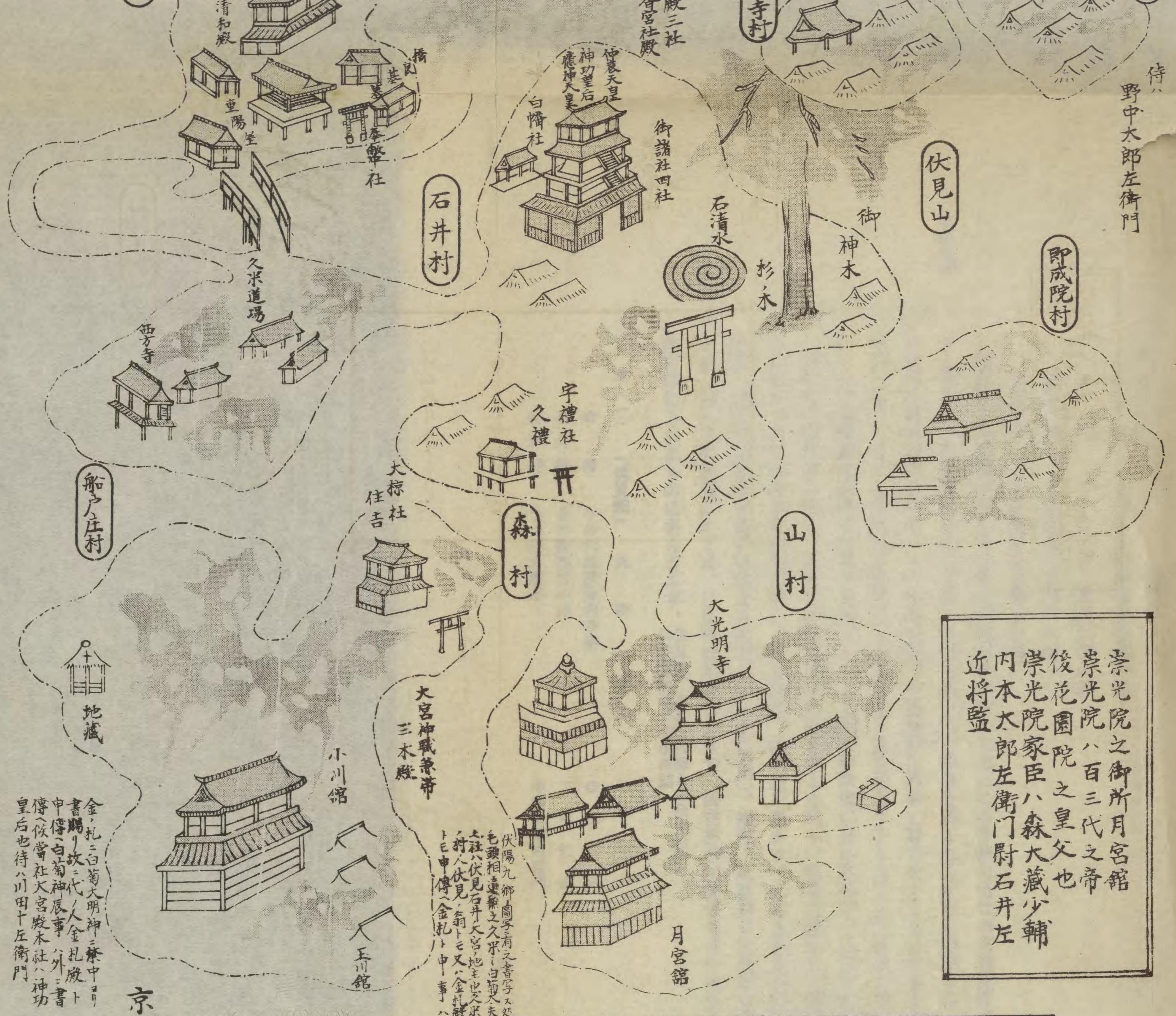
第一節 伏見の九郷

正親町天皇御宇天正年間豊公築^(一)伏見九郷の稱あり、史上に於てはその名を見ざるも、伏見の舊家往々この圖を所藏す、圖について見るに左の如し、

- 山村 今の堀内村六地藏の邊
- 舟戸庄村 今の伏見町柿木濱の邊
- 久米村 今の伏見町南久米の邊
- 法安寺村 今の深草町五郎太町の邊
- 即成就院村 今の堀内村江戸町の邊

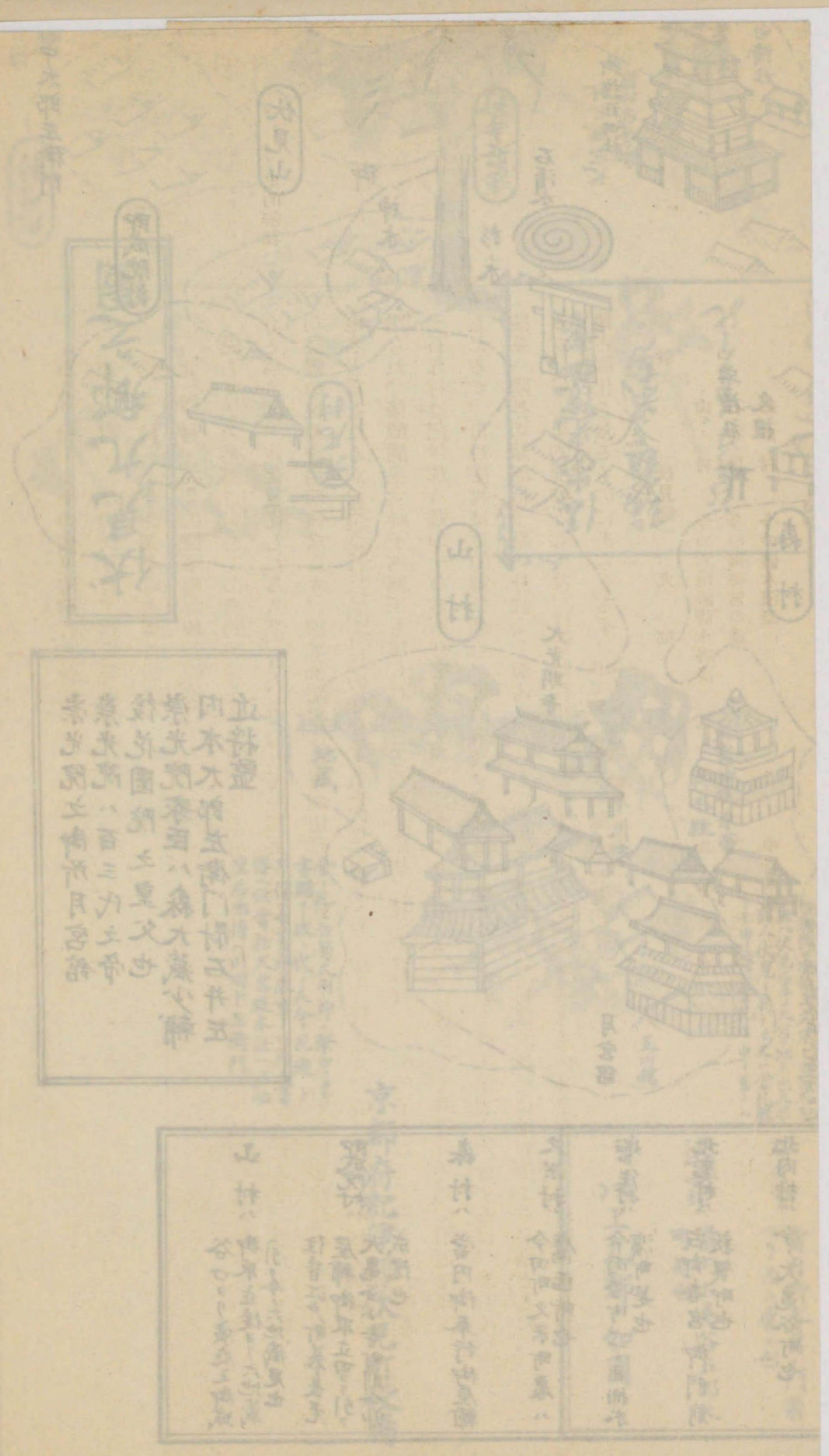
崇光院之御所月宮館
崇光院ハ百三代之帝
後花園院之皇父也
崇光院家臣ハ森大藏少輔
内本太郎左衛門尉石井左
近將監

- 山村ハ 谷口ヨリ廣庭之御城御取立後ヨリ六地藏引ノ今六地藏是也
 - 即成就院ハ 往昔江戸町養長老屋輔御取立ヨリ引ノ大亀谷小寺町則今即成就院也
 - 森村ハ 當内御奉行御屋輔
 - 久米村 今田町久米町處ハ鷹匠町也
 - 船住村 今西管町一丁目柿木濱町是也
 - 北尾村 古御香宮御門前敦賀町也
 - 北内村 今大亀谷町也
 - 石井村 當内御香宮門前ヨリ西ニ當ル也
 - 法安寺村 當内大亀谷五郎太町是也
- 以上九郷、如圖



京都府紀伊郡伏見町役場

金、乳、白菊大明神、祭中、日、書、賜、政、三、代、人、金、乳、殿、上、中、傳、白、菊、神、辰、事、外、三、書、傳、依、當、社、大、宮、殿、本、社、ハ、神、功、皇、后、也、侍、八、川、田、十、五、衛、門



史的解釋

- 石井村 今の伏見町御香宮神社の邊
- 森村 今の伏見町工兵營地の邊
- 北尾村 今の深草町古御香の邊
- 北内村 今の深草町大龜谷の邊

然してこの九郷に對しての史的解釋を施せば、久米村は古昔神功皇后の忍熊征伐に此地に駐蹕せられたりと爲さば、或は扈從したる久米「武人」屯宿して一部落を爲したるが故に名稱となりたる乎、然れども神功駐蹕の根源資料明白ならず、即成就院村は橋俊綱山莊畔に建立せりと云ふ寺名と相同じければ、これを地名と爲したるか、法安寺村は源有仁の妹守子女王伏見齋宮として居られ、延文の頃には法安寺上皇帝光明も居られ、後醍醐皇女祥子内親王も居られしこと新葉和歌集に見えれば、この寺名を以て名稱としたるか、石井村は紀伊郡八郷の一なる石井郷及び梵刹清泉寺(三)より起り、清水に縁由して御香宮神社の附近を以てしたるか、舟戸庄村は巨椋湖に瀕し、舟揖來往、漁家蟹戸點在す、これを柿木濱邊と附會するは、恐らく陵墓一隅抄の藤原信子墓の分註より起因したるか(前出)、森村、北尾村、北内村は地形等より名稱としたるか、但し史的解釋としては、已に時代相同じからず、所在亦判明せざるもの多きを以て、或は口碑を想像古圖化したるものにあらざる乎、伏見鑑、皇家と因縁ある伏見山、御香宮緣起、紀伊郡誌

- 註(一) 「伏見鑑」 九郷
- 山村 今の六地藏清水谷邊
 - 石井村 今の御香宮の邊
 - 船戸村 今の柿木濱邊

- 金松 右近
- 三木 右京
- 中野太郎右衛門

森 村 今の御奉行屋敷邊
 金松長次郎
 桑 村 今の田町桑町邊
 内本太左衛門
 北尾村 今の古御香前敦賀町少し南を云ふ
 石井左近
 北内村 今の大龜谷邊
 龍見藏人
 法安寺村 今の五郎太町邊
 玉川某、小川某
 即成就院村 今の江戸町邊
 川田左衛門

註(二) 神功皇后攝政第一年忍熊王軍を率ひて宇治に退き給ひ、皇后難波の海より紀伊國にいたり給ひ、日高にて皇子に合し、更に小竹宮に遷り、三月菟道に忍熊の軍を敗り、大和に入り給ふ、「小竹宮の舊跡は御香宮鎮座の地なり」と御香宮縁起に見ゆ、

註(三) 清泉寺

名勝志云、清泉寺 元在伏見、今正續大宗禪師行狀云、師諱宗熙字春浦云々、文明十三年秋相三依伏見潛邸卓ケ庵兒ニ鈕ニ灌乎菟菜ニ平ニ砥乎嶮崖ニ而茅不ニ剪椽不ニ斷、扇以清泉ニ南面榜江山一覽、傍構宿鸞亭ニ而樂佳境一歲之間往來者數矣、
 大徳佛宗大弘禪師實傳 和尚道行記云、師諱宗眞號實傳云々、永正十卯四月四日逝將三全骨ニ塔于伏見清泉寺、

第二節 秀吉の伏見築城

元龜天正の群雄割據時代も、信長出で、大半を平定し、秀吉その遺志を繼いで、天下統一の時代に入る、天正十三年七月、秀吉關白となり、翌年正月家康と和して、こゝに秀吉得意の平和事業次第に燭爛を示し來り、十五年九月聚樂邸に移り、十六年四月後陽成天皇聚樂邸に行幸せられ、諸侯の誓盟あり、十八年七月北條氏降り、八月家康江戸城に入る、十九年九月を以て奥羽平ぎ、國內全く平定し、武を大陸に用ゆるに至れり、この歳征韓令を發し、文祿元年正月、征韓諸將を部署し、秀吉は三月二十六日を以て伏見を

秀吉の天下統一

伏見築城

經て大阪に至りその征途に就けり、文祿二年明使來りて和を請ひ、次いで明の媾和使沈惟敬等來朝せんとす、秀吉の伏見築城はこゝに生れたり、

規模大となる

豊公の伏見築城は、文祿三年(紀元二二五四年)正月三日を以て始めりとせらる、同日伏見築城の命を發し、佐久間河内守、瀧川豊前守、佐藤駿河守、水野龜助、石尾與兵衛尉、竹中貞右衛門尉等をして工を董さしめ、諸大名に令し、一万石につき二十四人の割合を以て諸將に課役を命じ、二月初旬以降事に從へる役夫二十五万人、醍醐、山科、比叡山、雲母阪より大石を引出し、木曾の谷々、土佐の嶺々より大木を運び、槇島堤を築いて宇治川を巨椋池より分離し、以て伏見山下に流域を新開し、巨椋池を中斷して大和街道を開き、木津川の水流を淀に注がしむ等大土木工事を營み、かくて同四年三月宏壯瑰麗の伏見城を竣工せしめ、豊公こゝに移る、然れども實際に於ける築城着手は、已にその以前に屬し、元年末肥前名護屋陣中より普請に關して、前田民部法印に送れる書狀あり、卜齋記も「假初の普請」と記し「指月に築城す」とあり、指月は觀月橋の東、左方に見ゆる森なり、この北一帯は大光明寺、即成就院等の在りし所なり、築城に當り、先づ之等を他に移したる点より見るも、當初より廣大なる規畫にあらざりしものゝ如し、管窺武鑑に「天正十七年冬大地震にて向島城^{向島}の出丸御遊山所を初め端々の矢藏或は本丸御座など悉くゆりつくし候」とあるは、足利義晴の伏見山城の推移にして、豊公が伏見築城以前に備ゆる處となせしものなるべしとの説は聊か首肯し得べし、

威勢を示す大規則

然して又この伏見築城は、こゝを隱退の場所とし、將來は秀頼に大阪城を與へ、秀次に伏見城を與へん事を目的とせりとの説あるも、當時の豊公は諸侯伯を叱咤して征韓の軍を起し、和議成らんとして明使來朝の事あり、四圍の事情は豚犬を顧みて團樂を樂むを許さず、明使來朝と之が引見儀禮の所、宜しく彼が

膽を奪ふべく、更に又威勢の赫々たるを天下に示さんとする遠大の目的を有したるや必然にして、かくて當初の普請が、二年三年に及びて、愈々廣大の規畫となり、文祿三年正月に至り、初めてこの大規模を發表せるものと解すべし、太閤記、安土桃山時代史論、大日本時代史

第三節 宏壯瑰麗の伏見城

「南は宇治川心のゆく所に流れつゝ着船の便よし、北は洛外に打續、在家幾重ともなく引廻し、賣買の便いとにぎはひ、東は町に添ひつ川ながれにけり、辰巳より引廻し、青山峨々と岐聳、徑路桐柏生茂りたり、見渡せば朝日山共いはず月さし出で、川邊も一きはいさぎよく、千鳥こゝかしこをとつれにけり、平等院扇の芝、塔之島、山吹の瀬、宇治おちかたうらの藏松、真木の釣月、ふしみの指月、其景いつれか、ましおとりせる、西は八幡、山崎、狐河、淀、一口、長江ゆうくとして船の上下遠浦歸帆、漁村夕照、さまく)の興、府君の詠を催し貢す」、これ伏見城より見たる形勝にして、太閤記に見えたる所なり、城は名護屋丸東西五十間南北九十間、本丸東西七十五間南北百三十間、松之丸東西八十五間南北五十間、西之丸東西九十五間南北百四十間、日下部丸東西七十間南北六十間、合計東西七町南北八町に亘る、外濠は伏見山北藤森南の東方より西に延び、伏見堀となりて宇治川支流に接續す、則ち現在の疏水流域はこの外濠を利用せるなり、

伏見城の壯麗なりしは、金を鑲して瓦に塗るに至りしを以て知るべし、城内の結構裝飾等は、所謂「桃山時代」の粹にして、西本願寺唐門、同書院、豊國神社唐門など實に其遺物とす、彼の學問所の如きは、最も數奇を凝らせしものゝ如く、僧承兌の「學問所之記」によりて知らる、築城に當つて用ひし石は、多

太閤記の伏見城

伏見城の規模

く自然石の奇石にして、諸侯伯の記紋署名あるは、獻贈にかゝれるものなり、御香宮神社、大手筋に面せる大石は、それ等の遺物にして、記紋を附しあるものを散見す、太閤記々伏見城圖、安土桃山時代史論、紀伊郡誌

伏見城址

註(一) 城址、現今堀内村に屬す、

本丸 明治天皇御陵御所在に當る、伏見山の最高處にして、昔時は木幡山と稱せり、南に増田丸あり、

西丸 本丸の西に當る、近年まで「金城閣」のありし邊にして、眺望廣潤なり

松ノ丸 本丸の北、松林にして、四方空濠、纔に本丸に通ず、秀吉の愛妾お松の方を住はせたる處なり、

名護屋丸 本丸の東にして、今 照憲皇太后御陵に當る、御陵前一帶の廣場は宇百間長屋にして、御陵御治定

以前は梅谷と稱し、梅花の名勝地なり、學問所はこの東南方に在り、名護屋丸の東に一小丘あり、

太鼓山と稱す、太鼓曲輪の趾か、この處南方山麓に「舟入」あり、宇治川を切り込みたる處にして

今猶舊趾殘存、池となる、

江雪堀 名護屋丸の北に當る、四圍老樹鬱蒼として、池水を湛ふ、秀吉築城に當り、水の手なきを慨しける

時、北條氏の臣岡江雪入道こゝに水を引きたること太閤記に見ゆ、城内の濠はこの水を引きたるなり、

大手廣庭 桃山御陵道車廻しより約二丁餘にして東を左折すれば、右に目下曲輪、西丸を仰ぎ、左手に治部曲

輪を望む、治部と西丸との間は、大手にして鐵門のありし址なり、石田丸及西丸の北は長東大藏と

云ふ、長東大藏の居りし所、其東に山岡道阿彌あり、山岡道阿彌の居所とす、

註(二) 金瓦は土中より現はる、桃山御陵工事當時、多數掘出されたり、瓦の紋には、菊、桐、巴、花菱等其數

七八十種の多きに達す、菊は三重、二重、單瓣等あり、瓣は十六瓣より八瓣まであり、桐も五七、五三あり、

巴は右巴少く、左巴多く、鷹の羽ちがひ、雲版及法輪、丸のうちに山の字などの巴瓦などもあり、

註(三) 「學問所之記」

學問所之記

城州伏見里者、天下勝境也、大相國相、依、築、大城、營、華第、栽、松竹、作、深林、建、高堂、號、學問所、堂之四、
維構、第屋、屋中一々賦、倭歌、吟、咏、風景、矣、集、故人、英豪、煎、仙茶、而、爲、數、寄、可、否、堂、前、有、長、橋、過、